

フランス
知的財産規則
2023年4月1日改正

目次

第IV巻 管理及び専門組織

第I編 機関

第I章 産業財産権庁

第I節 産業財産権庁の組織

第R411条1

第R411条1-1

第R411条1-2

第R411条1-3

第R411条1-4

第R411条2

第R411条3

第R411条4

第R411条5

第R411条6

第R411条8

第R411条9

第R411条10

第R411条11

第R411条12

第R411条13

第R411条16

第II節 産業財産権庁により課される手数料

第R411条17

第R411条17-1

第R411条18

第III節 産業財産権庁長官の決定に対する控訴院への上訴

第R411条19

第R411条19-1

第R411条19-2

第R411条20

第 R411 条 21
第 R411 条 22
第 R411 条 23
第 R411 条 24
第 R411 条 25
第 R411 条 26
第 R411 条 27
第 R411 条 28
第 R411 条 29
第 R411 条 30
第 R411 条 31
第 R411 条 32
第 R411 条 33
第 R411 条 34
第 R411 条 35
第 R411 条 36
第 R411 条 37
第 R411 条 38
第 R411 条 39
第 R411 条 40
第 R411 条 41
第 R411 条 42
第 R411 条 43

第 II 章 国立植物品種庁

第 I 節 国立植物品種庁の組織及び役割

第 R412 条 7
第 R412 条 9
第 R412 条 10
第 R412 条 11
第 R412 条 12
第 R412 条 13

第 II 節 国立植物品種庁の決定に対する上訴

第 R412 条 15
第 R412 条 16
第 R412 条 17
第 R412 条 18
第 R412 条 19
第 R412 条 20

第 R412 条 21

第 II 編 産業財産権に関する資格

第 I 章 産業財産権に関する適格者名簿への登録

第 R421 条 1

第 R421 条 1-1

第 R421 条 1-2

第 R421 条 2

第 R421 条 3

第 R421 条 4

第 R421 条 5

第 R421 条 6

第 R421 条 7

第 R421 条 8

第 R421 条 9

第 R421 条 10

第 R421 条 10-1

第 R421 条 10-2

第 R421 条 11

第 R421 条 12

第 II 章 弁理士業を営むための条件

第 I 節 弁理士名簿への登録

第 R422 条 1

第 R422 条 2

第 R422 条 3

第 R422 条 3-1

第 R422 条 3-2

第 R422 条 4

第 R422 条 5

第 R422 条 6

第 R422 条 7

第 I 節-2 EU 加盟国又は欧州経済領域協定締約国の領域内に営業所を有する弁理士による
役務の自由な提供

第 R422 条 7-1

第 R422 条 7-2

第 II 節 国内弁理士協会

- 第 R422 条 8
- 第 R422 条 9
- 第 R422 条 10
- 第 R422 条 11

第 III 節 会社形態での業務遂行

第 I 款 専門職民事会社

- 第 R422 条 12
- 第 R422 条 13
- 第 R422 条 14
- 第 R422 条 15
- 第 R422 条 16
- 第 R422 条 17
- 第 R422 条 18
- 第 R422 条 19
- 第 R422 条 20
- 第 R422 条 21
- 第 R422 条 22
- 第 R422 条 23
- 第 R422 条 24
- 第 R422 条 24-1
- 第 R422 条 25
- 第 R422 条 26
- 第 R422 条 27
- 第 R422 条 28
- 第 R422 条 29
- 第 R422 条 30
- 第 R422 条 31
- 第 R422 条 32
- 第 R422 条 33
- 第 R422 条 34
- 第 R422 条 35
- 第 R422 条 36
- 第 R422 条 37
- 第 R422 条 38
- 第 R422 条 39
- 第 R422 条 40
- 第 R422 条 40-1

第 II 款 専門職パートナーシップ

第 R422 条 41

第 R422 条 42

第 R422 条 44

第 R422 条 46

第 R422 条 47

第 R422 条 48

第 R422 条 49

第 III 款 取引パートナーシップ

第 R422 条 50

第 R422 条 51

第 IV 款 弁理士独立業務持株会社

第 R422 条 51-1

第 R422 条 51-2

第 R422 条 51-3

第 R422 条 51-5

第 R422 条 51-7

第 R422 条 51-8

第 R422 条 51-9

第 R422 条 51-11

第 R422 条 51-12

第 R422 条 51-13

第 R422 条 51-14

第 V 款 複数専門職パートナーシップ

第 R422 条 51-15

第 R422 条 51-16

第 R422 条 51-17

第 R422 条 51-18

第 R422 条 51-19

第 IV 節 職業上の義務

第 R422 条 52

第 R422 条 53

第 R422 条 54

第 R422 条 55

第 R422 条 55-1

第 IV 節-2 専門職履行の監査

第 R422 条 55-2

第 R422 条 55-3

第 R422 条 55-4

第 R422 条 55-5

第 V 節 懲戒措置

第 R422 条 56

第 R422 条 57

第 R422 条 57-1

第 R422 条 58

第 R422 条 58-1

第 R422 条 58-2

第 R422 条 58-3

第 R422 条 59

第 R422 条 60

第 R422 条 61

第 R422 条 62

第 R422 条 63

第 R422 条 64

第 R422 条 65

第 R422 条 66

第 III 章 雑則

第 R423 条 1

第 R423 条 2

第 V 卷 意匠及びひな形

第 I 編 権利の取得

第 I 章 保護される権利及び作品

第 I 節 一定の産業に係る特定の管理的措置

第 R511 条 1

第 R511 条 2

第 R511 条 3

第 R511 条 4

第 R511 条 5

第 II 章 出願手続

第 R512 条 1
第 R512 条 2
第 R512 条 3
第 R512 条 3-1
第 R512 条 4
第 R512 条 5
第 R512 条 6
第 R512 条 7
第 R512 条 8
第 R512 条 9
第 R512 条 9-1
第 R512 条 9-2
第 R512 条 9-3
第 R512 条 10
第 R512 条 11
第 R512 条 12
第 R512 条 12-1
第 R512 条 12-2
第 R512 条 13
第 R512 条 14
第 R512 条 15
第 R512 条 16
第 R512 条 17
第 R512 条 18
第 R512 条 18-1
第 R512 条 18-2
第 R512 条 19

第 III 章 保護期間

第 R513 条 1
第 R513 条 1-1
第 R513 条 1-2
第 R513 条 2
第 R513 条 2-1
第 R513 条 2-2
第 R513 条 3

第 IV 章 共通規定

第 I 節 手續
第 R514 条 1

第 R514 条 2
第 R514 条 3
第 R514 条 4
第 R514 条 5
第 R514 条 5-1

第 II 節 経過規定
第 R514 条 6

第 II 編 紛争

第 I 章 国内意匠又はひな形に関する訴訟

第 I 節 仮の保全措置
第 R521 条 1

第 II 節 調査措置
第 R521 条 2
第 R521 条 3
第 R521 条 4
第 R521 条 5

第 III 節 通常規定
第 R521 条 6

第 II 章 EU 意匠及びひな形に関する訴訟
第 R522 条 1

第 III 章 税関における留置
第 R523 条 1

第 VI 卷 発明及び技術的知識の保護

第 I 編 発明特許

第 I 章 適用の範囲

第 II 節 所有権

第 I 款 従業者発明
第 R611 条 1

第 R611 条 2
第 R611 条 3
第 R611 条 4
第 R611 条 5
第 R611 条 6
第 R611 条 7
第 R611 条 8
第 R611 条 9
第 R611 条 10

第 II 款 公務員による発明

第 R611 条 11
第 R611 条 12
第 R611 条 14
第 R611 条 14-1
第 R611 条 14-1 付則

第 III 款 発明者の指定及び所有権の主張

第 R611 条 15
第 R611 条 16
第 R611 条 17
第 R611 条 18
第 R611 条 19
第 R611 条 20

第 II 章 出願及びその処理

第 I 節 出願

第 R612 条 1
第 R612 条 2
第 R612 条 3
第 R612 条 3-1
第 R612 条 3-2
第 R612 条 4
第 R612 条 5
第 R612 条 6
第 R612 条 7
第 R612 条 8
第 R612 条 9
第 R612 条 10
第 R612 条 11

第 R612 条 12
第 R612 条 13
第 R612 条 14
第 R612 条 15
第 R612 条 16
第 R612 条 17
第 R612 条 17-1
第 R612 条 18
第 R612 条 19
第 R612 条 20
第 R612 条 21
第 R612 条 22
第 R612 条 24
第 R612 条 25

第 II 節 出願の審査

第 I 款 国防に影響する出願

第 R612 条 26
第 R612 条 27
第 R612 条 28
第 R612 条 29
第 R612 条 30
第 R612 条 31
第 R612 条 32

第 II 款 出願の分割

第 R612 条 33
第 R612 条 34
第 R612 条 35

第 III 款 出願の補正，取下及び公開

第 R612 条 36
第 R612 条 37
第 R612 条 37-1
第 R612 条 38
第 R612 条 39
第 R612 条 39-1
第 R612 条 40
第 R612 条 41
第 R612 条 42

第 R612 条 43

第 R612 条 44

第 IV 款 出願の拒絶

第 R612 条 45

第 R612 条 46

第 R612 条 47

第 R612 条 48

第 R612 条 49

第 R612 条 50

第 R612 条 51

第 R612 条 52

第 V 款 調査報告の作成

第 R612 条 53

第 R612 条 54

第 R612 条 55

第 R612 条 56-1

第 R612 条 57

第 R612 条 58

第 R612 条 59

第 R612 条 60

第 R612 条 61

第 R612 条 62

第 R612 条 63

第 R612 条 64

第 R612 条 65

第 R612 条 66

第 R612 条 67

第 R612 条 68

第 R612 条 69

第 VI 款 特許の付与及び公告

第 R612 条 70

第 R612 条 70-1

第 R612 条 70-2

第 R612 条 71

第 R612 条 72

第 R612 条 73

第 R612 条 73-1

第 R612 条 73-2

第 R612 条 73-3

第 III 節 発明に関する公告

第 R612 条 74

第 R612 条 75

第 III 章 特許に由来する権利

第 I 節 実施の権利

第 I 款 強制ライセンス

第 R613 条 4

第 R613 条 5

第 R613 条 6

第 R613 条 7

第 R613 条 8

第 R613 条 9

第 II 款 公衆衛生のための職権によるライセンス

第 R613 条 10

第 R613 条 11

第 R613 条 12

第 R613 条 13

第 R613 条 14

第 R613 条 15

第 R613 条 16

第 R613 条 17

第 R613 条 18

第 R613 条 19

第 R613 条 20

第 R613 条 21

第 R613 条 22

第 R613 条 23

第 R613 条 24

第 R613 条 25

第 III 款 公衆衛生問題を抱える諸国への輸出を意図した医薬品の製造を保護する特許についての強制ライセンス

第 R613 条 25-1

第 R613 条 25-2

第 R613 条 25-3

第 R613 条 25-4

第 IV 款 経済発展のための職権によるライセンス

第 R613 条 26

第 R613 条 27

第 R613 条 28

第 R613 条 29

第 R613 条 30

第 R613 条 31

第 R613 条 32

第 R613 条 33

第 V 款 国防のための職権によるライセンス及び収用

第 R613 条 34

第 R613 条 35

第 R613 条 36

第 R613 条 37

第 R613 条 38

第 R613 条 39

第 R613 条 40

第 R613 条 41

第 R613 条 42

第 VI 款 雑則

第 R613 条 43

第 R613 条 43-1

第 II 節 権利の移転及び喪失

第 I 款 異議申立

第 R613 条 44

第 R613 条 44-1

第 R613 条 44-2

第 R613 条 44-3

第 R613 条 44-4

第 R613 条 44-5

第 R613 条 44-6

第 R613 条 44-7

第 R613 条 44-8

第 R613 条 44-9

第 R613 条 44-10

第 R613 条 44-11

第 R613 条 44-12

第 II 款 放棄又は制限

第 R613 条 45

第 R613 条 45-1

第 R613 条 45-2

第 R613 条 45-3

第 III 款 権利の維持又は喪失

第 R613 条 46

第 R613 条 47

第 R613 条 48

第 R613 条 49

第 R613 条 49-1

第 R613 条 50

第 R613 条 51

第 IV 款 権利回復の申立

第 R613 条 52

第 R613 条 52-1

第 R613 条 52-2

第 V 款 国内特許登録簿

第 R613 条 53

第 R613 条 54

第 R613 条 55

第 R613 条 56

第 R613 条 57

第 R613 条 58

第 R613 条 58-1

第 R613 条 58-2

第 R613 条 59

第 VI 款 報告書の作成

第 R613 条 60

第 R613 条 61

第 R613 条 62

第 VII 款 手数料の減額及び無償援助

第 R613 条 63

第 IV 章 国際条約の適用

第 I 節 欧州特許

第 R614 条 1

第 R614 条 4

第 R614 条 5

第 R614 条 6

第 R614 条 7

第 R614 条 11

第 R614 条 12

第 R614 条 13

第 R614 条 14

第 R614 条 15

第 R614 条 16

第 R614 条 17

第 R614 条 18

第 R614 条 19

第 R614 条 20

第 II 節 国際出願

第 R614 条 21

第 R614 条 23

第 R614 条 24

第 R614 条 25

第 R614 条 26

第 R614 条 27

第 R614 条 29

第 R614 条 31

第 R614 条 32

第 R614 条 33

第 R614 条 34

第 R614 条 35

第 IV 章-2 留置

第 R614 条 36

第 R614 条 37

第 V 章 訴訟手続

第 I 節 仮の保全措置

第 R615 条 1

第 II 節 調査措置

第 R615 条 2

第 R615 条 3

第 R615 条 2-1

第 R615 条 4

第 R615 条 5

第 III 節 労使調停委員会

第 R615 条 6

第 R615 条 7

第 R615 条 8

第 R615 条 9

第 R615 条 10

第 R615 条 11

第 R615 条 12

第 R615 条 13

第 R615 条 14

第 R615 条 15

第 R615 条 16

第 R615 条 17

第 R615 条 18

第 R615 条 19

第 R615 条 20

第 R615 条 21

第 R615 条 22

第 R615 条 23

第 R615 条 24

第 R615 条 25

第 R615 条 26

第 R615 条 27

第 R615 条 28

第 R615 条 29

第 R615 条 30

第 R615 条 31

第 VI 章 実用新案

第 R616 条 1

第 R616 条 2

第 R616 条 3

第 VII 章 補充的保護証明書

第 R617 条 1

第 R617 条 2

第 R617 条 2-1

第 R617 条 2-2

第 VIII 章 共通規定

単一節 手続

第 R618 条 1

第 R618 条 2

第 R618 条 3

第 R618 条 4

第 R618 条 5

第 R618 条 6

第 II 編 技術的知識の保護

第 II 章 半導体製品

第 R622 条 1

第 R622 条 2

第 R622 条 3

第 R622 条 3-1

第 R622 条 3-2

第 R622 条 4

第 R622 条 5

第 R622 条 6

第 R622 条 7

第 R622 条 8

第 R622 条 9

第 III 章 植物新品種

第 I 節 植物新品種登録証明書の交付及び更新

第 I 款 植物新品種登録証明書出願

第 R623 条 1

第 R623 条 2

第 R623 条 3

第 R623 条 4

第 R623 条 5
第 R623 条 6
第 R623 条 7
第 R623 条 8
第 R623 条 9
第 R623 条 10
第 R623 条 11
第 R623 条 12
第 R623 条 13
第 R623 条 14
第 R623 条 15

第 II 款 植物新品種登録証明書出願の審査

第 R623 条 16
第 R623 条 17
第 R623 条 18
第 R623 条 19
第 R623 条 20
第 R623 条 21
第 R623 条 22
第 R623 条 23
第 R623 条 24

第 III 款 植物新品種登録証明書の交付

第 R623 条 25
第 R623 条 26
第 R623 条 27
第 R623 条 28
第 R623 条 29
第 R623 条 30

第 IV 款 年次手数料

第 R623 条 30-1
第 R623 条 31
第 R623 条 32
第 R623 条 33
第 R623 条 34
第 R623 条 35

第 V 款 放棄, 喪失

第 R623 条 36

第 R623 条 37

第 VI 款 国内登録簿

第 R623 条 38

第 R623 条 39

第 R623 条 40

第 R623 条 40-1

第 R623 条 41

第 R623 条 42

第 VII 款 国防に影響する植物新品種登録証明書出願

第 R623 条 43

第 R623 条 44

第 R623 条 45

第 R623 条 46

第 R623 条 47

第 VIII 款 雑則

第 R623 条 48

第 R623 条 49

第 R623 条 50

第 R623 条 50-1

第 R623 条 51

第 R623 条 51-1

第 R623 条 52

第 R623 条 53

第 R623 条 53-1

第 R623 条 54

第 II 節 植物新品種登録証明書の適用範囲，存続期間及び育成者の権利の範囲

第 R623 条 58

第 R623 条 58-1

第 II 節-2 農場の種子

第 R623 条 59

第 III 節 留置

第 R623 条 60

第 III 編 発明及び技術的知識に関する訴訟の審理を管轄する裁判所

単一章

第 R631 条 1

第 R631 条 2

第 VII 卷 商標，サービスマーク及びその他の識別性がある標章

単一編 商標及びサービスマーク

第 I 章 商標の構成要素

第 R711 条 1

第 II 章 商標権の取得

第 R712 条 1

第 R712 条 2

第 R712 条 3

第 R712 条 3-1

第 R712 条 4

第 R712 条 5

第 R712 条 6

第 R712 条 7

第 R712 条 8

第 R712 条 9

第 R712 条 10

第 R712 条 11

第 R712 条 12

第 R712 条 12-1

第 R712 条 12-2

第 R712 条 13

第 R712 条 14

第 R712 条 15

第 R712 条 16

第 R712 条 16-1

第 R712 条 16-2

第 R712 条 17

第 R712 条 18

第 R712 条 19

第 R712 条 20

第 R712 条 21

第 R712 条 23

第 R712 条 23-1

第 R712 条 23-2

第 R712 条 24
第 R712 条 24-1
第 R712 条 24-2
第 R712 条 26
第 R712 条 27
第 R712 条 28
第 R712 条 28-1
第 R712 条 28-2
第 R712 条 29
第 R712 条 30

第 IV 章 商標権の移転及び喪失

第 R714 条 1
第 R714 条 1-1
第 R714 条 1-2
第 R714 条 2
第 R714 条 3
第 R714 条 4
第 R714 条 4-1
第 R714 条 5
第 R714 条 6
第 R714 条 7
第 R714 条 7-1
第 R714 条 7-2
第 R714 条 8
第 R714 条 9

第 V 章 証明標章及び団体標章

第 I 節 証明標章

第 R715 条 1

第 II 節 団体標章

第 R715 条 2

第 VI 章 訴訟

第 I 節 仮の保全措置

第 I 款 無効の宣言又は取消の申請

第 R716 条 1

第 R716 条 2

第 II 款 無効の宣言又は取消に関する行政手続

第 R716 条 3

第 R716 条 4

第 R716 条 5

第 R716 条 6

第 R716 条 7

第 R716 条 8

第 R716 条 9

第 R716 条 10

第 R716 条 11

第 R716 条 12

第 III 款 司法手続と行政手続との関係

第 R716 条 13

第 R716 条 14

第 II 節 仮の保全措置

第 R716 条 15

第 III 節 調査措置

第 R716 条 16

第 R716 条 17

第 R716 条 18

第 R716 条 19

第 IV 節 税関における留置

第 R716 条 20

第 V 節 雑則

第 R716 条 21

第 R716 条 22

第 VII 章 国際商標及び EU 商標

第 I 節 国際商標

第 R717 条 1

第 R717 条 1-1

第 R717 条 2

第 R717 条 3

第 R717 条 4
第 R717 条 5
第 R717 条 6
第 R717 条 7
第 R717 条 8

第 II 節 EU 商標

第 R717 条 9
第 R717 条 10
第 R717 条 10-1
第 R717 条 11

第 VIII 章 共通規定

第 I 節

第 R718 条 1
第 R718 条 2
第 R718 条 3
第 R718 条 4
第 R718 条 5

第 II 節 経過規定

第 R718 条 6
第 R718 条 7

第 II 編 地理的表示

第 I 章 一般的な側面

第 I 節 工業製品及び手工芸品を保護する地理的表示

第 R721 条 1
第 R721 条 2
第 R721 条 3
第 R721 条 4
第 R721 条 5
第 R721 条 6
第 R721 条 6-1
第 R721 条 7
第 R721 条 8
第 R721 条 9
第 R721 条 10

第 R721 条 11

第 R721 条 12

第 II 章 訴訟

第 I 節 民事訴訟手続

第 R722 条 1

第 R722 条 2

第 R722 条 3

第 R722 条 4

第 R722 条 5

第 R722 条 6

第 II 節 留置

第 R722 条 7

第 VIII 卷 マヨット，サンバルテルミー，サンピエールエミクロン，ウォリス・フツナ諸島，ニューカレドニア並びに南半球及び南極のフランス領に対する特別規定

第 R811 条 1

第 R811 条 1-1

第 R811 条 1-2

第 R811 条 2

第 R811 条 3

第 R811 条 4

第 IV 卷 管理及び専門組織

第 I 編 機関

第 I 章 産業財産権庁

第 I 節 産業財産権庁の組織

第 R411 条 1

産業財産権庁は、特に次の事項を責務とする。

- (1) 特許出願の審査，特許の付与及びこれらに関する関連書類の交付並びに異議申立の審査
- (1)-2 国防大臣の助言に基づいて，法第 L612 条 9 にいう発明の特許の開示及び自由に実施することの許可並びに法第 L612 条 10，第 L614 条 5 及び第 L614 条 21 にいう特許の開示又は自由に実施する権利の禁止期間の延長及び解除の許可は，国防大臣の要求に基づいて付与される。
- (2) 商品又はサービスに係る商標の登録及び公告並びに法第 L411 条 1(2) にいう商標の無効の宣言の申請及び商標の取消の申請の審査
- (3) 商標の商品及びサービスに関する同一性証明書の交付及び先行行為についての情報の提供
- (4) 特許が付与されている発明に使用された微生物の寄託，保管及び培養体寄託物の公衆による利用への供与の組織化
- (5) 意匠の寄託の集中管理及びその公告
- (6) 特許登録簿，商標登録簿及び意匠登録簿の維持管理，特許，商標の商品又はサービス及び意匠の所有権を変更するすべての証書の登録
- (7) 博覧会における産業財産権の一時的保護，産業報奨及び原産地名称に関する法規に含まれる規定の施行
- (8) 産業財産権に関する国際協定及び協力行動の施行，特に世界知的所有権機関，欧州特許庁，EU 知的財産庁及び EU の国又は地域の産業財産権庁との管理上の連携
- (9) 国内会社登録簿の運用
- (10) 登録は，2022 年 12 月 31 日まで国内商業・会社登録簿において保管され，同日までに提出された書類は，当該登録簿の付則に保管される。
- (11) (9) 及び(10) にいう登録簿に含まれた情報及び書類は，これらの登録簿に適用される規則に従って公衆への利用に供される。
- (12) 産業財産権に関するすべての技術書類及び法律書類の集中管理，保管及び公衆による利用への供与
- (13) 産業財産権公報の管理
- (14) 法第 L721 条 2 に定められている地理的表示明細書の承認申請及び変更申請の審査，これらの明細書の承認及び承認の取消
- (15) 商法第 L123 条 33 に定める単一機関としての立場における，商法第 R123 条 2 にいう IT 部門の管理及び商法第 R123 条 30-9 にいう IT 部門の管理
- (16) その部門長の決定によって定める条件に基づいて，内容の証明を容易にし，産業財産に

付記された正確な出願日を特定することを意図した包袋の登録並びに該当する場合は保存及び返却。この決定では、届出及び本手続に関する移転又は通信は、電子的手段によってのみ行うよう要求することができる。

産業財産権庁は、その保有する書類を活用するため、必要な場合は、他のファイル又は登録簿と連結して、データベースを設定することができる。その目的で、同庁は、子会社を設立し、資金参加を行うことができる。

第 R411 条 1-1

真正性を保証できる条件において、電子形態で公布される産業財産権公報に、決定、証書及び書類を規定に従って公告することは、それらを印刷物に公告することと同様な法律上の効力を生じる。

第 R411 条 1-2

産業財産権庁は、産業財産権及び産業財産権公報についての公的で、かつ、無償の相談を組織する。そのような相談の規約、場所及び条件は、産業財産権庁長官の決定によって定められる。

第 R411 条 1-3

産業財産権及び国内商業登録簿に係る産業財産権庁の公的情報は、再利用の目的のために、電子手段又は電子媒体により、請求に応じて、公衆の利用に供されることができる。

この公的情報の再利用、一部又は全部は、公衆及び機関間の規則に関する法典第 III 巻の規定に反して個人データを使用しないことの約定を含み、ライセンスの申請人が同意することを条件とする。国内商業登録簿からの情報の再利用については、ライセンスは、知的財産権担当大臣による調査基準に関する制限を遵守する約定を含む。

国内商業登録簿からの情報の公衆への普及及び提供にかかわる条件は、商法第 R123 条 154 から第 R123 条 154-1 までに定められている判決及び会計書類の宣言に関連する規定及び財政金融法第 L561 条 46(1) から (3) まで及び第 R561 条 57、第 R561 条 58 に記載されている真の所有者に係る書類の通知に関連する規定と合致する。

公衆の利用に供される情報の説明及びライセンスのテンプレートは、産業財産権庁のウェブサイトでアクセスすることができる。

第 R411 条 1-4

産業財産権庁は、以下への公的で、かつ、無償の電子様式によるアクセスを組織する。

(1) 明細書を承認することの決定及び該当する場合は、承認を取り消すことの決定にかかわる産業財産権公報への公告の日付及び参照事項を伴う法第 L721 条 2 に定められている地理的表示の一覧

(2) 法第 L721 条 3 に従って承認された明細書

(3) 法第 L721 条 5 に定められている地理的表示の各事業者の更新された一覧

そのようなアクセスの規約及び条件は、産業財産権庁長官の決定によって定められる。

第 R411 条 2

産業財産権庁長官は、すべての民事行為について同庁を代表する。

同庁の職員は、長官の命令に従わなければならない。

長官は、同庁の運営に必要なすべての措置を講じる。

長官は、予算を作成し、かつ、これを実行する。長官は、収入の項目を定める。長官は、予算割当の範囲内で支出を割り当て、清算し、命じる。

長官は、自ら指名する同庁の 1 名又は 2 名以上の職員に対して、署名、特に契約締結に係る署名の権限を委任することができる。

第 R411 条 3

理事会は、14 名の構成員から成る。

(1) 経済界からの個人であって、産業財産権担当大臣の命令により 1 度限り更新可能な 3 年の任期につき議長として任命される者

(2) 法務省の民事局長又はその代理

(3) 経済財務省の予算局長又はその代理

(4) 産業財産権担当大臣の代理 2 名。うち 1 名は法務局長又はその代理、残り 1 名は研究担当大臣の代理

(5) BPI グループ株式会社の代表取締役又はその代理

(6) 国内弁理士協会会長及び産業財産権担当大臣の命令により 1 度限り更新可能な 3 年の任期で任命される企業の産業財産権専門家の代表者

(7) 1 度限り更新可能な 3 年の任期で産業財産権担当大臣の命令により任命される産業財産権保護関連の産業界の代表者 3 名

(8) 産業財産権担当大臣の命令により定められた条件に従って選出される、庁の職員の代表者 2 名

議長は副議長の援助を受け、当該議長及び副議長は、理事会の構成員であって、そのなかから選出され、同一条件で任命される。

理事会の構成員は、報酬の支払を受けない立場にある。ただし、2006 年 7 月 3 日布告 No. 2006-781 に規定された交通費及び寝食手当の支給を受けることができる。

産業財産権担当大臣の命令によって任命された理事会構成員の 1 名が死亡、辞任又はその他の何らかの理由に基因して欠員となる場合には、その者の任務残存期間のあいだ、交替される。

長官、予算検査官及び会計官は、諮問のために理事会の会議に参加する。

議長は、会議に出席させることが有益であると判断する者に対し、諮問のために、会議への出席を求めることができる。

理事会事務局の業務は、当該目的のために長官が任命した産業財産権庁の職員によって行われる。

第 R411 条 4

理事会は、監督各大臣が定めた方向付け枠組内で、庁の一般方針を定める。理事会は、特に次の責務を有する。

(1) 予算及びその修正、終了した会計年度の財務報告並びに成果の割当を承認し、年次業務

報告について意見を述べること

(2) 料金政策の方向付け、庁が締結する契約の承認に係る一般的条件、職員の雇用及び報酬に係る一般的条件、庁の事務規則を決定すること

(3) 子会社の設立又は解散、分配金の取得又は移転、建物の購入、売却又は賃貸借について決定すること

(4) 借入を承認し、贈与及び遺産を受け入れること

(5) 訴訟の提起を決定し、和解による解決に合意すること

理事会は、これらの権能を庁長官に委任することができる。

第 R411 条 5

理事会は、少なくとも年 2 回会議を行う。理事会は、議長が定めた議題に関して議長が招集する。

少なくとも 7 名の構成員が出席又は出席代行される場合には、定足数は満たされることになる。定足数が満たされない場合、理事会は、同一の議題について討議するために第 2 回目の会議が招集された後、定足数の条件なしで、有効に審議を行い、その際、定足数が要件とされないことを明確にする。

票割れの場合は、議長が決定票を投じる。議長が不在又は参加できない場合は、その権限は副議長によって行使される。理事会の各構成員は、別の構成員に対して代理権を付与することができる。1 名が 2 以上の代理権を有することはできない。理事会は、内部規則を採用することができる。

第 R411 条 6

産業財産権庁に所属する契約職員の数は、庁の予算割当の範囲内で毎年決定される。

当該職員の地位については、布告によってこれを定める。

第 R411 条 8

産業財産権庁は、予算管理及び公共会計に関する 2012 年 11 月 7 日布告 No. 2012-1246 の第 I 節及び第 III 節の規定に従うことを条件としている。

第 R411 条 9

産業財産権庁長官は、理事会が次の権限を行使して下した決定を、経済・財政総合統制部の構成員の見解書がある場合はそれを添えて、産業財産権担当大臣及び予算担当大臣に承認を求めて提出する：

－ 予算及びその修正、

－ 終了した会計年度の財務報告書及び利益又は損失の割当の承認、

－ 料金政策のための指針の設定、

－ 職員の雇用及び報酬に係る一般的条件の設定、

－ 子会社の設立及び解散に係る決定、

－ 持株の取得又は譲渡、

－ 財産の購入、売却又は賃貸借、借入の許可並びに贈与及び遺産の受入。

職員の雇用及び報酬に係る一般的条件に関する決定は、公務担当大臣にも送達される。これ

らの決定は、産業財産権担当大臣、予算担当大臣及び公務担当大臣による受領後1月以内に、法律の運用により執行される。ただし、当該期間内に反対した者がいないことを条件とする。

その他の決定は、産業財産権担当大臣及び予算担当大臣による受領後1月以内に、法律の運用により執行される。ただし、当該期間内に反対した者がいないことを条件とする。

予算及び財務報告書に関する決定は、予算管理及び公共会計に関する2012年11月7日布告No.2012-1246第III編に定められた条件において執行される。

予算担当大臣は、本条にいう承認の決定に関して、自身の署名を経済・財政総合統制部の構成員に委任することができる。

第 R411 条 10

産業財産権庁の財源は、次のとおりである。

- (1) 産業財産権、商業登録簿及び職種登録簿並びに会社定款の提出に関するすべての公認課徴金収入
- (2) 同庁により役務提供報酬として課されるすべての収入
- (3) 刊行物の販売による収益
- (4) 資産収入及び資産売却益
- (5) フランスが参加している国際産業財産権組織からの払戻金収入
- (6) 公認借入からの資金
- (7) 特に寄付、遺贈、贈与及び援助金等によるその他の資金

第 R411 条 11

産業財産権庁の費用は、次のとおりである。

- (1) 同庁の運営及び設備のための支出
- (2) 国際産業財産権組織体へのフランスの参加に関連する支出

第 R411 条 12

産業財産権庁が発する業務契約及び供給契約については、国の契約に適用される法律及び規則の規定に準拠する。

第 R411 条 13

産業財産権庁長官は、収入証の発行、支出に係る割当、清算及び支払命令を記録する。

第 R411 条 16

会計処理、予算及び計算書の様式、帳簿並びに権限を有する幹部職員及び会計官による記載に関する規則は、財務担当大臣、予算担当大臣及び関係大臣の署名がある1又は2以上の命令書において定められる。

第 II 節 産業財産権庁により課される手数料

第 R411 条 17

I. 産業財産権庁は、以下に関して手数料を徴収する。その金額並びに適用の規約及び条件は、産業財産権担当大臣及び予算担当大臣の共同命令により、設定される。

(1) 発明特許、実用新案及び補充的保護証明書について

- －出願
- －調査報告又は追加調査報告
- －11 件目以降の追加クレーム
- －誤謬訂正の請求
- －手続続行の請求
- －減縮の請求
- －明細書の発行及び印刷
- －異議申立
- －効力の維持
- －権利回復の申立

(2) 欧州特許について

- －欧州特許出願のクレーム又は欧州特許のクレームの翻訳文又は補正翻訳文の公告
- －欧州特許出願の謄本の作成及び受理国への送付

(3) 国際出願(特許協力条約, PCT)について

- －国際出願の提出
- －遅延納付金の追納
- －追加謄本の作成

(4) 商品又はサービスの商標について

- －出願
- －商品又はサービスの分類
- －重大な誤記の是正又は訂正
- －異議申立
- －更新
- －国際商標登録簿への登録申請
- －権利取消の申立
- －無効の宣言又は取消の申請
- －異議申立又は無効の宣言の申請に基づいて、主張された最初の権利に加えて主張される追加の権利
- －登録出願又は登録の分割

(5) 意匠及びひな形について

- －出願
- －延長
- －是正, 訂正, 権利取消の申立

(6) 発明特許, 実用新案, 補充的保護証明書, ソフトウェア, 商標, 意匠又はひな形に共通の手数料。報賞及び報酬

- －遅延請求の補充，追納又は方式の遅延完了
- －放棄
- －国内登録簿への登録請求
- －報賞，報酬又は譲渡若しくは移転にかかわる申立の転記

(7) 産業財産権の隣接権について

－半導体製品の回路配置：出願及び保管，権利の修正又は移転に関する証書の登録
産業財産権庁は，以下の手続に関して手数料を徴収する。その金額並びに適用の規約及び条件は，産業財産権担当大臣，手工芸担当大臣及び予算担当大臣の共同命令により，設定される。

－法第 L721 条 2 に定められている地理的表示明細書の承認申請

－承認済み明細書の変更申請

認容されない場合は，以下の手数料が払い戻される。

－発明特許，実用新案及び補充的保護証明書について：出願

－商標，商号又はサービスマークについて：出願，商品又はサービスの分類，更新

－意匠及びひな形について：出願，延長

－法第 L721 条 2 に定められている地理的表示について：承認申請，承認済み明細書の変更申請

以下の手数料もまた払い戻される。

－特許発行手続が終了したとき又は開示及び自由な実施の禁止期間が延長されたときは，発明特許に関する調査報告手数料。ただし，調査報告を作成する手続が行われていない場合に限る。

－減縮手続が第 R613 条 45-3 にいう条件に基づいて終了したときは，発明特許の減縮請求に関する手数料

II. 産業財産権庁は，ロイヤルティを徴収し，その金額及び適用の条件は，以下の手続及び手順を実施した上で，理事会の審議によって設定される。

(1) その保存を確保する書類及び証書の伝達

(2) 内容の証明を容易にし，産業財産に付記された正確な出願日を特定することを意図した包袋の登録並びに該当する場合は保存及び返却。

第 R411 条 17-1

産業財産権庁は，商法第 L123 条 54 の II に定める手数料を徴収する。

第 R411 条 18

産業財産権庁がその保管書類からの情報の利用及びその刊行物の販売に際して徴収する収入は，長官の決定によって確定され，長官は徴収方法及び金額を定める。

第 III 節 産業財産権庁長官の決定に対する控訴院への上訴

第 R411 条 19

法第 L411 条 4 第 1 段落にいう決定に対する上訴は、無効上訴である。

同法第 L411 条 4 第 2 段落にいう決定に対する上訴は、破棄上訴である。当該上訴は、紛争全体を審理するための管轄権を裁判所に付与する。裁判所は、事実上及び法律上の判決を下す。

第 R411 条 19-1

第 R411 条 19 にいう産業財産権庁長官の決定に対する上訴を直接的に審理するための管轄権を有する控訴院は、当該上訴を提起する当事者の居所にある裁判所である。

第 R411 条 19-2

第 R411 条 19 にいう手続を審理するための管轄権を有する控訴院の所在地及び管轄区域は、司法組織法第 D311 条 8 に添付の表 XVI に従って設定される。

上訴を提起する当事者が別の国に居住している場合には、パリ控訴院が管轄権を有する。当該裁判所の管轄区域内で、住所が選択されなければならない。

ただし、パリ控訴院は単独で、発明特許、実用新案、補充的保護証明書及び半導体製品の回路配置の付与、拒絶、異議申立て又は維持に関する産業財産権庁長官の決定に対して提起された上訴を直接的に審理するための管轄権を有する。

第 R411 条 20

本節の特別規定に従うことを条件として、第 R411 条 19 にいう上訴は、民事訴訟法の規定に従って提起され、審理され、判決が下される。

第 R411 条 21

第 R411 条 19 にいう上訴は、関係する決定の通知から 1 月以内に提起されなければならない。

第 R411 条 22

すべての当事者は、弁護士を選任しなければならない。

弁護士の選任は、住所の選択を必然的に伴う。

第 R411 条 23

産業財産権庁は、裁判手続の当事者となってはならない。

控訴院は、産業財産権庁長官を聴聞した後に又は長官を召喚し、かつ、書面又は口頭で意見を提出させた後に、判決を下す。

検察庁は、自らが参加すべきと認める事件に関して通知を受けることができる。

第 R411 条 24

手続書類は、電子的手段により裁判所に提出されなければならない、これに従わない場合は職

権により認容されない。

これが作成者の責めに帰することができない理由により不可能である場合は、書類は、印刷物で裁判所の書記課に提出されるか又は受領確認請求付の書留郵便により書記課に送付されなければならない。この場合、上訴通知書は、受取人の数に3を加えた数に相当する通数で、裁判所の書記課に提出されるか又は送付されなければならない。提出は、すべての副本にその日付を記載し、書記官の印を付すことによって確認され、そのうち1通を直ちに返却する。

上訴通知書が郵便により送付された場合は、裁判所の書記課は、当該書類を発送局の印により表示された日付で登録し、かつ、受領確認を何らかの手段により送付者に転送する。通知、督促状又は招集状は、電子的手段により当事者の弁護士に転送されなければならない。ただし、これが送付者の責めに帰することができない理由により不可能である場合は、この限りでない。電子的手段による通信については、民事訴訟法第930条1にいう法務大臣の命令によって規定されている。

第 R411 条 25

上訴は、民事訴訟法第54条(3)にいう記載に加えて、次の記載を含む書類によって控訴院に提起されなければならない、これに従わない場合は無効となる。

(1) 上訴人の会社の固有の識別番号又はフランス国外に所在する事業者については、商業・会社登録簿への登録の抄本と等価な書類

(2) 上訴の対象

(3) 権利所有者の名称及び宛先。ただし、上訴人がこの資格を有していない場合に限る。

(4) 上訴人の弁護士の選任

黙示的拒絶の決定の場合を除き、この書類には、上訴される決定の写しを添付しなければならない、これに従わない場合は無効となる。

書類には、日付を付し、かつ、選任された弁護士が署名しなければならない。書類は、裁判所の書記課に提出されなければならない、裁判所への登録申請書として機能する。

第 R411 条 26

書記官は、弁護士を選任する義務を記載した上訴通知書の副本を、通常郵便により、産業財産権庁長官の決定の通知を受けたすべての当事者に遅滞なく送付する。

通知書が裁判所の書記課に返送された場合又は被告が通知書の送付から1月以内に弁護士を選任しない場合は、書記官は、上訴人の弁護士が上訴通知書を送達することができるように、当該弁護士に通知する。

上訴通知書は、裁判所の書記課によって通知が送付された月中に送達されなければならない、これに従わない場合は、上訴通知書は無効と宣言される。ただし、その間に、上訴通知書の送達前に被告が弁護士を選任した場合は、これは、被告の弁護士に通知されなければならない。

送達書類は、被告に対し、送達の日から15日以内に被告が弁護士を選任しない場合には、相手方が提出した要素のみに基づいて被告に不利な命令を受ける可能性があること及び第 R411 条 30 にいう期限内に被告が趣意書を提出しない場合には、その提出書類が職権により認容されないものと宣言される可能性があることを通知しなければならない、これに従わない

場合は無効となる。

第 R411 条 27

被告の弁護士は、選任された後直ちに、その選任を上訴人の弁護士に通知し、かつ、受領確認付の書留郵便により産業財産権庁長官に通知する。指名書類の写しを、裁判所の書記課に提出しなければならない。

第 R411 条 28

書記官は、上訴通知書の写しを、普通郵便により産業財産権庁長官に送付する。産業財産権庁長官は、上訴に関して通知を受けた後直ちに、当事者が提出した意見書及び書類を含む事件のファイル並びに紛争中に当該事件ファイルに提出されたすべての書類を、裁判所の書記課に送付する。

第 R411 条 29

上訴人は、この通知から 3 月以内に、趣意書を裁判所の書記課に提出しなければならない。これに従わない場合は、上訴通知書は職権により無効と宣言される。被告は、同一の期限内に、趣意書を受領確認請求付の書留郵便により産業財産権庁長官に送付し、その証明を裁判所の書記課に提出しなければならない。これに従わない場合は同一の制裁が適用される。

第 R411 条 30

被告は、第 R411 条 29 にいう上訴人の趣意書の通知から 3 月以内に、趣意書を裁判所の書記課に提出し、かつ、該当する場合は、附帯上訴を提起しなければならない。これに従わない場合は職権により認容されない。被告は、同一の期限内に、趣意書を受領確認請求付の書留郵便により産業財産権庁長官に送付し、その証明を裁判所の書記課に提出しなければならない。これに従わない場合は同一の制裁が適用される。

第 R411 条 31

附帯上訴は、第 411 条 25 に従って提起されなければならない。

第 R411 条 32

附帯上訴の被告当事者は、当該上訴について通知を受けた日から 3 月以内に、趣意書を裁判所の書記課に提出しなければならない。これに従わない場合は職権により認容されない。手続の強制参加人は、自らに対する参加申立の通知から 3 月以内に、趣意書を裁判所の書記課に提出しなければならない。これに従わない場合は職権により認容されない。任意参加人は、その任意参加の日から起算される同一の期限を遵守しなければならない。これに従わない場合は同一の制裁が適用される。附帯上訴の被告当事者、強制参加人及び任意参加人は、同一の期限内に、趣意書を受領通知付の書留郵便により産業財産権庁長官に送付し、その証明を裁判所の書記課に提出しなければならない。これに従わない場合は同一の制裁が適用される。

第 R411 条 33

各当事者の弁護士は、相手方当事者の弁護士に対し、趣意書を通知し、かつ、同時に書類を送達しなければならない。上訴人又は被告が複数である場合は、趣意書は、選任されたすべての弁護士に通知され、かつ、送達されなければならない。これらの趣意書及び書類は、受領通知付の書留郵便により産業財産権庁長官に送付されなければならない。

趣意書の写しを、その通知の証明を添付して、裁判所の書記課に提出しなければならない。認容されない趣意書の裏付として送達され、提出された書類は、それ自体認容されない。

第 R411 条 34

趣意書は、その裁判所の書記課への提出について規定されている期限と同一の期限内に、当事者の弁護士に通知され、かつ、産業財産権庁長官に送付されなければならない。これに従わない場合は第 R411 条 29、第 R411 条 30 及び第 R411 条 32 に規定されている制裁が適用される。趣意書は、遅くとも同各条にいう期限の満了の翌月中に弁護士を選任しなかった当事者に送達されなければならない。これに従わない場合は同一の制裁が適用される。ただし、その間に、趣意書が送達される前にこれらの当事者が弁護士を選任した場合は、趣意書は、当該弁護士に通知されなければならない。

第 R411 条 29、第 R411 条 30 及び第 R411 条 32 並びに第 1 段落にいう期限内に趣意書が当事者に通知された場合は、この日が、当該当事者が趣意書を裁判所の書記課に提出しなければならない期限の開始日となる。

第 R411 条 35

産業財産権庁長官は、自らの意見を書面で受領通知付の書留郵便により手続の当事者に通知する。産業財産権庁長官は、その写しを裁判所の書記課に提出する。

第 R411 条 36

不可抗力の場合は、裁判部長は、第 R411 条 29、第 R411 条 30 及び第 R411 条 32 に規定されている制裁を適用してはならない。

第 R411 条 37

当事者は、第 R411 条 29、第 R411 条 30 及び第 R411 条 32 にいう趣意書の時点で本案に関する主張すべてを提出しなければならない。これに従わない場合は職権により認容されない。その後の主張の援用に係る相手方当事者もまた、不認容を提起することができる。

ただし、控訴院が第 R411 条 19 第 2 段落を根拠とする上訴を審理する場合は、反対趣意書及び書類に応答するため又は裁判所が最初の趣意書の前に第三者の参加又は事実の発生若しくは発覚から生じた事項に関して判決を下すための主張は、引き続き認容される。

第 R411 条 38

第 R411 条 19 第 2 段落を根拠とする上訴を審理する控訴院において、当事者が産業財産権庁長官に提出した主張を裏付けるために、当事者は、新たな理由を援用し、新たな書類を提出し又は新たな証拠を提案することができる。

当事者は、裁判所が第三者の参加又は事実の発生若しくは発覚から生じた事項に関して判決を下すため以外の目的のために新たな主張を裁判所に提出してはならず、これに従わない場合は職権により認容されない。

主張は、産業財産権庁長官に提出された主張と同一の目的のためのものである場合は、その法的根拠が異なる場合でも、新たなものとはみなされない。

第 R411 条 39

趣意書は、見出しに、民事訴訟法第 960 条第 2 段落にいう表示を含まなければならない。趣意書には、当事者の主張並びにこれらの各主張を裏付ける事実上及び法律上の理由を、各主張について、援用する書類及びその番号を提示して、明確に記載しなければならない。趣意書には、書類についての要約陳述書を添付しなければならない。

趣意書は、事実及び手続の説明、主張及び理由に関する考察並びに主張についての要約陳述書を明確に含まなければならない。第 R411 条 19 第 2 段落に準拠する上訴に基づいて、論議中に、先の提出書類に加えて、主張を裏付ける新たな理由を援用する場合は、これらは、正式に別の陳述書として提示されなければならない。

裁判所は、陳述書に含まれる主張のみに関して判決を下すものとし、論議中にこれらの理由を裏付ける理由が援用された場合に限り、当該理由を審査する。

最後の提出書類において、当事者は、先の趣意書において先に提示され又は援用された主張及び理由を繰り返さなければならない。当事者がこれを行わない場合は、当事者はこれらの主張及び理由を放棄したものとみなされ、裁判所は、最後に提出された趣意書のみに関して判決を下す。

第 R411 条 40

裁判所長は、事件を担当する裁判部を指定する。

裁判所の書記課は、当該指定を、選任された弁護士及び産業財産権庁長官に通知する。

第 R411 条 41

第 R411 条 29、第 R411 条 30 及び第 R411 条 32 に従うことを条件として、事件を担当する裁判部の部長は、手続の当事者が趣意書を送達し、産業財産権庁長官に送付し、その写しを裁判所の書記課に提出すべき期限を定める。

裁判部長は、討議の日を定める。

裁判所の書記課は、これらの期限及び討議の日を当事者の弁護士に通知する。

書記課は、討議の日について産業財産権庁長官に通知する。

第 R411 条 42

裁判所の書記課は、控訴院の判決を、受領確認請求付の書留郵便により手続の当事者及び産業財産権庁長官に通知する。

第 R411 条 43

第 R411 条 21、第 R411 条 26 及び第 R411 条 29 に規定されている期限は、次の期間延長される。

(1) 上訴が次のとおり提起される場合は、1月

(a) フランス本土に所在する裁判所において、グアドループ、ガイアナ、マルティニーク、レユニオン、マヨット、サンバルテルミー、サンマルタン、サンピエールエミクロン、フランス領ポリネシア、ウォリス・フツナ諸島、ニューカレドニア又は南半球及び南極のフランス領に居住する当事者について、又は

(b) グアドループ、ガイアナ、マルティニーク、レユニオン、マヨット、サンバルテルミー、サンマルタン、サンピエールエミクロン又はウォリス・フツナ諸島に所在する裁判所において、この地域に居住していない当事者について

(2) 上訴人が外国に居住している場合は、2月

被告及び強制参加人について第 R411 条 30 及び第 R411 条 32 に定められている期限は、同一の条件に基づいて、かつ、同一の方法により延長される。

第 II 章 国立植物品種庁

第 I 節 国立植物品種庁の組織及び役割

第 R412 条 7

国立植物品種庁の任務では、当該機関の業務において知ることとなったすべての事項について秘密を保持する。

第 R412 条 9

国立植物品種庁の任務として、必要と考えられる見解を有する何れの専門家又は人物も招集することができる。

第 R412 条 10

国立植物品種庁の任務は、以下とする。

- － 証明書を得るための申請及び証明書の発行に対する異議を受領し、記録し、かつ、調査すること
- － 植物育成者の権利に関する様々な登録簿を保持し、かつ、定められている証明書及び様々な公告の所有権に影響を及ぼすすべての書類の登録を確保すること
- － すべての管轄団体との連絡役として行為すること、また、特に品種名及び技術的審査の事項については、植物新品種保護国際同盟事務局、欧州植物品種庁及び植物品種の保護の責務を負う外国の諸団体との連絡役として行為すること
- － 得られる証明書及び発行されるすべての公的書類の写しを作成すること
- － 証明書が発行されている品種の保存状況の監視を実行し又は手配すること
- － 国立植物品種庁の対象とされた責務に関する法第 L412 条 1 に定められた公益団体の予算作成に関与すること

国立植物品種庁は、植物品種保護に関する規制文書の作成に関与する。国立植物品種庁は、植物品種保護の促進又は改善を目的として、国際協定を作成し、かつ、交渉することに関与する。

国立植物品種庁は、同機関の活動に関する報告書を毎年作成し、その報告書を、農事・海洋漁業法の第 D661 条 1 に定められている培養植物の選択に関する常任技術委員会へ提出する。

第 R412 条 11

国立植物品種庁は、植物の新品種の保護に関する国際条約の第 30 条 1(ii) の規定の意味において、植物品種の保護を担当するフランスのためのサービス機関である。この目的を達成するために、国立植物品種庁の長は、植物新品種保護国際同盟と連絡を取り合い、かつ、当該同盟の業務に関与する。

第 R412 条 12

国立植物品種庁の対象とされた責務に関する収支は、法第 L412 条 1 に定められている公益団体の予算及び勘定において、識別することができる。

第 R412 条 13

国立植物品種庁の責務に関連する費用は、以下を含む。

- － 個人に割り当てられた報酬及び交通費に関連する費用を含む、作業及び設備の費用
- － 技術的審査の費用及び必要な場合は、参考文献収集を行うための費用

第 II 節 国立植物品種庁の決定に対する上訴

第 R412 条 15

国立植物品種庁の長の決定に対しパリ控訴院に上訴するための期間は、1 月とする。上訴人がフランス本土以外の場所に居住する場合は、この期間は、欧州に居住する者については 1 月、世界のその他の地域に居住する者については 2 月延期される。

第 R412 条 16

前条に規定された上訴期間は、上訴人が国立植物品種庁の長の決定通知を受領した日から起算される。

第 R412 条 17

上訴は、上訴人本人により又は正規に登録された弁護士を通じて、パリ控訴院の上級首席裁判官宛の書面での請求により提起される。

上訴人本人が出廷することができない場合は、第 1 段落に規定されるとおり、代理又は補佐させることができる。

第 R412 条 18

上訴が植物新品種登録証明書の出願の所有者以外の者により行われる場合は、当該所有者は、控訴院の上級書記官より、受領確認付の書留郵便をもってその旨の通知を受ける。

第 R412 条 19

控訴院は、公訴官を聴聞した後に、判決を下す。

第 R412 条 20

植物新品種保護委員会の決定に対して提起された如何なる上訴も、控訴院の書記官により、15 日以内に受領確認付の書留郵便で、国立植物品種庁の長に報告される。

書記官は、控訴院により差し戻された命令については、前記と同様の形態で、上訴人及び国立植物品種庁の長に通知しなくてはならない。

第 R412 条 21

書記官は、当該命令の認証謄本を、国立植物品種庁の長に送付する。

当該命令は、第 R623 条 38 に規定されている国内植物新品種登録証明書の登録簿に、自動的に登録される。

控訴院命令は、その通知後 2 月以内に執行される。

第 II 編 産業財産権に関する資格

第 I 章 産業財産権に関する適格者名簿への登録

第 R421 条 1

法第 L421 条 1-1 に従うことを条件にして、法第 L421 条 1 という産業財産権に関する適格者名簿への自然人の登録は、次のすべての条件を満たさなければならない。

- (1) 1984 年 1 月 26 日法律 No. 84-52 にいう科学的、文化的及び専門的な公的組織であって資格付与権限を有するものが発行した法律、科学若しくは技術上の国家第二課程資格免状を有すること又は法務大臣、産業財産権担当大臣及び高等教育担当大臣の共同命令により定められた条件に従って同等と認められる資格を有すること
- (2) ストラスブール大学の国際産業財産権研究センター(CEIPI)が発行した資格免状を有すること又は法務大臣、産業財産権担当大臣及び高等教育担当大臣の共同命令により定められた条件に従って同等と認められる資格を有すること
- (3) 3 年以上の職務経験があること
- (4) 法務大臣、産業財産権担当大臣及び高等教育担当大臣の共同命令により各専門分野についてその条件及び課程が決定される適性試験に合格していること。なお、当該試験は、欧州特許庁に対する専門的代理人についても適用される。

第 R421 条 1-1

以下の者も、法第 L421 条 1 に記載されている適格者名簿に含むことができる。

- (1) 第 R421 条 1(1)及び(2)の資格条件に適合し、かつ、産業財産権に関して少なくとも 8 年の職務経験を提示することを条件として
 - (a) 1 又は複数の企業、企業グループ、団体、財団又は公益機関内で実務を行っていた者
 - (b) 弁理士、産業財産権法律会社又は代理人の会社、国務院及び破毀院に対する法律事務所又は弁護士の従業者
 - (c) A 分野における政府の従業者及び以前の政府の従業者、あるいは行政当局若しくは公共サービス又は国際組織に従事していた当該分野に属する、政府の従業者と同等な者
- (a), (b) 及び(c)にいう者は、それらの者の活動の合計期間が少なくとも 8 年である場合には、それらの規定に定められている立場の幾つかを保持することができる。
- (2) 以下のすべての条件を満たす者
 - (a) 該当する場合は、専門教育の範囲内で得られた、法律、科学及び技術の高等教育における修士と同等な資格免状の所有
 - (b) ストラスブール大学の国際産業財産権研究センター(CEIPI)の修了証書の所有又は継続する専門能力開発の範囲内で発せられる法務大臣、産業財産権担当大臣及び高等教育担当大臣の共同命令によって設定された条件において認められる同等の資格の所有
 - (c) 産業財産権に関連して、以下の内容で修得された 8 年の職務経験
 - 1 又は複数の企業、企業グループ、団体、財団又は公益機関内において
 - 弁理士、産業財産権法律会社又は代理人会社、弁護士の団体又は弁理士の会社、国務院及び破毀院に対する弁護士又は弁護士の従業者として
 - A 分野における政府の従業者及び以前の政府の従業者、あるいは行政当局若しくは公共サ

ービス又は国際組織従事していた当該分野に属する、政府の従業者と同等な者として(c)にいう者は、本規定に定められている立場の幾つかを、それらの活動の合計期間が少なくとも8年である場合には、保持することができる。

国際組織内で保持された立場から生じる場合を除き、(1)及び(2)に定められている職務経験は、EUの加盟国又は欧州経済領域協定締約国若しくは当該職務経験を認定するフランス国との協定の当事国において、修得されなければならない。

第 R421 条 1-2

第 R421 条 1-1 にいう者の職務経験の真実及び内容並びに弁理士の専門に関する倫理規定についてのそれらの者の知識は、産業財産権担当大臣の命令によって設定された条件において、第 R421 条 6 に定められている委員会による監視に従うことを条件とする。この委員会は、利害関係人の職務経験からみて、当該利害関係人の登録と関連する専門分野も判断する。

第 R421 条 2

次に該当する者は、適格者名簿に登録することができない。

- (1) 名誉、誠実又は道徳に反する行為として刑事上の有罪判決を受けるに至った行為を行った者
- (2) 前記と同種の行為について、解雇、登録抹消、免職、承認又は委任の取消を伴う懲戒的又は行政的制裁を受けた者
- (3) 個人的に支払不能を宣告され又は司法的清算、資産の清算、個人的支払不能及び破産に関する法律若しくは企業の更生及び司法的清算に関する法律に基づくその他の制裁措置を受けた者

第 R421 条 3

次の事項が、刑事訴訟法第 R79 条に定められている。

[...] 警察記録の第 2 公報は、次の者に交付された。

[...] 24. 産業財産権適格者名簿及び法第 L422 条 5 にいう名簿への登録のため産業財産権庁長官に対して

第 R421 条 4

産業財産権の適格者の登録に伴う専門分野の指定は、職務経験を基盤とし、該当する場合は、資格免状に基づく技術者又は弁護士業務により補完される、特許又は商標若しくは意匠の分野とすることができる。

該当する場合は、複数分野を登録することもできる。

産業財産権に関し新しい専門的資格が発生した場合は、産業財産権担当大臣は、その命令により専門分野項目を追加設定することができる。

第 R421 条 5

第 R421 条 1(3)にいう職務経験とは、産業財産権、関連する権利及び関連事項に関する権利についての研究、助言、援助又は代理を主たる活動として遂行することから生じる。

職務経験は、求められる専門分野に対応する主題において、かつ、同一専門分野でもって登録された産業財産権適格者の責任の下で、フランス国内で修得されていなければならない。この職務経験は、EU の別の加盟国又は欧州経済領域協定締約国若しくは当該職務経験を認定するフランス国との協定の当事国においても、修得されることができ、求められる専門分野に対応する主題において、それらの協定が設立された国の中央産業財産権庁に対して、当事者らを代理する資格を有する者の責務に基づいて、当該職務経験がなされていることを条件としている。

実務がそのような者の責務に基づいて修得されていない場合又は実務が第三当事国において修得されている場合には、第 R421 条 6 にいう委員会は、請求に応じて、審査への提言のために、実務の内容、範囲及び関係専門分野における習慣的な基準の遵守に基因して等価であると認められている実務を修得している候補者を承認することができる。

第 R421 条 6

第 R421 条 1(4)にいう試験の監督責任を有する委員会は、裁判官、裁判長、私法を教える大学教授、弁護士、産業財産権に権限のある者 2 名及び 2 名の弁理士を含む産業財産権適格者名簿に登録されている者 4 名から構成される。代行者は、基本の委員各々について任命される。

当該委員会の構成員及びその代行者の任命条件は、法務大臣、産業財産権担当大臣及び高等教育担当大臣の共同命令により設定される。

第 R421 条 7

第 R421 条 1 及び第 R421 条 1-1 にいう資格免状、配置及び専門審査に関する条件は、一通りの研究課程を無事に修了し、また、該当する場合は、当該研究課程に加えて要求される専門教育課程を履修し、かつ、次を有することを提示する者については適用されない。

(1) EU 加盟国又は欧州経済領域協定締約国における職務経験を許容する資格免状、証明書又はその他の資格書の何れかであって、次による交付に該当するもの

(a) 当該加盟国の管轄当局により交付され、かつ、主に EU 内又は欧州経済領域内で修得した教育を保証するもの

(b) 第三当事国の当局により交付されたもの。ただし、この場合は、当該資格免状、証明書又はその他の資格書を承認した EU 加盟国又は欧州経済領域協定締約国により発行された、これらの交付されたものを所有する者が、その者の領域において修了した、常勤での少なくとも 3 年間の又は非常勤でのこれと同等な合計期間の職務経験を有していることを証明する証明書が提供されていることを条件とする、又は

(2) 過去 10 年間のうち、当該職務の就任又は遂行を規制していない EU 加盟国又は欧州経済領域協定締約国において常勤での少なくとも 1 年間の又は非常勤でのこれと同等な合計期間の遂行。ただし、この場合は、当該遂行が、加盟国の管轄当局によって証明され、かつ、関係当事者が、職務を規制しない加盟国の当局によって発行された、1 又は複数の管轄証明書又は職務の遂行を用意する資格書の証拠を所有していることを条件とする。ただし、1 年の職務経験は、申請人の資格書が規制された教育を証明する場合には、必要とされない。

第 R421 条 8

第 R421 条 7 からの利益を享受するためには、以下の何れかの場合に、第 R421 条 6 にいう委員会において法務大臣及び産業財産権担当大臣の共同命令によって設定されたプログラム並びに規約及び条件でフランス語の適性審査に合格することが必要となる。

(1) 候補者の受けた教育が、第 R421 条 1 にいう資格免状及び専門審査における課程に含まれるものと相違する主題を実質的に対象とし、これらの相違が、職務経験又は長期の学習の過程にわたって申請人により修得され、かつ、有能な組織によって正当な形式で有効化された知識、適性及びスキルによって埋め合わせされていない場合、又は

(2) 職務活動が資格免状を所有し、かつ、審査を受けることを条件としている 1 又は複数の専門活動が、供給元若しくは指定の加盟国において規制されておらず又は相違して規制されており、かつ、この相違が、申請人が所有する資格免状の対象とされているものとは実質的に相違する主題に関して、ホスト加盟国内で必要とされている特殊な教育によって特徴づけられる場合

産業財産権庁長官は、申請人に対して、フランス国内で必要とされている専門資格レベルを特定する通知を送付し、かつ、申請人の専門資格レベルからみて、適性審査のための要件を正当化する実質的な相違を設定する。

適性審査は、当該通知の日付から 6 月の期間内に編成される。

この審査を受けることを認められた候補者の一覧は、産業財産権庁長官によって作成される。

第 R421 条 9

登録申請は、産業財産権庁長官に提出しなければならない。当該申請書には、第 R421 条 1、第 R421 条 1-1 又は第 R421 条 7 及び第 R421 条 8 に定められた条件において適用できるものと認められる証拠を添付しなければならない。

申請の受領確認が、付与される。

申請が不遵守なものである場合、申請人にはその旨が通知され、その説明が与えられる。申請人には、申請の訂正又は産業財産権庁の拒絶理由に対する係争のための期間が与えられる。申請が訂正されない又は拒絶理由を解消するのに使用できる意見がなされない場合には、その申請は拒絶されることになる。通知には、訂正の提案を添付することができる。この提案は、申請人が所定の期間内に当該提案に対して争わない場合には、受諾されたものとみなされる。

第 R421 条 10

登録申請に関する産業財産権庁長官の決定は、該当する場合は、第 R421 条 5 及び第 R421 条 1-2 に従って委員会の決定に準拠し、関係当事者に対して通知される。拒絶の場合は、その説明がなされる。

第 R421 条 10-1

登録申請に関する決定は、当該申請の提出から 4 月以内に与えられる。該当する場合は、この期間は、申請が訂正され又は拒絶理由が解消されるまで、第 R421 条 9 に規定されている通知によって中断される。

第 R421 条 10-2

明白な決定が第 R421 条 10-1 にいう期間内に下されない場合には、申請は受理されたものとみなされる。

第 R421 条 11

名簿に登録された者は、随時当該名簿からの抹消を請求することができる。

第 R421 条 2 にいう処置を受けた者は、産業財産権庁長官によって名簿から抹消される。当該抹消は、理由を付したものでなければならず、また関係当事者が意見書を提出することが可能となった後に決定される。

第 R421 条 12

名簿への登録及び名簿からの抹消は、産業財産権公報に公告される。

最新の適格者名簿は、毎暦年の始めに同公報において公告される。

第 II 章 弁理士業を営むための条件

第 I 節 弁理士名簿への登録

第 R422 条 1

産業財産権における資格を有し、かつ、第 R421 条 1 にいう名簿に登録されている者は、同一の専門分野の表示により、法第 L422 条 1 第 3 段落にいう弁理士名簿への登録を申請することができる。

「特許」の表示により、第 R612 条 2 及び第 R613 条 44 にいう手続において行為することができる。また、「商標、意匠」の表示により、第 R712 条 2、第 R712 条 13 及び第 R716 条 2 にいう手続において行為することができる。

ただし、産業財産権に係る資格及び専門組織に関する 1992 年 4 月 1 日布告 No. 36(I) に定められた手続に基づき「弁護士」の表示をもって登録された者は、第 R712 条 2、第 R712 条 13 及び第 R716 条 2 において定義される行為を実行することができる。

第 R422 条 2

第 R422 条 1 にいう名簿への登録は、次に従うことを条件とする。

- (1) 個々に若しくは他と共同して又は他の弁理士若しくは弁理士会社の従業者として、法第 L422 条 1 にいう役務を公衆に提供するか又は 3 月以内にこれを提供することを約束すること
- (2) フランス国籍を有するか又は他の EU 加盟国若しくは他の欧州経済領域協定締約国の国民であること
- (3) 居所又は営業所をフランス国内に有していること
- (4) 法第 L422 条 8 にいう保険及び保証の証拠を提出するか又は 3 月以内にこれを提出することを約束すること。なお、当該証拠は、登録後毎年提出しなければならない。

第 R422 条 3

登録申請は、産業財産権庁長官に提出する。その申請には、第 R422 条 2 にいう条件が満たされていることを証明する証拠を添付しなければならない。

申請が不遵守なものである場合、申請人にはその旨が通知され、その説明が与えられる。申請人には、申請の訂正又は産業財産権庁の拒絶理由に対する係争のための期間が与えられる。申請が訂正されない又は拒絶理由を解消する意見がなされない場合には、その申請は拒絶されることになる。通知には、訂正の提案を添付することができる。この提案は、申請人が所定の期間内に当該提案に対して争わない場合には、受諾されたものとみなされる。

第 R422 条 3-1

登録申請に関する決定は、当該申請の提出から 4 月以内に与えられる。該当する場合は、この期間は、申請が訂正され又は拒絶理由が解消されるまで、第 R422 条 3 に規定されている通知によって中断される。

第 R422 条 3-2

明白な決定が第 R422 条 3-1 にいう期間内に下されない場合には、申請は受理されたものとみなされる。

第 R422 条 4

産業財産権庁長官は、国内弁理士協会の意見を聞いた後に、登録を行う。長官から意見を求められてから 1 月以内に協会がその意見を表明しない場合は、当該意見は与えられたものとみなされる。

登録の拒絶は、理由を付した決定に基づいて行われ、その旨が関係当事者に通知される。

自然人の登録は、弁理士の名称で行われ、それに続いて同人がその枠内で職務を遂行する業務の名称を記載するものとし、会社の場合は、その登記上の名称によって登録される。

弁理士が第 R422 条 2 に定められた条件、特に同条 (4) により要求される条件を満たしていることの証拠を提出しない場合は、当該弁理士は、産業財産権庁長官から、所定の期限内に自らの状況の不備を是正するよう求められる。

当該弁理士が前段落にいう期限が満了しても自らの状況の不備を是正しない場合は、産業財産権庁長官は、当該代理人に停職を申し渡す。ただし、この停職は、状況の不備が是正された時点で解除される。停職は、第 R422 条 66 に従って公告される。

停職は、法第 L422 条 7 に定められた条件を満たさなくなった会社についてもまた、前段落に定められた条件に従って命じられる。

産業財産権庁長官は、その停職期間が 6 月を超えた弁理士を、第 R422 条 1 にいう名簿から抹消する。

第 R422 条 5

弁理士名簿に登録された者は、名簿からの抹消を請求することができる。また弁理士は、自らが第 R422 条 2 に定められた条件を満たさなくなった場合は、抹消を請求しなければならない。当該請求は、産業財産権庁長官に提出するものとし、長官は、国内弁理士協会の意見を聴取した後に、抹消を実行する。

事案が法第 L422 条 10 にいう規律委員会に付託される場合は、当該抹消は保留される。

第 R422 条 6

法第 L422 条 7 にいう特殊事項欄への会社の登録は、会社の代理人によって提出され又は会社がいまだ設立されていない場合は、株主の代理人によって提出される。会社が法第 L422 条 7-1 の対象となっていないものである場合には、申請書には、商業・会社登録簿への登録にかかわる申請を提出したことを証明する証拠を添付しなければならない。

産業財産権庁長官は、第 R422 条 4 に定められた登録を行い、また、該当する場合は、当該登録にかかわる申請が提出された裁判所において、商業・会社登録簿の維持管理を担当する書記官に対して自身の決定を通知する。

会社を抹消する旨の決定は、該当する場合は、その日付から 1 月以内に、当該会社が登録されている登録簿の維持管理を担当する書記官に対して通知される。

第 R422 条 7

1 の弁理士は、法第 L422 条 7(b)にいう弁理士会社の登記資本金を、法第 L423 条 2(e)に従い、当該会社の事業目的が 1 又は 2 以上の弁理士を次の何れかを主たる事業活動として実行する他の役務提供者と連携させることである場合は、25%に限り保有することができる。

- (1) 原型の制作
- (2) 仲介業務のライセンス許諾
- (3) 商標の創作
- (4) 革新的事項への投資

本規定は法第 422 条 7-1 の会社には適用しない。

第 I 節-2 EU 加盟国又は欧州経済領域協定締約国の領域内に営業所を有する弁理士による 役務の自由な提供

第 R422 条 7-1

EU 加盟国又は欧州経済領域協定締約国に居住する専門家が、当該国の中央産業財産権庁において産業財産権の所有者を代理することを認可されているときは、当該専門家は、自身の専門資格を当該国の 1 又は 2 以上の言語を用いてフランスで行使し、産業財産権庁において所有者の代理を行うことができる。ただし、その専門家が事業所を有する当該国の管轄当局により、当該専門家の資格が認証されている場合に限る。

専門家が、その職務の遂行が規制された資格の保有に従うことを条件としていない国において事業所を有するときは、その専門家は、フランス国産業財産権庁において当事者を代行するために、過去 10 年の経過において常勤での少なくとも 1 年間又は非常勤でのこれと同等な合計期間、EU の 1 又は複数の加盟国又は欧州経済領域協定締約国において、自身の専門職を履行していたことを何らかの手段により、フランス国産業財産権庁に対して提示しなければならない。ただし、1 年の職務経験は、専門家が、居住する国内に存在しているときには、職務への就任を与える規制された教育を行っていたことを提示することができる場合には、必要とされない。

第 R422 条 7-2

第 R422 条 7-1 にいう専門家は、フランスにおいてその活動を行うに際し、法第 L422 条 8 及び第 R422 条 52 から第 R422 条 54 までの規則を守ることを約束しなければならない。その者は、第 R422 条 56 から第 R422 条 66 までの規定に服さなければならず、法第 L422 条 10 の制裁処分が適用される。

ただし、一時的又は完全禁止の懲戒措置は、その者がフランスで職業活動を実行することを一時的又は完全に禁止する効果を有する制裁処分代替する。規律委員会は、本国の管轄当局に当事者に関する職業上の情報の伝達を求めることができる。

規律委員会は、決定した事項をすべて本国の管轄当局に伝達しなければならない。これらの伝達により、提供された情報の秘密性を損ってはならない。

第 II 節 国内弁理士協会

第 R422 条 8

弁理士名簿に登録された自然人は、法第 L422 条 9 にいう国内弁理士協会の会員となる。

第 R422 条 9

同協会は、その手続規則を制定する。当該規則は、法務大臣及び産業財産権担当大臣の共同命令による承認を得た後に施行される。

第 R422 条 10

同協会の総会は、会員の中から無記名投票により、2 年間を任期として事務局を構成する 9 名、すなわち、会長 1 名、副会長 3 名、秘書役 1 名、財務係 1 名及び構成員 3 名を選出する。選出は、会長、秘書役及び財務係の役職については各 1 名を記名する投票により行われ、副会長及びその他の構成委員は、複数を記名する投票によって選出される。投票の条件については、手続規則の中で定められる。

手続規則の制定、同協会の年間予算に係る票決及び該当する場合は、手続規則により総会に委ねられるその他の権限を除き、同協会の運営管理は、事務局がこれを行う。事務局は、総会において採択された決議事項の適用を確実にする。また事務局は、その裁量により常設の秘書課を設けることができる他、常設又は臨時の委員会を設置してその任務を割り当てることができる。

第 R422 条 11

受領した贈与又は遺贈及び各種の費用分配金に加えて、同協会の資金は、年会費から得る。年会費の基本額は、すべての会員について同額とする。ただし、年会費は、会社が達成した売上等を適宜考慮した上で追加額が課される。

会費の算定方法及び徴収条件は、同協会の手続規則においてこれを定める。会費の額は、毎年総会において決定される。

第 III 節 会社形態での業務遂行

第 I 款 専門職民事会社

第 R422 条 12

法第 L422 条 1 にいう国内弁理士名簿に登録された 2 以上の弁理士により、弁理士業を共同で営むための専門職民事会社を設立することができる。

ただし、会社は、国内弁理士名簿に登録されていないが、当該名簿への登録要件を満たしている者のみから成るか又はそのような者を含む複数の自然人によってもまた設立可能である。この場合は、未登録の各人が遅くとも当該会社の登記と同時に国内弁理士名簿への登録を申請することを条件とする。

第 R422 条 13

会社の設立に際しては、国内弁理士名簿への登録に係る停止条件を満たさなければならない。1966 年 11 月 29 日法律 No. 66-879 第 1 条第 3 段落に従い、会社は当該登録によって法人格を享受する。

第 R422 条 14

商業・会社登録簿への会社の登録申請書は、商業・会社登録簿に関する 1984 年 5 月 30 日布告 No. 84-406 第 15 条に定められた条件に従って作成しなければならない。

1978 年 7 月 3 日布告 No. 78-704 第 22 条、第 24 条及び第 26 条に拘らず、会社は、これらの条項にいう通知を法定告知公報において公告する義務を免除される。

民事・商事告知公報において公告された通知は、1984 年 5 月 30 日布告の第 73 条にいう詳細を含むが、ただし、会社の負債について無限に、かつ、共同して責任を負うパートナーの姓名に関する記載についてはこの限りでない。

第 R422 条 15

簡易契約により定款が定められる場合は、十分な数の原本を作成して各パートナーに各 1 部を交付し、かつ、1978 年 7 月 3 日布告 No. 78-704 第 7 条及び本款の規定を満たさなければならない。

第 R422 条 16

1966 年 11 月 29 日法律 No. 66-879 第 10 条及び第 11 条に従って定款に含まれるべき規定、それぞれ、持分の分配、管財人、社名、利益分配、会社の負債、会社出資者持分の譲渡及び会社の解散に関する同法律第 8 条、第 14 条、第 15 条、第 19 条、第 20 条及び第 24 条に基づいて定款に含めることができる規定並びに第 R422 条 6 及び第 R422 条 7 の規定に拘らず、定款には次の事項を記載しなければならない。

- (1) パートナーの姓名、居所、婚姻関係及び該当する場合は、第三者に対抗することができる条項、証書又はその資産の自由処分を制限する決定の存在
- (2) 各パートナーの役職名
- (3) 会社の存在期間

- (4) 登録事務所の宛先
- (5) パートナーが行った各出資の内容及び個別評価
- (6) 会社資本金の額、額面金額、当該資本金により表わされる会社出資者持分の数及び配分
- (7) 会社資本金中に含まれる出資金の全面的又は部分的払込の確認
- (8) 持分を第三者に移転又は譲渡するのに必要な過半数
- (9) 会社の各出資者に対して割り当てられるパートナーシップ持分の金額
- (10) 第 R422 条 20 及び第 R422 条 21 にいう特別規定

第 R422 条 17

次のものは、所有権又は占有の何れであっても、専門職民事会社への出資とすることができる。

- (1) 動産又は不動産の別を問わず、すべての無形の権利、特に、該当する場合は承継人として顧客に対して会社を呈示することができるパートナーの権利
- (2) すべての書類及び保管記録並びに一般に職務上使用するすべての動産
- (3) 職務遂行上使用する建物又は土地
- (4) 現金

パートナーの精励による会社への貢献であって、1966 年 11 月 29 日法律第 10 条により資本構成への寄与に該当しないものは、パートナーシップ持分の割当の対象とすることができる。

第 R422 条 18

会社出資者持分は、これを担保に供してはならない。

それらの額面価額は 152.45 ユーロ以上でなければならない。

出資者に対して割り当てられるパートナーシップ持分は、譲渡不能とする。当該持分は、その所有者が理由の如何を問わずパートナーとしての資格を喪失した時点で無効にされる。

第 R422 条 19

現金出資に相応する会社出資者持分は、申込の時点で、その額面価額の半分以上を払い込まなければならない。

残額については、定款に記載された日又はパートナー総会で決定される日に、かつ、国内弁理士名簿に会社が登録された日から遅くとも 2 年以内に、一時払又は分割払で払い込む。

現金の払込による資金は、その受領から 8 日以内に、会社勘定分として寄託供託局、公証人又は銀行に預託される。

当該資金の引出は、正当な権限を有する会社の代表者により、会社が国内名簿に登録されていることを単に立証することによって行われる。

第 R422 条 20

定款は、1966 年 11 月 29 日法律第 11 条の条件に従って、経営陣を記載し、かつ、経営者の権限を定めなければならない。

第 R422 条 21

経営者の権限外の決定は、パートナー総会においてこれを行う。

パートナー総会は、少なくとも年に1回の割合で招集される。またパートナーの半数以上の要請によっても招集されるが、この場合は、要請書には、協議事項を記載しなければならない。

パートナー総会の招集条件は、定款においてこれを定める。

第 R422 条 22

定款により、非常勤でのみ職務を遂行するパートナーに対して、縮小された議決権数を与えることができる。

定款ではまた、自らが保有する会社出資者持分について全額払込を行っていないパートナーに対して、縮小された議決権数を割り当てることもできる。

各パートナーは、委任状を有する他のパートナーを自らの代理人とすることができる。ただし、1のパートナーは、2を超える委任状を有することはできない。

第 R422 条 23

多数決に関して特別条件を課している 1966 年 11 月 29 日法律第 19 条の規定及び本款の規定に従うことを条件として、決定は、本人自ら又は代理人により出席しているパートナーの保有議決権の過半数をもって下される。

ただし、すべての決定又はパートナーが特定する一部の決定について、更に多い議決権又は全員の合意が要求される旨を定款で定めることができる。

第 R422 条 24

定款の変更及び特に会社の延長は、パートナー全員の議決権の4分の3の多数決をもって決定されなければならない。

ただし、パートナーの権限の拡大については、全員の合意を必要とする。

第 R422 条 24-1

複数の作業の1を認めるのに必要な過半数については、第 R422 条 24 の第1段落にいう専門職パートナーシップに関する 1966 年 11 月 29 日法律 No. 66-879 の第 27 条第1段落に規定されている。

第 R422 条 25

パートナーの審議は、1978 年 7 月 3 日布告 No. 78-704 第 40 条から第 47 条までの規定に従う。

パートナー総会は、パートナーの4分の3以上が本人又は代理人により出席している場合に限り、有効に審議を行うことができる。定足数に達していない場合は、パートナー総会は再招集され、そこで2以上のパートナーが本人自ら又は代理人により出席するときは、有効に審議することができる。

1978 年 7 月 3 日布告 No. 78-704 第 45 条にいう登録簿は、会社が登録されている商業・会社登録簿の維持管理を担当する書記官によって番号及びその署名が付される。

第 R422 条 26

各会計期間の終了時に、経営者は、民法第 1856 条に定める条件に基づいて、会社の年次会計報告及び業績報告を含む総合報告書を作成しなければならない。

前段落にいう書類は、会計期間の終了後 2 月以内に、パートナー総会に提出して、その承認を求めなければならない。

その目的のため、当該書類は、パートナー総会の招集と同時に、かつ、総会の少なくとも 15 日前に、決議案と共に各パートナーに交付される。

第 R422 条 27

各パートナーは、1978 年 7 月 3 日布告 No. 78-704 第 48 条に定められた条件に基づいて、会社の年次会計報告及び業績報告並びに会社が保有するすべての登録簿及び会計書類を随時確認することができる。

第 R422 条 28

1978 年 7 月 3 日布告 No. 78-704 第 49 条、第 50 条及び第 52 条の規定は、会社出資者持分の譲渡及び移転並びにその公告について適用する。

第 R422 条 29

1966 年 11 月 29 日法律第 19 条第 3 段落にいう場合において、会社出資者持分の価格は、当事者間で特に合意がない限り、民法第 1843 条 4 及び 1978 年 7 月 3 日布告 No. 78-704 第 17 条の規定に従って決定される。

譲渡側のパートナーが、このように決定された価格で自らの保有持分を譲渡する旨の証書に署名することを拒絶した場合において、受領通知付の書留郵便又は執行官が送達した令状により会社から署名を命じられた後 2 月が経過しても同人がこれに応じない場合は、その拒絶は無効とされる。持分の譲渡代金は、譲受人の責任において供託される。

1 のパートナーに属する会社出資者持分すべてが譲渡される場合は、当該パートナーは、前段落に定められた期限の満了と同時にパートナーとしての資格を失う。

無能力者の保護及び代理に関する規則に従うことを条件として、法定禁止事項に従うべき又は成人による後見を受けるべきパートナーの会社出資者持分の譲渡に関しては、1966 年 11 月 29 日法律第 19 条の規定が適用される。この場合は、同条第 3 段落にいう 6 月の期間は、1 年間に延長される。

第 R422 条 30

あるパートナーが死亡した場合は、1966 年 11 月 29 日法律第 24 条第 2 段落にいう譲渡のための期限は、当該死亡の日から 1 年とする。

1966 年 11 月 29 日法律第 19 条第 1 段落にいう会社出資者持分の譲渡に関する規定に従い、死亡したパートナーの権原承継人と会社との間で合意に達した場合は、当該期限は、これを更新することができる。

1966 年 11 月 29 日法律第 24 条第 2 段落にいう優先的割当に対する同意が拒絶された場合及び死亡したパートナーの権原承継人が当該パートナーの保有する会社出資者持分を所定の期

限内に譲渡しなかった場合は、会社は、以後1年間、死亡したパートナーの出資者持分を取得することができる。

第 R422 条 31

会社出資者持分の譲渡に関する証書を私文書の形で作成する場合は、各当事者に1部を交付し、かつ、第 R422 条 28 の規定に従うために必要な部数の原本を作成しなければならない。これに加えて、当該私文書の原本1部又は持分譲渡証書(公正証書の形である場合)の謄本1部及び会社定款の修正に関する証書(ある場合)を産業財産権庁長官に提出しなければならない。これにより長官は、国内弁理士名簿における会社の登録に必要な応じて修正を加える。

第 R422 条 32

会社から脱退することを希望するパートナーは、自らの決定を受領通知付の書留郵便で会社に通知しなければならない。

会社は、通知を受けてから6月以内に、当該パートナーの持分を他のパートナー又は弁理士名簿に登録されている第三者若しくは同名簿への登録条件を満たしている者に譲渡するための譲渡案又は当該会社出資者持分の償還案を、前記と同様の方法で当該パートナーに通知する。当該通知は、権原を取得する譲受人又は会社による約定を意味する。

譲渡価格について合意が得られない場合は、第 R422 条 29 が適用される。

第 R422 条 33

本章第 V 節に基づいてパートナーが6月以上の期間にわたり抹消されている場合は、他のパートナーは、その過半数の決議により、当該人を会社から排除することができる。

排除されたパートナーは、受領通知付の書留郵便により当該決定に関する通知を受けたときから6月の期間中に、1966年11月29日法律第19条及び第21条並びに第 R422 条 28 及び第 R422 条 29 に定められた条件に基づいて自らの保有持分を譲渡することができる。

当該期間の満了時に譲渡が行われていない場合は、1966年11月29日法律第19条第3段落及び第 R422 条 29 の規定に従う措置が取られる。

第 R422 条 34

国内弁理士名簿から最終的に抹消されたパートナーの持分は、第 R422 条 33 に定められた条件に基づいて譲渡される。

第 R422 条 35

パートナーの数は、会社資産の増加の有無に拘らず、会社の存在期間中において増加させることができる。

第 R422 条 36

顧客を代理する権利を第三者から有償又は無償で取得したパートナーは、その享受を出資として会社に提供する義務を有し、また、会社は、当該追加出資分に相応する新たな出資者持分を創出してこれを当該パートナーに交付しなければならない。

第 R422 条 37

非分配利益又はパートナーの精励により得られた資産上の付加価値から構成される準備金が許す限りにおいて、会社の資本は、定期的に増やされる。当該目的のために創出された会社出資者持分は、その精励のみをもって貢献したパートナーを含むパートナー全員に分配される。

ただし、定款には、パートナーが増資のために創出された会社の新出資者持分の割当対象から除外される場合及び条件を規定することができる。

第 R422 条 38

会社を延長する決定がなされた場合は、当該会議の完全な議事録の写し又は当該延長を証明する証書(当該証書が私文書である場合はその原本 1 部、公正証書の形で作成されている場合はその謄本 1 部)を添えて、その旨を直ちに産業財産権庁長官に通知しなければならない。

第 R422 条 39

定款を変更する場合は、当該会議の完全な議事録の写し又は変更証書(当該証書が私文書の形である場合はその原本 1 部、公正証書の形で作成されている場合はその謄本 1 部)を 2 月以内に産業財産権庁長官及び弁理士協会会長に提出しなければならない。

定款の新しい規定が法律又は規則の規定を遵守していない場合において、産業財産権庁長官が定める期限内にその調整が行われなるときは、産業財産権庁長官は、会社に口頭又は意見書の提出を求めた上で、第 R422 条 8-2 から第 R422 条 62 までに定められた条件に基づいて、その会社を国内弁理士名簿から抹消する。

定款の変更は、1984 年 5 月 30 日布告 No. 84-406 第 22 条以下の規定に従って公告される。

第 R422 条 40

会社の時期尚早の解散の場合は、パートナーの 4 分の 3 以上の賛成を必要とする。

これについては、1978 年 7 月 3 日布告 No. 78-704 第 8 条から第 16 条までの規定が適用される。

清算人の任命に係る証書の写しを、産業財産権庁長官及び弁理士協会会長に提出しなければならない。清算人は、清算手続の終結をこれらの者に通知しなければならない。

第 R422 条 40-1

パートナーは、自身に対して主幹の立場を与えない別の会社内でも自身の専門職を履行することができ、詳細には、法律若しくは規則の定款又はパートナーの権利が保護されること及び個別の専門持ち株会社に従うことを条件とする個別の職務履行の形態で、履行に関する 1990 年 12 月 31 日法律 No. 90-1258 の第 IV 編の 2 に定められた複数専門職パートナーシップを履行することができる。

第 II 款 専門職パートナーシップ

第 R422 条 41

本款の規定は、1990 年 12 月 31 日法律 No. 90-1258 第 I 編に基づき弁理士業を共同で遂行することを目的として設立されたパートナーシップに適用される。当該パートナーシップは、弁理士専門職パートナーシップと称される。

第 R422 条 42

弁理士専門職パートナーシップが第三者に対して発する証書及び書類、特に書簡、送り状、通知及びその他刊行物には当該パートナーシップの名称を記載し、また、該当する場合は、その直前又は直後に、1990 年 12 月 31 日法律の第 2 条第 I 節の主張を記載する。更に本社の宛先、弁理士名簿に登録済みである旨の注記及び商業・会社登録簿における登録番号を記載する。

第 R422 条 44

弁理士名簿又は発明特許に関する専門資格並びに特許代理人業に係る組織の設立及び懲戒規定について定めた 1976 年 7 月 13 日布告 No. 76-671 第 3 条にいう特許代理人名簿から抹消された者は、弁理士専門職パートナーシップの持分を保有することができない。

第 R422 条 46

弁理士専門職パートナーシップは、弁理士業について適用される義務、保証及び懲戒に係る規定に従わなければならない。

ただし、弁理士業を営むパートナーシップは、当該パートナーシップのパートナーである弁理士に対して提起された懲戒手続とは別の懲戒手続を課されない。

第 R422 条 47

弁理士業を営むことを目的として設立された専門職パートナーシップのパートナーは、6 月を超える期間にわたり業務の遂行を一時的に差し止められる確定的な懲戒処分を受けた場合は、当該パートナーシップから排除されることがある。

当該排除は、他のパートナーの満場一致の決議をもって決定される。

第 R422 条 48

パートナーシップから排除されたパートナーは、パートナーシップから排除の決定の通知を受けてから 6 月の期間中に、受領通知付の書留郵便により、自らの所有するパートナーシップ持分又は株式を譲渡することができる。

当該期間中、排除されたパートナーは、その専門活動の遂行により得られる報酬及びパートナーシップの会議に出席し投票する権利を放棄しなければならない。当該パートナーは、その所有するパートナーシップ持分又は株式について分配される配当を受領する権利を維持する。排除されたパートナーが所有するパートナーシップ持分又は株式は、パートナーシップにより承認された取得者又はパートナーシップ自身がこれを買取るものとし、その場合はパートナーシップの資本は減少される。パートナーシップ持分の買戻価格は円満な合意が得

られない場合は、民法第 1843 条 4 に定められた条件に基づいて決定される。

第 R422 条 49

一時的に業務遂行を差し止められたパートナーは、自己の制裁の存続期間中、パートナーとしての資格を、そこから派生するすべての権利義務と共に保持する。ただし、その専門活動の遂行に関してパートナーシップより支払われる報酬を受ける権利についてはこの限りでない。

ある専門職会社のパートナー全員が業務遂行の差止を受けた場合は、当該会社の専門活動及び経営は、国内弁理士協会が指名する 1 又は 2 以上の弁理士によって行われる。

第 III 款 取引パートナーシップ

第 R422 条 50

1990 年 12 月 31 日法律 No. 90-1258 第 II 編にいう弁理士取引パートナーシップの設立に際しては、その登録事務所(ある場合)の所在地又は各パートナーが業を営む地域において法定公告を掲載することを認められた新聞に告示を掲載しなければならない。当該告示には、パートナーの同定、登録事務所(ある場合)の名称、設立目的、宛先及び業務遂行地の所在地を記載する。

第 R422 条 51

取引パートナーシップの専門活動及び各パートナーの通信においては、当該パートナーシップの構成員及び名称を明示しなければならない。

第 IV 款 弁理士独立業務持株会社

第 R422 条 51-1

弁理士として履行する会社における会社単位又は株式を保有するために、1990 年 12 月 31 日法律 No. 90-1258 の第 IV 編に準拠して設立された会社は、本章の規定に従うことを条件として、商法第 II 巻の規定によって統制される。

第 R422 条 51-2

会社は、個別な持ち株会社に特定の項目において、法第 L422 条 1 によって定められた弁理士名簿に登録される。

第 R422 条 51-3

弁理士独立業務持株会社の陳述は、すべてのパートナーが選任する共通の代表者により、これらの者に代わって、配達通知付の書留郵便をもって産業財産権庁長官に送付され又は受領証と引換えに手交される。

この申請書には、次の書類を添付するものとし、添付しない場合は却下される。

(1) 基本定款及び通常定款の謄本

(2) 当該会社が登録事務所を有する地域の、商業・会社登録簿の維持管理を担当する事務局の証明書であって、持株会社の登録に必要な証書及び書類を添付した申請書の事務局への提出を記録したもの又は登録の証書。

(3) パートナー名簿であって、パートナーの職務又は場合により第 R422 条 51-1 に規定する事項に関する資格、次いで登録を求める会社において各パートナーが保有する出資持分を付記したもの

必要な場合は、申請書には、当該持株会社が持分又は資本株式を保有する弁理士独立業務会社を記載し、かつ、これらの資本参加から生じる資本のそれぞれへの配分を明記した情報覚書を添付する。

第 R422 条 51-5

合併又は分割から生じた弁理士独立業務持株会社は、第 R422 条 51-2 から第 R422 条 51-4 までの規定の適用を受ける。

第 R422 条 51-7

弁理士独立業務持株会社は、産業財産権庁長官に対し、第 R422 条 51-3 に従って開示された状況におけるすべての変更を、裏付書類と共に、当該変更が発生した日から 30 日以内に通知しなければならない。

第 R422 条 51-8

当該変更が生じたために会社の開示された状況が適用法規に合致しなくなった場合は、会社は、産業財産権庁長官から、命令書をもって、同書に記載された期間内にその状況を是正するよう求められる。

この期間が満了しても会社がその状況を是正しないときは、産業財産権庁長官は、実務のア

ソシエイトに関して法第 422 条 10 の懲戒規定を参照する。

第 R422 条 51-9

各々の弁理士の個別な持ち株会社は、4 年ごとに少なくとも 1 回の登録において、適用可能な法律及び規則の規定遵守を監査する産業財産権庁長官に従うことを条件とする。

各監査中、国内弁理士協会の推薦が請求される。その推薦は、協会が諮問された後 1 月の期間内に当該推薦を提示していない場合には、与えられたものとみなされる。

有効な法律及び規則の規定に不遵守な場合では、第 R422 条 51-8 において施行される手続が適用される。

第 R422 条 51-11

会社の解散が弁理士名簿からの弁理士の抹消から生じたものでない場合は、当該解散は、清算人の判断により産業財産権庁長官に通知される。

第 R422 条 51-12

清算人は、パートナーの中から選任することができる。

複数の清算人を選任することができる。

清算人に障害があるとき又は何らかの重大な理由があるときは、当該会社の登録事務所がある地域の裁判所所長は、清算人、パートナー若しくはその受益権者又は産業財産権庁長官の請求に基づき、略式手続による決定により、清算人を代えることができる。

第 R422 条 51-13

第 R422 条 51-10 に規定する場合において、清算人は、抹消会社が独立業務会社において保有する持分又は資本株式を、第 R422 条 48 に規定する条件に基づいて移転する。

第 R422 条 51-14

清算人は、産業財産権庁長官及び会社が登録されている商業・会社登録簿の維持管理を担当する書記官に対して、清算措置の終結について通知する。

第 V 款 複数専門職パートナーシップ

第 R422 条 51-15

法第 L422 条 7-1 にいう会社は、複数専門職パートナーシップに特定の項目において、法第 L422 条 1 及び法第 L422 条 7 によって定められた弁理士名簿に登録される。

第 R422 条 51-16

特に、産業財産権の履行を目的とする複数専門職パートナーシップの設立に関する申立は、受領確認付の書留郵便で又は当該申立の受領日を設定するのに使用できる何らかの手段により、産業財産権庁長官に送付される。

当該申立には、1990 年 12 月 31 日法律 No. 90-1258 の第 IV 編の 2 にいう法的、司法的、かつ、経理上の複数専門職パートナーシップの設立、操業及び監査に関する 2017 年 5 月 5 日の布告 No. 2017-794 の第 2 条に定められている書類を添付しなければならない。

第 R422 条 51-17

産業財産権庁長官は、第 R422 条 3-1 の如何に拘らず、前条第 1 段落にいう申立の受領から 2 月以内に、会社を登録する。ただし、その登録の法定及び規則の条件が満足されている場合に限る。

第 R422 条 51-18

上記の 2017 年 5 月 5 日布告 No. 2017-794 の第 9 条及び第 18 条にいう情報は、産業財産権庁長官及び国内弁理士協会会長に送付される。

同布告の第 1 章第 VI 節に準拠して、会社に対して下された産業財産権庁長官による決定は、国内弁理士協会会長に送付される。

第 R422 条 51-19

法第 L422 条 8 にいう保証は、弁理士として履行する範囲内で生じた損害のみを対象とする。

第 IV 節 職業上の義務

第 R422 条 52

弁理士は、威厳、名誉、自立性及び高潔をもってその業を営み、その所属組織を規制する法規に従わなければならない。

第 R422 条 53

弁理士は、第 R423 条 2 により認められていない勧誘活動又は広告宣伝活動を行ってはならない。

弁理士は、支払われるべき費用及び手数料の払戻とは別に、報酬表を作成しなければならない。当該料金の明細書は、希望者に提供しなければならない。

第 R422 条 54

弁理士は、次に従わなければならない。

(1) 同一の事件では、利害が相反する顧客のために助言、援助又は代理行為を行わないこと。また、先の顧客から託された情報の秘密が侵害される可能性がある場合は、新たな事件を引き受けないこと

(2) 職務上の秘密を守ること。当該秘密は、特にその顧客との間の協議事項、業務上の通信及びこれらに関連して作成されたすべての書類に及ぶ。

(3) 顧客により依頼が解除されない限り、自らの担当する事件をその終結に至るまで責任をもって追及すること

(4) 自らの委任事項の遂行状況、特に資金の取扱いに関する事項について報告を行うこと。その目的のため、弁理士は、自らが受領すべき報酬額並びに発生する費用及び手数料を明確に示した計算書を顧客に提出しなければならない。当該計算書にはまた、前金又は支払として既に受領した金額を記載しなければならない。

(5) 依頼を解除した顧客又は当該顧客の新たな代理人に対し、自らの所有する公的なすべての書類及び自らに委託された職務の遂行又は完了に必要なすべての書類及び情報を返還すること。書類は、如何なる妨害又は時効も発生しない期間内に手交しなければならない。

第 R422 条 55

法第 L422 条 12 (3) にいう免除の申請は、産業財産権担当大臣宛に又は産業財産権庁長官への委任により、受領確認付の書留郵便で又は受領付の手渡しで、送付される。その申請は、免除の目的について記述し、また、該当する場合は、所望の期間及び当該申請をなす理由について記述する。その申請には、通常定款の謄本を添付し、また、会社が少なくとも 1 年間操業しているときには、最新のバランスシートの謄本を添付しなければならない。

管轄当局は、国内弁理士協会からの推薦に準拠して、免除申請に関して決定を下す。協会は、その推薦についての通知を、受領から 1 月以内に行う。これを怠ったときは、当該協会は、その推薦を行ったものとみなされる。

第 R422 条 55-1

法第 L422 条 10-1 に定められている連続的な専門能力の開発は、法第 L422 条 1 に記載され

た名簿に含まれる各々の弁理士が、それらの者専門職を履行するために必要な知識を更新し、かつ、完了していることを保証する専門家の責務である。

専門能力開発の期間は、暦年の過程にわたる 20 時間又は連続 2 年の過程にわたる 40 時間である。

連続的な専門能力開発の責務は、以下によって満足される。

(1) 高等教育機関、その他の教育機関又は持続専門能力開発機関によって与えられる法的、経済的又は専門的な教育に参加すること

(2) 弁理士、あるいは EU 加盟国若しくは欧州経済領域協定締約国又はスイス連邦における自然人若しくはそれらの国において設立され、かつ、当該国内における中央産業財産権庁に対する者を代理する権限を付与された法人によって与えられる教育に参加すること

(3) 弁理士の専門活動に関連するセミナー又は法的若しくは経済的講演に出席すること

(4) 学術的な又は専門的な背景における弁理士の専門活動に関連する分類を教示すること

(5) 弁理士の専門活動に関連する法的又は経済的な紙面を発行すること

最初の 2 年の専門職履行のあいだ、その教育は、会社、倫理及び職務状況を管理することに関して、少なくとも 10 時間を含む。

本条に定められ、かつ、別の EU 加盟国、欧州経済領域協定締約国又はスイス連邦において採用されている条件に適合する継続的な専門能力開発は、法第 L422 条 10-1 に定められている継続教育の義務に適合するとみなされる。

本条の履行の規約及び条件は、産業財産権担当大臣の命令によって定められる。

弁理士は、各年の 1 月 31 日までに、協会に対して、過去の暦年にわたって、該当する場合は過去 2 年間にわたって、自身の継続教育の義務を満たすために実施していた行動を宣言する。その申立には、当該責務を満たすために使用できる証拠書類を添付する。

協会は、弁理士の連続的な専門能力開発の責務が満足されていることを点検し、採用された教育及び実施された行動が、特に、弁理士の業務との関連において、準拠しているものであることを立証する。

第 IV 節-2 専門職履行の監査

第 R422 条 55-2

弁理士の専門職を履行する自然人又は法人は、法第 L422 条 5 にいう弁理士名簿における登録条件についての準拠及び本章の第 IV 節にいう専門家の責務についてのそれら者の準拠に関して、国内弁理士協会によって定期的に監査される。

第 R422 条 55-3

監査は、弁理士又は以前の専門職員のうちで国内弁理士協会会長によって選定された 1 又は複数名の監査役によって行われる。

第 R422 条 55-4

1 名又は複数名の監査役は、産業財産権庁長官及び国内弁理士協会会長に対して、監査中に見出された、第 R422 条 52-2 に定められている条件及び責務の違反を構成し得た如何なる事実も直ちに知らせる。

第 R422 条 55-5

実質的な監査業務の終了から 30 日以内に、1 名又は複数名の監査役は、関係当事者に、仮報告書を送付する。

当該当事者は、報告書の内容に対する書面による意見を行うために、30 日の期間を与えられる。

この期間の終了時点で、1 名又は複数名の監査役は、決定的報告書を作成し、この決定的報告書には、関係当事者により書面による意見がなされている場合にはその意見書を添付して、当該決定的報告書を、国内弁理士協会会長及び産業財産権庁長官に送付する。当該報告書は、当該会社内で実施する様々な専門職の職務上の守秘義務の対象となる如何なる情報も含んでいてはならない。

第V節 懲戒措置

第 R422 条 56

弁理士の義務違反について審理を行う法第 L422 条 10 にいう規律委員会は、次の 7 名の委員から構成される。

- (1) 委員長として、パリ控訴院の首席裁判官の提案により任命された司法官 1 名
- (2) 国務院の副議長の提案により任命された国務院の構成員 1 名
- (3) フランス特許商標弁理士協会の元会長、同協会の元秘書役又は規律委員会の元委員で、法第 L422 条 1 にいう弁理士名簿に登録された者の中からフランス特許商標弁理士協会会長の提案に基づいて指名された者
- (4) 国内弁理士協会により、8 名の候補者(事務局の構成員でない者)一覧の中から選出された弁理士 2 名
- (5) 産業財産権庁長官の提案に基づいて指名された適格者 2 名

弁理士が規律委員会に不服申立を行なった場合、この委員会は(1)、(2)、(3)及び(4)に記載された委員で構成される選出委員会として会合する。

規律委員会の委員は、同一の条件に基づいて任命された代行を有する。

規律委員会はまた、弁理士の範囲内で活動することを許されたその他の者の義務違反も審理する。

第 R422 条 57

規律委員会の委員及びその代行は、法務大臣及び産業財産権担当大臣の共同命令により 4 年の任期(1 回に限り更新可能)で任命される。

第 R422 条 57-1

モロッコ特許商標弁理士協会の秘書役は、規律委員会の報告役を務める。秘書役に支障があるときは、同協会の事務局はその事務局員の中から秘書役の代行を 1 名指名する。

規律委員会の事務局は、産業財産権庁がこれを提供する。

第 R422 条 58

規律委員会は、法務大臣、産業財産権担当大臣、産業財産権庁長官、モロッコ特許商標弁理士協会会長により付託され又は弁理士がその義務を履行しなかったことにより被害を受けたと考える者の不服申立に従う。

付託又は不服申立は、規律委員会の事務局宛に、規律委員会の委員長気付で送付され、産業財産権庁の本庁に送付される。提出書類は、当該弁理士に送付される。事務局は、提出書類の写しをモロッコ特許商標弁理士協会会長に送付する。

第 R422 条 58-1

不服申立を受領した場合、モロッコ特許商標弁理士協会会長は当事者に対し、不服申立の対象であった違反の虞が既にかかる手続の対象でない場合には、調停手続を提案することができる。全当事者が承認した場合、この手続は、第 R422 条 9 にいう規則に定める条件に従って実施される。当事者が提案された調停手続を拒否した場合又は調停手続が成功しなかった

場合、不服申立は第 R422 条 58-2 に定める手続に従って審査される。

第 R422 条 58-2

モロッコ特許商標弁理士協会会長は、告発管轄機関として行動する。会長は、付託又は不服申立を審査し、提出書類から 2 月以内に理由を付した決定を発行する。会長は、弁理士に対する更なる懲戒措置を検討する手続を開始すること又は不服申立又は付託が認容不能であり、不適切又は明らかに無根拠であるとみなす場合にこれを却下することが必要か否かを決定する。会長は、その決定を当事者、規律委員会の事務局及び委員長に通知する。

不服申立又は付託が却下された場合、決定には是正措置及び上訴のために認められた期間を言及する。

手続を開始する決定では、告発される弁理士が意見を提出するための期限(2 月以上とする)を設定する。

モロッコ特許商標弁理士協会会長が当該事項を付託する又は調停人として活動する者である場合は、当該事件において告発機関として活動する副会長 1 名を指名する。

モロッコ特許商標弁理士協会会長が付託又は不服申立において言及された場合は、法第 L422 条 1 にいう弁理士名簿に登録されている、最も直近のモロッコ特許商標弁理士協会会長が告発機関の職務を行使する。

第 R422 条 58-3

却下の決定に対する上訴期間は、1 月である。この期間は、当該事項を付託した者又は不服申立を行った者に対して通知が行われた日に開始する。上訴には、理由を記載する。上訴は、規律委員会事務局に提出する。

上訴機関は、モロッコ特許商標弁理士協会会長が指名する 3 名の弁理士で構成され、規律委員会の元委員長、副委員長、秘書役及び委員を含む。3 名の代行が同一条件で指名される。

上訴機関は、その構成員のうち、モロッコ特許商標弁理士協会会長が指名する 1 名が議長を務める。上訴機関の構成員は、4 年の任期(1 回に限り更新可能)で指名される。

不服申立を行なった者の本拠地がフランスの領土外にある場合、第 1 段落に定める上訴期限は、民事訴訟法第 643 条に定める追加期間、延長される。

上訴機関は、事件を却下する決定を覆すか又は確認する。同機関は、その決定を当事者及び規律委員会事務局に通知する。

上訴機関が事件を却下する決定を覆した場合、事務局は報告役に対し、事件を調査するよう通知する。同機関の事務局は、情報提供の目的で、その写しを規律委員会の委員長及び当事者に送付する。

第 R422 条 59

手続を開始する決定の場合、報告役はあらゆる必要な調査手段を講じ、規律委員会から及び必要な場合は上訴機関から、有用と認める全ての要素を収集することにより、事件の調査を進める。

報告役は、告発対象の弁理士、付託を行った又は不服申立を行った者、告発された者又はかかる者が業務する会社が本節の規定に従って調査対象になった場合の本章第 4 節にいう管理者又は事実を明確にすることのできる者を規律委員会に通知するために必要な説明を求める

ことができる。報告役は、証人を聴聞すること又は有用と認める調査を実施することができる。告発対象の弁理士は、聴聞を求める権利を有する。

告発対象の弁理士及び事項を付託した又は不服申立を行った者は、その手続において、自ら選択する者の援助を得ることができる。

報告役は当事者に対し、当該告発ファイルの審査スケジュールを送付するが、6月を超えることはできない。

聴聞については、記録を保存する。記録には、聴聞を受けたものが署名する。

記録は、自らに不利な事実及び自らの潔白を証明する事実で作成される。

記録は、事件の事実関係を検討及び分析し、告発の原因である事実を具体的に記載すると共に、当該事実の告発及び制裁の根拠となった法律又は規則の規定に言及する。記録は、講じた措置を説明し、規律違反を証明するために報告役の理由を付した結論を提示する。

報告書の最終版が作成される前に、事務局は草案を当事者に送付し、当該草案の受領日に開始する意見を述べるための設定期間を与える。ただし、この設定期間は2週より短くすることはできない。

報告は、告発する決定の通知から6月以内に、規律委員会の本部に提出しなければならない、それを怠った場合、規律委員会の委員長は、協会の委員の中から、規律委員会の委員ではない別の報告者を指名することができる。

第 R422 条 60

事務局は、告発対象の弁理士に対し、遅くとも聴聞の1月前までに規律委員会における聴聞の召喚状を送付する。召喚状には、報告役が提出した報告書を添付する。当事者から受領した意見は、報告書の付属書類に記載する。

告発された者が法人である場合は、当該召喚状は、同一条件でその法定代理人に対して送達される。

召喚状は、規律委員会に当該付託を行った当局又は当該不服申立を行った者に対し、報告書及び付属書類と合わせて交付される。

意見書を作成するために、事項の付託を行った者又は不服申立を行った者に対し、本通知から1月の期間が与えられる。

告発ファイルも委員会の委員に提出される。

第 R422 条 61

委員のうちの1名又はその代行について司法組織法第 L111 条 6 にいう拒否理由の 1 が適用される場合を除き、規律委員会は、その構成員である委員全員が本人自ら又は代理により出席している場合にのみ、有効に成立し、かつ、審議することができる。

規律委員会は、報告役を聴聞し、報告役は、自らの報告書を読み上げる。

事項を付託した者又は不服申立を行なった者は、聴聞を受けることができる。告発対象の者は、最後に発言を行う。事項を付託した者又は不服申立を行なった者は、自ら選択する者の援助を得ることができる。

規律委員会の審理は、公開とする。ただし、委員長は、職権により又は何れかの当事者の要請により、公の秩序のため又は個人的プライバシー若しくは企業秘密を尊重するため、審理の全部又は一部について会場場所への一般の立入りを拒否することができる。

第 R422 条 62

審議は、当事者の出席の下で行われる。報告役も規律委員会の秘書役も、審議には参加しない。

決定は、理由を付したものでなければならず、また過半数をもってなされる。ただし、1年を超える期間の一時的抹消又は確定的抹消は、5名の委員の過半数による決定又は規律委員会が選出委員会として出席する場合は、4名の委員の過半数による決定をもってのみ宣告される。

当該決定は、秘書役から告発対象の弁理士、当該事項を付託又は不服申立した者、産業財産権庁長官、モロッコ特許商標弁理士協会会長、法務大臣及び産業財産権担当大臣に対して、その交付から8日以内に通知される。

当該決定は、調査対象の弁理士にそれが通知されたときから執行可能となる。

当該決定は、行政司法法第 R821 条 1 が定める通常法に基づく期間内に、司法審査として国務院に付託することができる。

第 R422 条 63

処分は、産業財産権庁のウェブサイト上及びモロッコ特許商標弁理士協会のウェブサイト上で、匿名で公表される。

弁理士名簿からの一時的又は恒久的な削除は、産業財産権公報、産業財産権庁のウェブサイト上及びモロッコ特許商標弁理士協会のウェブサイト上で公表される。

第 R422 条 64

その構成員の1が懲戒の理由により抹消処分を受けた会社は、当該構成員が3月以内に同社における業務活動を中止しなかった場合は、産業財産権庁長官の決定により、法第 L422 条 7 という特殊事項欄から抹消される。

この抹消の決定もまた、第 R422 条 6 にいう書記官に通知される。

第 R422 条 65

本章に定める付託又は不服申立は、受領通知付の書留郵便により又はその受領時に特定日を割り当てることを可能にするその他の通信手段により、産業財産権庁長官の決定が定める条件に基づいて行う。

産業財産権庁長官は、電子方式が審査を補助する可能性がある場合は、当該方式により付託、不服申立又は意見の送信を要求することができる。

第 R422 条 66

全ての当事者の意見、通知、当事者に対する召喚状、当事者及び規律委員会委員長に向けた訴追当局及び上訴機関の決定で本章に定めるものは、受領通知付の書留郵便で提出される。書留郵便は、産業財産権庁長官が定める手順に従って、電子方式のメッセージに代えることができる。

第 III 章 雑則

第 R423 条 1

法第 L422 条 5 にいう名簿への登録条件は、同条の施行日において評価される。法人の場合は、当該条件は、申請書の作成者に関して評価が行われる。登録を維持するためには、産業財産権庁長官が決定を下すに当たってその根拠とした条件に従わなければならない。

法第 L422 条 5 にいう名簿に登録された者は、その職務活動を遂行するときに、法第 L422 条 8 及び第 R422 条 52 から第 R422 条 54 までにいう規則を遵守する義務を負う。それらの者がこの義務を遵守しないときは、第 R422 条 56 から第 R422 条 66 までの規定に服するものとし、かつ、法第 L422 条 10 に規定された制裁が適用される。

第 R423 条 2

弁理士は、提供される役務の性質に係る真の情報を入手し、かつ、当該役務の実施が専門職の基本原則に準拠している場合には、法第 L423 条 1 にいう公告及び個別化された勧誘を実行することを許可される。ただし、比較的な要素又は非難する要素及び職務上の守秘義務を侵害する虞のある記述については、当該許可から除外される。

個別化された勧誘は、提供される役務の名宛人に対して送付される郵便通信、電話又は電子メールの形態を採用する。ただし、携帯電話端末で送付されるテキストメッセージは除外される。その勧誘は、料金契約が作成されることになる役務の費用を判断するための規約及び条件を特定する。該当する場合は、追加費用が発生する虞のある当該役務の結果について、特定する。料金と費用及び公式手数料との間は、明確に区別される。

勧誘を伴う産業財産権法についての一般的情報は、特に、主要な産業財産権、当該産業財産権の保護分野及び各々の限界並びに関連する権利の維持及び保護にかかわるものとする。当該情報は、電話による個別化された勧誘の範囲内で、勧誘活動時点で正当に特定されたその他の手段によって提供される役務の名宛人の利用に供することができる。

第 V 卷 意匠及びひな形

第 I 編 権利の取得

第 I 章 保護される権利及び作品

第 I 節 一定の産業に係る特定の管理的措置

第 R511 条 1

第 R511 条 2 にいう産業の 1 又は類似の産業に属する意匠の創作者であって、意匠の創作日の確認を得ることを要するものは、その目的のため、第 R511 条 3 から第 R511 条 5 までにいう証明方法に頼ることができる。

第 R511 条 2

第 R511 条 1 の規定は、これを次の産業に適用する。すなわち、彫版、型押加工、宝飾、金細工、青銅製作及び関連産業、刺繍、レース製作、絹製作、リボン製作、布及び織物、フォント製作、製瓶、家具製造、陶磁器、カットガラス及びガラス製品、室内装飾、家具用布地、壁掛け及び絨毯、ビリヤード台製造及び関連産業、壁紙、毛皮及び皮革、あらゆる種類の装身具及び関連産業、石版印刷、皮革製品、コルセット製造、あらゆる種類の旅行用品、馬具製造及びすべての関連産業。

第 R511 条 3

意匠及び 3 次元意匠の図形複製は、1 枚の用紙の片面のみを用いて表示しなければならない。未使用部分には、意匠の実際の輪郭線まで、最大幅 20mm のハッチングを記入する。使用する用紙の大きさは、21×29.7 又は 42×29.7 とする。

複製に際しては、その意匠の創作の日付及び状況を確定することができるようなすべての情報(創作日又は購入日、創作者の名称及び可能な場合は、当該意匠の最初の受取人の名称)を記載する。

第 R511 条 4

意匠は、印刷により日付入りで複写簿に複写するか又は削除若しくは上書きを防止するのに十分な薄さのマニラ紙で作成された特別登録簿に転写することにより複製しなければならない。当該登録簿には、省令で定める状況に従い、その使用に先立って産業財産権庁の頭文字及び庁印が付される。

このように複写又は複製される書類は、登録簿の中の各用紙の片面のみを使用するものとし、また寸法上必要な場合は、2 枚の用紙の向かい合った面同士を使用する。

第 R511 条 5

紛争が生じた場合は、何れの創作日が先行するかを立証するため、空白又は欠落を生じさせることなく年代順に秩序立てて記帳された前記の 2 の登録簿を提示することができる。

第 II 章 出願手続

第 R512 条 1

意匠又はひな形の登録出願は、産業財産権庁長官の決定によって定められる条件において、産業財産権庁の本庁へ提出され又は当該本庁へ郵送若しくは電子送信方式で送付される。その出願日は、当該出願が産業財産権庁の本庁において受領された日とする。

産業財産権庁長官は、出願の審査及び公告を促進できる手続となる場合には、電子方式による提出を要請することができる。

産業財産権庁は、出願人に対して、長官の決定によって特定された何らかの適切な手段により、援助を施す。

本条は、第 R513 条 1 にいう延長の申立にも適用される。

第 R512 条 2

出願は、居所、登録事務所又は事業所を EU 加盟国内又は欧州経済領域協定締約国内に有する出願人又は代理人がこれを行うことができる。

単なる手数料の納付及び延長申立を除き、意匠又はひな形の登録出願及び登録手続にかかわる後日の証書を提出することを任命された代理人は、法第 L422 条 4 及び法第 L422 条 5 に定められている代理人範疇の 1 に属していなければならない。

居所又は登録事務所を EU 加盟国内又は欧州経済領域協定締約国内に有していない当事者は、産業財産権庁によって当該当事者に付与される期間において、上記諸段落に定められている条件を満たす代理人を任命しなければならない。

2 名以上の出願人が存在する場合には、同条件を満たす共通の代理人が任命されなければならない。

代理人は、弁理士又は弁護士である場合を除き、第 R513 条 2 の規定に従うことを条件として、また、反対の規定がない限り、第 II 章、第 III 章及び第 IV 章に定められているすべての証書及びすべての通知の受領書に、延長する代理権を添えなければならない。その代理権は、合法化から免除される。

第 R512 条 3

同一の出願が複数の意匠に係る場合は、これらの意匠を組み込むこと又は用いることが意図されている製品は、1968 年 10 月 8 日のロカルノ協定により設けられた分類に基づく同一の類に属するものでなければならない。ただし、出願が装飾物に係る場合又は法第 512 条 2 の第 V 節の簡略形態の場合は、この条件は適用されない。

出願は、次のものを含まなければならない。

(1) 第 R514 条 5 にいう命令に従って作成され、特に次の記載を含む登録願書

(a) 出願人の同定

(b) 出願対象である意匠の数

(c) 出願に含まれる図形又は写真複製の総数。1 の出願に含まれる複製が 100 を超えてはならない。

(d) 各意匠の複製の数

(e) 意匠が組み込まれ又は用いられる製品の通常の名称

(f) 該当する場合は、出願公告の延期、外国における先の出願に係る優先権の主張又は1908年4月13日法律に従って発行された保証証明書に関する陳述

(2) (1)に定める条件の下で提出される意匠の図形又は写真複製。各複製は、1の対象物のみに係り、その他の対象物、付属物、人又は動物を除き、当該対象物のみを表現するものでなければならない。説明文、題銘又は当該意匠の不可分の一部ではないその他の表示を複製に付し又は複製に並べて置いてはならない。複製には、専ら記録の目的で作成した短い説明を付すことができる。適切な場合は、産業財産権庁が最終内容を編集する。

(3) 所定の手数料の納付証明

(4) 代理人が任命されている場合は、その委任状。ただし、代理人自身が弁理士の資格を有している場合はこの限りでない。

出願人は、第R512条10に規定される公告がなされるまで、自らの出願に含まれる書類の正謄本を、自らの費用において取得することができる。

第R512条3-1

公告に関連する技術的準備が開始されるまでは、出願人は、産業財産権庁長官に申立を行うことにより、提出した書類中に認められた誤記を訂正する許可を受けることができる。産業財産権庁は、訂正されるべき誤記の存在についての証拠提出及び該当する場合は請求された訂正の内容についての説明を要求することができる。

第R512条4

法第L512条2第5段落にいう簡易方式による出願は、第R512条3にいう書類及び陳述書により行われる。ただし、第R512条11にいう延期の放棄の時までは、意匠の図形又は写真複製は、第R512条3(2)にいう提出要件の適用を受けず、かつ、出願は、複製の数に拘りなく、手数料の納付証明を提出することを条件とする。

簡易方式の利用は、出願時においてのみ請求することができる。

第R512条5

フランスで出願を行うに際し、外国における先の出願に係る優先権を主張するためには、当該先の出願の公認謄本及び該当する場合は、優先権を主張する権利の存在を証する証拠を、フランスでの出願から3月以内に産業財産権庁に送付しなければならない。

これに従わない場合は、当該優先権は主張されなかったものとみなされる。

開示された書類から、先の出願がフランスでの出願より6月前に行われたこと又はフランスでの出願の付属物が先の出願の付属物と一致しないことが判明した場合も、同様とする。

第R512条6

出願の受領に際しては、出願日、出願場所及び出願番号又は次条にいう国内番号を陳述書に記入しなければならない。また出願人には出願の受領証が与えられる。

出願が商事裁判所又はその代わりに務める裁判所の書記課で行われる場合は、書記官は、出願書類及び手数料を遅滞なく産業財産権庁に転送しなければならない。

第 R512 条 7

出願は、産業財産権庁により受領された時点で国内番号を割り当てられる。当該番号を出願受領証に記入することができなかつた場合は、出願人に当該番号を通知する。

国内出願番号に言及しない書簡又はその後の提出書類であつて、出願人若しくはその代理人の署名がないもの又は所定の手数料の納付証明が添付されていないものは、認められない。

第 R512 条 8

第 R512 条 3(1) (a)にいう事項を含む登録願書(正規の様式でない場合も)少なくとも 1 部及び第 R512 条 3(2)にいう意匠の図形又は写真複製少なくとも 1 部を含まない出願であつて、出願手数料の納付証明が添付されていないものは、認められない。前記の複製は、産業財産権公報において満足に公告することが可能な品質のものでなければならない。

第 R512 条 9

出願が第 R512 条 3 の要件を満たしていないか又は簡易出願においては、第 R512 条 4 にいう要件を満たしていない場合又は出願を公告すれば公序良俗を侵害する虞がある場合は、その旨が理由を付して出願人に通知される。

出願人は、出願の不備を是正するため又は産業財産権庁の異論に対抗するために一定の猶予期間を与えられる。分割出願は、それぞれ、第 R512 条 3(1), (2), (3)及び(4)に定める条件を満たさなければならない。分割出願は、原出願の出願日及び必要な場合は優先日を用いる。異論を撤回させるような不備是正が行われぬか、意見書が提出されないか又は出願の分割が行われぬ場合は、当該出願は拒絶される。

当該通知には、不備是正案を添付することができる。与えられた期間に出願人がこれに異議を唱えない場合は、当該提案は、受諾されたものとみなされる。

本条の規定に従って行われる不備是正において出願の範囲を拡大することがあつてはならない。

第 R512 条 9-1

登録願書は、第 R512 条 10 第 1 段落に規定する公告のために必要な技術的準備が開始されるまでは取り下げることができる。

願書の取下は、出願の所有者又はその代理人が作成した申立書を産業財産権庁に直接送付又は送達することにより行う。代理人は、自らが弁理士である場合を除き、特別の委任状がなければならない。出願人が複数の場合は、取下は、すべての出願人が要求する場合にのみ、これを行うことができる。

取下の申立書は、1 の出願にのみ係るものでなければならない。取下は、出願に言及されている複数意匠の一部のみを対象とすることができる。

申立書においては、ライセンス又は質権が付与されているか否かを明示する。付与されている場合は、当該権利の受益者又は有担保債権者の同意書を申立書に添付しなければならない。

第 R512 条 9-2

登録出願についての決定は、6 月以内に下される。この期間は、拒絶理由が解消されるまで

第 R512 条 9(1) 及び(3)に定められている通知によって中断され又は延期が終了するまで第 R512 条 10 に定められている公告の延期によって中断される。

第 R512 条 9-3

明白な決定が第 R512 条 9-2 にいう期間内に下されない場合には、出願は拒絶されたものとみなされる。

第 R512 条 10

要件を満たしているすべての出願は、産業財産権公報に公告される。ただし、出願に際して出願人が当該公告の 3 年間の延期を請求した場合は、この限りでない。公告の延期は、出願全体を対象とする。公告は、3 年の期間が満了した時点で行う。

第 R512 条 4 に従って簡易方式により行われた出願の公告は、自動的に延期される。

出願人は、随時当該延期を放棄することができる。出願が簡易方式により行われた場合を除き、公告延期の放棄は、出願全体を対象とする。

利害関係人は、第 1 段落に規定する公告の日から、意匠出願書類の閲覧及び自己の費用での当該書類の写しの提供を請求することができる。産業財産権庁は、この権利の行使の条件として、十分な利害があることの証拠を求めることができる。

ただし、出願人に開示されていない書類及び個人データを含む書類又は事業の秘密に係る書類は、公衆への開示の対象としてはならない。

第 R512 条 11

出願が簡易方式により行われた場合は、出願人は、第 R512 条 10 にいう 3 年間の満了の遅くとも 6 月前までに、公告の延期を書面で放棄することを要し、かつ、産業財産権庁に対して次の書類を提出しなければならない。

(1) 第 R512 条 3(2)にいう提出要件に従って公告される意匠の図形複製又は写真

(2) 所定の手数料の納付証明

これらを欠く場合は、当該出願に由来する権利の全面的又は部分的消滅が産業財産権庁長官によって確認される。

図形複製若しくは写真が第 R512 条 3 の要件を遵守していない場合又は延期の放棄に際して提出された複製が簡易出願の際に添付された表示と完全には一致しない場合は、第 R512 条 9 に基づく手続が適用される。

第 R512 条 12

法第 L512 条 3 に規定されている権利回復の申請は、障害の消滅から 2 月以内に提出しなければならない。不履行期間の最終期限の満了から 6 月間が経過した後は、申請は認容されない。

申請は、出願の所有者又はその代理人によって、産業財産権庁長官に対して提出されなければならない。出願が公告されている場合は、出願の所有者は、国内意匠・ひな形登録簿に登録された所有者でなければならない。

申請は、所定の手数料の納付後にのみ認容される。

申請は、書面によるものとし、そこには、依拠する事実及び根拠を記載する。

申請が不遵守なものである場合には、申請人にその旨が通知され、かつ、説明が提示される。申請人には、申請を訂正するため又は産業財産権庁による拒絶理由に対して係争するための期間が与えられる。申請が訂正されない又は拒絶理由を解消できる意見がなされない場合には、その申請は拒絶される。拒絶の通知には、訂正の提案を添えることができる。この提案は、申請人が与えられた期間内に当該提案に対して争わない場合には、受諾されたものとみなされる。

申請人には、説明付きの判決が通知される。

第 R512 条 12-1

取消解消の申請についての決定は、当該申請の提出から 6 月以内に下される。該当する場合は、この期間は、申請が訂正され又は拒絶理由が解消されるまで、第 R512 条 12 に規定されている通知によって中断される。

第 R512 条 12-2

明白な決定が第 R512 条 12-1 にいう期間内に下されない場合には、申請は受理されたものとみなされる。

第 R512 条 13

国内意匠登録簿は、産業財産権庁がこれを維持管理する。

国内意匠登録簿には、各出願について次の事項が登録される。

(1) 所有者の同定及び出願に係る参照事項並びにその存在又は範囲に影響を与えるその後の行為

(2) 意匠の所有権又はそれに由来する権利の享受を変更する行為。所有権主張の場合は、それに対応する移転の事実

(3) 名称、法的形態若しくは宛先の変更又は登録事項の誤記の訂正

第 R512 条 10 の記載に従って出願が公告されるまでは、登録簿には如何なる記載もなされない。

第 R512 条 14

第 R512 条 13(1)にいう事項は、産業財産権庁の判断により又は裁判所の判決があった場合は裁判所の書記官又は当事者の 1 の請求によって登録される。

国内意匠登録簿には、裁判所の最終判決のみが登録される。

第 R512 条 15

意匠出願の所有権又はそれに由来する権利の保有を変更する証書、例えば譲渡、商業権の譲与、質権の設定若しくは譲渡又はこれらの放棄、制限、制限の承認又は解除等の証書は、当事者の 1 又は出願の所有者が当該証書の当事者でない場合は同人の申請によって、登録される。

当該申請は、次を伴わなければならない。

(1) 登録申請書

(2) 所有権又は占有の変更を確認する証書の謄本又は抄本

(3) 所定の手数料の納付証明

(4) 該当する場合は、代理人の委任状。ただし、当該代理人が弁理士の資格を有している場合は、この限りでない。

第 R512 条 16

第 R512 条 15(2)の例外として、申請に際して次の書類を提出することができる。

(1) 死亡による変更の場合は、相続人又は受遺者の請求により、当該移転を証明する証書

(2) 合併、分割又は吸収による移転の場合は、固有の識別番号又はフランス国外に所在する事業者の場合は、最新の商業・会社登録簿の抄本の写し 1 部

(3) 写しを提出することに実質的な障害があることの立証を条件として、所有権又は占有の変更を証明する書類

第 R512 条 17

名称、法的形態及び宛先の変更並びに誤記の訂正は、出願の所有者の請求によって登録されるが、当該所有者は、国内意匠登録簿に登録された所有者でなければならない。ただし、当該変更及び訂正が既に登録された証書に関するものである場合は、その証書の何れかの当事者が申請を行うことができる。

当該申請は、次を伴わなければならない。

(1) 登録申請書

(2) 該当する場合は、代理人の委任状。ただし、当該代理人が弁理士の資格を有している場合は、この限りでない。

(3) 当該申請が誤記に関するものである場合は、所定の手数料の納付証明

産業財産権庁は、生じた変更又は訂正すべき誤記の存在に係る証拠の提出を求めることができる。

第 R512 条 18

登録申請が不遵守なものである場合は、説明を提示した通知が申請人に送付される。

申請人には、申請を訂正するため又は意見を提出するための期間が与えられる。訂正又は拒絶理由を解消できる意見がなされない場合には、当該申請は、産業財産権庁長官の決定によって拒絶されることになる。

当該通知には、訂正の提案を添付することができる。この提案は、申請人が与えられた期間内に当該提案に対して争わない場合には、受諾されたものとみなされる。

第 R512 条 18-1

第 R512 条 15 及び第 R512 条 17 にいう登録申請についての決定は、当該申請の提出から 6 月以内に下される。該当する場合は、この期間は、申請が訂正され又は拒絶理由が解消されるまで、第 R512 条 18 に規定されている通知によって中断される。

第 R512 条 18-2

明白な決定が第 R512 条 18-1 にいう期間内に下されない場合には、申請は受理されたものとみなされる。

第 R512 条 19

国内意匠登録簿になされた登録は，産業財産権公報において公告される。

関係人は何人も，産業財産権庁から次の書類を入手することができる。

- (1) 出願に関する詳細，国内番号及び該当する場合は関連する放棄又は期間延長の事実を含む同一性証明書
- (2) 国内意匠登録簿になされた登録の写し
- (3) 登録簿に如何なる登録もなされていないことを証する証明書

第 III 章 保護期間

第 R513 条 1

法第 L513 条 1 に規定された意匠又はひな形登録の延長は、第 R514 条 5 にいう命令により定められた条件に基づいて作成された登録所有者の申立書によりこれを得ることができる。当該申立書においては、一定の意匠についてのみ延長されるべき旨を記載することができる。ただし、最初の延長は、出願時に請求することができる。

延長は、登録期間が満了する日の翌日に効力を生じる。

当該申立書は、次に従う場合にのみ認容される。

(1) 各保護期間が終了する月の末日に満了する 6 月の期間内に提出し、かつ、所定の手数料の納付証明を添付すること。ただし、前記期間が経過しても、保護期間が終了する月の末日の翌日から 6 月の追加期間内であれば、追加手数料を納付した上で、申立書を提出すること又は手数料を納付することができる。

(2) 延長されるべき登録を指定しており、かつ、申立の日に国内意匠登録簿に登録されている登録所有者又はその代理人により提出されること。

当該申立書がこれらの条件を満たしていない場合は、第 R512 条 9 に規定する手続が適用される。

申請人に意見書を提出すべき旨を通知することなく、不認容を宣告してはならない。

第 R513 条 1-1

延長申立についての決定は、当該申立の提出から 6 月以内に下される。該当する場合は、この期間は、拒絶理由が解消されるまで、第 R512 条 9 に規定されている通知によって中断される。

第 R513 条 1-2

明白な決定が第 R513 条 1-1 にいう期間内に下されない場合には、延長申立は拒絶されたものとみなされる。

第 R513 条 2

公告された意匠又はひな形の登録の所有者は、如何なる時点でも、当該意匠の全部又は一部を放棄することができる。

放棄の宣言は、以下のとおり行わなければならない、これに従わない場合は認容されない。

(1) 放棄の申立日に、国内意匠・ひな形登録簿に登録されている登録の所有者又はその代理人によって宣言をなすこと

(2) 所定手数料の納付証明を添付すること

第 R512 条 9-1 の規定は、放棄に適用される。

当該宣言が不遵守なものである場合は、申請人には、その旨が通知され、かつ、説明が提示されることになる。申請人には、申立を訂正するため又は産業財産権庁の拒絶理由に対して係争するための期間が与えられる。申請が訂正されない又は拒絶理由を解消できる意見がなされない場合には、当該申立は拒絶される。拒絶の通知には、訂正の提案を添えることができる。この提案は、申請人が与えられた期間内に当該提案に対して争わない場合には、受諾

されたものとみなされる。

第 R513 条 2-1

放棄の宣言についての決定は、当該宣言の提出から 6 月以内に下される。該当する場合は、この期間は、申請が訂正され又は拒絶理由が解消されるまで、第 R513 条 2 に規定されている通知によって中断される。

第 R513 条 2-2

明白な決定が第 R513 条 2-1 にいう期間内に下されない場合には、申請は受理されたものとみなされる。

第 R513 条 3

認容されなかった、拒絶された、失効した、延長されなかったもの及び保護期間が満了したものの出願書類は、その所有者の請求により、かつ、その費用において、同人に返却することができる。

当該請求がなかった場合において、産業財産権庁は、認容されなかった、拒絶された又は失効したものの出願書類に関しては 1 年後に、また、延長されなかったもの又は保護期間が満了したものの出願書類に関しては 10 年後に、これを破棄することができる。

第 IV 章 共通規定

第 I 節 手続

第 R514 条 1

本編に従って産業財産権庁により与えられる期間は、1 月以上 4 月以内でなければならない。

第 R514 条 2

期間が日をもって表示される場合は、当該期間の開始事由である行為、出来事、決定又は通知が生じた日は算入しない。

期間が月又は年をもって表示される場合は、当該期間は、最終月又は最終年において、当該期間の開始事由である行為、出来事、決定又は通知が生じた日に応答する日に満了する。応答する日が存在しない場合は、当該期間は、その月の末日に満了する。

期間が月及び日をもって表示される場合は、月及び日の順に算入する。

期間は、すべてその末日の夜 12 時に満了する。

通常において、土曜日、日曜日又は祝祭日若しくは非就業日に満了する期間は、翌就業日まで延長される。

第 R514 条 3

如何なる通知も、次に従う場合は、正式になされたものとみなされる。

(1) 産業財産権庁に届出された提出の最後の所有者又は第 R512 条 10 に規定する公告の後においては、国内意匠登録簿に登録された最後の所有者に対してなされた場合、又は

(2) 前記の何れかの所有者の代理人に対してなされた場合

所有者が EU 加盟国又は欧州経済領域協定締約国に居所を有さない場合は、同人が産業財産権庁に関し最後に選任した代理人に対してなされた通知に限り、正式になされたものとみなされる。

第 R514 条 4

本編第 II 章、第 III 章及び第 IV 章にいう通知は、配達通知付の書留郵便で行われる。

また通知は、書留郵便に代えて、産業財産権庁の敷地内における受領証と引換えでの名宛人への手交又は特に郵送の安全を保証するために産業財産権庁長官が定めた条件に基づく電子通信によっても行うことができる。

名宛人の宛先が不明である場合は、当該通知は、これを産業財産権公報に公告することにより行われる。

第 R514 条 5

出願の条件及び出願内容は、特に次の事項について、産業財産権庁長官の命令によって決定される。

(1) 登録願書及び第 R512 条 3 にいう図形又は写真複製が満たすべき具体的仕様

(2) 第 R513 条 1 にいう延長申立

- (3) 第 R512 条 15 及び第 R512 条 17 にいう国内意匠登録簿への登録申請
- (4) 法第 L512 条 2 にいう簡易出願の条件

第 R514 条 5-1

本巻に定められている産業財産権庁における手続に関する通信及び書類は、産業財産権庁長官の決定によって定められる条件において、産業財産権庁の本庁へ提出され又は当該本庁へ郵送若しくは電子送信方式で送付される。出願日は、当該通信及び書類が産業財産権庁の本庁において受領された日とする。

産業財産権庁長官は、これらの書類の審査及び公告を促進できる方法となる場合には、電子方式による提出を要請することができる。

産業財産権庁は、申請人に対して、長官の決定によって特定された何らかの適切な手段により、援助を施す。

第 II 節 経過規定

第 R514 条 6

第 R512 条 1 から第 R514 条 5 までは、次の規定に従うことを条件として、1992 年 9 月 15 日に効力を生じる出願から適用される。

(1) 1992 年 9 月 15 日前に行われた出願は、その様式上の提出条件に関して、引き続き従前の適用規定に従う。

(2) 1992 年 9 月 15 日前に提出された維持請求、公告又は延長の請求、回復又は通信の請求は、従前の有効規定に従って処理される。

(3) 5 年を期間とする秘密出願は、その効力が最長 25 年まで延長されるべき旨を所有者が請求しない限り、同期間において秘密が維持される。当該請求は、5 年間の満了前に、第 R513 条 1 に従って提出しなければならない。

(4) 25 年を期間とする秘密出願は、所有者が第 R512 条 10 に従って当該秘密性を放棄するか又は第 R513 条 1 に従ってその効力を更に 25 年間延長する旨を請求しない場合を除き、同期間において秘密が維持される。

(5) 産業財産権庁長官の判断により、1992 年 9 月 15 日後に発生した行為に関して行われる登録のみが、登録簿に登録される。

第 II 編 紛争

第 I 章 国内意匠又はひな形に関する訴訟

第 I 節 仮の保全措置

第 R521 条 1

法第 L521 条 6 の最終段落に定められ、かつ、民事訴訟若しくは刑事訴訟において本案について提起するため又は共和国の検察官に対して主張を提出するために申請人へ与えられる期間は、命令の日付から 20 就業日又はより長期となる場合には 31 暦日である。

第 II 節 調査措置

第 R521 条 2

法第 L521 条 4 にいう記述的又は現実的な留置は、本案に関する事例を審理する管轄権を有する裁判所の裁判長によって命令される。

裁判長は、執行官に対して、侵害の発生源、実体及び範囲を設定するために有用な認定をなす権限を付与することができる。

事業秘密が保護されることを保証するために、裁判長は、留置した書類が、商法第 R153 条 1 にいう条件において、仮預託に置かれるべきであることを自動的に命令することができる。

第 R521 条 3

裁判官が保証金を設定する申請人を対象とする留置を行っている場合には、その保証金は、留置が実行される前に設定されていなければならない。

留置を実施する前に、執行官は、留置した又は命令書に記載した品目の所有者に対して、当該命令書の写し及び該当する場合は、保証金の設定を記録している証書の写しを提供しなければならない。これに従わない場合は無効となるか又は執行官に対する損害賠償請求が生じる。同一の所有者には、留置報告書の写しを提供しなければならない。

第 R521 条 4

法第 L521 条 4 の最終段落に定められ、かつ、本案について提起するために申請人へ与えられる期間は、留置又は説明の日付から 20 就業日又はより長期となる場合には 31 暦日である。

第 R521 条 5

留置の報告書において、裁判所の裁判長は、主張されている侵害行為の証拠を補完するための何らかの措置を命令することができる。

第 III 節 通常規定

第 R521 条 6

知的財産法第 L521 条 3-1 に準拠して意匠及びひな形に関する手続を審理するための排他的な管轄権を有する裁判所の所在地及び管轄区域は、司法組織法第 D211 条 6-1 に添付の表 VI に従って設定される。

第 II 章 EU 意匠及びひな形に関する訴訟

第 R522 条 1

法第 L522 条 2 によって規定されている EU 意匠及びひな形に関する手続及び主張は、司法組織法第 R211 条 7 に定められている裁判所において提起される。

第 III 章 税関における留置

第 R523 条 1

第 III 卷第 III 編第 V 章の 2 は，第 V 卷第 II 編第 I 章の 2 に規定されている，意匠及びひな形を侵害する虞のある商品を留置する税関当局に適用される。

第 VI 卷 発明及び技術的知識の保護

第 I 編 発明特許

第 I 章 適用の範囲

第 II 節 所有権

第 I 款 従業者発明

第 R611 条 1

発明の創作者である従業者は、その事実を直ちに使用者に申し立てなければならない。
発明者が複数である場合は、発明者全員又はその一部のみによる共同申立を行うことができる。

第 R611 条 2

当該申立書には、従業者の所有する情報であって、使用者が当該発明を評価して法第 L611 条 7(1)及び(2)にいう範疇の 1 に分類し得るのに十分なものを記載しなければならない。
当該情報は、次に関係する。

- (1) 当該発明の対象及び意図された用途
- (2) 当該発明がなされた状況(例えば、受けた指示又は指令、用いた企業の経験又は作業、受けた協力等)
- (3) 従業者の目から見た当該発明の分類

第 R611 条 3

分類により使用者の帰属権の存在が暗示される場合は、申立書に当該発明明細書を添付しなければならない。

当該明細書には、次の事項を記載する。

- (1) 可能な限り先行技術水準を斟酌した上で、従業者が直面した課題
- (2) 従業者による解決策
- (3) 少なくとも 1 の実施例(図面を添えることが望ましい)

第 R611 条 4

従業者の申立に基づく発明の分類に反して、後に使用者の帰属権が認められた場合は、従業者は、必要に応じて、直ちにその申立書に第 R611 条 3 にいう情報を補足しなければならない。

第 R611 条 5

従業者の申立書が第 R611 条 2(1)及び(2)の規定又は場合により第 R611 条 3 の規定を遵守していない場合は、使用者は、申立書に補足すべき事項を当事者に正確に通知する。
当該通知は、申立書を受領した日から 2 月以内に行わなければならない。通知がない場合

は、当該申立書は、前記規定を遵守しているものとみなされる。

第 R611 条 6

使用者は、2月以内に、従業者の申立書に基づく当該発明の分類に同意するものとし、当該分類の表示がない場合は、自らが選択した分類に理由を付して従業者に通知する。

当該2月の期間は、使用者が従業者から第 R611 条 2 にいう情報を含む申立書を受領した日又は正当と認められる追加情報請求があった場合は、申立書に補足がなされた日に開始する。

所定の期限内に行為しなかった使用者は、従業者の申立書に基づく分類を認容したものとみなされる。

第 R611 条 7

帰属権を請求するために使用者に与えられる期間は、発明の申立に先立って当事者間で別段の合意がなされていない限り、4月とする。

当該期間は、使用者が第 R611 条 2(1)及び(2)並びに第 R611 条 3 にいう事項を含む発明の申立書を受領した日又は正当と認められる追加情報請求があった場合は、申立書に補足がなされた日に開始する。

帰属権の主張は、使用者が主張しようとする権利の内容及び範囲を記載した通信を従業者に送付することによって行う。

第 R611 条 8

第 R611 条 5 から第 R611 条 7 までにいう期間は、申立書の正常性又は発明の類別の正当性に関して、従業者により又は同じ目的のため法第 L615 条 21 にいう労使調停委員会への付託により訴訟が提起された場合は、一時的に停止する。

当該期間は、最終判決が下された日に開始する。

第 R611 条 9

従業者又は使用者による申立又は通信は、受領通知付の書留郵便か又は相手方により受領されたことが立証されるようなその他の方法で行わなければならない。

第 R611 条 1 にいう申立は、従業者が保管のため産業財産権庁に送付した書簡の副本を、同庁が産業財産権担当大臣の布告により定められた条件に基づいて使用者に転送したときにも生じる。

本手続は、法第 L611 条 7(1)にいう発明については、任意とする。

第 R611 条 10

従業者及び使用者は、発明の分類に関する合意がない限り又は別段の決定がなされていない限り、当該発明を他に開示してはならない。

当事者の1が自らの権利を維持するために特許出願をする場合は、当該当事者は、相手方に対し遅滞なく出願書類の写しをもって通知する。

当該当事者は、出願の公開を遅らせるため適用法規により規定されるすべての可能性を試さねばならない。

第 II 款 公務員による発明

第 R611 条 11

国家公務員，地方公務員，公共機関職員及び公法上の法人の職員は，本款に定められる条件に基づき，法第 L611 条 7 の規定に従う。ただし，これらの者による発明における産業財産権につき，より有利な契約規定が適用される場合は，この限りでない。これらの規定は，当該公務員に関する，より有利な法令措置の維持又は適用を妨げるものではない。

第 R611 条 12

(1) 公務員が自らの権限に対応する発明任務を含む責務又は自らに明白に委託された研究若しくは調査を実行するのに際して行った発明は，同人が当該責務，研究又は調査をそのために実行した公法人に帰属する。ただし，当該公法人が発明を展開しない旨を決定した場合は，発明を行った公務員は，当該公法人との間で締結した契約が定める条件に従って，当該発明から生じる経済的権利を享受することができる。

(2) その他の発明は，すべて当該公務員に帰属する。

ただし，当該公務員の使用者である者は，本款に定める条件及び期限に従って，当該公務員が次の何れかに該当する形で行った発明を保護する特許に由来する権利の全部又は一部を自らに帰属させる権利を有する。

自らの職務を実行する過程で発明を行った場合，

当該公法人の活動分野における発明である場合，又は

当該公法人の技術，特定手段又は当該公法人が取得したデータについての知識又はそれらの使用を通じて発明がなされた場合

第 R611 条 14

発明を行った公務員は，その所属する公法人により権限を与えられた当局に対し，直ちに当該発明の申立をしなければならない。

従業者及び使用者の義務に関する第 R611 条 1 から第 R611 条 10 までの規定は，関係する公務員及び公法人について適用される。

第 R611 条 14-1

(1) 国家公務員及び本条の付録に規定される範疇に属する公共機関の職員であって，第 R611 条 12(1)にいう発明者である者については，法第 L611 条 7 に規定する追加の報酬は，発明の受益者である公法人が当該発明より得られる生産品に係る報奨金及び当該特許にかかる報奨金から成る。

(2) 報奨金は，各発明について，公法人が当該発明により毎年受領するロイヤルティからの税引前収入から当該公法人が負担した今年度すべての直接費用及び過去数年間に発生した直接費用であって，十分な収入がないため控除されていなかったものを控除し，当該発明に係る従業者の貢献度を表す係数を含めたものに基づいて算出される。特許に係る報奨金は，直接費用に含めない。

発明の各代理人への割増報酬は，料金も含めて前記の基本額の 50%とし，その上限は第 2

グループD外級に対応する年金控除後の総年収額とし、金額がこれを超える場合は、前記基本額の25%とする。

報奨金として支払われるべき追加の報酬は毎年支払われるものとし、年度を通じて前払をすることができる。

(3) 特許に係る報奨金は、予め定めておく。その額は予算、公務及び調査を担当する各大臣の共同布告により決定される。各公務員に、発明に対する同人の貢献度を表す係数が割り当てられる。

当該報奨金は、2回に分けて支払われる。報奨金額の20%に相当する1回目の支払を受ける権利は、最初の特許出願をもって開始する1年間の終了時に付与される。2回目の支払を受ける権利は、使用ライセンス付与契約又は前記の特許の移転契約の締結時に付与される。

(4) 複数の公務員が同一対象物の発明者である場合は、当該発明に対する各人のそれぞれの貢献度を、係数に表して、(I)にいう最初の年額の支払前に又は該当する場合は、前払額の支払前に、公務担当大臣又は公務管轄首席授権官が定める条件に従って、最終的に決定する。公務員1名のみが発明者である場合は、その貢献度を表す係数は1とする。

発明が複数の異なる公法人に所属する複数公務員の協力の結果である場合は、報奨金の配分条件及び支払条件は、関係する公法人が共同でこれを決定する。

(5) 発明がある公務員の主たる業務の枠内で行われた場合は、同人に対し、その業務に関する報酬の他に、報奨金としての報酬が本条に定めるもの以外の如何なる制限もなく支払われる。

該当する場合において、当該公務員が何らかの理由によりその職務を辞した事実又は同人が退職金を請求した事実拘らず、前記の報奨金は、当該発明の実施期間中当該公務員に継続的に支払われる。公務員が死亡した場合は、報奨金は、同人が死亡した年が終了するまで支払われる。

第 R611 条 14-1 付則

国民教育、高等教育及び研究

公務員

－1983年12月30日布告 No. 83-1260 に規定された研究者、技術者、技術者助手及び研究技術者

－1984年6月6日布告 No. 84-431 に規定された研究者兼教授及び同布告の付録に挙げる一覽中の特定団体に所属する研究者兼教授

－1985年12月31日布告 No. 85-1534 に規定された技術者、技術者助手及び研究訓練技術者

－1985年12月30日布告 No. 85-1462 に規定された核物理学主任技術者、核物理学技術者、核物理学主任技術者、核物理学技術者、核物理学工場技術者、核物理学研究技術者、核物理学準備助手及び核物理学プロトタイプ作製者

－1985年12月30日布告 No. 85-1461 に規定された国立科学研究センターの研究代表者

非本官公務員

－1980年1月17日布告 No. 80-31 に規定された研究者

－1959年12月9日布告 No. 59-1405 に規定された技術者及び専門家

－1980年6月27日布告 No. 80-479 に規定された科学契約職員

－1984年1月26日法律第84-52第54条第2段落及び1985年11月22日法律 No. 85-1223

に規定された教授及び準講師

- －1992年3月30日布告 No. 92-339 により改正された1985年4月3日布告 No. 85-402 に規定された研究分担者
- －1989年10月30日布告 No. 89-794 に規定された訓練校教官及び分担教官
- －1992年11月19日布告 No. 92-1229 に規定された薬学教官
- －1988年5月7日布告 No. 88-654 に規定された臨時教職研究員
- －1969年9月26日布告 No. 69-894 に規定された国立科学研究センター付属研究者
- －分類外の契約公務員，例外的1級契約公務員であつて，国立農業機械・農業工学・水産・森林センターの契約従業者に適用される規定を含む1988年3月30日内部規則に規定された者
- －1964年5月12日布告 No. 64-420 に規定された国立健康医療研究センターの技術者及び専門家
- －1986年1月17日布告 No. 86-83 に規定された国立コンピュータ・オートメーション研究所の専門技術者
- －フランスの技術プログラミング政策及び研究に関する，1982年7月15日法律 No. 82-610 第23条の規定に基づく科学技術公共機関により採用された従業者
- －教育法第L612条7にいう博士論文準備課程における又は博士号取得後の研究を行う目的で，国の公務に関する法規を含む改正された1984年1月11日法律 No. 84-16 第4条及び第6条に従つて科学技術公共機関及び高等教育機関が採用したその他の公務員
- －教育法第L612条7にいう博士論文準備課程における又は博士号取得後の研究を行う目的で，教育法第L123条5に従つて高等教育公共機関の工業・商業活動役務に採用された公務員

高等教育，研究及び社会業務

- －研修病院及び大学の教授陣及び病院職員に関する2021年12月13日布告 No. 2021-1645 に規定された研修病院及び大学の教授陣及び病院職員
- －2008年7月28日布告 No. 2008-744 に規定された大学の教員，総合医学の資格保有者及び非保有者。

農業，水産，食料

公務員

- －1965年6月4日布告 No. 65-426 に規定された橋梁，治水，林業技術者
- －1965年6月4日布告 No. 65-427 に規定された農事技術者
- －1970年2月14日布告 No. 70-128 に規定された水産・林業技術者
- －1965年8月10日布告 No. 65-688 に規定された農産技術者
- －1965年8月10日布告 No. 65-690 に規定された農業技術者
- －1962年11月26日布告 No. 62-1439 に規定された家畜検査官
- －1964年6月29日布告 No. 64-642 に規定された国立家畜食品研究センターの科学職員
- －1992年2月21日布告 No. 92-171 に規定された農業担当大臣管掌の高等公共教育機関の研究者兼教授
- －1995年4月6日布告 No. 95-370 に規定された技術者，技術者助手及び技術者
- －1996年6月7日布告 No. 96-501 に規定された農業担当大臣業務の技術者

非本官公務員

- －1995年5月6日布告 No. 95-621 に規定された農業担当大臣管掌の高等教育研究機関の助手又は客員職員
- －1991年4月16日布告 No. 91-374 に規定された農業担当大臣管掌の公共高等教育機関の教育研究契約助手
- －教育法第 L612 条 7 にいう博士論文準備課程における又は博士号取得後の研究を行う目的で、国の公務に関する法規を含む改正された 1984 年 1 月 11 日法律 No. 84-16 第 4 条及び第 6 条に従って科学技術公共機関及び高等教育機関が採用したその他の公務員

工業

公務員

- －1988年4月29日布告 No. 88-507 に規定された鉱山技術者
- －1988年4月29日布告 No. 88-507 に規定された鉱工業技術者
- －2007年3月28日布告 No. 2007-468 に規定された鉱業高等公共教育機関及び工業技術高等公共教育機関の教授、講師及び助手
- －2012年8月29日布告 No. 2012-1002 に規定された鉱業高等公共教育機関及び工業技術鉱業高等公共教育機関に配属された研究所技術者
- －1967年8月16日布告 No. 67-715 に規定された電気通信技術者の合同省庁機関
- －1996年12月27日布告 No. 96-1177 第 36 条(1)に基づく高等通信研究所に出向した公務員

非本官公務員

- －2000年7月18日布告 No. 2000-677 に規定された国立高等鉱業学校、国立高等産業技術学校及び産業省管轄の鉱山の研究者及び技術者
- －1971年12月7日布告 No. 71-999 に規定された付属研究者
- －1970年7月10日布告 No. 70-663 に規定された教職員、研究者及び技術者
- －1975年1月28日布告 No. 75-62 に規定された契約公務員「例外分野」代理人、「通常分野」契約従業者代理人、非本官契約従業者及び第 1 分野契約従業者
- －1996年12月27日布告 No. 96-1177 第 36 条(2)に基づいて採用され 1986 年 1 月 17 日布告 No. 86-83 に規定された高等通信研究所の公法契約従業者
- －教育法第 L612 条 7 にいう博士論文準備課程における又は博士号取得後の研究を行う目的で、国の公務に関する法規を含む改正された 1984 年 1 月 11 日法律 No. 84-16 第 4 条及び第 6 条に従って科学技術公共機関及び高等教育機関が採用したその他の公務員

環境、運輸及び住宅

公務員

- －橋梁、治水、森林技術者の職団の特別な地位に関する 2009 年 9 月 10 日布告 No. 2009-1106 に規定された橋梁、治水、森林技術者
- －科学技術公共機関の公務員の職団に共通の法規を定める 1983 年 12 月 30 日布告 No. 83-1260 並びに持続可能開発研究作業者の職団及び持続可能開発研究監督者の職団の特別な地位に関する 2014 年 11 月 4 日布告 No. 2014-1324 に規定された持続可能開発研究作業者及び研究監督者
- －国営公共事業技術者の職団の特別な地位に関する 2005 年 5 月 30 日布告 No. 2005-631 に規定された国営公共事業技術者
- －国家測量技術者及び地図作成者の特別な地位に関する 1973 年 3 月 6 日布告 No. 73-264 に規定された国家測量技術者及び地図作成者

- －気象技術者の職団の特別な地位に関する 1965 年 3 月 5 日布告 No. 65-184 に規定された気象技術者
- －民間航空研究開発技術者の職団の特別な地位に関する 1971 年 11 月 8 日布告 No. 71-917 に規定された民間航空研究開発技術者
- －航空管制官の職団の特別な地位に関する 1990 年 11 月 8 日布告 No. 90-998 に規定された航空管制官
- －航空安全システム電子技術者の職団の特別な地位に関する 1991 年 1 月 16 日布告 No. 91-56 に規定された航空安全システム電子技術者
- －持続可能開発高度技術者の職団の特別な地位に関する 2012 年 9 月 18 日布告 No. 2012-1064 に規定された持続可能開発高度技術者

非本官公務員

次の規定により管轄される分類 A レベルの非本官職員

- －2005 年 12 月 30 日の 2005 年改正財政法 No. 2005-1720 第 127 条にいう橋梁道路中央研究所及び公共事業技術センターの臨時職員を管轄する 1973 年 5 月 14 日規則
- －環境技術及び気候交渉を担当するエコロジー・エネルギー・持続可能開発・海洋省の分類 A レベルの職員に関する国家内部規則を定める 1992 年 3 月 18 日決定
- －1986 年 1 月 17 日布告 No. 86-83 に規定された一般道高速道路技術研究事業に従事する非本官職員に関する規則を含む 2006 年 9 月 7 日命令
- －教育法第 L612 条 7 にいう博士論文準備課程における又は博士号取得後の研究を行う目的で、国の公務に関する法規を含む 1984 年 1 月 11 日法律 No. 84-16 第 4 条及び第 6 条に従って高等教育の公務に参加する公共機関が採用したその他の公務員

その他の職員

- －技術者の分類に関する 1928 年 3 月 21 日法律の利益を享受する資格を有する橋梁道路及び空軍基地の公園・作業場労働者に関する 1965 年 5 月 21 日布告 No. 65-382 に規定された橋梁道路及び空軍基地の公園・作業場労働者

国防

文官及び軍公務員

- －1982 年 12 月 15 日布告 No. 82-1067 に規定された兵器技術者
- －1976 年 8 月 19 日布告 No. 76-802 に規定された軍用燃料技術者
- －2004 年 6 月 14 日布告 No. 2004-534 に規定された陸軍専門家
- －1979 年 12 月 27 日布告 No. 79-1135 に規定された軍事研究技術技術者
- －1989 年 10 月 18 日布告 No. 89-750 に規定された国防省の軍事研究製造技術者
- －1989 年 10 月 18 日布告 No. 89-749 に規定された国防省の高度研究製造技術者
- －1998 年 3 月 20 日布告 No. 98-203 に規定された国防省の技術者

非本官公務員

- －1949 年 10 月 3 日布告 No. 49-1378 に規定された特別分野、外部分野及び A 分野の非本官公務員
- －1967 年 10 月 23 日布告 No. 67-962 に規定された国立航空工学学校で主たる任務を遂行する教官
- －1973 年 3 月 14 日布告 No. 73-311 に規定された理工科学学校の研究所及び研究センターの科学職員

- －1973年3月14日布告 No. 73-312 に規定された理工科学校の研究所及び研究センターの技術者及び専門家
- －国防省と工業上又は商業上の契約を結んだ一定の公務員に関する 1988年5月4日布告 No. 88-541 に規定された非本官技術者公務員
- －2000年6月5日布告 No. 2000-497 に規定された理工科学校の教職員
- －2003年10月21日布告 No. 2003-1006 に規定された理工科学校の科学・技術・管理契約職員
- －教育法第 L612 条 7 にいう博士論文準備課程における又は博士号取得後の研究を行う目的で、国の公務に関する法規を含む改正された 1984年1月11日法律 No. 84-16 第4条及び第6条に従って科学技術公共機関及び高等教育機関が採用したその他の公務員

第 III 款 発明者の指定及び所有権の主張

第 R611 条 15

産業財産権庁は、第 R612 条 10 にいう発明者の指定の正確性を確認しない。

第 R611 条 16

指定された発明者は、特許出願及び特許明細書の公告に発明者として記載される。それができない場合は、同人は、配布前の特許出願及び特許明細書の公告の謄本に記載される。当該記載は、出願人又は特許所有者の請求によって行われる。

前段落の規定は、第三者が自らの指定を受ける権利を認める最終判決を産業財産権庁に提出した場合に、適用される。第三者はまた、前段落第 2 文にいう場合において、配布前の特許出願及び特許明細書の公告の謄本に自らの名称を記載するよう求めることができる。

第 1 段落の規定は、出願人又は特許所有者によって指定された発明者が産業財産権庁に書面で届け出ることにより自らの指定を放棄した場合は、適用されない。

第 R611 条 17

発明者の指定の訂正は、誤って指定された者の同意書及び出願人又は特許所有者が当該請求書を提出しない場合は、その何れか一方の同意書を添付した請求書によってのみ行うことができる。第 R612 条 10 の規定が適用される。

発明者の誤った指定が国内特許登録簿に登録され又は産業財産権公報に公告されている場合は、当該登録又は公告は、これを訂正しなければならない。発明者の誤った指定の記載は、特許出願又は特許明細書の公告の配布前の謄本において訂正される。

前段落の規定は、発明者の指定が裁判所によって取り消された場合にも、適用される。

第 R611 条 18

特許出願又は特許の所有権を主張する訴訟手続は、当該訴訟を提起した者の請求により国内特許登録簿に登録される。

裁判所により当該訴訟を提起した者を勝訴とする判決が下された場合は、産業財産権庁が公衆の閲覧のため又は販売のために所有する特許出願又は特許の謄本には、特許の所有権が変更されたことを記す注釈が付される。

第 R611 条 19

特許付与手続は、特許出願の所有権を主張する訴訟を裁判所に自ら提起したことを証明する証拠を提出する者が書面により請求したときは、中断される。

手続の中断は、証拠が提出された日から効力を有する。ただし、それによって第 R612 条 39 の適用が妨げられるものではない。

特許付与手続は、裁判所の最終判決が下された時点で再開される。当該手続はまた、特許出願の所有権を主張する訴訟を提起した者の書面による同意をもって随時再開することもできる。当該同意は、取消不能とする。

手続の停止及び再開は、国内特許登録簿に登録される。

第 R611 条 20

ある者が訴訟を提起したことの証拠を自ら提出した日以降、出願又は特許の所有者は、特許全体又は包含される 1 若しくは 2 以上のクレームについて、自己の出願を取り下げ又は自己の特許を放棄することはできない。ただし、所有権を主張する訴訟を提起した者の書面による同意がある場合は、この限りでない。

第 II 章 出願及びその処理

第 I 節 出願

第 R612 条 1

特許出願は、産業財産権庁長官の決定によって定められる条件において、産業財産権庁の本庁へ提出され又は当該本庁へ郵送若しくは電子送信方式で送付される。その出願日は、当該出願が産業財産権庁の本庁において受領された日とする。

産業財産権庁長官は、出願の審査及び公告を促進できる方法となる場合には、電子方式による提出を要請することができる。

産業財産権庁は、出願人に対して、長官の決定によって特定された何らかの適切な手段により、援助を施す。

第 R612 条 2

出願は、出願人本人が又はその居所、営業所若しくは事業所を EU 加盟国若しくは欧州経済領域協定締約国内に有する代理人を通じてこれを行うことができる。法第 L422 条 4 及び法第 L422 条 5 にいう例外に従うことを条件として、出願及び特許付与手続に係るその後の行為の遂行について任命された代理人は、単なる手数料の納付の場合を除き、弁理士の資格を有していなければならない。

その居所又は営業所を EU 加盟国又は欧州経済領域協定締約国内に有していない自然人又は法人は、自らに送付されたその旨の通知を受領した日から 2 月以内に、前段落に定められた条件を満たす代理人を任命しなければならない。出願人が複数である場合は、共通の代理人を任命しなければならない。共通の代理人が出願人の 1 でない場合は、当該人は、第 1 段落に規定された条件を満たさなければならない。

自らが弁理士又は弁護士の資格を有している場合を除き、代理人は、第 R612 条 38、第 R613 条 44、第 R613 条 44-1 及び第 R613 条 45 の規定に従うことを条件とし、かつ、別段の合意がなされていない限り、第 R611 条 15 から第 R611 条 20 まで、第 R612 条 1 から第 R613 条 3 まで、第 R613 条 44 から第 R613 条 65 まで、第 R616 条 1 から第 R616 条 3 まで及び第 R618 条 1 から第 R618 条 4 までにいうすべての行為を遂行し、かつ、すべての通知を受領する権限を与える委任状を添付しなければならない。当該委任状は、法的認証を必要としない。

第 R612 条 3

特許出願は、特許付与を求める願書を含まなければならない。その様式は、産業財産権庁長官の決定により定められるものとし、また、次を添付しなければならない。

- (1) 発明明細書。これには必要に応じて図面を添付する。
- (2) 1 又は 2 以上のクレーム
- (3) 発明の技術的内容に係る要約書
- (4) 該当する場合は、その要素が法第 L612 条 3 に定めるとおりに複製された先の出願の謄本。複製される要素については同条において規定される。

第 R612 条 3-1

特許出願は、第 R612 条 3(2)、(3)及び(4)にいう書類の提出の延期を許容する仮出願の方式によりすることができる。

特許付与を求める願書には、出願人による表示によって、仮方式により出願する旨を記載する。第 R612 条 3(2)、(3)及び(4)にいう書類の提出は、仮出願をするときは任意とする。

仮特許出願は、特許出願の出願時に提出されなければならない。

第 R612 条 3-2

出願人は、その仮出願を第 R612 条 3 の規定に適合するものにする事又は法第 L612 条 15 第 1 段落にいう実用新案出願に変更することを書面により請求することができる。

この請求は、仮出願の出願日又は仮出願が利益を享受する最先の日から始まる 12 月の期間中は何時でもすることができる。

これを怠ったときは、仮特許出願は取り下げられたものとみなされる。

当該取下は、産業財産権庁長官の決定によって確認され、産業財産権庁長官は、当該決定を出願人に通知し、かつ、その旨を国防省に通知する。

第 R612 条 4

特許出願は、次を含んではならない。

(1) 公開又は実施すれば公序良俗に反することになる要素又は図面

(2) 出願人以外の特定の者の製品若しくは方法又は当該人の出願若しくは特許の価値若しくは有効性を侮蔑するような陳述。ただし、先行技術との単なる比較は、それ自体では侮蔑に該当しない。

(3) 発明明細書と明らかに無関係である要素

第 R612 条 5

特許出願に際しては、書類の提出から 1 月以内に次の納付をしなければならない。

(1) 出願手数料

(2) 調査報告手数料。ただし、出願が第 R612 条 3-1 に規定された仮特許出願の方式により提出された場合は、この限りでない。

特許出願が仮出願の方式により提出された場合は、調査報告手数料は、第 R612 条 3-2 第 1 段落にいう出願に適合するための請求から 1 月以内に納付しなければならない。

第 R612 条 6

書類の提出日を記した受領証が、産業財産権庁から出願人に交付される。

第 R612 条 7

書類がパリの産業財産権庁に送達され又は到着した日から 15 日以内に、同庁は、当該特許出願に国内登録番号を付与し、かつ、当該番号を出願人に直ちに通知しなければならない。当該番号に言及していない又は出願人若しくはその代理人が署名していない通信又はその後の書類提出は、効力を認められない。

第 R612 条 8

特許出願の出願日は、第 R612 条 21 の規定に従うことを条件として、フランス語で作成された法第 L612 条 2 に列記されている書類のうち少なくとも 1 部が提出された日から起算される。

上記段落にいう書類の 1 が欠落している場合には、出願人は、当該特許出願を 2 月以内に完成するように要請される。

出願人がこの要請を延期する場合は、出願日は、当該出願が完成された日とする。出願人には、この日付が通知される。要請に従わない場合は、出願を認容できないことが通告され、提出された書類は出願人へ返送され、かつ、出願人に対して、納付済みの手数料が払い戻される。

法第 L612 条 2(c)に従って先に提出された出願についての参照は、当該出願の出願日、出願番号及び当該出願が提出された当局を表示していなければならない。そのような参照は、当該表示が明細書を置き換え、また、該当する場合は、図面を置き換えることを特定しなければならない。

出願が前項に従う参照を含有している場合、先に提出された出願の写しが、該当する場合は、フランス語への翻訳文をその写しに添付して、出願日から 2 月以内に提出されなければならない。

第 R612 条 9

(1) 明細書の一部又は当該明細書若しくはクレームにおいて参照がなされている図面が出願に含まれているとみなされないものと認定される場合には、出願人には、欠落部分を 2 月以内に提出することが要請される。

(2) 明細書の欠落部分又は欠落している図面が出願日から 2 月以内に提出される場合又は (1)に従って要請が発せられる場合は、その要請の 2 月以内に、当該出願の出願日は明細書の欠落部分又は欠落している図面が提出された日とする旨を、出願人に対して通知する。ただし、明細書の欠落部分又は欠落している図面が、出願日から 1 月以内に取り下げられている場合は、この限りではない。

(3) 明細書の欠落部分又は欠落している図面が (2)にいう期間内に提出される場合、かつ、当該出願が先の出願の優先権を主張する場合、出願日は、明細書の欠落部分又は欠落している図面が先の出願にすべて含まれていることを条件として、法第 L612 条 2 の要件が満たされ、かつ、(2)にいう期間内に、出願人が先の出願の謄本を請求し、かつ、提出する日付に保留される。ただし、そのような謄本が産業財産権庁の自由裁量によるものであり、また、該当する場合は、フランス語への翻訳文である場合は、この限りではない。出願人は、明細書の欠落部分又は欠落している図面が先の出願においてすべて示されている箇所及び該当する場合はその翻訳文を記載しなければならない。

(4) 出願人が明細書の欠落部分又は欠落している図面を (1)及び(2)にいう期間内に提出しない場合は、明細書の当該欠落部分又は当該欠落図面についてなされた参照は削除される。該当する場合は、出願人には、新たな出願日が通知される。

第 R612 条 10

願書には、出願人又はその代理人の署名がなければならない。当該願書は、次の事項を含ま

なければならない。

- (1) 請求する産業財産権の種類
- (2) 発明の名称。当該発明の技術的名称を明確、かつ、簡潔に記載するものとし、一切の架空名称を用いてはならない。
- (3) 発明者の指定。ただし、出願人が発明者又は単独発明者の何れでもない場合は、当該指定は、発明者の姓名及び居所を記載し、出願人又はその代理人の署名を付した別の書類において行われる。
- (4) 出願人の姓名、国籍、居所又は営業所
- (5) 代理人が任命されている場合は、その名称及び宛先

第 R612 条 11

願書は、該当する場合は、以下によって、補完することがきる。

- (1) 出願人に対して認可された又は出願人によって請求された手数料の減額
- (2) 情報を再使用することができている先の出願
- (3) 優先権主張
- (4) 公的な展示又は公式に認められた展示への発明の出席

第 R612 条 10(3)に定められた規定の遵守を履行していない場合には、出願人には、出願日若しくは特許出願に適用し得る最先日又は優先権が主張されている場合は優先日から 16 月以内に、自身の出願を補正することが要請される。

第 R612 条 12

明細書には、次の事項を含めなければならない。

- (1) 当該発明が関係する技術分野の陳述
- (2) 出願人が知得している背景技術であって、当該発明の理解及び調査報告の作成に有用であると思われるものの陳述。ただし、先行技術を反映する書類は、可能な限り引用しなければならない。
- (3) クレームされた発明について、技術上の課題及び提案された解決策を理解し得るような形での開示。該当する場合において、先行技術に関する当該発明の有益な効果がある場合はそれを陳述する。
- (4) 図面(ある場合)の簡単な説明
- (5) 当該発明の少なくとも 1 の実施方法に関する詳細な説明。当該説明は、通常、実施例及び図面(ある場合)の引用を伴わなければならない。
- (6) その発明の産業上の利用が明細書又は発明の内容からは明らかでない場合は、当該発明の産業上の利用を可能とするような方法に関する陳述

第 R612 条 13

明細書は、第 R612 条 12 にいう方法及び順番において表示しなければならない。ただし、発明の内容上、前記と異なる方法又は異なる順番を採用することが理解の向上及びより経済的な表示につながる場合は、この限りでない。

更に、明細書の末尾には、次のものを添付することができる。

- (1) 当該発明の理解のために必要である場合は、現行のプログラミング言語により書かれ

た、一覧の形式でのコンピュータ・プログラムからの簡単な抜粋

(2) ヌクレオチド／アミノ酸配列の一覧

(3) 化学式又は数式

発明のために必要とされる工程段階の図式表示、ダイヤグラム及びフローチャートの形式で提出されたコンピュータ・プログラムの簡単な抜粋は、図面とみなされる。

第 R612 条 14

法第 L612 条 5 第 2 段落にいう場合において、培養体の寄託は、遅くとも特許の出願日までに行われなければならない。また明細書には、次の情報を詳細に記載する。

(1) 出願人が入手することのできる、当該微生物の特徴に関する情報

(2) 当該培養体が寄託された公認機関名及びその寄託番号

(2)にいう情報は、出願日若しくは当該特許出願が享受する最先の日から若しくは優先権が主張される場合は優先日から 16 月以内に又は法第 L612 条 21 にいう請求が前記期限の満了前に提出される場合は当該請求の時点で、提供することができる。当該情報の伝達は、寄託された培養体を第 R612 条 42 及び第 R612 条 43 に従って公衆の利用に供することに対する出願人の取消不能、かつ、無条件の同意を意味する。

第 R612 条 15

培養体がもはや生存不能となり又は公認機関が試料を提供することができなくなったために当該培養体の入手が不可能となった場合は、次に該当する場合を除き、当該中断は考慮されない。

(1) 公認機関又は産業財産権庁が当該中断の事実を出願人又は特許所有者に通知した日から 3 月以内に新たに当該生物学的材料の寄託が行われたとき

(2) 特許出願番号又は特許番号が記載された、公認機関の発行した寄託物受領証の写しが、新たな寄託が行われた日から 4 月以内に産業財産権庁に提出されたとき

当該中断が培養体の生存不能を原因とする場合は、最初の寄託を受けた公認機関に対して新たな寄託を行うものとし、それ以外の場合は、如何なる公認機関に対しても寄託を行うことができる。

新たな寄託に際しては、当該生物学的材料が最初の寄託における生物学的材料と同一のものであることを寄託者が証明する申立書を提出しなければならない。

生物学的材料の寄託を受ける権限を有する機関は、産業財産権庁長官の命令によって指定される。

第 R612 条 16

クレームは、保護請求の対象である事項を発明の技術的特徴の点から明確にするものでなければならない。絶対的必要性がある場合を除き、クレームは、発明の技術的特徴に関して、説明又は図面を単に参照することに依拠してはならない。

第 R612 条 17

すべてのクレームは、次により構成される。

(1) 発明の対象及びクレームされた要素を明確にする上で必要とされるが、それ自体では先

行技術の一部である技術的特徴を記した序文

(2) 「によって特徴付けられる」の文言を伴う特徴記述部分であって、(1)にいう特徴と共に保護されるべき技術的特徴について述べたもの

ただし、発明の内容上認められる場合は、これと異なる様式を採用することができる。

第 R612 条 17-1

法第 L612 条 4、法第 L612 条 19 及び法第 L612 条 48 の規定に影響を及ぼすことなく、特許出願は、当該出願の目的が以下に関連する場合には、同一の発明範疇(製品、技法、装置又は使用)において 2 以上の独立クレームを含有することができる。

(a) 相互に関連した幾つかの製品

(b) 製品又は装置の相違する使用

(c) 特定の課題に対する代替的な解決策であって、単一のクレームでは適切に保護できないものに限る代替解決策

第 R612 条 18

法第 L612 条 4 第 1 段落に従うことを条件として、特許出願は、出願の主題を考慮して当該主題を単一のクレームで取り扱うのが適切でない場合は、同一の発明範疇(製品、方法、装置又は用途)の属する 2 以上の独立したクレームを含むことができる。

発明の本質的特徴を述べた特許クレームには、その発明の特定の実施態様に関する 1 又は 2 以上のクレームを添えることができる。

第 R612 条 19

法第 L612 条 4 に従って、同一の特許出願に特に次の何れかを含めることができる。

(1) ある製品に係る独立のクレーム、特に当該製品の製造のための方法に係る独立のクレーム及び当該製品の用途に係る独立のクレーム

(2) ある方法に係る独立のクレーム及び特に当該方法を実施するための装置又は手段に係る独立のクレーム

(3) ある製品に係る独立のクレーム、特に当該製品の製造のための方法に係る独立のクレーム及び特に当該方法を実施するための装置又は手段に係る独立のクレーム

第 R612 条 20

要約書は、これを技術的情報として使用するためにのみ作成される。要約書は、それ以外の目的、特に請求された保護の範囲の解釈のため又は法第 L611 条 11 第 3 段落の適用のために考慮してはならない。

要約書の最終的内容は、必要に応じ、産業財産権庁がこれを作成する。要約書は、第 R612 条 39 にいう告示と同時に又は当該告示後において要約書の完成後直ちに、産業財産権公報に公示される。

第 R612 条 21

提出される出願に含まれる明細書及びクレームは、フランス語以外の言語で作成することができる。

この選択肢が使用される場合、出願人には、書類のフランス語への翻訳文を2月以内に提供することが求められる。第612条9第3段落にいう期限は、この翻訳文の提出まで停止される。

第 R612 条 22

法第 L611 条 13 第 1 段落第 2 号 (b) に定められた出品者の権利に係る証拠は、特許出願の出願日から4月以内に、当該博覧会における産業財産権保護を担当する当局が当該博覧会中に発行した、その発明が当該博覧会に確かに出品されたことを確認する証明書の形で提出しなければならない。

証明書には、当該博覧会の開会日及びその発明が最初に展示された日が開会日と異なる場合は、最初の展示日を記載する。また証明書には、当該発明の確認を可能にし、かつ、前記当局による認証が付された書類を添付しなければならない。

第 R612 条 24

法第 L612 条 7(1) にいう優先権の申立は、先の出願の出願日、出願国又は出願指定国及び当該出願に割り当てられた番号を含む。

優先権の申立は、特許出願の提出時又は主張されている最先の優先日から16月以内になされなければならない。

仮出願の方式によりなされた特許出願において主張された優先権の申立は、第 R612 条 3-2 第 1 段落に準拠する出願に適合するための請求又は出願人が明示している場合は、特許出願から実用新案出願への変更請求の効果を有する。

出願人は、優先権の申立を最先の優先日から16月以内に補正することができ又は補正が最先の優先日の変更を必然的に伴う場合は補正された最先の優先日から16月以内に補正することができる。特許出願に割り当てられた出願日から4月の期間の満了まで補正を請求することができることが認められるために、最初に満了する16月の期間が適用されなければならない。

ただし、優先権の申立は、法第 L612 条 21(1) に準拠して請求が提出された後にのみ、なすことができ又は補正することができる。

法第 L612 条 7(1) に従って、先の出願の存在を提示するためには、出願人は、優先日から16月以内に、先の出願の謄本を、該当する場合は、当該先の出願の所有者によって付与される優先権主張の許可書を添付して、提出しなければならない。

前記諸段落に定められた規定の遵守を履行していない場合には、優先権主張は、認容されないものと宣言される。

表示された先の出願日が特許出願日より1年を超える前である場合は、出願人には、優先権が存在しないことが通知されることになる。ただし、出願人が、第2段落及び第4段落にいう期間内に、優先権期間内に属する補正された日を表示するか又は法第 L612 条 16-1 に従って権利回復の申立を提出する場合は、この限りでない。

優先権の申立に含まれる詳細は、公開される特許出願に明示され、かつ、特許明細書に記入されなければならない。

第 R612 条 25

1 又は 2 以上の先の出願の出願日を享受するための請求は、次の場合は却下される。

- (1) 特許出願の提出と同時に請求が行われない場合
- (2) その利益が請求されている先の出願の出願日が 12 月を超えて遡る場合
- (3) その出願日に係る利益が請求されている出願が、その公開ができない方法で行われている場合

第 II 節 出願の審査

第 I 款 国防に影響する出願

第 R612 条 26

国防大臣代行であって、当該目的のため特に権限を与えられ、かつ、その名称及び資格が国防大臣により産業財産権庁長官及び産業財産権担当大臣に通知されたものは、法第 L612 条 9 にいう許可が得られていない限り、産業財産権庁において、仮出願の方式によりなされた特許出願を含め、なされた特許出願及び該当するときは、提出された追加書類を確認する。これらは、産業財産権庁において受領された日から 15 日以内に当該代行に提示されなければならない。

第 R612 条 27

特許出願の主題である発明を法第 L612 条 9 にいう 5 月の満了に先立って開示及び自由に実施するための許可を求める請求は、産業財産権庁に対してこれを提出しなければならない。この請求は、特許出願後速やかに提出することができる。当該許可は、産業財産権庁長官により又は欧州特許出願及び発明の保護を求める国際出願の場合は、産業財産権担当大臣により、出願人に通知される。

当該許可がない場合はいつでも、特許出願人は、特定の実施行為を行うための特別許可を求める請求を、国防大臣に対し直接提出することができる。国防大臣は、請求された許可を与える場合は、当該実施行為が従うべき条件を定める。

特別許可が特許出願の移転又は実施ライセンス付与に関するものである場合は、国防大臣は、自らの決定の写しを産業財産権庁長官に又は欧州特許出願及び発明の保護を求める国際出願の場合は、産業財産権担当大臣に送付する。

第 R612 条 28

仮出願の方式により提出された特許出願を含め、特許出願の主題である発明の開示及び自由な実施の禁止期間を延長することを目的とする国防大臣の要求書は、産業財産権庁長官宛とし、遅くとも法第 L612 条 27 にいう 5 月の満了の 15 日前までに、長官が受領しなければならない。

延長期間を更新するための要求書は、同一の条件により、現行の 1 年の満了の遅くとも 15 日前までに到着しなければならない。

開示及び自由な実施についての禁止期間の延長は、産業財産権庁長官の決定により命令され、現行の禁止期間の満了に先立って出願人に通知される。この決定の写しは、同時に国防大臣に送付される。

当該決定には、発明の保護を求める外国での出願を一定の条件の下で許可する特別規定を含めることができる。これに係る請求は、特許出願の所有者が国防大臣に提出するものとし、国防大臣は、自らの決定を産業財産権庁長官に通知する。

特定の実施行為を行うための特別許可は、第 R612 条 27 第 2 段落及び第 3 段落に規定された条件に基づいてこれを付与することができる。

国防大臣は、随時、産業財産権担当大臣に対し、法第 L612 条 10 に従って延長された禁止期

間の解除を通知することができる。当該措置は、産業財産権庁長官による決定の対象となり、特許出願の所有者に通知される。この決定の写しは、同時に国防担当大臣に送付される。

第 R612 条 29

開示及び自由な実施の禁止期間の延長により発生した損害を埋め合わせるための補償の請求は、特許出願の所有者が受領通知付の書留郵便で国防大臣に送付しなければならない。当該請求においては、発生した損害の種々の原因を、数字を挙げて詳述しなければならない。当該請求の受領日から 4 月間が満了した時点でのみ、裁判所に補償額の決定を請求することができる。ただし、当該期間中に緊急の決定がなされた場合は、この限りでない。

第 R612 条 30

法第 L612 条 10 の適用を受ける裁判所は、開示を伴うような発明の分析を一切含まない判決により、本案及び中間的措置の双方について判断を下す。
公訴官、当事者又はその代理人のみが、当該判決の写しを受領することができる。
鑑定が命じられた場合は、国防大臣により権限を与えられた者のみがこれを実行することができる。

第 R612 条 31

開示及び自由な実施の禁止期間が出願日から 1 年が経過した後に終了した場合は、当該出願は、第 R612 条 39 に定められた条件に基づいて、禁止措置の適用終了後 6 月が満了するまではこれを公開してはならない。ただし、出願人が当該期間内に第 R612 条 39 にいう請求を行った場合は、この限りでない。
出願人は、禁止措置の終了から 6 月間、調査報告の作成又は特許出願から実用新案出願への変更又は実用新案出願から特許出願への変更を請求することができる。

第 R612 条 32

第 R612 条 29 の規定は、法第 L612 条 10 にいう補償額の再審理請求について適用される。

第 II 款 出願の分割

第 R612 条 33

特許出願が法第 L612 条 4 の規定を満たさない場合は、出願人に対し、その出願を分割又はクレームの減縮のための期限が与えられる。

第 R612 条 34

特許明細書の交付手数料及び印刷手数料の納付を行うまでは、出願人は、自らの判断により、当初の特許出願に係る分割出願を行うことができる。

第 R612 条 35

第 R612 条 33 及び第 R612 条 34 に従って特許出願が分割された場合は、各分割出願は、第 R612 条 3 から第 R612 条 5 までの規定に従わなければならない。また、第 R612 条 1 第 3 段落の規定も適用される。

出願人は、次の何れかを行うことができる。

－各分割出願において、クレームを当該分割出願の主題のみに限定して、原出願の内容を反復すること

－各分割出願の説明、クレーム及び図面をその主題のみに限定すること。この場合は、説明、クレーム及び図面は、原出願における説明、クレーム及び図面からそれぞれ抜粋した語句、クレーム及び図に加え、説明を明確にするために必要な関連付け及び説明上の文のみを含む。

前段落の規定の適用後は、分割出願の 1 のファイルは、原出願のファイルにより構成されなければならない。

第 R612 条 10 及び第 R612 条 11 の規定に拘らず、各分割出願について発明者の指定を行うことができる期間は、第 R612 条 11 にいう要求後 2 月以上でなければならない。当該期間の満了日は通知に記載される。

第 III 款 出願の補正，取下及び公開

第 R612 条 36

特許明細書の交付及び印刷手数料の納付を行うまでは，出願人は，表記又は転写の誤り及び提出済みの書類において発見された誤記の補正を求める，理由を付した請求を行うことができる。産業財産権庁は，補正されるべき誤記の存在を証する証拠及び請求する補正の意味の説明を要求することができる。

当該請求が明細書，クレーム又は図面に関するものであるときは，出願人が他の語句又は描線を明白に意図したものでないことが明らかである場合に限り，補正が認められる。

当該請求は書面で提出し，そこに補正案を記載しなければならない。請求は，所定の手数料の納付証明が添付されている場合にのみ，認容される。

第 R612 条 37

法第 L612 条 13 に従うことを条件として，法第 L612 条 11 にいう審査により不備が発見された場合は，発見された不備の是正に必要とされる限りにおいてのみ，明細書，クレーム又は図面を補正することができる。

第 R612 条 37-1

特許出願に加えられる補正は，出願の主題を出願時の内容を超えて拡張してはならない。

第 R612 条 38

特許の付与及び明細書の印刷手数料の納付が行われるまでは，特許出願は，書面による申立をもって随時これを取り下げることができる。

1 の申立は，1 の出願のみを対象とすることができる。申立書は，出願人又はその代理人がこれを提出するものとし，代理人の場合は，同人自らが弁理士の資格を有していない限り，取下のための特別委任状を申立書に添付しなければならない。

特許出願が複数の者のためになされている場合は，その取下は，全員の請求がある場合に限り，行うことができる。

所有権，質権又はライセンス許諾権が国内特許登録簿に登録されている場合は，取下の申立は，当該権利の所有者の書面による同意がある場合にのみ認められる。

第 R612 条 39 にいう告示が産業財産権公報に公開された後に出願が取り下げられた場合は，当該取下は，職権により国内特許登録簿に登録される。

出願が取り下げられるすべての場合において，産業財産権庁は，出願の写しを保管する。

第 R612 条 39

法第 L612 条 21 にいう 18 月の期間の満了時又は出願人の書面による請求がある場合は，当該期限の満了に先立つ随時，特許出願が公開された旨の告示が産業財産権公報に公開される。

前段落にいう公開日以降，何人も産業財産権庁において特許出願ファイルの書類を閲覧することができる，また自らの費用負担によりその謄本を入手することができる。同庁は，この権利の行使の前提として，十分な利害が係わっていることの証明を義務付けることができる。

法第 L612 条 3 に従い 1 又は 2 以上の先の出願の出願日に係る優先権が請求されている出願は、その享受する最先の出願日から 18 月後に公開される。

ただし、公開のための技術的準備が開始される前に拒絶、取下げ又は取下げとみなされた出願は、それが分割出願でない限り、公開されない。

その出願日が後の出願において主張された出願は、それが公開のための技術的準備が開始される前に拒絶、取下げ又は取下げとみなされた場合でも、当該主張が同一期間内に放棄されない限り、公開される。

第 R612 条 39-1

特許出願が仮出願の方式によりなされた場合は、第 R612 条 39 第 1 段落にいう書面による請求には、第 R612 条 3-2 第 1 段落にいう出願に適合するための請求又は特許出願から実用新案出願への変更請求を添付しなければならない、これに従わない場合は認容されない。

第 R612 条 40

第 R612 条 39 にいう技術的準備の継続期間は、産業財産権庁長官の決定により定められる。当該決定は、産業財産権公報において公開される。

第 R612 条 41

次の事項は公衆に開示されない。

- －出願人に開示されないが決定及び意見書の作成に役立った決定案及び意見書案並びに書類
- －発明者が第 R611 条 16 に規定される条件に基づいて発明者として指定される権利を放棄した場合における、当該発明者の指定に関する書類
- －個人データ又は事業の秘密を含む書類
- －第三者に知らせる利益がないという理由から産業財産権庁長官の決定により参照対象から外されたその他の書類

第 R612 条 42

発明が微生物に関するものである場合は、何人も、第 R612 条 39 にいう公開日以降又はその者が特許出願の謄本の交付を受けている場合は、当該日より前に、第 R612 条 14 及び第 R612 条 15 に従って寄託された培養体の利用を請求することができる。

請求は、書面をもって産業財産権庁に提出しなければならない。請求には、特に請求人の名称及び宛先並びに次の約定を記載しなければならない。

- (1) 当該特許出願が拒絶され若しくは取り消されたか又は当該特許が効力を失った場合を除き、当該培養体又はそれから発生したその他の培養体を何人に対しても提供しないこと
- (2) 当該特許出願が拒絶され若しくは取り消されたか又は第 R612 条 74 にいう付与通知が公開されなかった場合を除き、当該培養体又はそれから発生したその他の培養体を実験目的にのみ使用すること。ただし、本約定は、強制ライセンス又は職権によるライセンスに基づいて当該培養体を使用することを妨げない。

第 R612 条 43

第 R612 条 42 (1) 及び (2) の適用上、発生した培養体とは、発明の実施に不可欠である寄託培

養体の特徴を依然有している培養体をいう。第 R612 条 42 (1) 及び(2)にいう約定は、発生した培養体を特許手続のために寄託することを妨げない。

特許出願人は、第 R612 条 39 にいう公開のための技術的準備が完了する前に作成された申立書に、特許付与又は出願の取下若しくは拒絶が公開されるまでは、請求人が指名する専門家のみが寄託培養体を利用可能である旨を記載することができる。請求人は、次の何れかの者を専門家として指名することができる。

(1) 特許出願人が当該指名に同意したことを示す証拠を請求の時点で提出することを条件として、あらゆる自然人、又は

(2) 産業財産権庁長官が作成する一覧に記載された自然人

当該専門家は、第 R612 条 42 に基づく条件に従って寄託培養体を利用するものとし、また、同条に規定された約定を結ばなければならない。これらは請求人についても適用される。該当する場合は、産業財産権庁は、微生物に関する特許出願がなされた旨及び請求人又はその指名した専門家が培養体の試料を受領する権原を有する旨を当該請求に記入する。このように補足された請求の謄本は、当該培養体の受託機関及び出願人又は特許所有者に送付される。

第 R612 条 44

第 R612 条 27 及び第 R612 条 28 の規定の適用により生じる障害に従うことを条件として、出願人は、随時自らの費用負担により、自らの特許出願における書類の公認謄本を取得することができる。

第 IV 款 出願の拒絶

第 R612 条 45

次の場合は、特許出願は拒絶される。

(1) 当該特許出願が、第 R612 条 8(第 5 段落)、第 R612 条 11(第 6 段落)、第 R612 条 21 及び第 R612 条 35(第 6 段落)に定められた期間内に完成されなかった場合。

(2) 第 R612 条 5 及び第 R612 条 54 にいう出願手数料及び調査報告手数料が所定の期間内に納付されなかった場合。

出願人には、拒絶の決定が通知され、かつ、意見を提出するか又は(2)にいう正当な手数料を、所定の追加手数料を上乗せした手数料の納付により納付するために、当該通知を受領した日から 2 月の期間が与えられる。拒絶の決定は、所定の期間内に申請人が不納の非合法性について争わない場合又は追加手数料を上乗せした手数料を納付しない場合は、確定的なものとなる。

第 R612 条 46

第 R612 条 8 及び第 R612 条 45 にいう場合を除き、特許出願に本編の規定又はその施行のための命令に関する方式上の不備がある場合又は当該出願に伴って所定の手数料が納付されない場合は、その旨が申請人に通知される。

通知には、申請人がその出願の不備を是正するため又は手数料を納付するための期限が記載される。また、通知には不備是正案を添付することもできる。申請人が所定の期限内にこれに異議を唱えない場合は、当該提案は、受諾されたものとみなされる。

所定の期限内に出願の不備が是正されないか又は手数料が納付されない場合は、当該特許出願は拒絶される。

第 R612 条 47

第 R612 条 33 又は第 R612 条 34 に基づいて提出された分割出願の主題が原出願における明細書の内容を超えている場合は、申請人は、与えられた指示に従って所定の期限内に当該分割出願を補正するよう求められる。

申請人は、その期限内に、自らの意見を書面で提出して、その分割出願の補正につき産業財産権庁により与えられた指示に反論することができる。

申請人が意見書を提出しなかった場合又は分割出願が提案された方法により補正されなかった場合は、当該出願は拒絶される。

申請人が提出した意見書が受理されない場合は、申請人にその旨が通知される。新たに与えられる期限内に当該分割出願の補正がなされない場合は、当該出願は拒絶される。

第 R612 条 48

第 R612 条 33 に基づいて申請人がその出願を分割するよう求められた場合は、申請人は、同条に定められた期限内に意見書を提出して産業財産権庁による異論に反論することができる。

申請人が意見書を提出しなかった場合、申請人がそのクレームを減縮しなかった場合又は当該特許出願が分割されなかった場合は、当該出願は拒絶される。

出願人が提出した意見書が受理されない場合又は新たなクレームが法第 L612 条 4 の規定を満たさない場合は、出願人にその旨が通知される。新たに与えられる期限内に原出願の分割又はそのクレームの減縮がなされない場合は、当該出願は拒絶される。

第 R612 条 49

特許出願が法第 L612 条 12(4), (5), (6)及び(8)にいう理由の 1 により拒絶される虞がある場合は、その旨が理由を付して出願人に通知される。通知には、出願人が意見書又は新たなクレームを提出するための期限が記載される。

次の場合は、特許出願は拒絶される。

－出願人が所定の期限内に意見書又は新たなクレームを提出しなかった場合

－提出された意見書が受理されないか又は新たなクレームが不備を是正するものではない場合

第 R612 条 50

明細書又は図面が、法第 L611 条 17, 法 L611 条 18, 法 L611 条 19(4)又は法第 L612 条 1 の規定を部分的に遵守していない場合は、その旨が出願人に通知される。

通知には、削除すべき箇所指摘及び出願人が意見書を提出するための期限が記載される。

出願人が与えられた期限内に意見書を提出しなかった場合又は提出した意見書が受理されない場合は、職権により削除が行われる。

第 R612 条 51

特許出願が法第 L612 条 12(7)及び(9)にいう理由の 1 により拒絶される虞がある場合は、その旨が理由を付して出願人に通知される。

通知には、適宜、当該特許出願の補正、新たなクレームの提出又はクレームの維持を主張する意見書の提出を求める公式通知が含まれる。また当該通知には、その目的で与えられる期限が記載される。

出願人が所定の期限内に正式通知に従わない場合は、当該特許出願は拒絶される。

第 R612 条 52

産業財産権庁により与えられた期限に従わなかったことにより特許出願が拒絶されるか又は拒絶される虞がある場合において、出願人が手続の継続を求める請求を提出するときは、拒絶の宣告がなされないか又は拒絶が無効となる。当該請求は、拒絶決定の通知から 2 月以内に書面により提出しなければならない。それまでに実行していなかった行為は、同期限内に実行しなければならない。請求は、必要な手数料の納付を伴う場合にのみ認容される。

第 V 款 調査報告の作成

第 R612 条 53

第 R612 条 31 に従うことを条件として、実用新案出願から特許出願への変更請求は、実用新案出願の提出時又は優先日が主張されている場合は優先日から始まる 18 月間は何時でも、実用新案出願の公開のために行われる第 R612 条 39 にいう技術的準備が開始される前に、書面により行うことができる。

第 R612 条 54

特許出願が法第 L612 条 15 第 2 段落に従う実用新案出願の変更から生じたものである場合は、調査報告手数料は、変更請求の日から 1 月以内に納付しなければならない。

第 R612 条 55

第 R612 条 3 にいう特許出願から実用新案出願への変更請求は、出願日又は優先日が主張されている場合は優先日から始まる 18 月間は何時でも、特許出願の公開のために行われる第 R612 条 39 にいう技術的準備が開始される前に、書面により行うことができる。

第 R612 条 56-1

フランス特許出願と同一の発明について別の特許出願が提出されている場合には、産業財産権庁は、予備調査報告を作成する前に、出願人に対して、通知日時点で所有していた情報であって、技術状況に関連し、かつ、管轄庁がそれらのその他の出願を審査するときに斟酌された情報を、設定した期限までに提出することを要請することができる。

産業財産権庁は、フランス語に翻訳された該当する文章を提示する、特許及び公開された特許出願以外の引用文献を提出することも要求することができる。

1 回に限り延長できる設定期限の満了日に、出願人が産業財産権庁の要求に答えていないか又はそれらの書類を提示できない理由を正当化していない場合には、その特許出願は、法第 L612 条 12(9)の規定に従って拒絶される。

第 R612 条 57

予備調査報告が作成される。この報告は、特許出願に記載された発明が特許付与できるか否かを評価するために考慮することができる文献を引用する。当該報告には、引用した文献からみて、発明が特許付与可能なものであるか否かについての見解が添えられる。この見解は、特許出願ファイルにおいて、第三者により、アクセスすることができる。

予備調査報告及び見解は、明細書及び該当する場合は、図面を考慮して、提出されたクレームに基づいて作成される。

各々の引用は、引用した文献が関連するクレームについてなされる。必要な場合は、引用文献の該当する部分は、特に、ページ、欄及び行または図面を提示することによって識別される。

予備調査報告は、優先日前、優先日と出願日の間、出願日及びその後日に公開された複数の引用文献間を明確に区別する。

特許出願の出願日前に行われた口頭による開示、使用又はその他の開示に言及している文献

は、予備調査報告において、当該文献の公開日及び書面によらない開示の日を併記して、引用される。

第 R612 条 58

予備調査報告は直ちに出願人に通知されるものとし、出願人は、先行技術の引用がある場合は、新たなクレームを提出するか又はクレームの維持を主張する意見書を提出しなければならない。出願人がこれに従わない場合は、当該特許出願は拒絶される。

第 R612 条 59

出願人は、予備調査報告の通知を受けてから 3 月間(1 回に限り更新可能)は、引用された先行技術の援用適性を争うために新たなクレームを提出するか又は意見書を提出することができる。

第 R612 条 60

新たなクレームの提出に際しては、クレームに加えられた変更箇所を明示しなければならない。

この場合は、出願人は、請求により、もはや新たなクレームに合わなくなった要素を明細書及び図面から削除することを認められる。当該請求は、特許明細書の交付及び印刷の手数料が納付される日まで行うことができる。

第 R612 条 61

新たなクレームの主題が、実行された調査の対象であるクレームの範囲内でない場合は、出願人は、補足的予備調査報告作成のための所定の手数料を納付するよう通知を受ける。関係当事者が与えられた期限内に要求に従わない場合は、新たなクレームの提出は、認容することができないものと宣言され、調査の実行対象であったクレームをもって特許が付与される。

第 R612 条 62

予備調査報告は、特許出願の公開と同じ時期又は未作成の場合は出願人に通知された時点で、公開される。予備調査報告の公衆による利用が可能となった場合は、その旨が産業財産権公報に公開される。

第 R612 条 63

第三者が意見書を提出することができる期間は、第 R612 条 62 にいう公開後 3 月間とする。第三者の意見書は、第 R612 条 57 に従って 2 部提出するものとし、引用した書類又はその写し及び必要なすべての情報又は証拠をこれに添付する。第三者がこれに従わない場合は、当該意見書は認容されない。前記の添付要件は、発明特許には適用されない。ただし、産業財産権庁の明示的な請求がある場合は、当該請求の受領日から 2 月以内に、外国特許を提出しなければならない。

第 R612 条 64

出願人は、第三者の意見書に係る通知を受領した日から 3 月以内に、反対意見書又は新たな表現によるクレームを提出しなければならない。この期間は、出願人の請求により、1 回に限り更新することができる。

第 R612 条 65

予備調査報告は、調査報告の作成前に随時補足することができる。この場合は、第 R612 条 57 から第 R612 条 64 までが再度適用される。

第 R612 条 66

特許出願が取り下げられ又は実用新案出願に変更された場合は、調査報告の作成手続は中止される。

第 R612 条 67

調査報告は、最後に提出されたクレーム、クレームの維持を裏付けるために出願人により提出された意見書及び第三者による意見書を適宜斟酌し、予備調査報告に基づいて作成される。

調査報告は、第 R612 条 59、第 R612 条 61、第 R612 条 63 又は第 R612 条 64 に定められた期間の満了時において、最後に満了する期間を考慮して作成される。

第 R612 条 68

特許出願に係る所有権、質権又はライセンスが国内特許登録簿に登録されている場合でも、出願人は、当該権利の所有者の同意を得ることなく、その出願に基づくクレームを補正することができる。

第 R612 条 69

出願人が、引用された先行技術のうちの 1 又は 2 以上の要素を、その開示が法第 L611 条 13 第 1 段落(第 2 号(a))の意味での自己(出願人)に対する明白な濫用から生じたものであるという理由から、出願の主題である発明の特許性を法第 L611 条 11 及び法第 L611 条 14 の意味で評価するに当たって考慮に入れなかった場合は、出願人は、意見書においてその旨を陳述し、かつ、簡明に理由を述べることができる。当該陳述は、予備調査報告又は調査報告の内容を変更するものであってはならない。

法第 L611 条 13 第 1 段落(第 2 号(a))の規定の適用に関し裁判所の最終判決があった場合は、出願人又は特許所有者の請求により、その旨が国内特許登録簿に登録される。

当該登録は、予備調査報告又は調査報告の関連補正を包含する。

特許の公開後に当該登録が行われた場合は、産業財産権庁が公衆の閲覧のため又は販売のために所有する特許の謄本には、調査報告への補正を示す告知を付記しなければならない。

第 VI 款 特許の付与及び公告

第 R612 条 70

特許出願の審査が完了した時点で、出願人は、産業財産権庁が定める期限内に特許明細書の交付及び印刷の手数料を納付するよう求められる。

第 R612 条 70-1

特許出願についての決定は、第 R612 条 70 にいう明細書の発行手数料の納付及び印刷から 4 月以内に下される。

第 R612 条 70-2

明白な決定が第 R612 条 70-1 にいう期間内に下されない場合には、出願は受理されたものとみなされる。

第 R612 条 71

特許は、産業財産権庁長官の決定により、出願人の名称において付与される。当該決定は、出願人に通知される。

出願が他に移転されている場合は、特許は、特許明細書の交付及び印刷の手数料の納付がなされるまでに、国内特許登録簿に登録された最後の譲受人の名称において付与される。ただし、出願人の名称も併記される。

特許に含まれる調査報告には、場合により、当該調査の実行対象であるクレームが補正されたこと又は調査報告の作成手続中に出願人若しくは第三者により意見書が提出されたことを示す記載がなされる。

特許には、特に出願日、出願の公開日、特許付与の決定日及び付与が産業財産権公報に公告された日に関する詳細並びに場合により、主張された優先権に関する言及、それが分割により生じた旨又は出願の時点で明細書若しくはクレームが第 R612 条 21 に定められた条件に基づき外国語により作成されていた旨が記される。

第 R612 条 72

法第 L612 条 19 にいう手数料が納付されなかったことに起因して特許出願に由来する権利が失効した場合は、特許付与手続は中止される。

第 R612 条 73

法第 L613 条 23-6 及び法第 L613 条 27 のそれぞれにいう部分的取消又は部分的無効に伴う特許の変更申請は、書面で提出されなければならない。

特許の変更が部分的取消又は部分的無効の決定に適合する場合は、産業財産権庁は、当該特許について新たな明細書を公開する。

当該変更が部分的取消の決定又は部分的無効の判決の主文に適合しない場合は、特許所有者は、その旨を通知される。この通知には、当該特許の変更申請に加えるべき変更及び所有者がその変更を実行するために与えられた期限が記載される。

以下の 2 の場合には、変更申請は拒絶される。

- (1) 特許所有者が所定の期限内に前記の通知に従わない場合又は同一の期限内にその根拠について争うべく意見を提出しない場合
- (2) 提出された意見が受理されず、かつ、所有者が産業財産権庁により与えられた更新された期限内に第3段落にいう通知に従わない場合

第 R612 条 73-1

特許の変更申請についての決定は、当該申請の提出から12月以内に下される。該当する場合は、この期間は、当該申請が補正されるまで、第 R612 条 73 第3段落に規定されている通知によって中断される。

第 R612 条 73-2

明白な決定が第 R612 条 73-1 にいう期間内に下されない場合には、出願は拒絶されたものとみなされる。

第 R612 条 73-3

第 R612 条 73 にいう特許の変更申請を拒絶する産業財産権庁長官の決定は、第 R411 条 19 第1段落にいう無効上訴の対象とすることができる。

第 III 節 発明に関する公告

第 R612 条 74

特許付与については、出願人に付与通知がなされた日から 1 月以内に、産業財産権公報において公告される。

この公告には、特許出願が公告された産業財産権公報の発行番号及びクレームに補正があった場合は、その旨の記載がなされる。

第 R612 条 75

特許は、その全文が公告され、かつ、産業財産権庁において保管される。

特許出願のファイルは、当該特許に由来する諸権利の失効後 10 年間の満了するまで、産業財産権庁により保管される。

1902 年 4 月 11 日前に印刷されなかった明細書及び特許図面の原本は、引き続き産業財産権庁において保管される。

第 III 章 特許に由来する権利

第 I 節 実施の権利

第 I 款 強制ライセンス

第 R613 条 4

法第 L613 条 11 から法第 L613 条 15 までに基づく強制ライセンスの請求は、法第 L615 条 17 の規定に従って指定された裁判所に対して行わなければならない。当該請求は、第 R613 条 5 から第 R613 条 44 までの規定に従うことを条件として、法の共通規則に基づいて提出され、審議され、裁定される。

第 R613 条 5

召喚状及び請求趣意書は、それが受領通知付の書留郵便により送達又は通知されてから 15 日以内に、送達し又は通知した当事者がこれを産業財産権庁に伝達するものとし、これに従わない場合は、当該召喚状及び請求趣意書は、認容されない。

第 R613 条 6

産業財産権担当大臣は、裁判所に対し、その書記課に宛てた覚書により、ライセンスの請求に関する意見書を提出することができる。

産業財産権庁長官又はその管理下にある職員であつて、産業財産権担当大臣から委任を受けた者は、本人の希望がある場合に限り、裁判所の聴聞を受ける。

第 R613 条 7

第 R613 条 4 から第 R613 条 6 までの規定は、控訴院における手続について適用される。

第 R613 条 8

裁判所、控訴院及び破毀院が強制ライセンスに関して下したすべての判決は、書記官により直ちに産業財産権庁長官に通知される。最終判決は、職権により国内特許登録簿に登録される。

第 R613 条 9

強制ライセンスの移転、その取下又はその付与条件の見直しを求める請求は、第 R613 条 4 から第 R613 条 8 までの規定に従うことを条件とする。

第 II 款 公衆衛生のための職権によるライセンス

第 R613 条 10

法第 L613 条 16 及び法第 L613 条 17 にいう産業財産権担当大臣の命令は、次により構成される委員会の理由を付した見解に基づいて発せられる。

(1) 産業財産権担当大臣及び衛生担当大臣の共同命令によって任命された国家参事官である議長

(2) 公衆衛生担当長官又はその代理

(3) 国立保健医療研究所所長又はその代理

(4) 産業財産権庁長官又はその代理

(5) 企業の社長又はその代理

(6) 薬局・医薬中央部部長又はその代理

(7) 国立医療アカデミーによって提案され、衛生担当大臣によって、更新可能な 3 年を任期として指名された医師 2 名又はその代行

(8) 国立薬局アカデミーによって提案され、衛生担当大臣によって、更新可能な 3 年を任期として指名された薬剤師又はその代行

(9) 薬事法の管轄に基因して、衛生担当大臣によって、更新可能な 3 年を任期として指名された有資格の個人

(10) 産業財産権担当大臣によって任命された委員 2 名

委員会の事務局は、産業財産権庁によって提供される。

委員会の会議は、最初の招集において 7 名以上の委員の出席がある場合に限り、有効に成立できる。定足数が満たされない場合、委員会は、同一の議題について討議するために第 2 回目の会議が招集された後、定足数の条件なしで、有効に審議を行い、その際、定足数が要件とされないことを明確にする。

票割れの場合は、議長が決定票を投じる。

第 R613 条 11

委員会への報告は、産業財産権担当大臣の命令により任命された当該委員会の委員又は国務院、会計検査院、財政監察局及び薬事監察部の構成員の何れかに対して委託される。

委員長は、各案件につき、1 又は必要に応じ 2 以上の報告役を指名する。

報告役は、産業財産権担当大臣及び経済財務大臣の共同命令により定められる金額の手当を受領する。

第 R613 条 12

委員会は専門家を指名することができ、その報酬は、裁判所の専門家と同一の条件に基づいて、委員長の報酬命令により定められる。

第 R613 条 13

法第 L613 条 16 にいう場合において、産業財産権担当大臣は、公衆衛生担当大臣の要請に基づく理由を付した決定により、委員会に疑義を付託することができる。

当該決定は、48 時間以内に、特許所有者及び必要に応じ国内特許登録簿に登録された特許

に基づくライセンス所有者又はフランスにおけるこれらの者の代理人に対し、その根拠を添えて通知される。

その主文は、産業財産権公報において遅滞なく公告しなければならない。

第 R613 条 14

特許所有者及びライセンス所有者は、前条にいう通知の受領後 15 日以内か又は当該通知が到達しなかった場合は同条にいう公告後 15 日以内に、意見書を委員会に提出しなければならない。

第 R613 条 15

報告役の提案及びその作成したファイルは、特許所有者及び必要に応じライセンス所有者に送付される。

委員長は、当該送付の条件、日付及び様式並びに関係当事者が意見書を提出することができる期間を定めなければならない。

第 R613 条 16

委員会は、当該案件の委員会への付託に係る決定がその事務局に到達した日から 2 月以内に意見を述べなければならない。

第 R613 条 17

法第 L613 条 16 にいう命令は、委員会から意見書を受領した後直ちに下さなければならない。当該命令は、特許所有者、ライセンス所有者及び産業財産権庁長官に通知され、また職権により国内登録簿に登録される。

第 R613 条 18

法第 L613 条 17 に基づく実施ライセンスの請求は、産業財産権担当大臣に対して行われる。当該請求には、次の事項を記載する。

- (1) 請求人の姓名、職業、宛先及び国籍並びに該当する場合は、請求人を代理又は援助するべく任命された者の名称
- (2) 請求するライセンスの対象である特許
- (3) 特に法律、技術、産業及び財政上の観点から請求人の資格を証明する証拠

大臣は、当該請求を受領した後 48 時間以内に、その旨を特許所有者及び必要に応じ国内特許登録簿に登録されたライセンス所有者に通知しなければならない。

第 R613 条 19

第 R613 条 10 にいう委員会は、請求を受けてから 2 月以内に、実施ライセンスの付与条件、特にその有効期間及び範囲に関して自らの意見を述べる。

当該意見は、ライセンスの請求人及び特許所有者並びに必要に応じて国内特許登録簿に登録されたライセンス所有者に通知される。委員会の委員長は、ライセンスの請求人、特許所有者及びライセンス所有者が委員会の意図しているライセンス付与条件について意見書を提出することができる期限を定める。

当該意見書は、委員会に対して提出しなければならない。

第 R613 条 20

産業財産権担当大臣は、関係当事者の意見を審査した上で、委員会より受領したその最終的な意見に基づいて決定を下す。

第 R613 条 21

法第 L613 条 17 にいう実施ライセンス付与の命令は、特許所有者、ライセンス所有者及び請求されたライセンスを享受する者に通知される。

当該命令は、職権により国内特許登録簿に登録される。

第 R613 条 22

ライセンスの請求人、特許所有者及びライセンス所有者又はこれらの代理人は、自らの請求により又は委員会の職権による招集により、第 R613 条 10 及び第 R613 条 19 にいう意見を述べる義務を負う委員会の聴聞を受けることができる。

当該招集状は、遅くとも 8 日前までにこれらの者に送付しなければならない。

第 R613 条 23

第 R613 条 14、第 R613 条 15 及び第 R613 条 19(第 2 段落)に定められた期限が遵守されない場合は、委員会は、催告又は正式通知を行うことなく手続を続行する。

第 R613 条 24

法第 L613 条 17(第 3 段落)にいうロイヤルティを定める手続においては、召喚は指定日において行われる。

第 R613 条 25

特許所有者又は実施ライセンス所有者の何れかにより請求された実施ライセンスの条項の修正は、当該ライセンスの付与手続に基づいて決定され、かつ、公告される。修正がロイヤルティの金額に関するものである場合は、当該修正は、その金額の最初の決定に係る所定の手続に基づいて決定される。

ライセンスの付与手続はまた、ライセンス所有者が履行すべき義務が履行されなかったことに起因して特許所有者が請求するライセンスの取消手続について適用される。

第 III 款 公衆衛生問題を抱える諸国への輸出を意図した医薬品の製造を保護する特許についての強制ライセンス

第 R613 条 25-1

法第 L613 条 17-1 に基づく実施ライセンスの請求は、産業財産権担当大臣へ送付される。その請求は、公衆衛生問題を抱える諸国への輸出を意図した医薬品の製造を保護する特許についての強制ライセンスの付与に関する 2006 年 5 月 17 日の欧州議会及び理事会規則 (EC) No. 816/2006 第 6 条に規定されている情報を含む。申請は、特許及び実施ライセンスが適用される補充的保護証明書が存在する場合には、その証明書を識別しなければならない。大臣は、その申請について、発明特許所有者に直ちに通知し、また、該当する場合は、国内特許登録簿に登録されたライセンスの所有者に通知し、それらの者に対して、意見を提出するために、当該通知の受領日から 15 日の期間を与える。

第 R613 条 25-2

強制的実施ライセンスを付与する命令は、申請が規則 (EC) No. 816/2006 第 6 条から第 10 条までに準拠するか否かを決定する第 R613 条 10 に定められている委員会からの説明を付した推薦に準拠してなされる。

適用可能な手続は、第 R613 条 11、第 R613 条 12、第 R613 条 15 及び第 R613 条 19 から第 R613 条 25 までに定められているとおりである。

強制的実施ライセンスの付与又は取消の裁定は、欧州委員会へ通知される。

第 R613 条 25-3

強制的実施ライセンスの所有者は、産業財産権担当大臣に対して、規則 (EC) No. 816/2006 第 16 条 4 に定められている条件において、補足量の製品を提供できるようにするために、ライセンス条件を変更することを申請することができる。

第 R613 条 25-4

規則 (EC) No. 816/2006 第 10 条 5 に準拠して強制ライセンスの下で製造される製品を識別するための規約及び条件は、医薬及び衛生に関するフランス国立機関の長官の決定によって設定される。

第 IV 款 経済発展のための職権によるライセンス

第 R613 条 26

法第 L613 条 18(第 1 段落)にいう正式通知は、経済財務大臣並びに科学研究及び原子力・宇宙問題担当大臣と協議した上で産業財産権担当大臣が下す、理由を付した決定に従うものとする。当該決定においては、未だ満たされていない国民経済上の必要項目が定められる。当該決定は、その根拠と共に、特許所有者及び必要ある場合は国内特許登録簿に登録されているライセンス所有者又はフランスにおけるそれらの代理人に通知される。

第 R613 条 27

法第 L613 条 18 第 2 段落にいう 1 年の期間は、第 R613 条 26 にいう通知の受領日に開始する。法第 L613 条 18 第 3 段落にいう正当な理由は、同期間中に提示しなければならない。同条第 3 段落に基づいて産業財産権担当大臣が関係人に与えることのできる追加期間は、前記の 1 年の期間が満了する日に開始する。

当該追加期間を与える旨の決定は、第 R613 条 26 に基づく正式通知を発する旨の決定に関して定められた手続及び方法に従って下され、かつ、通知される。

第 R613 条 28

正式通知において言及される特許を職権によるライセンスの措置に付す旨の国務院布告は、産業財産権担当大臣、経済財務大臣、科学研究及び原子力・宇宙問題担当大臣並びに必要な場合は、当該特許の主題に直接的な係わりを有する大臣の共同報告に基づいて発出される。

国務院布告は、特許所有者による実施提案がある場合はこれを斟酌した上で、職権によるライセンスを請求する者が満たすべき条件を定める。

国務院布告は、特許権者及びライセンス所有者に通知され、また職権により国内特許登録簿に登録されると共に公報で公開される。

第 R613 条 29

法第 L613 条 18(第 4 段落)に基づく実施ライセンスの請求は、産業財産権担当大臣に対して行われなければならない。

当該請求には、次の事項を記載する。

- (1) 請求人の姓名及び職業並びに該当する場合は、請求人を代理又は援助する責任を負う者の名称
- (2) 請求するライセンスの対象である特許
- (3) 第 R613 条 28 第 2 段落に定められた条件に関して当該特許を実施するための請求人の資格を技術、産業及び財務上の観点から証明する証拠

第 R613 条 30

産業財産権担当大臣は、ライセンスの請求書の写しをもって、特許所有者及び必要ある場合は当該特許のライセンス所有者に通知する。これらの者は、通知を受けた後 2 月以内に、産業財産権担当大臣に意見書を提出することができる。

第 R613 条 31

法第 L613 条 18(第 5 段落)にいう命令は、特許所有者、ライセンス所有者及び請求されたライセンスを受ける者に通知され、また職権により国内特許登録簿に登録される。

第 R613 条 32

法第 L613 条 18 にいうロイヤルティを定めるための手続は、パリ裁判所において審理される。当該手続においては、召喚は指定日において行われる。

第 R613 条 33

特許所有者又はライセンス所有者の何れかにより請求されたライセンス許諾条項の修正は、当該ライセンスの付与手続に基づいて決定され、かつ、公告される。修正がロイヤルティの金額に関するものである場合は、その修正は、当該金額の最初の決定に係る所定の手続に基づいて決定される。

実施ライセンスの付与手続はまた、ライセンス所有者が履行すべき義務が履行されなかったことに起因して特許所有者が請求するライセンスの取消手続についても適用される。

第 V 款 国防のための職権によるライセンス及び収用

第 R613 条 34

法第 L613 条 19 に基づいて国防上の必要性から職権によるライセンスを得るために国防大臣が産業財産権担当大臣に対して送付する請求書には、当該必要性を満たすために必要な条件及び特に次の事項に関するすべての詳細が記される。

- (1) 当該特許出願又は特許の主題である発明の応用に関する当該ライセンスの全面的又は部分的な内容
- (2) 当該ライセンスの有効期間
- (3) 何れかの当事者により当該発明に加えられた改良又は変更に関する、国及び特許出願又は特許の所有者のそれぞれの権利及び義務

第 R613 条 35

ライセンスの付与に関する産業財産権担当大臣の命令は、前記請求書の要素を考慮した上で条件を定める。産業財産権担当大臣は、当該命令を、国防大臣及び特許出願又は特許の所有者に直ちに通知すると共に、職権により国内特許登録簿に登録する。特許出願の場合は、当該登録は、その出願が公開された後に限りこれを行うことができる。

第 R613 条 36

前条にいう通知の受領後、特許出願又は特許の所有者は、国に対して付与されたライセンスに係る自らの報酬を、国防大臣に対し受領通知付の書留郵便で請求する。

前記の書留郵便の受領の日から 4 月が経過するまでは、裁判所に対して法第 L613 条 19(第 4 段落)に基づく報酬額の決定を求めることはできない。

第 R613 条 37

職権によるライセンスが、法第 L612 条 9 又は法第 L612 条 10(第 1 段落及び第 2 段落)に基づいてその開示及び自由な実施が禁じられている特許出願の対象である発明の実施に関するものである場合は、当該職権によるライセンスの報酬額の決定を申し立てられた司法当局は、開示となる虞がある発明の分析を含まない決定により、実質的にも暫定的にもその決定を下す。

当該決定は非公開で下される。公訴官、当事者又はその代理人のみがその写しを入手することができる。

職権によるライセンスが第 1 段落にいう以外の特許又は特許出願が対象とする発明の実施に関する場合において、既に実行又は構想された当該発明の応用が秘密のものであるときは、申立を受けた司法当局の決定は、当該応用を開示する虞がある言及を含んではならず、また、前記第 2 段落の規定に従わなければならない。

第 1 段落及び第 3 段落にいう場合において専門家の意見聴取が命じられたときは、当該意見は、国防大臣が承認した者によってのみ、かつ、必要に応じてその代理人の面前でのみ述べることができる。

第 R613 条 38

第 R613 条 37 の規定は、職権によるライセンスに係る報酬を決定するための手続とは別に、当該ライセンス付与命令の執行から生じる紛争に関する手続についてもこれを適用する。

第 R613 条 39

産業財産権担当大臣は、法第 L613 条 20 に基づく条件に従うことを前提として、特許出願又は特許の主題である発明の収用を命じる布告を、特許出願又は特許の所有者に通知しなければならない。

第 R613 条 40

前条にいう通知の後、第 R613 条 36 及び第 R613 条 37 に基づく職権によるライセンスに係る報酬と同一の方法により、収用補償金の決定がなされる。

第 R613 条 41

法第 L615 条 10 にいう民事訴訟が、法第 L612 条 9 又は法第 L612 条 10(第 1 段落及び第 2 段落)にいう禁止規定に従う特許出願について提起された場合又は当該民事訴訟が法第 L615 条 10 第 2 段落及び第 3 段落にいう研究又は製造に関するものである場合は、その結果生じる裁判所の判決は、第 R613 条 37 の規定に従わなければならない。

第 R613 条 42

法第 L612 条 10(第 1 段落及び第 2 段落)の適用により下された命令又は決定に対する不服申立又は法第 L613 条 19 若しくは法第 L613 条 20 に基づく命令若しくは布告であって開示及び自由な実施が禁止されている発明に関するものに対する不服申立が提起された場合は、行政裁判所は、実質的にも暫定的にも、開示に通じる虞がある発明の分析を含まない決定を下す。

聴聞及び決定は、非公開の会議で行われる。下された決定は、当事者又はその代理人のみに通知することができる。

専門家の意見聴取が命じられた場合は、当該意見は、国防大臣が承認した者によってのみ、かつ、必要に応じてその代理人の面前でのみ述べられる。

第 VI 款 雑則

第 R613 条 43

第 R613 条 10 から第 R613 条 42 までの規定にいう特許又は特許出願の所有者に対する通知及び通信は、特許出願において記載された宛先若しくは特許所有者が行政当局に届け出た最後の宛先又は EU の加盟国若しくは欧州経済領域協定締約国に居所、登録事務所又は事業所を有する特許所有者代理人の宛先に、有効に送付される。当該代理人とは、行政当局に対し別の代理人を指名した旨の届出がなされていない限り、特許出願人が出願を提出する時点で指名した代理人をいう。

特許又は特許出願の所有者、その権原承継人又は第 R613 条 10 から第 R613 条 42 までの規定に基づき職権によるライセンスを申請若しくは保有する者に対して送付されるすべての通知及び通信は、必ず受領確認付の書留郵便でもって行われなければならない。

第 R613 条 43-1

第 R613 条 4 から第 R613 条 43 まで及び第 R613 条 51 の規定は、追加特許についてこれを適用する。

第 II 節 権利の移転及び喪失

第 I 款 異議申立

第 R613 条 44

法第 L613 条 23 にいう異議申立は、争われている特許の発行に関する産業財産権公報への公告から 9 月以内に提出されなければならない。

異議申立は、本人が行為するか又は第 R612 条 2 の要件を満たす代理人により行為する自然人又は法人によって提出することができる。

その居所又は営業所を EU 加盟国又は欧州経済領域協定締約国内に有していない自然人又は法人は、代理人を任命しなければならない。

異議申立が複数名の者によって共同で提出される場合は、上記要件を満たす共通の代理人を任命しなければならない。

異議申立手続中に、特許所有者が意見又は特許の訂正案を提出する場合は、第 R612 条 2 にいう代理条件が適用される。

第 R613 条 44-1

異議申立は、産業財産権庁長官の決定により定められた条件及び規約に従って書面で提出されなければならない。

異議申立は、次を含まなければならない。

- (1) 異議申立人の同定
- (2) 異議申立の対象である特許の参照事項
- (3) 異議申立の範囲、その根拠及び主張する事実を記載している申立書並びにこれらの根拠の裏付として提出される書類
- (4) 正当な手数料の納付証明
- (5) 該当するときは、代理人の任命及び代理人自らが弁理士又は弁護士である場合を除き、その委任状

(1) から (5) までにいう書類及び情報は、第 R613 条 44 にいう期限内に提出されなければならない。異議申立の根拠及び範囲は、この期限の満了後に拡張されてはならない。

異議申立は、国内特許登録簿に登録される。

第 R613 条 44-2

争われている特許の所有者による異議申立は、認容されない。

第 R613 条 44 又は第 R613 条 44-1 を遵守していない異議申立もまた、認容されない。

異議申立が複数の根拠に依拠する場合は、当該異議申立は、これに添付されている申立書が、これらの根拠の少なくとも 1 つについて、第 R613 条 44-1 (3) の規定を満たしている場合に限り、認容される。当該異議申立は、この要件を満たさない根拠に関しては、根拠がないとみなされる。

職権による不認容の場合は、産業財産権庁長官は、不備について異議申立人に通知する。異議申立人には、この不認容に反論するか又は第 R613 条 44-1 (5) にいう代理人の委任状の場合は、その申立を補正するための期限が付与される。根拠のある意見又は補正がなされない

場合には、当該異議申立は、認容されないものと宣言される。
不認容の決定は、国内特許登録簿に登録される。

第 R613 条 44-3

複数の異議申立が同一の特許に関する場合は、産業財産権庁長官は、それらの認容性を条件として、それらを併合することを命令する。当事者は、当該併合について通知される。

第 R613 条 44-4

産業財産権庁は、対審の原則の遵守を保証し、かつ、自らこれを遵守する。同庁は、当事者によって援用され又は提出された理由、説明及び書類を、当事者がこれらを対審手続において論議することが可能となっていない限り、その決定の根拠としてはならない。産業財産権庁が当事者の 1 より提出を受けた意見又は書類は、相手方当事者に遅滞なく通知される。当事者は、その請求並びにその各主張の基礎となる事実上及び法律上の理由を明示しなければならない。産業財産権庁と当事者との間のやりとりは、産業財産権庁長官の決定により定められた条件に基づいて行われる。

第 R613 条 44-5

特許出願を審査した産業財産権庁の職員は、この特許に対する異議申立を審査してはならない。ただし、この職員は、異議申立手続において聴聞を受けることができる。

第 R613 条 44-6

産業財産権庁が職権により提起する不認容並びに第 R613 条 44-10 及び第 R613 条 44-12 のそれぞれにいう手続の停止又は終結の場合に従うことを条件として、異議申立の審査は、下記の 4 段階に従う。

(1) 情報及び特許所有者の意見の収集で構成される段階

産業財産権庁長官は、異議申立について特許所有者に遅滞なく通知する。特許所有者には、意見を産業財産権庁に提出するか又は当該特許の訂正を提案し、かつ、該当するときは、第 R613 条 44 第 5 段落に準拠して代理人を任命するための期限が付与される。

(2) 産業財産権庁による審査結論書の作成により構成される段階

(1)にいう期限の満了から遅くとも 3 月以内に、産業財産権庁長官は、当事者が提出した要素に基づいて作成された審査結論書を通知する。当事者には、意見を提出するか又は特許所有者の場合は、争われている特許の訂正を提案するための期限が付与される。この通知には、該当するときは、(1)に準拠して特許所有者が提示した意見又は特許の訂正案を添付しなければならない。

(3) 書面段階

(2)にいう期限の満了時に、審査結論書に応答して当事者の少なくとも 1 が意見を提出している場合又は特許所有者が特許の訂正案を提示している場合は、当事者は、その旨を通知される。当事者には、答弁を提出するか又は所有者の場合は、当該特許の新たな訂正を提案するための期限が付与される。当事者の少なくとも 1 が応答を提出した場合は、当事者は、この期限の満了時に、その旨を通知される。

(4) 口頭段階

意見書の提出の一部として、各当事者は、口頭による意見の提示を請求することができる。産業財産権庁長官もまた、審査のために必要と認める場合は、事前の請求なしに、当事者に対し、口頭で意見を提示するよう求めることができる。この場合、当事者は、審査の書面段階の終了時に、産業財産権庁長官の決定により定められた条件に基づいて口頭で意見を提示するために招集される。

第 R613 条 44-7

産業財産権庁長官は、異議申立に関して、当事者が提示したすべての書面及び口頭による意見並びに特許所有者が提示した当該特許の最後の訂正案を考慮した上で決定を下す。産業財産権庁長官は、その決定に際し、第 R613 条 44、第 R613 条 44-1 及び第 R613 条 44-6 にいう期限の満了後に援用された事実又は提出された書類に依拠することができる。ただし、当事者がこれらに対審手続において論議することが可能となったことを条件とする。当事者は、異議申立を裁定する決定について通知される。当該決定は、国内特許登録簿に登録される。

第 R613 条 44-8

法第 L613 条 23-2 の最終段落にいう期限は、4 月とする。
同段落に記載された審査段階の終了日は、産業財産権庁長官により当事者に遅滞なく通知される。この日は、何れの当事者も第 R613 条 44-6(2) 又は(3)にいう期限の満了まで意見を提出しなかった場合に発生し、遅くとも口頭による意見の提示日に発生する。

第 R613 条 44-9

もはや上訴することができない異議申立を裁定する決定により、特許が訂正された形で維持される場合は、産業財産権庁は、当該特許の新たな明細書を公開する。

第 R613 条 44-10

審査段階又は第 R613 条 44-8 第 1 段落にいう期限は、次のとおり停止される。

(1) 特許の所有権を主張する訴訟が提起されていること又は異議申立が第 R613 条 44-1 に従って提出された日において、同一の特許について無効の宣言の申請が提起されていたことを証明する者の書面による請求に応じて

(2) 産業財産権庁の判断により、異議申立の解決又は当事者の状況に影響を与える可能性のある情報又は要素を待つ間

審査段階はまた、全当事者の共同請求に応じて、2 回延長することができる 4 月の期間について停止することができる。

当事者は、停止の決定について通知される。

第 R613 条 44-11

異議申立手続が第 R613 条 44-10(1)に準拠して停止された場合は、当該手続は、当事者の 1 の請求に応じて、所有権を主張する訴訟又は無効を裁定する決定であって、既判力を取得したものを産業財産権庁に送付することによって再開される。

異議申立手続が第 R613 条 44-10 第 4 段落に準拠して停止された場合は、当該手続は、当事

者の1の請求に応じて又は該当するときは、同段落に規定されている期限の満了時に再開される。

異議申立手続の再開時に、特許の範囲が訂正されている場合は、異議申立人は、産業財産権庁により付与された期限内に、第 R613 条 44-1 (3) に準拠して新たな申立書を提示するよう求められる。

産業財産権庁は、手続の再開について、再開日を表示して、当事者に遅滞なく通知する。

第 R613 条 44-12

次の場合は、異議申立手続は終結する。

- (1) すべての異議申立人がその異議申立を取り下げた場合
- (2) 既判力を取得した裁判所の命令によって特許が無効と宣言された場合
- (3) 特許所有者が異議申立の対象であるクレームを放棄する場合
- (4) 異議申立の対象である特許の効力が消滅した場合。ただし、異議申立人が異議申立の決定を得ることについての正当な利益を証明する場合は、この限りでない。

産業財産権庁は、終結の決定について当事者に遅滞なく通知する。

異議申立手続の終結は、国内特許登録簿に登録される。

第 II 款 放棄又は制限

第 R613 条 45

特許を取り下げる又は減縮するための請求は、書面でなされなければならない。当該請求は、その認容性を条件として、特許の効力が消滅した場合でも、特許所有者によって何時でも行うことができる。

その請求は、認容されるためには、次のとおりでなければならない。

(1) 請求の日において国内特許登録簿に登録された特許の所有者によって又はその代理人によってなされること。代理人は、自らが弁理士又は弁護士である場合を除き、当該請求に、取下又は減縮のための特別委任状を添付しなければならない。

特許が複数名の者に属する場合は、取下又は減縮は、それらの者全員の請求がある場合限り、実施することができる。

(2) 所定の手数料の納付証明が添付されていること

(3) 単一の特許のみを対象としていること

(4) 物権、質権又はライセンス権が国内特許登録簿に登録されている場合は、これらの権利の所有者による同意書が添付されていること

(5) 減縮が請求される場合は、訂正クレームの全文及び該当する場合は、訂正された明細書及び図面が添付されていること

(6) 該当するときは、減縮が請求される場合は、第 R612 条 73 に準拠して部分的取消又は部分的無効の決定に適合することを証明する新たな特許明細書が公開された後に提示されること

減縮が請求された場合において、訂正クレームが特許の先のクレームに対して減縮を構成していないとき又は訂正クレームが法第 L612 条 6 の規定を遵守していないときは、請求人には、説明付の通知がなされる。請求人には、請求を補正するか又は意見を提出するための期限が与えられる。拒絶理由を解消することができる補正又は意見がなされない場合には、当該請求は、産業財産権庁長官の決定によって拒絶されることになる。

取下及び減縮は、国内特許登録簿に登録される。登録の通知は、取下又は減縮の請求人に送付される。

第 R613 条 45-1

第 R613 条 45 に規定されている取下又は減縮の請求についての決定は、12 月以内に下される。該当する場合は、この期間は、拒絶理由が解消されるまで、同条の第 9 段落に規定されている通知によって中断される。

第 R613 条 45-2

明白な決定が第 R613 条 45-1 にいう期間内に下されない場合には、請求は拒絶されたものとみなされる。

第 R613 条 45-3

減縮手続が法第 L613 条 24 第 5 段落に準拠して終結した場合は、産業財産権庁は、減縮請求手数料を払い戻す。

特許所有者は、減縮手続終結の決定について通知される。

第 III 款 権利の維持又は喪失

第 R613 条 46

法第 L612 条 19 にいう特許出願及び特許を維持するための年次手数料は、特許の有効期間中毎年発生する。出願手数料には、初年度の年次手数料が含まれる。年次手数料は、毎年、出願日の周年日を含む月の末日までに納付しなければならない。納付期限の前 1 年を超えて行われる年次手数料の納付は、認められない。

第 R613 条 47

(I) 納付期日後に行われた納付について、6 月の期間中は納付遅延手数料を支払うことによって有効となる旨を定めた法第 L612 条 19 第 2 段落に規定する当該 6 月の期間は、該当する年次手数料の納付期日が満了する翌日に開始する。

次の場合は、納付期日後に行われた納付は有効とみなされる。

－特許出願の分割により生じた特許出願に関するものである場合。ただし、遅くとも当該分割出願の書類が受領された日から 4 月目の末日までに行われることを条件とする。

－納付期日までに行われた納付の不足分を補うためのものである場合。ただし、前記の 6 月の期間内に行わなければならない。

(II) 納付は、旧規定額を記載した督促状が送付された場合を除き、その納付日において有効な規定額をもって行われる。ただし、権利回復の場合において、期限の満了している手数料であって、回復の決定が国内特許登録簿に登録された日において未納であったものの納付は、その日において有効な規定額をもって行う。

第 R613 条 48

年次手数料の納付がその通常の期日までに行われなかった場合は、特許出願又は特許の所有者に対して、第 R613 条 47 第 1 段落にいう 6 月間が満了する前に当該納付が納付遅延手数料を添えてなされない限りその権利が消滅する旨を記載した督促状が送付される。

ただし、当該督促状が送付されなかった場合でも産業財産権庁が責任を問われることはなく、また当該不送付は、特許所有者が権利を回復するための根拠とはならない。

第 R613 条 49

法第 L613 条 22 にいう、特許出願又は特許に付属する権利の喪失の認定を求める請求は、書面をもって提出しなければならない。

当該請求に対しては、説明を付した決定が 6 月以内に下される。その決定は、請求人に通知される。

第 R613 条 49-1

明白な決定が第 R613 条 49 第 2 段落にいう期間内に下されない場合には、出願は拒絶されたものとみなされる。

第 R613 条 50

次の事項は、国内特許登録簿に登録される。

- 法第 L613 条 22 にいう権利の喪失を記録する旨の決定
- 権利回復及び産業財産権庁長官の決定の破棄に係る救済措置，上告及び下された決定特許権者の権利を回復する旨の決定は，納付されるべき手数料が国内特許登録簿への当該決定の登録から 3 月以内に納付されなかった場合は，効力を有さない。納付日は，当該登録簿に記載される。

第 R613 条 51

法第 L613 条 21 第 2 段落に規定する期間は，同条第 1 段落にいう留置に係る送達の日から 15 日間とする。

第 IV 款 権利回復の申立

第 R613 条 52

法第 L612 条 16 及び法第 L612 条 16-1 に定められている権利回復の申立は、出願が公開されている場合は国内特許登録簿に登録されている所有者又はその代理人により、産業財産権庁長官に提出されなければならない。

申立は、所定の手数料の納付後のみ認容される。

申立は、書面で行うものとし、依拠する事実及び根拠を記述する。

申立が不遵守なものである場合は、申請人には、その旨が通知され、かつ、説明が提示されることになる。申請人には、申立を訂正するため又は産業財産権庁の拒絶理由に対して係争するための期間が与えられる。申請が訂正されない又は拒絶理由を解消できる意見がなされない場合には、当該申請は拒絶される。拒絶の通知には、訂正の提案を添えることができる。この提案は、申請人が与えられた期間内に当該提案に対して争わない場合には、受諾されたものとみなされる。

申請人には、説明を付した決定が通知される。

第 R613 条 52-1

権利回復の申立についての決定は、申立の提出後 6 月以内に下される。該当する場合は、この期間は、申立が訂正され又は拒絶理由が解消されるまで、第 613 条-52 に規定されている通知によって中断される。

第 R613 条 52-2

明白な決定が第 R613 条 52-1 にいう期間内に下されない場合には、申立は受理されたものとみなされる。

第V款 国内特許登録簿

第 R613 条 53

国内特許登録簿は、産業財産権庁によって維持管理される。

国内特許登録簿には、各特許出願又は各特許について、次の事項が登録される。

(1) 出願人の同定、特許出願又は特許に係る参照事項及びその存在又は範囲に影響を与えるその後の行為

(2) 特許出願若しくは特許の所有権又はそれに由来する権利の享受を変更する行為、更に所有権の主張の場合は、それに対応する召喚状並びに付与手続の停止及び再開の事実

(3) 名称、法的形態又は宛先の変更及び登録内容に影響を与える誤記の訂正

第 R612 条 39 の規定に従って特許出願が公開されるまでは、登録簿には如何なる登録もされない。

第 R613 条 54

第 R613 条 53(1) という事項は、産業財産権庁の決定若しくは裁判所の書記官の請求により又は裁判所の判決に係る場合は当事者の 1 の申立により登録される。

第 R613 条 55

特許出願若しくは特許の所有権又はそれに由来する権利の保有を変更する証書、例えば移転、実施する権利の移転、質権の設定若しくは移転又はその放棄、制限、制限の有効確認及び解除等は、当該証書の当事者の 1 の請求又は当該請求日における提出の所有者が当該証書の当事者でない場合は、その者の請求によって登録される。

当該請求は、次の書類から成る。

(1) 登録申請書

(2) 所有権又は権利の保有の変更を記録した証書の謄本又は抄本

(3) 所定の手数料の納付証明

(4) 該当する場合は、代理人の委任状。ただし、代理人自身が弁理士の資格を有している場合はこの限りでない。

第 R613 条 56

第 R613 条 55(2) の例外として、申請書と共に次の書類を提出することができる。

(1) 死亡による移転の場合は、その相続人又は受遺者の請求により、当該移転を証明する証書

(2) 合併、分割又は吸収による移転の場合は、固有の識別番号又はフランス国外に所在する事業者の場合は、最新の商業・会社登録簿の抄本の写し 1 部

(3) 写しの提出が物理的に不可能であることの立証を条件として、所有権又は権利の保有の変更を証明する書類

第 R613 条 57

名称、法的形態及び宛先の変更並びに誤記の訂正は、国内特許登録簿に特許出願又は特許の所有者として登録されている所有者の請求によって登録される。ただし、当該変更及び訂正

が既に登録された証書に関するものである場合は、当該証書の如何なる当事者も請求を行うことができる。

当該請求は、次の書類から成る。

(1) 登録申請書

(2) 該当する場合は、代理人の委任状。ただし、代理人自身が弁理士の資格を有している場合は、この限りでない。

(3) 誤記訂正の場合は、所定の手数料の納付証明

産業財産権庁は、登録が請求されている変更又は訂正されるべき誤記の存在を証する証拠の提出を要求することができる。

第 R613 条 58

登録請求がその要件を満たしていない場合は、その旨が理由を付して請求人に通知される。この場合は、請求人は、与えられた期限内に当該請求の不備を是正するか又は意見書を提出しなければならない。異論を撤回させるような不備是正がなされないか又は意見書が提出されない場合は、当該請求は、産業財産権庁長官の決定により拒絶される。

当該通知には、不備是正案を添付することができる。この場合において、与えられた期限内に請求人がこれの異議を唱えないときは、当該提案は、受諾されたものとみなされる。

第 R613 条 58-1

第 R613 条 55 及び第 R613 条 57 にいう登録申請についての決定は、申請の提出後 6 月以内に下される。該当する場合は、この期間は、申請が訂正され又は拒絶理由が解消されるまで、第 613 条 58 に規定されている通知によって中断される。

第 R613 条 58-2

明白な決定が第 R613 条 58-1 にいう期間内に下されない場合には、申請は受理されたものとみなされる。

第 R613 条 59

国内特許登録簿になされたすべての登録は、産業財産権公報に掲載される。

関係人は何人も、産業財産権庁から次の書類を入手することができる。

(1) 国内特許登録簿になされた登録の写し

(2) 登録簿に如何なる登録もなされていないことを証する証明書

第 VI 款 報告書の作成

第 R613 条 60

法第 L612 条 23 にいう報告書は、特許所有者若しくはその他の利害関係人又は行政当局の書面による請求により、調査報告に基づいて作成される。

調査報告において引用されていない書類であって請求人が考慮に入れることを望むものは、これを請求書に添付することができる。当該書類が外国語で作成されている場合は、産業財産権庁は、その翻訳文を要求することができる。

所定の手数料の納付証明が添付されていない請求書は、認められない。

第 R613 条 61

報告書は、次の手続に従って作成される。

(I) 特許所有者の請求による場合

(1) 草案が作成され、特許所有者に通知される。特許所有者に対し、必要に応じ、弁明の意見書を検討するための期限が与えられる。

(2) 前記の草案及び提出された意見書に基づいて報告書が作成される。完成した報告書は、特許所有者に通知される。

(II) 特許所有者の請求によらない場合

(1) 報告書の請求が遅滞なく特許所有者に通知される。特許所有者に対し、意見書を提出し、かつ、必要に応じて第 R612 条 2 に定められた条件を満たす代理人を任命するための期限が与えられる。

(2) 特許所有者から答弁として受領した意見書に基づいて、草案が作成される。その草案は、特許所有者及び請求人に通知される。これらの者に対し、必要に応じて、その弁明の意見書を検討するための期限が与えられる。

(3) 前記の草案及び提出された意見書に基づいて、報告書が作成される。完成した報告書は、特許所有者及び請求人に通知される。

産業財産権庁は、双方の側を聴聞しなければならない。特許所有者又は請求人により提出された意見書は、遅滞なく他方当事者に通知しなければならない。

第 R613 条 62

報告書は、特許ファイルの中に含まれる。報告書の発行は、産業財産権公報において公告される。

第 VII 款 手数料の減額及び無償援助

第 R613 条 63

法第 L612 条 20 にいう手数料の減額は、自然人に対して自動的に行われる。

出願人が法人である場合には、減額請求は、特許出願の出願日から 1 月以内に、産業財産権庁長官に対して書面により提出されなければならない。これに従わない場合は、認容されない。また、出願人は、同一期間内に、同出願人が教育又は研究分野における非営利組織又は従業者が 1,000 名を下回り、かつ、同条件を満たしていない別企業によって 25%未満の資本が保有されている企業の範疇に属することを証明する申立も提出しなければならない。

減額は、いったん達成されると、確定的となり、第 7 年次後の年金を除く、手続及び効力維持にかかわるすべての手数料、産業財産権庁長官の決定による国内調査報告と等価の認定された調査報告を伴う、外国優先権に基づく出願に関する調査報告手数料並びに権利回復の申立、実質的な誤謬の訂正、国内登録簿への登録及び欧州特許又は欧州特許出願からのクレームの翻訳文若しくは改訂翻訳文の公告を求める申請にかかわる手数料に適用されることになる。

特許出願が共同で出願される場合、すべての共同出願人は、減額を主張するためには、法第 L612 条 20 によって保護されている範疇に属していなければならない。

虚偽の申立の場合に課せられる罰金の額は、正当な手数料の 10 倍である。

第 IV 章 国際条約の適用

第 I 節 欧州特許

第 R614 条 1

特許出願は、産業財産権庁長官の決定によって定められる条件において、産業財産権庁の本庁へ提出され又は当該本庁へ郵送若しくは電子送信方式で送付される。その出願日は、当該出願が産業財産権庁の本庁において受領された日とする。

第 R614 条 4

第 R612 条 31 を除く第 R612 条 26 から第 R612 条 32 までの規定は、法第 L614 条 4 及び法第 L614 条 5 の規定を考慮した上で、産業財産権庁になされる欧州特許出願について適用される。

第 R614 条 5

欧州特許出願からフランス特許出願への変更は、産業財産権庁がその旨の請求を受領した時点で、実施される。そのフランス特許出願には、国内登録番号が割り当てられる。

法第 L614 条 4 及び法第 L614 条 5 の規定に従うことを条件として、当該請求の受領から 1 月以内に、産業財産権公報に変更通知が公告される。当該通知は、特許出願を同定するために必要な詳細を含んでいるものとする。

前段落にいう公告の日から 2 月以内又は公開できない特許出願の場合では、変更請求の受領日から 2 月以内に、出願人は、第 R614 条 17 に定められている手数料の納付証明及び該当する場合は、欧州特許出願の原文のフランス語への翻訳文及び該当する場合は、欧州特許庁における手続中に補正された本文を提出しなければならない。

特許発行手続は、特許出願の原文若しくはその翻訳文又は該当する場合は、欧州特許庁における手続中に補正された文言若しくはその翻訳文に基づいて遂行される。

出願人がその居所又は登録事務所を EU 加盟国内又は欧州経済領域協定締約国内に有していない場合は、出願人は、同一期限までに、第 612 条 2 第 1 段落の条件を満たす代理人を任命し、かつ、その代理人の名称及び宛先を産業財産権庁に届け出なければならない。

第 R614 条 6

第 R614 条 5 第 3 段落により要求される条件の何れかが同段落にいう期限内に満たされない場合は、当該特許出願は、産業財産権庁長官の理由を付した決定により拒絶され、その旨が出願人に通知される。納付された手数料がある場合は、その払戻が行われる。

第 R614 条 7

第 R614 条 5 及び第 R614 条 6 の規定は、実用新案の出願について適用される。

第 R614 条 11

法第 L614 条 9 にいう欧州特許出願のクレームの翻訳文は、出願人によって提出されなければならない。また出願人は、その本文を、同本文に公告請求及び所定の手数料の納付証明を

添付して、産業財産権庁に提出する。

公告を求める請求は、手数料の納付証明の添付がなされていない場合には、認容できないものと宣言される。

クレーム翻訳文の提出にかかわる通知は、当該翻訳文が提供された日から1月以内に、産業財産権公報に公告される。当該通知は、特許出願を同定するのに必要な詳細を含んでいなければならない。

前段落に言及されている記述の公告日以降、何人も、産業財産権庁において、翻訳文の本文を無償で閲覧し、かつ、自身の費用負担で、当該本文の再製を入手することができる。

第 R614 条 12

第 R614 条 11 の規定は、法第 L614 条 10 第 2 段落にいうクレームの改訂した翻訳文の提出について適用される。

第 R614 条 13

次の事項は、職権により国内特許登録簿に登録される。

- (1) 第 R614 条 6 に規定されている最終決定
- (2) 第 R614 条 11 及び第 R614 条 12 にいう特許出願又は欧州特許出願のクレームの翻訳文及び改訂した翻訳文の提出

第 R614 条 14

法第 L614 条 12 及び法第 L615 条 17 に従う裁判所の最終判決は、裁判所の書記官又は当該手続の当事者の 1 の請求により、無償で国内特許登録簿に登録される。

第 R614 条 15

第 R614 条 5 から第 R614 条 7 までに従って行われた欧州特許出願の変更により生じる、法第 L612 条 19 にいう特許出願に係る年次手数料は、欧州特許出願が変更されたとみなされる年の翌年以降についてのみ納付義務が発生する。納付されるべき年次手数料は、欧州特許出願の出願日から算定される。

第 R614 条 16

欧州特許出願について発生する法第 L612 条 19 にいう年次手数料は、欧州特許条約第 141 条が定めるところにより納付しなければならない。当該手数料は、欧州特許出願の出願日から算定される。

年次手数料の納付が欧州特許条約第 141 条(2)にいう期間の満了までに行われない場合は、当該手数料は、6 月の追加期間中に、遅延手数料を支払うことによって有効に納付することができる。

第 R614 条 17

第 R612 条 5 にいう出願手数料及び場合により調査報告の作成手数料は、第 R614 条 5 第 3 段落にいう所定の手数料に該当する。

法第 L614 条 6 第 3 段落にいう場合においては、第 R612 条 5(2)にいう手数料は不要であ

る。

第 R614 条 18

第 R614 条 11 及び第 R614 条 12 にいう各翻訳文及び補正された翻訳文の公告は、翻訳文の提出時に手数料が納付されることを条件とする。

第 R614 条 19

欧州特許条約第 136 条 (2) にいう欧州特許出願の謄本の作成及び送付に関しては、手数料が徴収される。

第 R614 条 20

第 R411 条 19 から第 R411 条 26 まで及び第 R618 条 1 から第 R618 条 3 までの規定は、第 R614 条 1 から第 R614 条 19 までにいう決定、通知及び期限について適用される。

第 II 節 国際出願

第 R614 条 21

国際特許出願は、産業財産権庁長官の決定によって定められる条件において、産業財産権庁の本庁へ提出され又は当該本庁へ郵送若しくは電子送信方式で送付される。その出願日は、当該出願が産業財産権庁の本庁において受領された日とする。

出願は、出願人個人によって又はその代理人を通じて提出することができる。第 R612 条 2 の規定が適用される。

法第 L614 条 18 にいう責務に従うことを条件として、国際出願は、受理官庁として行為する欧州特許庁にも提出することができる。

第 R614 条 23

国際出願は、フランス語により作成しなければならない。

国際出願が電子的形態で行われない場合は、願書及び特許協力条約規則の規則 3.3(a)(ii) に規定された照合欄にいう各書類は、各 3 部を提出する。ただし、同規則 3.1 にいう願書及び租税の納付を証明する書類は、各 1 部を提出すれば足りる。

前段落の規定が満たされない場合は、産業財産権庁が不足分の写しを作成する。

第 R614 条 24

少なくとも国際出願に割り当てられた番号、出願書類の内容及び数並びにその受領確認を表示する確認証が、出願人に対して交付される。

第 R614 条 25

第 R612 条 31 を除く第 R612 条 26 から第 R612 条 32 までの規定は、法第 L614 条 20 から法第 L614 条 22 までの規定を考慮した上で、産業財産権庁に提出される国際出願について適用される。

第 R614 条 26

国際出願は、特許協力条約規則の規則 14 に規定された送付手数料の納付を伴う。当該手数料は、国際出願の受領日から 1 月が満了する前に納付しなければならない。

第 R614 条 27

特許協力条約の施行規則の規則 15 及び規則 16 に定められている国際出願手数料及び調査手数料は、国際出願の受領日から 1 月の期間の満了前に、納付されなければならない。

国際手数料及び調査手数料は、ユーロで納付する。

第 R614 条 29

送付手数料、調査手数料及び国際出願手数料の納付が第 R614 条 26 から第 R614 条 27 までに定められた期限内に行われなかった場合は、出願人は、1 月以内に当該手数料に特許協力条約規則の規則 16 の 2.1(a) 及び(b)にいう遅延納付手数料を加算した金額を納付するよう求められる。

遅延納付手数料は、ユーロで納付する。

第 R614 条 31

第 R614 条 23 にいう国際出願及びその他の書類が同条に定められた部数よりも少ない数で提出された場合は、必要部数の写しを作成する費用を賄うための手数料が徴収される。当該手数料は、その旨の通知がなされた日から 1 月が満了する前に納付しなければならない。

第 R614 条 32

特許協力条約規則の規則 22.3 に定められた期限内に国際事務局に国際出願が送付されない場合は、第 R614 条 26 にいう送付手数料は、出願人に払い戻される。

第 R614 条 33

第 R614 条 26 から第 R614 条 32 までにいう手数料の納付は、当該納付日時点で有効な規定額をもってなされたときは、義務の履行となる。

第 R614 条 34

第 R411 条 19 から第 R411 条 26 まで及び第 R618 条 3 の規定は、法第 L411 条 4 にいう紛争について適用される。

第 R614 条 35

第 R614 条 21 から第 R614 条 24 までを施行するための条件は、必要に応じ、産業財産権担当大臣の命令によって定められる。

第 IV 章の 2 留置

第 R614 条 36

第 R614 条 37 にいう規定に従うことを条件として、第 III 卷第 III 編第 V 章の 2 は、第 VI 卷第 I 編第 IV 章の 2 に定められている発明特許を侵害する虞のある商品を留置する税関当局に適用される。

第 R614 条 37

税関当局がサンプリングすることを決定する際、2 部が通関業者によってサンプリングされる。一方は商品の所有者若しくはその保持者又は何れかの代理人へ与えられ、他方は税関当局によって保管される。

特許若しくは補充的保護証明書の所有者又は特許付与された発明若しくは補充的保護証明書の主題を実施することの資格を有する者は、サンプリングに参加せず、また、それらの者にサンプルが提供されることはない。

商品又は品目の 2 のサンプルが製品の重量、寸法、価値、性質又は過度な低量に起因してサンプリングされないときは、その商品又は品目は、その全体がサンプリングされ、かつ、単一のサンプルを構成し、そのサンプルは税関当局に保管される。

第 V 章 訴訟手続

第 I 節 仮の保全措置

第 R615 条 1

法第 L615 条 3 の最終段落に定められ、かつ、民事訴訟若しくは刑事訴訟において本案について提起するため又は共和国の検察官に対して主張を提出するために申請人へ与えられる期間は、命令の日付から 20 就業日又はより長期となる場合には 31 暦日である。

第 II 節 調査措置

第 R615 条 2

法第 L615 条 5 にいう記述的又は現実的な留置は、実施すべき作業の管轄権において、第 D631 条 2 に定められている複数の裁判所のうちの 1 の裁判長によって命令される。

その命令は、特許、補充的保護証明書、実用新案若しくは追加の証書又は法第 L615 条 4 の第 1 段落に基づいて定められている状況では、補充的保護証明書、追加の証書若しくは実用新案を求める申請の認証謄本の何れかの請求及び提示時に、送達される。この場合、申請人は、本条にいう条件が満たされていることの提示も行わなければならない。

請求が排他的実施権の所有者又は法第 L613 条 11、法第 L613 条 15、法第 L613 条 17、法第 L613 条 17-1 及び法第 L613 条 19 に準拠して付与されたライセンスの所有者によって提出される場合には、申請人は、適用できる場合は、法第 L615 条 2 の第 2 又は第 4 段落によって定められている条件が満たされていることも提示しなければならない。

裁判長は、執行官に対して、侵害の発生源、実体及び範囲を設定するために有用な認定をなす権限を付与することができる。

事業秘密が保護されることを保証するために、裁判長は、留置された書類が、商法第 R153 条 1 にいう条件において、仮預託に置かれるべきであることを自動的に命令することができる。

第 R615 条 2-1

裁判官が保証金を設定する申請人を対象とする留置を行っている場合には、その保証金は、留置が実行される前に設定されていなければならない。

留置を実施する前に、執行官は、留置された又は命令書に記載した品目の所有者に対して、当該命令書の写し及び該当する場合は、保証金の設定を記録している証書の写しを提供しなければならない。これに従わない場合は無効となるか又は執行官に対する損害賠償請求が生じる。同一の所有者には、留置報告書の写しを提供しなければならない。

第 R615 条 3

法第 L615 条 5 の最終段落に定められ、かつ、本案について提起するために申請人へ与えられる期間は、留置又は説明の日付から 20 就業日又はより長期となる場合には 31 暦日である。

第 R615 条 4

裁判所の裁判長は、留置の報告書からみて、主張されている侵害行為の証拠を完全なものとするための何らかの措置を命令することができる。

第 R615 条 5

発明特許に関する民事訴訟において、技術専門家による鑑定が必要であると思われる場合は、事件を審理する裁判所の所長は、専門家によって選定されるときに、法務大臣及び関係大臣の共同布告により任命された組織の 1 に諮問することができる。

当該諮問が行われた場合は、命令又は判決においてその諮問についての言及がなされなけれ

ばならない。

第 III 節 労使調停委員会

第 R615 条 6

法第 L615 条 21 にいう労使調停委員会の委員長は、法務大臣及び産業財産権担当大臣の命令により、更新可能な 3 年間の任期で任命される。名誉行政官を任命することができる。同様の方法で 1 名又は 2 名以上の代行を任命することができる。それらの者は、委員長が不在又は不都合な場合にその代理を務める。

第 R615 条 7

委員長は、委員会が審理すべき事項に係る権限を有する者の名簿から、各事件について自らが指名する 2 名の補佐人による補佐を受ける。

当該名簿は、国内レベルで代表的な専門組織及び組合組織の提案に基づき、産業財産権庁長官がこれを作成して、定期的に更新する。

補佐人のうちの 1 名は従業者組織により推薦された者の中から、別の 1 名は使用者組織により推薦された者の中から選任される。

発明が国防に関する内容である場合又は防衛機密に属する研究契約又は製造契約から生じたものである場合は、補佐人は、国防大臣が発行する秘密情報取扱許可証を所持しなければならない。本規定はまた、任命された専門家又は諮問された技術者についても適用される。

第 R615 条 8

委員会の事務局は、産業財産権庁がこれを提供する。

第 R615 条 9

委員会は、産業財産権庁において又は事情により必要な場合は、委員長の決定により同庁の何れかの地方支庁において会合する。

第 R615 条 10

委員会の構成員は、審理を担当する案件について一括払による報酬を受ける。

当該報酬には、その任務の遂行に当たり要求される事務的業務、通信又は居所外への出張に関する雑費の弁済が含まれる。

一括払報酬の金額及び支給条件は、財務担当大臣及び産業財産権担当大臣の共同命令によって定められる。

第 R615 条 11

委員会の構成員がその任務の遂行のための自らの居所外への出張中に負担した費用は、種別 I 職員に適用される条件に従って同人に払い戻される。

第 R615 条 12

委員会への請求は、請求人又は委任状を有する代理人の何れかが事務局に提出する請求書により行われる。当該請求書はまた、受領通知付の書留郵便をもって郵送することもできる。

第 R615 条 13

請求書は、請求人又はその代理人がこれに署名しなければならない。

請求書の記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 請求人及び相手方当事者の姓名，職業及び宛先
- (2) 紛争の対象
- (3) 請求人の理由及び結論
- (4) 紛争の解決に有益となり得る，請求人が所有するすべての要素

請求書にはまた，第 R611 条 1 から第 R611 条 10 までに基づいて作成された申立書及び通信の写し並びに請求人が提出を希望する種々の書類を添付する。

第 R615 条 14

請求書が前条の規定を満たしていない場合は，事務局は，請求人に対し，1 月以内にこれを完成させるよう求めなければならない。

当該請求書の完成については，前記期限の満了前にこれを委員長の判断に委ねることができる。委員長は，事務局による要求を確認した場合は，関係当事者に対し当該求めを遵守するための新たな期限を与える。

請求人が正当な理由を提示することができる場合は，前段落にいう期限は，委員長の決定により延期される。

委員会への付託日は，本条の規定に従って請求書が完成された日とする。

第 R615 条 15

事件が委員会に付託された旨は，事務局により相手方当事者に通知される。

同時に当該当事者は，委員長により与えられた期限内に，当該請求の正当性についての自らの意見を書面で提出するよう求められる。

国防大臣は，委員会の事務局において，委員会に提出されたすべての異議申立を知得することができる。

第 R615 条 16

産業財産権庁は，委員長が定める期限内に，自らの保持するすべての要素であって，第三者の権利又は国防上の利益を損うことなく開示が可能なものを委員会に通知しなければならない。

事務局は，当該通知の写しを，直ちに当事者に送付する。

第 R615 条 17

補佐人が指名された後，事務局は，委員会の構成を当事者に通知し，かつ，予備会議を招集する。

各当事者は，委員長により評価される重大，かつ，正当な理由により補佐人の変更を請求することができる。

当該請求書は，通知を受けてから 15 日以内か又は当該期間の満了に先立って予備会議が開かれる場合は，会議の開催時に提出しなければならない。

第 R615 条 18

委員会における手続は、当事者の出席の下に行われる。

第 R615 条 19

指定された日に、委員会は、当事者の聴聞を行い、それらの見解を調整して和解に導くよう努める。

当事者の 1 が出頭しない場合は、委員会はその欠席を確認し、かつ、他方当事者を聴聞する。

また、記録が作成される。

全面的又は部分的和解の場合は、当該記録にその合意内容を記載する。全面的和解が得られない場合は、争われている事項を記録する。

第 R615 条 20

当事者の 1 が出頭しない場合又は全面的和解が得られない場合は、委員会は、法第 L615 条 21 にいう調停案を作成する。

第 R615 条 21

委員長は、如何なる審議手続も取ることができる。委員長は、随時当事者の和解を確認することができると共に、その目的のため新たな会議を開催することができる。

第 R615 条 22

委員長の許可がある場合を除き、調停会議に出席することができるのは、委員会及び産業財産権庁の構成員並びに当事者及びこれらを援助又は代理する者のみとする。

第 R615 条 23

委員会に申立を行っていない当事者による請求の場合又は同一の発明に関する複数の請求の結合の場合は、調停案が作成されるべき 6 月の期間は、委員会に最後に提出が行われた日に開始する。

第 R615 条 24

発明が国防に関する内容のものである場合は、調停案は、開示に通じる虞がある発明分析を含んではならない。

第 R615 条 25

調停案は、委員長及び秘書役がこれに署名しなければならない。

秘書役は、調停案を当事者に通知する。

第 R615 条 26

委員会における手続は、すべての時効期間を停止させる。

第 R615 条 27

委員会における手続での立証が済んだときは、裁判所は、法第 L615 条 21 にいう 6 月間が経過するまでその判決を保留する。ただし、委員会が既に調停案の作成を完了している場合は、この限りでない。

第 R615 条 28

両当事者間で合意が得られない場合は、委員会の提案のみが裁判所に提出される。

第 R615 条 29

法第 L615 条 21 にいう場合において調停案から得られた当事者間の合意は、調停案の作成につき管轄権を有している裁判所所長の決定により執行可能なものとされる。

第 R615 条 30

第 R615 条 31 にいう措置に従うことを条件として、労使調停委員会に関する第 R615 条 6 から第 R615 条 29 までの規定は、第 R611 条 11 から第 R611 条 14-1 まで又は法第 L611 条 7 に定められた条件に基づいて、出願から発生する紛争に関して適用される。

第 R615 条 31

第 R611 条 11 にいう公務員に係る紛争に関し、事件ごとに労使調停委員会の委員長の補佐人 2 名を選任するための特別名簿が作成される。

本条の最終段落の規定に従うことを条件として、当該名簿には、大臣による推薦を受けた者と職員の代表組織による推薦を受けた者を含めなければならない。

諸大臣の提案に基づく首相の命令によって、当該組織の一覧が定められる。

補佐人のうちの一方は前記の組織により推薦された者の中から選任され、他方は大臣により推薦された者の中から選任される。

軍人の一般条件に従うべき公務員により発明が行われた場合は、労使調停委員会の委員長は、軍の総監査部の長により作成され定期的に更新される、軍の総監査部隊の隊員 5 名の名簿の中から、当該公務員を代理する補佐人を指名する。

第 VI 章 実用新案

第 R616 条 1

法第 L611 条 2 に定められている実用新案出願の第 R612 条 39 にいう公開日から当該実用新案の明細書の発行及び印刷に関する手数料の納付まで、何人も、発明の特許可能性に関する意見を、第 R612 条 63 第 2 段落において特許出願に関して定められた形式でもって、産業財産権庁に送付することができる。

当該意見書の内容は、直ちに出願人に通知されるものとし、これに応答するために、出願人には、3 月の期間が与えられることになる。

第 R616 条 2

実用新案出願又は実用新案に関して提起される侵害訴訟において必要とされる調査報告は、出願人の書面による請求をもって作成される。

当該請求は、所定の手数料の納付証明が添付される場合に限り、認められる。

第 R616 条 3

本編第 I 章、第 II 章、第 III 章、第 V 章、第 VI 章及び第 VIII 章の規定は、実用新案出願及び実用新案について適用される。ただし、第 R612 条 56-1 から第 R612 条 69 まで、第 R612 条 71 第 3 段落及び第 R613 条 60 から第 R613 条 62 までの規定を除く。

第 VII 章 補充的保護証明書

第 R617 条 1

補充的保護証明書の申請手数料には、初年度の年次手数料は含まれない。年次手数料は、基本特許の出願日の周年日を含む月の末日を納付期限とする。全年次手数料の一括納付は、証明書が効力を生じる前 1 年以内になされる場合に限り、認められる。

第 R617 条 2

第 R611 条 18 から第 R611 条 20 まで、第 R612 条 1、第 R612 条 2、第 R612 条 5(1)、第 R612 条 6、第 R612 条 7、第 R612 条 36、第 R612 条 38、第 R612 条 52、第 R612 条 71(第 1 段落及び第 2 段落)、第 R612 条 72、第 R613 条 45 から第 R613 条 59 まで及び第 R618 条 1 から第 R618 条 3 までの規定は、補充的保護証明書の申請及び補充的保護証明書について適用される。

第 R617 条 2-1

補充的保護証明書を求める申請についての決定は、当該申請の提出から 12 月以内に下される。この期間は、産業財産権庁によって不備についての通知が発せられた場合には、申請が、植物保護産物のための補充的保護証明書の創成に関する 1996 年 7 月 23 日の欧州議会及び理事会規則(EC) No. 1610/96 及び医薬品のための補充的保護証明書に関する 2009 年 5 月 6 日の欧州議会及び理事会規則(EC) No. 469/2009 に従って訂正されるまで、中断される。第 1 段落の規定は、規則(EEC) No. 1768/92 を改正した、小児用の医薬品に関する 2006 年 12 月 12 日の規則(EC) No. 1901/2006 第 36 条、指令 2001/20/CE 及び 2011/83/CE 並びに規則(EC) No. 726/2004 に従って提出された延長申請に適用される。

第 R617 条 2-2

明白な決定が第 R617 条 2-1 にいう期間内に下されない場合には、申請は拒絶されたものとみなされる。

第 VIII 章 共通規定

第 I 節 手続

第 R618 条 1

通知は、次の何れかの場合に正式になされたものとみなされる。

産業財産権庁に届出された特許出願の最後の所有者か又は第 R612 条 39 に規定された公開後においては、国内特許登録簿に登録された特許出願若しくは特許の最後の所有者に対してなされた場合又はそれらの代理人に対してなされた場合

当該所有者が EU 加盟国又は欧州経済領域協定締約国に住所を有していない場合において、通知は、同人が選任した、産業財産権庁に対する最後の代理人に対してなされたときは、正式になされたものとみなされる。

第 R618 条 2

法第 L613 条 22 並びに第 R612 条 3-2、第 R612 条 8、第 R612 条 9、第 R612 条 11、第 R612 条 46 から第 R612 条 49 まで、第 R612 条 56、第 R612 条 73、第 R613 条 44 から第 R613 条 45 まで、第 R613 条 45-3、第 R613 条 52 及び第 R613 条 58 に規定された通知は、配達通知付の書留郵便により行われる。

また書留郵便に代えて、産業財産権庁の敷地内で受領証と引換えに名宛人に手交することによっても又は特に送信の安全を保証するために産業財産権庁長官が定めた条件に基づく電子形態の通信によっても、通知を行うことができる。

受取人の宛先が不明である場合は、当該通知は、これを産業財産権公報に公告することにより行われる。

第 R618 条 3

期間が日で表示される場合は、当該期間の開始事由である行為、事象、決定又は通知が生じた日は算入しない。

期間が月又は年で表示される場合は、その期間は、該当月及び年における、当該期間の開始事由である行為、事象、決定又は通知が生じた日と同じ日付の日に終了する。該当月に同じ日付の日が存在しない場合は、当該期間は、その月の末日に終了する。

期間が月及びび日で表示される場合は、最初に月が算入され、次いで、日が算入されることになる。

すべての期間も、その末日の夜 12 時に終了する。

期間が土曜日、日曜日又は祝祭日に終了する場合は、その期間は、次の就業日まで延長される。

第 R618 条 4

本編に基づいて産業財産権庁に与えられる期間は、2 月以上 4 月以内でなければならない。

第 R618 条 5

第 R612 条 1 から第 R612 条 25 まで及び第 R613 条 53 から第 R613 条 59 までに係る施行規定

は、産業財産権担当大臣の命令によって定められる。

第 R618 条 6

本巻に定められている産業財産権庁における手続に関する通信及び書類は、産業財産権庁長官の決定によって定められる条件において、産業財産権庁の本庁へ提出され又は当該本庁へ郵送若しくは電子送信方式で送付される。出願日は、産業財産権庁の本庁における当該通信及び書類の受領日とする。

産業財産権庁長官は、これらの書類の審査及び公告を促進できる方法となる場合には、電子方式による提出を要請することができる。

産業財産権庁は、申請人に対して、長官の決定によって特定された何らかの適切な手段により、援助を施す。

第 II 編 技術的知識の保護

第 II 章 半導体製品

第 R622 条 1

半導体製品の回路配置は、産業財産権庁長官の決定によって定められる条件において、産業財産権庁へ提出され又は産業財産権庁へ郵送若しくは電子送信方式で送付される。出願日は、産業財産権庁の本庁における当該回路配置の受領日とする。

産業財産権庁長官は、半導体製品の回路配置の審査及び公告を促進できる方法となる場合には、電子方式による提出を要請することができる。

産業財産権庁は、申請人に対して、長官の決定によって特定された何らかの適切な手段により、援助を施す。

第 R622 条 2

1 の出願が対象とし得るのは、1 の回路配置のみとする。

出願には、次を含めなければならない。

(1) 出願人、回路配置並びにそれが最初に利用された日及び場所又はこれが不明である場合は最初に創作された日を特定するのに十分な情報を含む願書

(2) 出願人が第三者への開示を望まない部分が隠されている、封筒に封入された回路配置の図形表示。当該表示には、データ媒体及び当該回路配置を組み込んだ製品の見本を添付することができる。

(3) 手数料の納付証明

願書の様式、回路配置の表示が従うべき様式上の明細及び当該回路配置の表示を封入する封筒は、産業財産権庁長官の決定により定められる。

第 R622 条 3

出願人に付与される出願日は、前条にいう要素が提出された日とする。また当該要素がその様式に関して所定のものとは異なる場合でも、その不備の是正が出願された回路配置の表示に如何なる変化も生じさせないことを条件として、出願人は、前記出願日を享受することができる。

願書に不遵守がある場合又は様式上の不備が存在する場合は、出願人に対し、産業財産権庁長官により与えられる 2 月以上 4 月以内の期間内に当該願書の不備を是正すべき旨の通知がなされる。不備が是正されない場合は、当該出願は拒絶される。

規定を遵守していると認められた出願は登録される。当該登録は、出願人に通知されると共に、産業財産権公報に掲載される。

第 R622 条 3-1

半導体製品回路の構成の出願についての決定は、その出願の提出後 6 月以内に下される。この期間は、出願が補正されるまで、第 622 条 3 に規定されている通知によって中断される。

第 R622 条 3-2

明白な決定が第 R622 条 3-1 にいう期間内に下されない場合には、出願は受理されたものとみなされる。

第 R622 条 4

何人も、産業財産権庁本庁において出願ファイルを閲覧することができる。ファイルの写しは、所有者の許可がない限り作成することができない。

第 R622 条 5

公衆の閲覧に供されている表示により補足された願書の文言が、保護される回路配置を特定することができない場合は、出願をもって第三者に対抗することはできない。

第 R622 条 6

第 R411 条 19 から第 R411 条 26 まで、第 R612 条 1(第 2 段落)、第 R612 条 2、第 R612 条 38、第 R613 条 45、第 R613 条 53 から第 R613 条 59 まで、第 R615 条 1 から第 R615 条 4 まで及び第 R618 条 1 から第 R618 条 3 までは、出願の受理条件、出願に由来する権利の移転又は変更の条件、産業財産権庁の通知発出条件及び紛争解決条件について適用される。

第 R613 条 53 から第 R613 条 59 までの適用に関し、これらの条においていう国内登録簿には、「半導体製品の回路配置の出願に係る国内登録簿」と称される部分が含まれる。第 R613 条 53 にいう最初の登録は、当該出願及びその登録の日付並びに参照事項により補足された願書の内容に関するものとする。

第 R622 条 7

保護期間の満了に先立つ 2 月の期間内に、出願の所有者は、当該要素の返還又は更新可能な 10 年間の追加期間におけるその保管を請求することができる。

当該保管の請求は、所定の手数料の納付を伴う場合に限り、認められる。

返還又は保管の請求がない場合は、出願の要素は、これを廃棄することができる。

第 R622 条 8

法第 L622 条 2 の適用上必要とされる相互主義の確認は、外務担当大臣及び産業財産権担当大臣の共同命令により行われる。

第 R622 条 9

本巻の第 I 編第 IV 章の 2 は、本章に適用される。

第 III 章 植物新品種

第 I 節 植物新品種登録証明書の交付及び更新

第 I 款 植物新品種登録証明書出願

第 R623 条 1

植物新品種登録証明書を求める出願は、国立植物品種庁の本局に提出されなければならない。その出願は、守秘伝送を保証するために国立植物品種庁の長によって定められた規約及び条件に従って、受領確認通知付の書留郵便又は何らかの電子送信方式を使用したメッセージによって国立植物品種庁に提出することもできる。

第 R623 条 2

出願は、自身の住所、登録事務所又は事業所を EU 加盟国内に有する出願人又はその代理人によって提出することができる。

第 R623 条 3

自身の住所、登録事務所又は事業所を EU 加盟国内に有していない自然人又は法人であって、法第 L623 条 6 に準拠して植物新品種登録証明書を求める出願を行う者は、当該目的のために通知の送付を受けた日から 2 月以内に、住所、登録事務所又は事業所を EU 加盟国内に有する代理人を任命しなければならない。

別段の規定がない限り、第 R623 条 2 及び前段落に定められた条件において任命される代理人の代理権は、出願の取下又は証明書の放棄を除き、本節において規定されたすべての行為及びすべての通知の受領を対象範囲とする。

当該代理権に公的認証は不要である。

第 R623 条 4

植物新品種登録証明書出願は、特に、次を含まなければならない。

一品種が入手又は発見されるに至った方法の説明

一品種に関する完全な説明であって、請求人に従って、当該品種を既知の品種と区別するために使用できる特徴について記述しているもの。商業的生産が別の品種を反復して使用することを必要とする品種に関しては、当該他品種の特徴についても併記しなければならない

植物育成者が提案する命名

該当する場合は、保護を求める出願が提出されている国の表示及び国立植物品種庁の長が、当該品種について進行中又は過去に行われている可能性のある試験結果に関するすべての情報を、植物新品種保護国際同盟の加盟国であるか否かを問わず、如何なる国の管轄当局との間でも交換することできる旨の許可の表示

図面又は写真及び特に、フランス国内又はその他の国内で行われる公的又は私的な栽培試験に関して国立植物品種庁に知らせるために使用できるすべての情報を、出願に添えることができる。

第 R623 条 5

出願人は、植物新品種登録証明書出願に、次を添付しなければならない。

(1) 次を主張する申立書。

－保護を求める品種が、自己の知る限りにおいて、法第 L623 条 1 に定められている新品種を構成すること

－当該品種が、出願日において 12 月を超える期間にわたり、フランス国内又は欧州経済領域内で、育成者又はその権原承継人の同意を得て、販売の申出がなされておらず又は市場に出されていないこと

－葡萄の木、森林木、果樹木及び装飾用樹木(何れも台木を含む)の場合では 6 年を超える期間、その他の属又は種の場合では 4 年を超える期間にわたり、当該品種が他の国の領域において、育成者の同意を得て、販売の申出がなされておらず又は市場に出されていないこと

(2) 該当する場合は、出願が、商業的生産のためには保護された別の品種の反復使用を必要とする品種に関するものであるときには、当該保護品種の使用に対する植物新品種登録証明書の所有者による許可書

(3) 国立植物品種庁の長の要求に応じて、かつ、これに従わない場合は出願が拒絶され、当該機関が設定した期限までに、該当する場合は品種の繁殖に必要な種々の遺伝成分を含む、当該品種の検査を可能にするような品種の繁殖又は植物的増殖材料を提供する旨の約定

(4) 該当する場合は、代理人の代理権

(5) 出願の提出時に納付すべき手数料が納付されていることを証明する納付証明

第 R623 条 6

以下の第 R623 条 7 に定められた規定に従うことを条件として、命名を登録するためには、その命名は、フランス国内又は植物新品種保護に関する国際条約の締約国内において、当該品種を同定し、かつ、他の品種から識別することを可能にするものでなければならず、同一又は近縁植物種の別の品種との混同の虞を生じさせるものであってはならない。命名は、当該品種の原産地、出所、特徴若しくは価値に関して又は育成者の同定に関して誤認又は混同を生じさせる虞があってはならない。命名は、公序良俗に反するものであってはならない。命名が、本規則第 VII 巻の規定から生じる商品又はサービスに係る商標に関する法律上の意味において、フランス国内若しくは前記条約の締約国内で育成者若しくはその権原承継人により、同一若しくは類似の商品について、商標として出願されている場合又は命名が、その者が使用する別の商標との混同を生じさせる虞がある場合は、当該育成者は、自身及び該当する場合は、その権原承継人全員のために、植物新品種登録証明書の交付日から効力を有するものとして、フランス国内及び当該育成者の品種が上記の条約に従って施行される法制による保護を受けることができる植物新品種保護国際同盟の加盟国内において、当該商標を使用するすべての権利を確定的に放棄する旨の約定書を作成しなければならない。

本規則第 VII 巻に準拠して出願される商標は、商品又はサービスに係る商標の国際登録に関する 1891 年 4 月 14 日のマドリッド協定に基づいて国際的に登録され、かつ、フランスに拡張された商品又はサービスに係る商標又は植物品種保護に関する法律が適用される領域内で保護を享受する、EU 商標に関する 2017 年 6 月 14 日の欧州議会及び理事会規則

(EU)No. 2017/1001 第 IV 章に従って登録された EU 商標を含むものと解される。

この放棄は、商標出願そのものの有効性を損なうものではない。

第 R623 条 7

品種が既に植物新品種保護国際同盟の別の加盟国における保護を求める出願の対象となっており、かつ、その命名が既に当該国によって受理されている場合、関係品種を指定するためにフランス国内で当該命名を使用することは必須なものとする。ただし、その命名が第 R623 条 17 から第 R623 条 26 までに規定された条件に基づいて正当化されていると認められた意見の対象とされている場合若しくは国立植物品種庁の委員会が本規則の適用対象である領域において不適切であると認定している場合又は当該命名が第 R623 条 6 第 1 段落の要件を満たさない場合は、この限りでない。

第 R623 条 8

植物新品種登録証明書出願は、法第 L623 条 6 に規定された条件に基づき、植物新品種保護国際同盟の加盟国の 1 において提出された先の出願に基づく優先権の主張を含むことができる。そのような主張は、第 R623 条 5 にいう書類と同時に書面で提出しなければならない。当該主張は、先の出願の日付及び参照事項、品種の登録にかかわる命名又はその登録が不履行な場合には、育成者による仮の参照、当該出願が行われた植物新品種保護国際同盟の加盟国及び当該出願から生じる権利の所有者の名称を詳記する。この主張には、所定の手数料の納付証明を添付しなければならない。

第 R623 条 9

優先権の利益の享受は、次の場合に限られる。

- (1) 出願の提出日から 3 月以内に、出願人が、国立植物品種庁の長に対し、植物新品種保護国際同盟の他の加盟国における先の出願を構成する書類の写しであって、当該出願を受理した受理官庁によって正謄本であると認証されたものを、その翻訳文を添付して提供する場合
- (2) 優先権期間の満了から 2 年以内に、出願人が、予備審査に必要な補足書類及び該当する場合は、増殖又は植物的繁殖材料を提供する場合

第 R623 条 10

上記の第 R623 条 4 から第 R623 条 6 まで並びに下記の第 R623 条 15、第 R623 条 17 及び第 R623 条 36 に従って提出される書類は、フランス語で作成されなければならない。国立植物品種庁の長は、自身宛に送付されるその他の書類をフランス語により作成し又は当該書類に翻訳文を添付することを要求することができる。

第 R623 条 11

証明書を求める出願の出願日は、第 R623 条 5 に定められている少なくとも 1 の書類が、方式上の条件において正確でないものであったとしても、出願時に提出される場合に、確保される。

出願が前記の書類を含んでいない場合は、当該出願は、認容することができないものと宣言されて、出願人に差し戻される。納付済みの手数料は、払い戻される。

方式が正確でない場合は、出願人にその旨の通知がなされてから 2 月以内に是正されなければならない。この是正が不履行であるときは、当該出願は拒絶され、かつ、出願人に返却され

る。

第 R623 条 12

第 R623 条 4 の規定に拘らず，出願の提出時点において，出願に記載された品種を指定するために，命名に代えて仮の参照を提示することができる。そのような場合，命名は，国立植物品種庁の長によって送付された通知から 2 月以内に，提案されなければならない，これに従わない場合，出願は認容されない。

第 R623 条 13

植物新品種登録証明書出願の謄本は，これに出願の日時及び登録番号を提示する受領印が押捺されて，出願時に出願人に手交される。

出願が郵送又は電子方式で送付される場合は，出願人に対する出願の謄本も同一の方法で送付することができる。この場合，出願の日時は，当該出願を封入した封筒が国立植物品種庁の本局において受領された日時とする。出願時に納付すべき手数料がその時までには納付されない場合は，納付日をもって当該郵送による出願の出願日とするものとし，また，出願時刻は同日における国立植物品種庁の本局の閉鎖時刻とする。国立植物品種庁の本局による出願の受領から 2 月以内に手数料の納付が行われない場合は，当該出願は，認容することができないものと宣言されることになる。

第 R623 条 14

出願は，下記の第 R623 条 38 に規定された植物新品種登録証明書出願の登録簿に，提出順に，かつ，出願人に通知された番号に基づいて登録される。

この番号は，植物新品種登録証明書が交付される時点まで，本節に規定されたすべての通知上に表示される。

第 R623 条 15

植物新品種登録証明書が交付されるまで，出願人は，提出済みの書類において発見した実質的な誤謬の補正を請求することができる。

その請求は，書面をもって提出され，出願人が提案する補正文を含むものとする。当該請求は，植物新品種登録証明書出願の登録簿に登録されるが，所定の手数料の納付証明が添付されない限り，認容されない。

第 II 款 植物新品種登録証明書出願の審査

第 R623 条 16

第 R623 条 44 の規定に従うことを条件として、適正な方式で提出された植物新品種登録証明書出願は、国立植物品種庁により発行される公報において公告される。

この公告の目的は、特に、植物新品種登録証明書を求める出願を利害関係人に知らせることにある。

その公告は、出願日、出願人の名称及び宛先並びに育成者が出願人でない場合には、育成者の名称及び宛先、提案される命名又はこれが存在しない場合は育成者による参照、当該品種が属する属又は種及びその特徴の要約を明示する。

前段落に従う公告の日以降、何人も、植物新品種登録証明書出願の登録簿に登録されている出願を閲覧することができる。

第 R623 条 17

前条に従う公告の日から 2 月以内に、利害関係人は、国立植物品種庁に対し意見書を提出することができる。

第 R623 条 18

植物新品種登録証明書の出願対象である品種に対する育成者の権利の有効性に関する紛争は、大審裁判所に直接申し立てるものとし、また、海外領域の場合は、裁判所に申し立てる。

当該紛争の事実は、登録簿に登録される。

第 R623 条 19

育成者又はその権原承継人により提案された品種の命名が最初の出願において表示されていない場合又は育成者が国立植物品種庁の長による要求時に、新たな命名を提案する場合には、その命名は、国立植物品種庁の公報に公告される。

第 R623 条 20

出願人は、国立植物品種庁の長によって提示された意見について通知され、同長は、出願人がその意見に応答するための期限を設定する。

第 R623 条 21

国立植物品種庁の長は、出願が上記の条件において適正に提出される場合には、植物新品種登録証明書を求める出願を調査し及び該当する場合は、当該出願に関連する意見を審査する。

国立植物品種庁は、調査の規約及び条件を定める。

法第 L623 条 12 の規定に準拠して、国立植物品種庁は、自らが所有するフランス又は外国の書類により、予備審査が既に実行済みであること及びそれらの書類に含まれる情報が予備審査について決定することを可能にするのに十分であるとみなすことが示される場合は、当該予備審査を行わない旨を決定することができる。

国立植物品種庁の長は、当該品種に係る審査を命令する決定を下す場合は、その存続期間及び規約並びに条件を定める。この審査は、新規性、均質性及び安定性に関連しており、品種の栽培にかかわる価値の評価はその対象から除外される審査は、納付すべき正当な手数料の納付証明がある場合に限り、実施される。

第 R623 条 22

提案された命名が、国立植物品種庁の長によって、第 R623 条 6 及び第 R623 条 7 の規定並びに本節の施行のために発出された命令と不一致であると認定される場合又は当該名称が、国立植物品種庁の長によって有効と認められる意見の対象である場合には、育成者は、その旨の通知を受領してから 2 月以内に、別の命名を提案することを求められる。新たな命名は、同一のプロセスの審査及び公告を受けることになる。育成者が所定の期間内に新たな命名を提示しない場合は、証明書を求める出願は、認容することができないものと宣言されることになる。既に納付された手数料の払戻は、行われぬ。

第 R623 条 23

植物新品種登録証明書出願の権原を主張する訴訟を第 1 審の最高裁判所又は海外領域の場合は同等の裁判所に提起したことを証明する証拠を提出する者の書面による請求があった場合は、調査は中止される。ただし、国立植物品種庁の長によって決定された試験は、実行することができる。

調査は、裁判所の最終判決が下された後直ちに再開される。また、調査は、訴訟を提起した者の書面による同意により、随時再開することができる。その同意は、取消不能とする。この期間中、出願の所有者は、訴訟を提起した者の同意を得ることなく、出願を取り下げることができない。さらに、訴訟を提起した者は、出願の所有者と同じ立場で当該調査手続に参加することを求められる。

第 R623 条 24

国立植物品種庁の長により決定された種々の調査措置が実行されている場合は、調査の結果に関する概要報告書が出願の所有者に交付される。これに対して意見を申し立てるために、出願の所有者には、2 月の期間が与えられる。この期間中、出願の所有者は、国立植物品種庁の長に調査ファイル全体を閲覧することができる。

本節及びその施行に関して発出することができる農業大臣の命令において定められた条件に基づき意見を提出した者は、その者の意見に関する報告書の結論について通知を受ける。請求に応じて、国立植物品種庁の長はその者に対して当該意見に関するファイルの閲覧を許可できる。その者は、前記と同じ期間中に更なる意見を提出することができる。

第 III 款 植物新品種登録証明書の交付

第 R623 条 25

前条に定められた期間の満了時に、国立植物品種庁の長は、出願について決定を下さなければならない。国立植物品種庁は、植物新品種登録証明書の交付若しくは出願の拒絶又は自らが定める条件に基づき、かつ、自らが定める期間内に実行する追加調査を決定することができる。

国立植物品種庁は、その決定について説明を行う。当該決定は、出願人及び該当する場合は、意見を提出した者に通知される。

第 R623 条 26

植物新品種登録証明書は、国立植物品種庁の長によって交付される。当該証明書は、その出願の所有者の名称において作成される。出願の所有者が育成者でない場合は、育成者の名称が当該植物新品種登録証明書上に記載されることになる。

証明書には、品種の命名及びその植物学上の説明に加えて、特に、出願の提出日、証明書の交付日、種々の公告措置及び優先権が主張されている場合は、当該優先権にかかわる詳細事項が表示される。

第 R623 条 4、第 R623 条 7 及び第 R623 条 22 の規定に準拠して、植物新品種保護国際同盟の様々な加盟国において当該品種が 1 又は 2 以上の他の命名によって指定される場合は、それらの他の命名が、情報の適用上、植物新品種登録証明書上に記載される。

第 R623 条 27

登録証明書は、第 R623 条 40 に従って国内植物新品種登録証明書登録簿に登録される。

第 R623 条 28

植物新品種登録証明書の交付は、その植物新品種登録証明書の所有者への通知日から 3 月以内に、国立植物品種庁公報において公告される。

第 R623 条 29

公報における公告日後は、何人も、国立植物品種庁の本部において植物新品種登録証明書登録簿に登録された植物新品種登録証明書を閲覧することができる。当該人は、自らの費用負担により、登録簿の抄本を入手することができる。当該人はまた、その商業生産のためには 1 又は 2 以上の他の品種を反復使用することが必要な品種の育成者の権利を保護するため国立植物品種庁が決定することのできる特別の措置に従うことを条件として、出願及び審査手続に関するファイル中の書類を閲覧し又は自らの費用負担によりその写しを入手することができ、また、一般に当該品種に関するすべての情報を受領することができる。

第 R623 条 30

国立植物品種庁は、該当する登録証明書に由来する権利の満了後 10 年間を超えて植物新品種登録証明書出願を保管する義務を負わない。

第 IV 款 年次手数料

第 R623 条 30-1

法第 L623 条 16 の第 1 段落にいう提供される役務に関する手数料率は、予算担当大臣及び農業大臣の命令によって設定される。

この料率は、国立植物品種庁が以下に関して蒙る費用に相当する手数料の額を決定する。

- －審査がフランス国内で実施される場合に、関係する種に従う出願の調査
- －権利の付与
- －証明書の有効性の維持
- －登録簿を保管するために実施されるその他の行為

当該料率は、遅延納付の場合における追加手数料納付額を提示することができる。

予算担当大臣及び農業大臣の命令は、その命令が、品種の審査を、植物新品種保護国際同盟の構成員である別の国又は政府間組織の管轄役務に委託するときに、国立植物品種庁が蒙る費用を出願人が納付する条件も特定する。

第 R623 条 31

法第 L623 条 16 にいう年次手数料は、植物新品種登録証明書の交付日にその初回分が納付されるべき。年次手数料は、国立植物品種庁が植物新品種登録証明書の所有者に対し通知を与えてから 2 月以内にこれを納付しなければならない。

翌年度以降については、年次手数料は、植物新品種登録証明書の交付日の周年日が含まれる月の末日をその納付期限とする。

2 年目以降は、前記の納付期限までに年次手数料が納付されない場合でも、以後 6 月の期間中は、追加手数料の納付を条件として年次手数料を有効に納付することができる。

第 R623 条 32

通常納付期限までに年次手数料が納付されない場合は、植物新品種登録証明書の所有者に対し、第 R623 条 31 第 3 段落に規定された期間が満了する前に遅延納付追加手数料を添えて年次手数料を納付しない限り権利喪失の虞がある旨を記載した督促状が送付される。当該督促状の送付がない場合又はこれに何らかの誤りがある場合でも、植物新品種登録証明書の所有者の権利回復事由にはならない。

第 R623 条 33

年次手数料の納付が、該当する場合は遅延納付追加手数料を添えて、上記の期間内に行われない場合は、国立植物品種庁の長は、育成者の権利が喪失されたものと宣言する。

そのような権利の喪失は、国内植物新品種登録証明書の登録簿に登録され、かつ、国立植物品種庁の公報に公告される。権利の喪失は、その決定の理由が述べられた上で、国内植物新品種登録証明書登録簿への登録日において、当該植物新品種登録証明書の所有者に通知される。関係当事者には、法第 L623 条 23 に規定された条件に基づいて国立植物品種庁の長に権利回復の申立を行うために、最終期間の満了から 6 月間の期間が与えられる旨が通知される。

当該申立を有効なものにするためには、年次手数料及び当該申立の国内植物新品種登録証明

書登録簿への登録手数料の納付証明を添付しなければならない。

第 R623 条 34

国立植物品種庁の長は、2月以内に決定を下さなければならない。申立が却下された場合は、最後の年次手数料の金額が払い戻されることになる。

国立植物品種庁の長の決定は、植物新品種登録証明書の所有者に通知される。また、その決定は、国内植物新品種登録証明書登録簿に登録され、かつ、国立植物品種庁の公報に公告される。

第 R623 条 35

植物新品種登録証明書の所有者が、法第 L623 条 23 に基づいて下された国立植物品種庁による決定に対してパリ控訴院に上訴した場合は、その事実は、職権により国立植物品種庁において登録され、裁判所の判決が最終的なものとなるまで、権利喪失の効果は停止される。

パリ控訴院の判決は、国内植物新品種登録証明書の登録簿に登録される。該当する場合は、植物新品種登録証明書の所有者が破毀院に上告した事実が付記される。後者の場合は、破毀院の決定は、同一の条件に基づいて登録簿に登録される。

第V款 放棄，喪失

第 R623 条 36

植物新品種登録証明書は，書面によって放棄することができる。当該放棄は，証明書の所有者又は特別な権限を付与されたその代理人によって，国立植物品種庁の長に対して行われる。証明書が複数名の者に属する場合は，共同所有者全員の請求によってのみ，これを放棄することができる。

国内植物新品種登録証明書の登録簿に質権又はライセンスから生じる物的財産権が登録されている場合には，放棄は，当該権利の所有者による同意書が添付されているときに限り，認容されることになる。

放棄は，国内植物新品種登録証明書の登録簿からの抹消手数料が納付された後に登録される。放棄の効力は，当該登録日に生じる。

第 R623 条 37

法第 L623 条 23 第 1 段落(1)及び(2)に基づいて自身の権利を喪失する虞がある育成者は，国立植物品種庁の長から送付される通知により，当該事態を停止させることを正式に請求される。当該通知の受領から 2 月の期間の満了時点で，正式請求に従わない場合は，国立植物品種庁の長は，育成者の権利が喪失されたものと宣言する。

国立植物品種庁の長の決定は，植物新品種登録証明書の所有者に通知される。当該決定は，国内植物新品種登録証明書の登録簿に登録され，かつ，国立植物品種庁の公報に公告される。

第 VI 款 国内登録簿

第 R623 条 38

国立植物品種庁の長は、植物新品種登録証明書を求める出願の登録簿及び国内植物新品種登録証明書の登録簿を保管する。

第 R623 条 39

植物新品種登録証明書出願は、当該出願の提出後直ちに、時系列で出願登録簿に登録される。各出願についての登録は、特に、次の事項を含む。

- － 仮登録番号
- － 出願日
- － 品種が属する属又は種
- － 育成者及び該当する場合は、その代理人又は育成者が出願人でない場合は、権原承継人の名称及び宛先
- － 提案された命名又はそれが存在しない場合は、育成者による参照及び該当する場合は、植物新品種保護国際同盟の他の加盟国において当該品種を指定するために使用される命名
- － 優先権が主張されている場合は、その優先権主張
- － 第 R623 条 17 から第 R623 条 26 までにいう意見の記述
- － 植物新品種登録証明書の交付日及び国内植物新品種登録証明書の登録簿における登録番号又は拒絶の最終決定にかかわる記述

第 R623 条 44 の規定に従うことを条件として、出願人によって提示された品種の説明及びその育成過程に関する説明は、登録簿の付属書類に記載される。

第 R623 条 40

植物新品種登録証明書の国内植物新品種登録証明書登録簿への登録は、その交付順に行われる。

その登録は、次の事項を含む。

- － 証明書交付の通し番号
- － 品種が属する属又は種
- － 品種の命名及び該当する場合は、植物新品種保護国際同盟の他の加盟国において当該品種を指定するために既に使用されている命名
- － 植物学上の説明
- － 植物新品種登録証明書の所有者の名称及び宛先並びに育成者が植物新品種証明書の所有者でない場合は、育成者の名称及び宛先
- － 該当する場合は、優先権主張
- － 保護の開始日及び終了日並びに該当する場合は、所有者の権利の事前放棄又は喪失を宣言する決定

当該登録は、該当する場合は、権利の所有者についての裁判判決の記述をもって補完される。

また、登録は、育成者の権利にかかわる所有権の移転、実施権の移転又は付与、職権によるライセンス及び該当する場合は、法第 L623 条 4(IV)によって定められている本質的に由来

する品種の認定にかかわる証書を含む、植物新品種登録証明書に由来する権利の移転又は変更にかかわるその他の証書の記載によっても更に補完される。これらの追加登録は、手数料の納付を条件として行われる。

第 R623 条 40-1

法第 L623 条 4(IV)に規定されている本質的に由来する品種について、それらの品種の命名によって同定される、植物新品種登録証明書によって保護されているか否かにかかわる記述は、保護された原品種の植物新品種登録証明書に関する強制的記述に追加して、登録することができる。

本質的に由来する品種についての証明書にかかわる記述も、強制的な表示に加えて、登録することができる。

この追加的な記述は、以下のものに登録される。

- －最終的な裁判所の判決について、国立植物品種庁の長宛になされる通知
- －原品種及び本質的に由来する品種の分類についての関係当事者による認識を示す私的契約書の原本のうちの 1 の提出物又は
- －原品種に関する証明書の所有者が法第 L623 条 4(IV)に規定されている本質的に由来する品種の育成者でもある場合に、当該所有者による申立の提出物

追加的記述の登録は、国立植物品種庁が責任を負うものではない。

本質的に由来する品種に関する追加的記述は、国立植物品種庁の公報に公告される。

第 R623 条 41

裁判判決に関する補足事項の登録は、当該判決を下した裁判所の書記官の請求により行われるものとし、またその他の登録については関係当事者の請求により、私的契約書の場合はその原本 1 部、公正証書の場合はその謄本 1 部を、また死亡による移転の場合は当該移転を立証する書類 1 部を提出して行われる。

第 R623 条 42

何人も、国内植物新品種登録証明書登録簿に登録された補足的記載事項の写し又は記載事項の不存在を示す証明書の交付を、所定の手数料を納付して、受けられる。

第 VII 款 国防に影響する植物新品種登録証明書出願

第 R623 条 43

国防大臣の特別授権代理人であって、その名称及び資格が国防大臣により農業大臣に通知されたものは、国立植物品種庁の本部において、植物新品種登録証明書の出願書類を確認する。

出願書類は、国立植物品種庁の担当職員による受領の日から 15 日以内に、当該代理人に提示されなければならない。

国防大臣の代理人より請求を受けた場合は、国立植物品種庁の担当職員は、いまだ実行していないときは、育成者又はその権原承継人に対し、前記第 R623 条 25(3)にいう材料を当該品種の生殖又は栄養繁殖方法に見合った短期間内に提出するよう求め、それを受領したときは国防大臣の代理人に送達しなければならない。

第 R623 条 44

法第 L623 条 9 に基づいて発出された命令により定められた一覧に含まれる種に属する品種に関する植物新品種登録証明書出願については、第 R623 条 16 から第 R623 条 30 までに規定された手続は、法第 L623 条 9 に基づく特別の許可がない限り、同条に定める禁止期間内にこれを行ってはならない。当該手続はまた、法第 L623 条 10 に従って延長された禁止期間中も行うことはできない。

これらの禁止期間中は、第 R623 条 39 により規定される出願人が作成した当該品種及び育成過程に関する説明の植物新品種登録証明書出願登録簿への添付もまた中断される。

第 R623 条 45

法第 L623 条 9 に定められた期間の終了に先立って前条にいう種の 1 に属する植物新品種を開示し、かつ、自由に利用するための許可を求める請求は、国立植物品種庁に対して提出しなければならない。当該請求は、登録証明書出願が提出された後は直ちにこれを行うことができる。

農業大臣は、国防大臣に諮った後に、当該許可をその請求人に通知する。

許可が得られない場合は、登録証明書出願の所有者は、随時、特定の利用行為を実行するための特別許可を求める請求書を、国防大臣に対し直接提出することができる。国防大臣は、請求された許可を与える場合は、当該利用行為を行うに当たって従うべき条件を明示する。特別許可が登録証明書出願の移転又は利用ライセンスの付与に関するものである場合は、国防大臣は、その決定の写しを農業大臣に送付する。

第 R623 条 46

登録証明書出願の主題である植物新品種の開示及び自由な利用の禁止期間の延長を求めて国防大臣が農業大臣に対して行った要請は、法第 L623 条 9 に規定された 5 月の期間が終了する 15 日前までに、国立植物品種庁に通知されなければならない。

また延長期間の更新に係る要請は、前記と同一の条件により、現行期間 1 年が終了する 15 日前までに通知されなければならない。

開示及び自由な利用の禁止期間の延長は、現行の禁止期間の終了に先立って農業大臣の命令

により宣言され、かつ、出願人に通知される。

特定の利用行為を実行するための特別許可は、第 R623 条 45 第 2 段落及び第 3 段落に定められた条件に基づいてこれを付与することができる。

国防大臣は、随時、法第 L623 条 10 に基づいて延長された禁止期間の解除を農業大臣に通知することができる。この措置は、農業大臣の命令の対象とされ、登録証明書出願の所有者に通知される。

第 R623 条 47

第 R612 条 29、第 R612 条 30、第 R612 条 32 及び第 R613 条 42 の規定は、法第 L623 条 10 及び法第 L623 条 11 に基づいて提出された請求及び提起された訴訟について適用される。

第 VIII 款 雑則

第 R623 条 48

本節及び法第 L623 条 18 に規定された通知は，受領確認付の書留書状でもって送付されなければならない。

受領確認付の書留郵便によって書状を送付することは，守秘伝送を保証するために国立植物品種庁の長によって定められた規約及び条件に従って，受領に対する受取人への書状を国立植物品種庁の本局宛に送付すること又は電子メッセージでもって送信することに置き換えることができる。

受取人の宛先を知っていない場合には，通知は，国立植物品種庁の公報への公告によってなされることになる。

第 R623 条 49

通知は，植物新品種登録証明書出願登録簿又は国内植物新品種登録証明書登録簿に記載された，植物新品種登録証明書出願又は植物新品種登録証明書の最後の所有者に対して行われた場合に，適正に行われたものとみなされる。

当該所有者が外国に住所を有する場合は，通知は，国立植物品種庁に対して伝達された最後の送達宛先における最後の代理人に宛てて行われる。

第 R623 条 50

本節において定められたすべての期間は，全日をもって 1 日とする。期間を開始させる行為又は決定の日は，期間に算入せず，また期間の末日も算入されない。

通常において，土曜日，日曜日又は祝祭日に満了する期間は，翌就業日まで延期される。

第 R623 条 50-1

法第 L623 条 27 の最終段落に定められ，かつ，民事訴訟若しくは刑事訴訟において本案について提起するか又は共和国の検察官に対して主張を提出する申請人に付与される期間は，命令の日付から 20 就業日又はより長期となる場合には 31 暦日である。

第 R623 条 51

法第 L623 条 27 の規定にいう記述的又は現実的な留置は，実施すべき作業の管轄区域において，第 D631 条 1 に定められている複数の裁判所のうちの 1 の裁判長によって命令される。

当該命令は，請求により，かつ，植物新品種登録証明書又は法第 L623 条 26 に規定された場合は，補充的植物新品種登録証明書を求める出願の認証謄本の提示により，発せられる。当該認証謄本の提示の場合では，申請人は，法第 L623 条 26 に定められている条件を満たしていることについて，更に示さなければならない。

請求が排他実施権の権益所有者又は法第 L623 条 17 又は法第 L623 条 20 に準拠して認可されたライセンスの所有者により提出される場合には，請求人は，法第 L623 条 25 の条件を満たしていることを示さなければならない。

裁判長は，執行官に対して，侵害の発生源，実体及び範囲を設定するために有用な認定をなす権限を付与することができる。

事業秘密が保護されることを保証するために、裁判長は、留置された書類が、商法第 R153 条 1 にいう条件において、仮預託に置かれるべきであることを自動的に命令することができる。

第 R623 条 51-1

申請人が保証金を設定することを条件として裁判官が留置を行った場合、その保証金は、留置が実施される前に設定されていなければならない。

執行官は、留置の実行に先だって、命令及び該当する場合は、保証金の設定を記録している証書の写しを、留置された又は記載した品目の所有者に対して交付しなければならず、これに従わない場合は無効となるか又は執行官に対する損害賠償請求が生じる。同一の所有者には、留置報告書の写しが与えられる。

第 R623 条 52

商品の効果的な留置が命じられた場合は、裁判官は、請求人に対し、留置の実行に先立って担保を供託することを要求することができる。執行官は、留置の実行に先立って、関係品種の植物、当該植物の一部又は繁殖若しくは植物的増殖の要素の所有者に対し、命令の写し及び該当する場合は、担保の供託の事実を記録している証書の写しを交付するものとし、これに従わない場合は無効となるか又は執行官に対する損害賠償請求が生じる。同一の所有者には、留置報告書の写しが与えられる。

第 R623 条 53

法第 L623 条 27-1 の最終段落に定められ、かつ、本案について提起する申請人に付与される期間は、留置又は記載の日付から 20 就業日又はより長期となる場合には 31 暦日である。

第 R623 条 53-1

留置報告書からみて、裁判所の裁判長は、主張されている侵害行為の証拠を完全なものとするための何らかの措置を命令することができる。

第 R623 条 54

国立植物品種庁の長の推薦による農業大臣の命令は、必要に応じて、本節の適用条件を特定する。

第 II 節 植物新品種登録証明書の適用範囲，存続期間及び育成者の権利の範囲

第 R623 条 58

前条までにいう品種の移転，譲渡又は市販に係わる何れかの行為に際して，法第 L623 条 15 に基づいて与えられた可能性を利用して品種の命名に商品又はサービスの商標を付加することを望む何人も，その者が所有する商標であるか当該商標に譲歩されるものであるかに拘らず，購入者の意識において品種の同一性に関する混同を生じさせる虞を防ぐために，当該命名が当該状況において十分に見えることを確保することができるように，特に通信及び広告において，商取引のカタログの作成において及び包装又はラベル上で，必要な注意を払わなければならない。

第 R623 条 58-1

植物育種の領域に特化した労使調停委員会の編成及び選択権は，以下の適合に従うことを条件として，第 R615 条 9 から第 R615 条 11 まで，第 R615 条 13 から第 R615 条 34 までによって統治される。

(1) 用語「産業財産権庁長官」が，用語「国立植物品種庁の長」と読み替えられ，かつ，用語「産業財産権庁」が，用語「国立植物品種庁」と読み替えられること

(2) 第 R615 条 6 及び第 R615 条 10 に定められている決定が，法務大臣及び農業大臣の共同によって，下されること。

労使調停委員会は，国立植物品種庁の本局において，会合を行う。

第 II 節-2 農場の種子

第 R623 条 59

(I) 農家が、法第 L623 条 24-1 に準拠して、保護された品種の成長により得られた収穫物を繁殖又は増殖の目的のために、育成者の許可を得ずに、自身が所有する農場で使用する権利を有する対象の植物種子にかかわる EU 保護政策を制定している 1994 年 7 月 27 日の理事会規則(EC) No. 2100/94 に掲載されたもの以外の種は、以下のとおりである。

(1) 飼料

- (a) *Trifolium pratense*—パープルクローバ
- (b) *Trifolium incarnatum*—クリムソンクローバ
- (c) *Lolium multiflorum*—イタリアンライグラス
- (d) *Lolium hybridum*—ライグラスハイブリッド
- (e) *Lathyrus* spp. —ベッチ

(2) 油糧植物

Glycine max—大豆

(3) 窒素固定中間作物として使用する植物

- (a) *Sinapis alba*—シロガラシ
- (b) *Avena strigosa*—オオムギ
- (4) タンパク質含有植物
- (a) *Pisum sativum*—タンパク質含有エンドウ豆
- (b) *Lupinus albus*—シロバナルピナス
- (c) *Lupinus angustifolius*—アオバナルピナス

(5) 野菜植物

- (a) *Lens culinaris*—レンズ豆
- (b) *Phaseolus vulgaris*—菜豆

(II) 法第 L623 条 24-2 に規定されている小規模農家に関するものを除き、上記(I)は、法第 L623 条 24-3 に特定されている協定又は合意の署名に従うことを条件として発効し又はこれがない場合には、法第 L623 条 24-2 に定められた補償金額を設定するための規約及び条件を定める同条に特定された施行令による効果を発効する。

第 III 節 留置

第 R623 条 60

本巻の第 I 編第 IV 章の 2 は，本章に適用される。

第 III 編 発明及び技術的知識に関する訴訟の審理を管轄する裁判所

単一章

第 R631 条 1

裁判所組織法第 D211 条 5 に記述されているとおり，知的財産法第 L623 条 31 に準拠して植物育種に関する手続を審理するための排他的な管轄権を有する裁判所の所在地及び管轄区域は，下記に示すように，裁判所組織法に添付の表 V に従って設定される。

植物育種に関する手続を審理するための管轄権を有する裁判所の本部及び管轄区域(第 D211 条 5 の付属物)。

地域	大審裁判所 (高等裁判所)	管轄区域
エクサンプロバンス	マルセイユ	エクサンプロバンス，バステリア，ニーム
ボルドー	ボルドー	アジャン，ボルドー，ポワティエ
コルマル	ストラスブール	コルマル，メス
ドゥエー	リール	アミアン，ドゥエー
リモージュ	リモージュ	ブルジュ，リモージュ，リオン
リヨン	リヨン	シャンベリー，リヨン，グルノーブル
ナンシー	ナンシー	ブザンソン，ディジョン，ナンシー
パリ	パリ	オルレアン，パリ，ランス，ルーアン，ヴェルサイユ，バステール，フォールドフランス，サンドニドラレユニオン，パペーテ，マムーズ，サンピエールエミクロン
レンヌ	レンヌ	アンジェ，カーン，レンヌ
トゥールーズ	トゥールーズ	ポー，モンペリエ，トゥールーズ

第 R631 条 2

知的財産法第 L611 条 2，法第 L615 条 17 及び法第 L622 条 7 に準拠して発明特許，実用新案，補充的保護証明書及び半導体製品回路配置に関する手続を審理するための排他的な管轄権を有する裁判所の所在地及び管轄区域は，裁判所組織法第 D211 条 6 に従って設定される。

第 VII 卷 商品又はサービスの商標及びその他の識別性がある標章

第 I 編 商品又はサービスの商標

第 I 章 商標の構成要素

第 R711 条 1

商標は、一般に利用可能な技術の手段に適切な形態で国内商標登録簿に表示される。ただし、商標を、明瞭であり、正確であり、明確であり、容易にアクセス可能であり、分かりやすく、耐久性があり、かつ、客観的な方法により、この登録簿に表示することが可能であることを条件とする。

この表示には、それが商標の表示に関わり、かつ、保護の範囲を拡張しないことを条件として、説明を添えることができる。

商標が産業財産権庁長官の決定によって定められる商標の種類 1 に属する場合は、商標の表示に添えなければならない。

商標の表示は、サンプル又は見本の提出によって有効に保証することはできない。

商標の表示方法は、産業財産権庁長官の決定によって定められる。

第 II 章 商標権の取得

第 R712 条 1

商標登録出願は、産業財産権庁長官の決定によって定められる条件において、産業財産権庁の本庁へ提出され又は当該本庁へ郵送若しくは電子送信方式で送付される。その出願日は、当該出願が産業財産権庁の本庁において受領された日とする。

産業財産権庁長官は、出願の審査及び公告を促進できる方法となる場合には、電子方式による提出を要請することができる。

産業財産権庁は、長官の決定によって特定される何らかの適切な手段によって、出願人に対する援助を提供する。

本条は、第 R712 条 24 にいう更新の申請にも適用される。

第 R712 条 2

出願は、出願人本人が又は EU 加盟国若しくは欧州経済領域協定締約国にその居所、本社若しくは事業施設を有する代理人がこれを行うことができる。

法第 L422 条 4 及び法第 L422 条 5 に規定する場合を例外として、商標登録及び登録手続に係るその後の行為について申請を行うために任命された代理人は、手数料の簡易納付及び更新申請の場合を除き、弁理士でなければならない。

自らの居所又は所在地を EU 加盟国又は欧州経済領域協定締約国に有していない者は、産業財産権庁により与えられた期限内に、前段落に規定された要件を満たす代理人を任命しなければならない。

また出願人が複数である場合は、共通の代理人を任命しなければならない。その者が出願人の 1 でない場合は、当該人は、第 2 段落に規定された要件を満たさなければならない。

当該代理人は、自らが弁理士又は弁護士である場合を除き、第 R712 条 21 及び第 R714 条 1 の規定に従うことを条件とし、かつ、別段の定めがない限りにおいて、本編にいうすべての行為(一切の通知を除く)に関する委任状を添えなければならない。当該委任状は、認証要件を免除される。

第 R712 条 3

出願は、次のものを含まなければならない。

(1) 第 R712 条 26 にいう決定によって規定された方法により作成され、特に次の事項を明示した商標登録願書

(a) 出願人の同定

(b) 第 R711 条 1 に従って定められた商標の表示

(c) 第 R711 条 3-1 に従う当該商標を利用する商品又はサービスの一覧及びこれに対応する分類の一覧

(d) 該当する場合は、外国における先の出願に付随する優先権の主張又は 1908 年 4 月 13 日法律に準拠する保証証明書の交付に関する記述

(2) 次の付属書類

(a) 所定の手数料の納付証明

(b) 代理人が任命されている場合は、その委任状。ただし、代理人自らが弁理士又は弁護士

の資格を有している場合は、この限りでない。

(c) 商標として出願された標章の識別性が使用によって取得されたものである場合は、当該使用の証拠

(d) 団体標章又は証明標章に関する場合は、第 R715 条 1 及び第 R715 条 2 に定められている標章の使用に適用される条件を定めた規約

(e) 出願人が外国人であり、その住所及び事業所が何れもフランス国内にない場合は、国際条約に従うことを条件として、同人がその居所又は事業所が所在する国で当該商標を適正に出願したこと及びその国がフランス商標に相互主義による保護を与えていることを証明する書類

1 の出願は、1 の標章のみを対象とすることができる。

第 R712 条 3-1

商品及びサービスは、何人もこれのみに基づいて保護の範囲を決定することができるように、十分に明瞭かつ正確な方法により指定されなければならない。

商品及びサービスは、「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する 1957 年 6 月 15 日のニース協定」により定められた体系に従って分類されなければならない。

ニース協定の分類見出しに含まれる一般的表示を含め、一般的用語の使用は、当該表示又は用語の文字どおりの意味に明らかに関係するすべての商品又はサービスを含むものと解釈される。

商品又はサービスが同一の分類又は異なる分類に属することは、それらの同一性又は類似性の評価に何ら影響を与えるものではない。

商品又はサービスの指定及び分類の方法は、産業財産権庁長官の決定によって定められる。

第 R712 条 4

フランスにおいて出願を行うに際し、外国における先の出願に由来する優先権の主張は、フランスにおける出願から 3 月以内に、先の出願の公認謄本及び該当する場合は、優先権を主張する権利を立証する証拠を産業財産権庁に提出する義務を負う。

この義務が履行されない場合は、当該優先権は主張されなかったものとみなされる。

第 R712 条 5

出願の受領に際し、次の事項が登録出願に記載される。

出願日、出願場所及び出願番号又は第 R712 条 6 にいう国内番号。

出願人に対し、出願受領証が交付される。

出願が商事裁判所又はこれを代行する裁判所の書記官に対して行われた場合は、書記官は、出願書類及び手数料を遅滞なく産業財産権庁に転送する。

第 R712 条 6

出願は、産業財産権庁により受領された時点で、国内出願番号が与えられる。当該番号を出願受領証に記入することができない場合は、出願人に当該番号を通知する。

登録出願に係る国内出願番号の記載がないか、出願人若しくはその代理人の署名がないか又は該当する場合所定の手数料の納付を証する証拠が添付されていない、通信又はその後の書

類の提出は、認容されない。

第 R712 条 7

出願は、第 R712 条 3(1) (a), (b) 及び(c)に定められている情報を含まず、かつ、出願手数料の納付証明が添付されていない場合には、認容することができないものと宣言される。ただし、この不認容は、出願人に対して欠落した情報を提供することを求めた後に、産業財産権庁によってのみ執行することができる。補正申請は、所定の期間内に補正されない場合、不認容を宣言されることを記述する。

補正がこの期間内に行われる場合、出願日は、欠落した情報が提供された日とみなされる。

第 R712 条 8

認容し得ると認められた出願は、産業財産権公報に公告される。ただし、その体裁が複製に必要な技術的要件を満たしていないか又はその公告が公序良俗を害する虞があることが判明したときは、この限りでない。

公報における公告は、出願が産業財産権庁において受領された後 6 週間以内に行わなければならない。公告には、何人が 2 月以内に意見を表明するための又は法第 L712 条 4 にいう者が同一の期間内に当該登録に異議を申し立てるための権利に関する告知が含まれる。

第 R712 条 9

法第 L712 条 3 に基づいて作成された意見書は、産業財産権庁により出願人に遅滞なく通知されるか又はそれが所定の期間の満了後に提出されたこと若しくはその主題が有効な法規定に明らかに矛盾していることが確認された場合は、却下され無効とされる。この場合は、その旨が当該意見書の作成者に通知される。

第 R712 条 10

各出願は、次について産業財産権庁の審査を受ける。

- (1) 登録出願及びその添付書類が有効な法規の要件を満たしていることの確認
- (2) 商標が法第 L711 条 2(1) から (10) までに準拠して有効に登録を受けることができないことの決定
- (3) 該当するときは、商標登録出願を法第 L715 条 4 及び法第 L715 条 9 に準拠して拒絶することができないことの決定

第 R712 条 11

(1) 出願が第 R712 条 10 の規定を遵守していない場合は、理由を付した通知が出願人に送付されることになる。

出願人には、出願を補正するため又は産業財産権庁の拒絶理由に対抗するための期間が与えられる。出願が補正されないか又は拒絶理由を解消できるような意見がなされない場合には、当該出願は、拒絶される。

当該通知には、補正の提案を添付することができる。この提案は、与えられた期限内に出願人が当該提案に異議を唱えない場合は、当該提案は受諾されたものとみなされる。

(2) 第 R712 条 10(2) に規定されている場合では、産業財産権庁が出願を受領した日から 4

月を超える期間が経過した後は、要件不備の通知を発することはできない。意見書の提出がない場合又は意見書が拒絶理由を解消することができない場合は、決定案が作成されることになる。当該決定案は出願人に通知され、出願人には、必要に応じて、その当否を争うための期限が与えられる。決定案について異議が唱えられない場合は、当該案は決定となる。

(3) 本条の規定に従って行われる補正は、出願の範囲を拡張することがあってはならない。

第 R712 条 12

法第 L712 条 10 に規定されている権利の回復は、本編に基づいて規定された期限について適用される。ただし、第 R712 条 15、第 R712 条 16-1、第 R712 条 18、第 R712 条 24(1)、第 R716 条 5、第 R716 条 6、第 R716 条 11、第 R717 条 2、第 R717 条 5 及び第 R717 条 8 にいう期限を除く。

申請は、障害が消滅してから 2 月以内になされなければならない。また、未完の行為も、同期限内に完了しなければならない。申請は、予め決定され、遵守されなかった期間の満了から 6 月の期間が経過した後は認容されない。

申請は、登録出願が公告されている場合は、国内商標登録簿に登録された所有者である出願所有者又はその代理人により、産業財産権庁長官に提出されなければならない。

申請は、所定の手数料が納付された後にのみ承認される。

申請は、書面によって行う。その申請書には、依拠する事実及び根拠を記載する。

申請が不遵守なものである場合は、申請人には、その旨が通知され、かつ、説明が提示されることになる。申請人には、申請を補正するため又は産業財産権庁の拒絶理由に対して係争するための期間が与えられる。申請が補正されない又は拒絶理由を解消できる意見がなされない場合には、当該申請は拒絶される。拒絶の通知には、補正の提案を添えることができる。この提案は、申請人が与えられた期間内に当該提案に対して争わない場合には、受諾されたものとみなされる。

申請人には、説明付きの判決が通知される。

第 R712 条 12-1

権利の回復を求める申請の決定は、当該申請の提出から 6 月以内に下される。該当する場合は、この期間は、申請が補正され又は拒絶理由が解消されるまで、第 R712 条 12 に規定された通知によって中断される。

第 R712 条 12-2

明白な決定が第 R712 条 12-1 にいう期間内に下されない場合には、申請は受理されたものとみなされる。

第 R712 条 13

法第 L712 条 4 及び法第 L712 条 4-1 にいう条件において行われる登録に対する異議申立は、本人が行為するか又は第 R712 条 2 第 2 段落に定められた条件を満たす代理人を通じて行為する異議申立人によって提出することができる。これらの条件は、この申立に応答して提示される意見にも適用される。

異議申立が複数名の異議申立人によって共同で提出される場合は、同要件を満たす共通の代

理人を任命しなければならない。

第 R712 条 14

異議申立は、産業財産権庁長官の決定により定められた方法において書面で提出されなければならない。

異議申立は、次を含まなければならない。

- (1) 異議申立人の同定並びにその権利の存在、内容、出所及び範囲を立証するのに適切な事項
- (2) 異議申立の対象である登録出願の参照事項及び異議申立が関係する商品又はサービスの陳述
- (3) 異議申立の根拠の陳述
- (4) 所定の手数料の納付証明
- (5) 該当する場合は、代理人の委任状。ただし、代理人自らが弁理士又は弁護士の資格を有している場合は、この限りでない。

前記の書類及び情報は、法第 L712 条 4 にいう期限内に提出されなければならない。

ただし、(3)にいう根拠の陳述並びに(1)、(2)及び(5)にいう情報の裏付として提示される書類は、産業財産権庁長官の決定により定められた条件に基づいて、前記の期限の満了から1月の追加期限以内に提出することができる。ただし、異議申立人が異議申立の範囲を拡張せず、かつ、異議申立の裏付として援用されたもの以外の先の権利又は商品又はサービスを援用しないことを条件とする。

第 R712 条 15

期限を超えて提出された異議申立、権原を有する者以外の者によって提出された異議申立又は第 R712 条 13 及び第 R712 条 14 に定められた条件を満たしていない異議申立は、認容されない。

異議申立が複数の先の権利に依拠する場合は、当該異議申立は、これらの権利すべてが第 R712 条 13 及び第 R712 条 14 に定められた条件を満たしていない場合に限り、認容されない。それ以外の場合は、当該異議申立は、認容されるものと宣言されるが、これらの条件を満たさない先の権利に関してのみ、根拠がないとみなされる。

職権による不認容の場合は、産業財産権庁長官は、この不認容の理由について異議申立人に通知する。長官は、異議申立人に対し、これらの理由に反論するための期限を付与する。根拠のある意見がなされない場合には、当該異議申立は、認容されないものと宣言される。

第 R712 条 16

産業財産権庁は、異議申立に関して決定を下す必要がある場合は、対審の原則の遵守を保証し、かつ、自らこれを遵守する。同庁は、当事者によって援用され又は提出された理由、説明及び書類を、当事者がこれらに対審手続において論議することが可能となっていない限り、その決定の根拠としてはならない。産業財産権庁が当事者の1より提出を受けた意見又は書類は、相手方当事者に遅滞なく通知される。

異議申立の当事者は、その請求並びにその各主張の基礎となる事実上及び法律上の理由を明示しなければならない。産業財産権庁に送付されるすべての通信は、産業財産権庁長官の決

定により定められた規約及び条件に従って行われなければならない、これに従わない場合は認容されない。

第 R712 条 16-1

産業財産権庁が職権により提起する不認容に従うことを条件として、法第 L712 条 5 に関する審査段階は、第 R712 条 14 の最終段落に関する追加期限の満了時に開始する。

第 R712 条 17 及び第 R712 条 18 に関する手続の停止又は終結の場合に従うことを条件として、異議申立は、次の手続に従って審査される。

(1) 異議申立は、争われている登録出願の所有者に通知され、所有者には、本人が又は第 R712 条 2 に定められた条件を満たす代理人を通じて、対抗意見書を提出し、かつ、自らが有益と認めるすべての書類を提出するために、2 月の期間が与えられる。

これらの意見によって、争われている登録出願の所有者は、先の商標を援用する異議申立人に対し、法第 L714 条 5 に関するこの商標の実際の使用がなされたことを証明することができる書類を提出するよう求めることができる。

(2) 登録出願の所有者が応答した場合は、異議申立人には、答弁書又は自らが有益と認めるすべての書類を提出し、かつ、該当するときは、法第 L712 条 5-1 に従って、先の商標の実際の使用又は不使用の正当な理由を証明することができる書類を提出するために、1 月の期限が与えられる。

(3) 異議申立人が応答した場合は、登録出願の所有者には、新たな意見書を提出し、新たな書類を提示し、かつ、該当するときは、提出された書類又は不使用の理由に反論するために、1 月の期限が与えられる。

(4) 登録出願の所有者が応答した場合は、異議申立人には、最後の答弁書を提示するか又は新たな書類を提出するために、1 月の新たな期限が与えられる。

(5) 異議申立人が応答した場合は、登録出願の所有者には、最後の意見書を提示するか又は新たな書類を提示するために、1 月の最後の期限が与えられるが、新たな理由を援用することは認められない。

意見書の提出の一部として、各当事者は、口頭による意見の提示を請求することができる。産業財産権庁長官もまた、審査のために必要と認める場合は、事前の請求なしに、当事者に対し、口頭で意見を提示するよう求めることができる。

この場合、当事者は、審査の書面段階の終了時に、産業財産権庁長官の決定により定められた条件に基づいて口頭で意見を提示するために招集される。

産業財産権庁長官は、異議申立に関して、該当するときは、当事者が提示したすべての書面及び口頭による意見を考慮した上で決定を下す。

手続中は何時でも、異議申立人は、明示の請求により、先の権利の 1 若しくは 2 以上を放棄し又はその申立の範囲を、援用された若しくは関係する一定の商品又はサービスに縮小することができる。

第 R712 条 16-2

法第 L712 条 5 第 2 段落に関する期限は、3 月とする。

同条に関する審査段階の終了日は、何れの当事者も第 R712 条 16-1(1) から (5) までにいう期限の満了まで意見を提出しなかった場合に発生し、遅くとも口頭による意見の提示日に発生す

る。産業財産権庁長官は、この日付について当事者に遅滞なく通知する。

第 R712 条 17

審査段階又は第 R712 条 16-2 第 1 段落にいう期限は、以下の場合停止される。

- (1) 異議申立が、商標登録出願、地理的表示の出願又は地理的表示であって、その明細書が異議申立の根拠に影響を与える変更請求の対象であるものを全面的又は部分的に根拠とする場合
- (2) 異議申立が全面的又は部分的に依拠する商標又は商標の 1 について、無効の宣言、取消、所有権の主張又は法第 L712 条 6-1 に準拠する移転に係る申請があった場合
- (3) 異議申立が全面的又は部分的に依拠する会社名、ドメイン名、商号又は標識に対する訴訟があった場合
- (4) 当事者の共同請求に応じて、2 回延長することができる 4 月の期間
- (5) 産業財産権庁の判断により、紛争の解決又は当事者の状況に影響を与える可能性のある情報及び要素を待つ間

第 R712 条 18

次の場合は、異議申立手続は終結する。

- (1) 異議申立人がその異議申立を取り下げたか又は行為能力を喪失した場合
- (2) 当事者間の合意又は異議申立の対象である商標登録出願の効力の消滅により、異議申立の対象を欠くことになった場合
- (3) すべての先の権利の効力が消滅した場合
- (4) 第 R712 条 17(2) 及び(3) における異議申立手続の停止後に、異議申立人が、産業財産権庁により与えられた期限内に、開始された手続の結果に関して通知するよう求める同庁の請求に応答しなかった場合

当事者は、手続終結の決定について遅滞なく通知される。

第 R712 条 19

異議申立手続が第 R712 条 17(1) により停止された場合は、当該手続は、当事者の 1 の請求によって又は該当するときは、産業財産権庁の判断により、商標若しくは地理的表示の登録又は地理的表示明細書の変更の承認が確認されたときに再開される。

異議申立手続が第 R712 条 17(2) 及び(3) により停止された場合は、当該手続は、当事者の 1 の請求に応じて、もはや上訴の対象とならない決定を産業財産権庁に転送することによって再開される。

産業財産権庁は、手続の再開について、再開日を表示して、当事者に遅滞なく通知する。

異議申立が複数の先の権利に依拠しており、かつ、これらの 1 が第 R712 条 18(4) における適用を受けるか又はこれらの 1 の効力が消滅した場合は、異議申立手続は、当該権利に関しては根拠がないとみなされ、かつ、その他の権利のみを根拠として再開される。

第 R712 条 20

登録に関する技術的準備が開始される時までは、出願人は、産業財産権庁長官に提出する申立書により、提出した書類において発見された誤記を補正することが認められる。

産業財産権庁は、補正されるべき誤記が存在するとの証拠及び請求する補正の意味の説明を要求することができる。

第 R712 条 21

登録出願は、登録の技術的準備が開始される時までは、これを取り下げることができる。取下は、出願の一部に限ることができる。取下は、産業財産権庁長官の決定により定められた条件に基づいて、申請書を産業財産権庁に送付することにより行われる。

1 の取下申請は、1 の商標のみを対象とすることができる。申請書は、出願人又はその代理人がこれを作成する。代理人は、自らが弁理士又は弁護士の資格を有している場合を除き、特別委任状を添付しなければならない。

申請書には、実施権が付与されているか否か又は質権が設定されているか否かを記載する。この付与又は設定の事実がある場合は、当該権利の受益者又は質権者による同意書を申請書に添付しなければならない。

登録出願が複数の者によって作成された場合は、その取下は、全員の請求がある場合に限り、行うことができる。

取下は、第 R712 条 8 第 1 段落にいう公告を妨げない。

第 R712 条 23

商標は、その出願が拒絶され又は取り下げられない限り、登録される。その旨の証明書が出願人に送付される。

登録は、産業財産権公報において公告される。

商標が登録されたとみなされる日は、特に法第 L712 条 4 及び法第 L714 条 5 の適用に関し、次のとおりとする。

- (1) フランス標章については、当該登録が公告された産業財産権公報の日付
- (2) 第 R712 条 11 (2) に基づく要件不備に係る通知又は異議申立に係る通知の対象でなかった国際商標については、第 R717 条 4 に規定された期限の満了の通知日又は後者の場合は異議申立提出期限満了の通知日
- (3) 第 R712 条 11 (2) に基づく要件不備に係る通知又は異議申立に係る通知の対象であった国際商標については、必要な場合は、国際商標登録簿における拒絶の全面的又は部分的な解除の登録の通知日

第 R712 条 23-1

商標登録出願にかかわる決定は、出願日から 6 月以内に下される。該当する場合は、この期間は、法第 L712 条 4 に定められた異議申立により、当該異議申立を裁定する決定まで、第 R712 条 11 に定められた通知により、当該出願が補正されるまで、中断される。

第 R712 条 23-2

明白な決定が第 R712 条 23-1 にいう期間内に下されない場合には、出願は拒絶されたものとみなされる。

第 R712 条 24

産業財産権庁は、登録の満了に関して、満了日の遅くとも 6 月前までに、商標所有者に通知する。この通知がなされなかった場合でも、登録の満了に影響を及ぼすことはない。

登録は、第 R712 条 26 にいう決定に規定された条件に従って作成される、商標所有者又は授権された者の申請書により、更に 10 年間更新することができる。登録書類に記載された一定の商品又はサービスについてのみ当該更新の対象とする旨を明示することができる。

更新は、登録の満了日の翌日に効力を生じる。

申請は、次のとおりでなければならず、これに従わない場合は認容されない。

(1) 登録の満了日直前の 1 年以内に提出され、かつ、所定の手数料の納付証明が添付されていること、ただし、登録の満了日の翌日から起算される 6 月の追加期間内であれば、同一の期限内に追加手数料を納付することを条件として、なお、申請を提出することができ、かつ、手数料を納付することができる。

(2) 更新されるべき商標を指定しており、かつ、申請の日に、国内商標登録簿に登録された所有者又は授権された者から提出されること

申請がこれらの要件を満たしていない場合は、第 R712 条 11(1)に規定された手続が適用される。

申請人に自らの意見を提出する機会を与えることなく、不認容を決定してはならない。

第 R712 条 24-1

更新の申請にかかわる決定は、当該申請の提出日から 6 月以内に下される。該当する場合は、この期間は、第 R712 条 11 に定められた通知により、当該申請が補正されるまで、中断される。

第 R712 条 24-2

明白な決定が第 R712 条 24-1 にいう期間内に下されない場合には、更新の申請は拒絶されたものとみなされる。

第 R712 条 26

申請書の記載条件及び内容に関する事項で、特に次に関するものは、産業財産権担当大臣の命令によって定められる。

- (1) 第 R712 条 3 にいう登録出願
- (2) 第 R712 条 14 にいう異議申請
- (3) 第 R712 条 21 にいう取下申請又は第 R714 条 1 にいう放棄申請
- (4) 第 R712 条 24 にいう更新申請
- (5) 第 R714 条 4、第 R714 条 4-1 及び第 R714 条 6 にいう国内商標登録簿への登録申請
- (6) 産業財産権庁の承認を求めてなされる、国際商標登録出願及び国際登録簿へのその後の登録

第 R712 条 27

登録のための技術的準備が開始されるまで又は商標の登録後に、所有者又はその代理人は、原登録出願又は原登録の分割手続をすることができる。

この目的のために作成される分割の申請は、法第 L712 条 4 に定められた期限の満了後にのみ行うことができる。当該申請は、商標登録出願において指定された商品及びサービス一覧のみを対象とすることができる。分割出願又は分割登録の対象となる商品又はサービスは、原出願若しくは登録に含まれる又は他の分割出願若しくは登録に含まれる商品又はサービスを含んではならない。

原出願又は登録に対して異議が申し立てられているか又は取消若しくは無効の宣言の申請が提出されている場合は、分割の申請は、当該異議申立又は取消若しくは無効の宣言の申請の対象となる商品又はサービスを対象としてはならない。本規定は、異議申立、取消若しくは無効の宣言を裁定する最終決定が下されるまで又は当該手続が放棄されるまで適用される。分割出願又は登録は、原出願又は原登録の出願日及び該当するときは、優先日の利益を享受する。

第 R712 条 28

第 R712 条 27 にいう分割の申請には、所定の手数料の納付証明を添付しなければならない。分割の申請の提出の条件及び内容は、産業財産権庁長官の決定によって定められる。申請がこれらの要件を満たしていない場合は、第 R712 条 11(1)に規定された手続が適用される。

第 R712 条 28-1

産業財産権庁長官は、第 R712 条 27 にいう分割の申請に関して、当該申請の提出から 6 月以内に決定を下す。該当する場合は、この期間は、当該申請が補正されるまで、第 R712 条 11(1)に規定されている通知によって中断される。

第 R712 条 28-2

明白な決定が第 R712 条 28-1 にいう期間内に下されない場合には、分割の申請は拒絶されたものとみなされる。

第 R712 条 29

法第 L712 条 2-1 に定められている通報の自由権を享受するためには、法第 L712 条 2-1 にいう地方当局及び公共機関は、産業財産権庁長官の決定によって設定される規約及び条件に従って、電子手段により、産業財産権庁へ出願を送付する。

本請求は、以下を含む。

- (1) 通報が請求される国の名称
- (2) 通報の送付宛先とすべき電子メールアドレス
- (3) 出願人の地方当局又は機関の識別及びその SIREN 番号

その適用は、電子的受領の交付を生起する。通報出願登録日は、受領の日付とする。

第 R712 条 30

通報は、産業財産権公報における商標登録出願の公告であって、関係する地方当局の名称又は国の名称を含む公告から 5 就業日以内に、産業財産権庁によって電子的に送付される。商標が、EU 商標に関する 2017 年 6 月 14 日の規則(EU)No. 2017/1001 又は改正された 1891 年

4月14日の商標の国際登録に関するマドリッド協定及び改正された1989年6月27日の当該協定の議定書に準拠して出願された場合は、産業財産権庁は、EU商標公報又は国際商標公報における商標出願の公告から3週間以内に、電子的手段により通報を送付する。当該通報は、法第L712条3に準拠して利害関係人が意見を行うため並びに法第L712条4及び法第L712条4-1に準拠して地方当局が異議を申し立てるために開放している設備を特定する。

第 IV 章 商標権の移転及び喪失

第 R714 条 1

登録商標の所有者は、商品又はサービスの一部又は全部について、随時に、当該商標を放棄することができる。

放棄の申請が認容されるためには、次のとおりでなければならない。

(1) 国内商標登録簿に登録された商標の所有者又はその代理人が、申請の日に当該通知を提出すること

(2) 所定の手数料の納付証明が当該通知に添付されること

放棄には、第 R712 条 21 の規定が適用される。

申請が不遵守なものである場合は、申請人には、その旨が通知され、かつ、説明が提示されることになる。申請人には、申請を補正するため又は産業財産権庁の拒絶理由に対して意見するための期間が与えられる。申請が補正されない又は拒絶理由を解消する意見がなされない場合には、当該申請は拒絶される。拒絶の通知には、補正の提案を添えることができる。この提案は、申請人が与えられた期間内に当該提案に対して争わない場合には、受諾されたものとみなされる。

第 R714 条 1-1

放棄の申請にかかわる決定は、当該申請の提出日から 6 月以内に下される。該当する場合は、この期間は、第 R714 条 1 に定められた通知により、申請が補正されるまで又は拒絶理由が解消されるまで、中断される。

第 R714 条 1-2

明白な決定が第 R714 条 1-1 にいう期間内に下されない場合には、申請は受理されたものとみなされる。

第 R714 条 2

国内商標登録簿は、産業財産権庁がこれを維持管理する。

国内商標登録簿には、各商標について次の事項を記載する。

(1) 出願人の同定及び出願の参照事項並びに当該商標の存在又は範囲に影響を与えるその後の行為

(2) 当該商標の所有権又はこれに由来する権利の享受を変更する行為。所有権の主張の場合は、それに対応する移転の状況

(3) 該当するときは、代理人の同定、変更又は登録抹消

(4) 名称、法的形態又は宛先の変更及び登録事項に関する誤記の訂正

第 R712 条 8 に従って出願が公告されるまでは、登録簿には如何なる記載もされない。

第 R714 条 3

第 R714 条 2(1)にいう事項は、産業財産権庁の判断により又は裁判所の命令に係る場合は、書記官若しくは当事者の 1 の請求により登録される。

裁判所の判決は、最終判決のみが国内商標登録簿に登録される。

第 R714 条 4

商標の所有権又はそれに由来する権利を変更する証書，例えば移転，実施権の譲与，実施権の設定若しくは移転，質権の設定若しくは移転又はこの権利の放棄，制限，制限の承認及び解除等の証書は，当該証書の当事者の 1 の請求又は登録申請日における申請の所有者が当該証書の当事者でない場合は，その者の請求によって登録される。

ただし，ある証書を登録することができるのは，当該証書に登録出願の所有者又は商標所有者として記載されている者が，当該証書に起因する通知の前に，そのような者として国内商標登録簿に登録されている場合に限られる。

当該申請は，次を含まなければならない。

- (1) 登録申請書
- (2) 所有権又は保有に係る変更を記載している証書の謄本又は抄本
- (3) 所定の手数料の納付証明
- (4) 該当する場合は，代理人の委任状。ただし，代理人自らが弁理士又は弁護士である場合は，この限りでない。

第 R714 条 4-1

商標の使用を規制する条件を定める規約の修正は，商標所有者の請求に応じて，登録申請日に登録される。

当該申請は，次を含まなければならない。

- (1) 登録申請書
- (2) 修正された商標の使用を規制する条件を定める規約
- (3) 所定の手数料の納付証明
- (4) 該当する場合は，代理人の委任状。ただし，代理人自らが弁理士又は弁護士である場合は，この限りでない。

第 R714 条 5

第 R714 条 4(2) の例外として，申請に際して次の書類を提出することができる。

- (1) 死亡による変更の場合は，相続人又は受遺者の請求により，当該移転を証明する証書の謄本
- (2) 合併，分割又は吸収による移転の場合は，固有の識別番号又はフランス国外に所在する事業者の場合は，最新の商業・会社登録簿の抄本の写し 1 部
- (3) 写しを提示することに実質的な障害があることの立証による場合は，所有権又は保有の変更を証明する書類

第 R714 条 6

代理人の同定は，当該代理人の請求によって又は国内商標登録簿に登録された商標所有者の請求によって登録される。

代理人の変更又は登録抹消は，当該代理人の請求によって又は新たな代理人若しくは国内商標登録簿に登録された商標所有者の請求によって登録される。

商標所有者又は代理人の名称，法的形態及び宛先の変更並びに誤記の訂正は，国内商標登録

簿に登録されている登録出願の所有者若しくは商標所有者の請求によって又はその代理人の請求によって登録される。ただし、これらの変更及び訂正が以前登録された証書に関するものである場合は、その証書の何れかの当事者が請求をすることができる。

当該申請は、次を含まなければならない。

(1) 登録申請書

(2) 該当する場合は、代理人の委任状。ただし、代理人自らが弁理士又は弁護士である場合は、この限りでない。

(3) 誤記の訂正に関する場合は、所定の手数料の納付証明

産業財産権庁は、登録が請求されている同定、登録抹消若しくは変更又は訂正されるべき誤記が存在することの証拠を要求することができる。

第 R714 条 7

登録申請が不遵守なものである場合は、申請人には、その旨の通知が、説明を付して、送付される。

申請人は、申請を訂正するため又は意見を提出するための期間が与えられる。訂正又は拒絶理由を解消する意見がなされない場合には、当該申請は、産業財産権庁長官の決定によって拒絶されることになる。

拒絶の通知には、訂正の提案を添えることができる。この提案は、申請人が与えられた期間内に当該提案に対して争わない場合には、受諾されたものとみなされる。

第 R714 条 7-1

第 R714 条 4、第 R714 条 4-1 及び第 R714 条 6 に定められている登録申請にかかわる決定は、当該申請の提出日から 6 月以内に下される。該当する場合は、この期間は、第 R714 条 7 に定められた通知により、当該申請が訂正されるまで又は拒絶理由が解消されるまで、中断される。

第 R714 条 7-2

明白な決定が第 R714 条 7-1 にいう期間内に下されない場合には、申請は受理されたものとみなされる。

第 R714 条 8

国内商標登録簿へのすべての登録については、産業財産権公報に掲載する。

すべての関係人は、産業財産権庁から次のものを入手することができる。

(1) 商標のひな形、出願及び登録に係る詳細事項並びに該当する場合は、取下、放棄、分割又は判決によって生じた商品又はサービス一覧に関する制限を記載した同一性証明書

(2) 国内商標登録簿になされた登録の写し

(3) 登録不存在証明書

第 1 段落に規定された公告の日以降、すべての利害関係人は、商標登録出願ファイルの閲覧及び自らの費用負担による書類の写しの入手を請求することができる。産業財産権庁は、十分な利害の存在を証する証拠の提示をこの権利の行使の前提条件とすることができる。

ただし、申請人に開示されない書類及び個人データを含むか又は営業秘密に関する書類

は、公衆に開示してはならない。

第 R714 条 9

認容されなかった、拒絶された又は更新されなかった出願は、その所有者の請求により及びその費用負担により、同人に返還することができる。

返還請求がない場合は、産業財産権庁は、認容されなかった出願及び拒絶された出願に関しては1年の満了時に、また、更新されなかった出願に関しては10年の満了時にこれを破棄することができる。

第 V 章 証明標章及び団体標章

第 I 節 証明標章

第 R715 条 1

法第 L715 条 2 にいう使用を規制する規約は、次を含まなければならない。

- (1) 標章所有者の名称
- (2) 標章所有者が法第 L715 条 2 の要件を満たしている旨を記載している宣言書
- (3) 標章の表示
- (4) 標章の対象となる商品又はサービス
- (5) 標章によって証明される商品又はサービスの特徴
- (6) 標章を使用する権限を有する者
- (7) 制裁を含む、標章の使用条件
- (8) 該当するときは、法律上必要な場合は、証明機関の名称、認定番号及び認定証明。認定は、標章の出願に関するものでなければならない。証明機関がいまだ認定を受けていない場合は、認定申請の認容性及び請求された認定の範囲を証明する書類もまた提出されなければならない。
- (9) 証明を行う者が商品及びサービスの特徴を確認し、かつ、標章の使用を監督する方法使用を規制する規約は、産業財産権公報において公告される。標章所有者が産業財産権庁に提出した使用を規制する規約は、本条の規定を遵守していることを確認した後に国内商標登録簿に登録される。

第 II 節 団体標章

第 R715 条 2

法第 L715 条 6 にいう使用を規制する規約は、次を含まなければならない。

- (1) 標章所有者の名称
- (2) 標章所有者である団体、グループ又は公法に基づく法人の目的
- (3) 団体、グループ又は公法に基づく法人を代表する権限を有する機関
- (4) 団体又はグループの場合は、構成員の条件
- (5) 標章の表示
- (6) 標章の対象となる商品又はサービス
- (7) 標章を使用する権限を有する者
- (8) 制裁を含む、標章の使用条件

使用を規制する規約は、産業財産権公報において公告される。標章所有者が産業財産権庁に提出した使用を規制する規約は、本条の規定を遵守していることを確認した後に国内商標登録簿に登録される。

第 VI 章 紛争

第 I 節 商標の無効及び取消に関する紛争

第 I 款 無効の宣言又は取消の申請

第 R716 条 1

法第 L716 条 1 にいう無効の宣言又は取消の申請は、産業財産権庁長官の決定により定められた条件及び規約に従って書面で提出されなければならない。

当該申請は、次を含まなければならない。

- (1) 申請人の同定
- (2) 該当するときは、援用される先の権利の存在、内容、出所及び範囲を立証するのに適切な事項
- (3) 争われている商標の参照事項及び無効の宣言又は取消の申請が関係する商品又はサービスの表示
- (4) 法第 L714 条 5 を根拠とする申請を除き、無効の宣言又は取消の申請の根拠の陳述
- (5) 所定の手数料の納付証明
- (6) 該当する場合は、代理人の委任状。ただし、代理人自らが弁理士又は弁護士の資格を有している場合は、この限りでない。当該委任状は、1 月以内に産業財産権庁に提出することができる。

無効の宣言又は取消の申請は、その提起後に、当初の申請において援用され又は言及されたもの以外の理由又は商品又はサービスを拡張してはならない。

第 R716 条 2

法第 L716 条 2、法第 L716 条 2-1 第 2 段落及び法第 L716 条 3 に定められた条件に基づいて提出される無効の宣言又は取消の申請は、本人が行為するか又は第 R712 条 2 の要件を満たす代理人により行為する自然人又は法人によって提出することができる。これらの条件は、この申請に回答して提示される意見に適用される。

複数の申請人によって提出される共同申請の場合は、同要件を満たす共通の代理人を任命しなければならない。

第 II 款 無効の宣言又は取消に関する行政手続

第 R716 条 3

産業財産権庁は、対審の原則の遵守を保証し、かつ、自らこれを遵守する。同庁は、当事者によって援用され又は提出された理由、説明及び書類を、当事者がこれらに対審手続において論議することが可能となっていない限り、その決定の根拠としてはならない。産業財産権庁が当事者の 1 より提出を受けた意見又は書類は、相手方当事者に遅滞なく通知される。当事者は、その請求並びにその各主張の基礎となる事実上及び法律上の理由を明示しなければならない。当事者と産業財産権庁との間のやりとりは、産業財産権庁長官の決定により定められた条件に基づいて行われる。

第 R716 条 4

商標登録出願又は商標登録出願に対する異議申立を審査した産業財産権庁の職員は、同一の商標に関する無効の宣言又は取消の申請を審査してはならない。

第 R716 条 5

無効の宣言又は取消の申請であって、法第 L716 条 5 に違反して若しくは権限を有する者以外の者によって提起されたもの又は第 R716 条 1 及び第 R716 条 2 に定められた条件を満たしていないものは、認容されないものと宣言される。ただし、産業財産権庁は、申請人が欠落している記載及び書類を完成させ又は意見を提示するよう求められるまでは、当該不認容を執行してはならない。

意見又は書類であって、申請の提起後に権限を有する者以外の者によって提出されたもの又は第 R716 条 2 に定められた条件若しくは第 R716 条 3 第 2 段落に定められた条件を満たしていないものは、認容されないものと宣言される。

第 R716 条 6

産業財産権庁が職権により提起する不認容並びに第 R716 条 9 及び第 R716 条 11 のそれぞれにいう手続の停止又は終結の場合に従うことを条件として、無効の宣言又は取消の申請は、次の手続に従って審査される。

(1) 争われている商標の所有者は、当該申請について通知される。商標所有者には、答弁書を提出し、かつ、該当するときは、自らが有益と認めるすべての書類を提出するために、2 月が与えられる。

法第 L714 条 5 を根拠とする取消の申請の場合は、商標所有者によって提出される書類は、取消の申請前 5 年間に、争われている商標の実際の使用がなされたことを証明しなければならない。

(2) 応答が提出された場合は、申請人には、答弁書を提示し、かつ、自らが有益と認めるすべての書類を提出するために、1 月の新たな期限が与えられる。

(3) 申請人が応答した場合は、商標所有者には、新たな意見を提示するか又は新たな書類を提出するために、1 月の新たな期限が与えられる。法第 L714 条 5 を根拠とする取消の申請の場合は、この期限は、申請人の答弁がない場合でも、商標所有者に付与される。

(4) 応答が提出された場合は、申請人には、最後の意見書を提示するか又は新たな書類を提

出するために、1月の新たな期限が与えられる。

(5) 申請人が応答した場合は、商標所有者には、最後の意見書を提示するか又は新たな書類を提示するために、1月の最後の期限が与えられるが、新たな理由を援用すること又は使用の新たな証拠を提出することは認められない。

意見書の提出の一部として、各当事者は、口頭による意見の提示を請求することができる。産業財産権庁長官もまた、審査のために必要と認める場合は、事前の請求なしに、当事者に対し、口頭で意見を提示するよう求めることができる。この場合、当事者は、審査の書面段階の終了時に、産業財産権庁長官の決定により定められた条件に基づいて口頭で意見を提示するために招集される。

第 R716 条 7

産業財産権庁長官は、無効の宣言又は取消の申請に関して、該当するときは、当事者が提示したすべての書面及び口頭による意見を考慮した上で決定を下す。

手続中は何時でも、明示の請求により、

(1) 無効の宣言の申請人は、援用された理由の1若しくは2以上を放棄し又はその申請の範囲を、援用された若しくは関係する一定の商品又はサービスに縮小することができる。

(2) 取消の申請人は、その申請の範囲を、関係する一定の商品又はサービスに縮小することができる。

第 R716 条 8

法第 L716 条 1 の最終段落にいう期限は、3月とする。

同条に記載された審査段階の終了日は、産業財産権庁長官により当事者に遅滞なく通知される。この日は、何れの当事者も第 R716 条 6 にいう期限の満了まで意見を提出しなかった場合に発生し、遅くとも口頭による意見の提示日に発生する。産業財産権庁長官は、この日付について当事者に遅滞なく通知する。

第 R716 条 9

審査段階及び第 R716 条 8 第 1 段落にいう期限は、次のとおり停止することができる。

(1) 無効の宣言の申請が、商標若しくは地理的表示の登録出願又は地理的表示であって、その明細書が無効の宣言の申請の根拠に影響を与える変更の対象であるものを全面的又は部分的に根拠とする場合

(2) 無効の宣言の申請が全面的又は部分的に依拠する商標又は商標の1について、無効の宣言、取消、所有権の主張又は法第 L712 条 6-1 に準拠する移転に係る申請があった場合

(3) 無効の宣言の申請が全面的又は部分的に依拠する会社名、ドメイン名、商号又は標識に対する訴訟があった場合

(4) 当事者の共同請求に応じて、2回延長することができる4月の期間について

(5) 産業財産権庁の判断により、特に、紛争の解決又は当事者の状況に影響を与える可能性のある情報及び要素を待つ間

第 R716 条 10

無効を求める行政手続が第 R716 条 9(1)に準拠して停止された場合は、当該手続は、当事者

の1の請求によって又は該当するときは、産業財産権庁の判断により、商標若しくは地理的表示の登録又は地理的表示明細書の変更の承認が確認されたときに再開される。

無効手続が第 R716 条 9(2) 及び(3)に準拠して停止された場合は、当該手続は、当事者の1の請求に応じて、もはや上訴の対象とならない決定を産業財産権庁に転送することによって再開される。

産業財産権庁は、手続の再開について、再開日を表示して、当事者に遅滞なく通知する。無効手続が複数の先の権利を根拠としており、かつ、これらの1が第 R716 条 11(6)にいう場合の適用を受ける場合は、当該手続は、その他の権利のみを根拠として再開される。

第 R716 条 11

次の場合は、無効又は取消の手続は終結する。

- (1) 申請人がその申請を取り下げた場合
- (2) 申請人が行為能力を喪失した場合
- (3) 当事者間の合意に追従して、当該申請が対象を欠くことになった場合
- (4) 申請の対象である商標の効力が消滅した場合。ただし、申請人が本案に関する決定を得ることについての正当な利益を証明する場合は、この限りでない。
- (5) 援用されたすべての先の権利の効力が消滅した場合
- (6) 第 R716 条 9(2) 及び(3)にいう場合における無効手続の停止後に、申請人が、産業財産権庁により与えられた期限内に、開始された手続の結果に関して通知するよう求める同庁の請求に応答しなかった場合。ただし、異議申立が複数の先の権利を根拠とする場合は、終結は、前記諸規定に準拠して根拠がないとみなされた先の権利のみに適用され、産業財産権庁長官は、その他の権利に関して決定を下す。

当事者は、手続終結の決定について遅滞なく通知される。

第 R716 条 12

法第 L411 条 5 の最終段落にいう通知には、上訴のための期限、上訴を行うことができる条件並びに産業財産権庁における手続の当事者の名称及び宛先を表示する。

通知書に第 1 段落に定められた表示が含まれない場合は、上訴のための期限は、上訴を行う者を拘束しない。

第 III 款 司法手続と行政手続との関係

第 R716 条 13

商標の無効の宣言又は取消の申請は、産業財産権庁又は裁判所によって、同一の資格において行為する同一の当事者間で、同一の対象及び同一の事件に関する決定が下されており、かつ、この決定がもはや上訴の対象とならない場合は、認容されない。

第 R411 条 19 第 2 段落の規定に拘らず、法第 L716 条 5(I)に違反して裁判所に提起された商標の無効の宣言又は取消の申請は、認容されない。裁判所は、職権によりこの不認容の理由を提起する。

第 R716 条 14

裁判所が、商標の無効の宣言又は取消を求める反訴であって、同一の当事者間で、同一の事実について、産業財産権庁に提出された申請に後続するものに関して判決を下すことを請求された場合は、裁判所は、この問題に関する判決を、無効又は取消を裁定する決定がもはや上訴の対象とならなくなるまで延期することができる。

手続の停止中に、仮措置又は保全措置を命令することができる。

第 II 節 仮の保全措置

第 R716 条 15

法第 L716 条 4-6 の最終段落に定められ、かつ、民事訴訟若しくは刑事訴訟において本案について提起するか又は共和国の検察官に対して主張を提出する申請人に与えられる期間は、命令の日付から 20 就業日又はより長期となる場合には 31 暦日である。

第 III 節 調査措置

第 R716 条 16

法第 L716 条 7 にいう記述的又は現実的な留置は、本案について事件を審理するための管轄権を有する裁判所の裁判長によって命令される。

裁判長は、執行官に対して、侵害の発生源、実体及び範囲を設定するために有用な認定をなす権限を付与することができる。

事業秘密が保護されることを保証するために、裁判長は、留置された書類が、商法第 R153 条 1 にいう条件において、仮預託に置かれるべきであることを職権により命令することができる。

第 R716 条 17

申請人が保証金を設定することを条件として裁判官が留置を行った場合、その保証金は、留置が実施される前に設定されていなければならない。

留置を実施する前に、執行官は、留置された又は命令書に記載した品目の所有者に対して、当該命令書の写し及び該当する場合は、保証金の設定を記録している証書の写しを提供しなければならない。これに従わない場合は無効となり、かつ、執行官に対する損害賠償請求が生じる。同一の所有者には、留置報告書の写しを提供しなければならない。

ただし、商品又はサービスの置換に関しては、執行官は、商品の引渡又はサービスの提供の後に、命令書及び保証金の設定を記録している証書の写しを提供することのみを要求される。

第 R716 条 18

法第 L716 条 4-7 の最終段落に定められ、かつ、本案について提起する申請人に与えられる期間は、留置又は記述の日から 20 就業日又はより長期となる場合には 31 暦日である。

第 R716 条 19

留置報告書からみて、裁判所の裁判長は、主張されている侵害行為の証拠を完全なものとするための何らかの措置を命令することができる。

第 IV 節 税関における留置

第 R716 条 20

第 III 卷第 III 編第 V 章の 2 は，第 VII 卷第 I 編第 VI 章の 2 に規定されている，商標を侵害する虞のある商品を留置する税関当局に適用される。

第 V 節 雑則

第 R716 条 21

知的財産法第 L716 条 5 に準拠して商標に関する手続を審理するための排他的な管轄権を有する裁判所の所在地及び管轄区域は、司法組織法第 D211 条 6-1 に添付の表 VI に従って設定される。

第 R716 条 22

商標登録出願の所有者が提起した無効の宣言の申請に関して判決を下すことを請求された裁判所は、その判決を登録の公告まで延期する。

第 VII 章 国際商標及び EU 商標

第 I 節 国際商標

第 R717 条 1

第 R712 条 3(2) (d), 第 R712 条 9 から第 R712 条 11 まで, 第 R712 条 13 から第 R712 条 19 まで, 第 R712 条 23, 第 R712 条 23-1, 第 R714 条 2, 第 R714 条 4 から第 R714 条 8 まで及び第 R716 条 1 から第 R716 条 14 までは, 本章の規定の範囲内で, かつ, その規定に従うことを条件として, 1891 年 4 月 14 日のマドリッド協定及び 1989 年 6 月 27 日のマドリッド議定書に従ってフランスに拡張される国際商標登録に適用される。

第 R717 条 1-1

第 R717 条 23-2 は, 同一の制限内で, かつ, 同一の条件に基づいて, 第 R717 条 1 に定められている国際商標登録に適用される。

第 R717 条 2

国際登録が団体標章又は証明標章に関するものである場合は, 国際登録簿への当該標章の登録から 6 月以内に, 第 R712 条 3(2) (d)にいう使用を規制する規約を, 該当する場合は, これにフランス語への翻訳文を添付して提出しなければならない。

この要件が満たされない場合は, 当該国際登録は拒絶されたものとみなされる。

第 R717 条 3

法第 L712 条 3 に準拠して第三者が意見を提出すべき 2 月の期間は, 世界知的所有権機関による「La Gazette」公報の発行時点から開始する。

第 R717 条 4

第 R712 条 10 にいう審査は, 標章が商標を構成するか又は商標として採用されることの適格性の確認に限定される。国際登録が団体標章又は証明標章に関するものである場合は, 当該標章を法第 L715 条 4 及び法第 L715 条 9 に準拠して拒絶できないことも確認される。

第 R712 条 11(2)に従って要件不備の通知を発すべき 4 月の期間は, 国際登録のフランスへの拡張を産業財産権庁に通知した時点で開始する。

要件不備は, 世界知的所有権機関の国際事務局を通じて国際登録の所有者に通知される。

第 R717 条 5

第 R712 条 4 に従って異議申立書を提出するための期間は, 世界知的所有権機関による「La Gazette」公報の発行時点から開始する。

国際登録の所有者には, 世界知的所有権機関の国際事務局を通じて, 当該異議申立について通知される。

国際登録の所有者は, 当該通知の公布日から 15 日以内に, 産業財産権庁による異議申立にかかわる通知を受領したものとみなされることになる。

第 R717 条 6

拒絶の決定は、フランス国内における国際登録の保護に対する拒絶の形式で、下される。国際登録の所有者には、世界知的所有権機関の国際事務局を通じて、当該拒絶の決定について通知される。

第 R717 条 7

フランスにおいて効力を有する国際登録に関する証書は、その国際登録簿への登録が不能となった時点で国内商標登録簿に登録することができる。

第 R717 条 8

1891年4月14日のマドリッド協定及び1989年6月27日のマドリッド議定書の条件に基づいて国際事務局への転送のためには産業財産権庁の承認を得なければならない国際登録出願又は当該登録後の登録に係るすべての出願は、第 R712 条 26 にいう命令において規定された条件に基づいて提出しなければならない。

第 R712 条 11 の規定は、前段落に規定された条件を満たさないすべての出願について適用される。産業財産権庁への出願日は、該当する場合は、当該出願の不備が是正された日とする。

第 II 節 EU 商標

第 R717 条 9

EU 商標又は EU 商標出願は、産業財産権庁が EU 知的財産庁に宛てられた変更請求を受領した後直ちにフランス商標の出願に変更され、国内番号が割り当てられる。

(1) 請求人には、次の書類を提出するための期限が与えられる。

(a) 第 R712 条 3(1)に規定された登録願書

(b) 第 R712 条 3(2) (a)に基づく手数料の納付証明

(c) 該当する場合は、変更請求及び添付書類のフランス語への翻訳文

(d) 団体標章又は証明標章に関する場合は、標章の使用に適用される条件を定めた規約
請求人がその住所又は登録事務所を EU 加盟国又は欧州経済領域協定締約国内に有していない場合は、請求人は、同一期限までに、第 R712 条 2 の条件を満たす代理人を任命し、かつ、その代理人の名称及び宛先を産業財産権庁に届け出なければならない。

(2) 変更請求から生じた出願は、(1)にいう書類が所定の期限までに提出されなかった場合は、却下される。

(3) 変更請求から生じた出願が認容することができるものと認められた場合は、当該出願は、(1)にいう書類の産業財産権庁による受領後 6 週間以内に、産業財産権公報に公告される。当該公告において、法第 L717 条 5 第 3 段落の規定に従うことを条件として、関係人が 2 月以内に意見を表明する権利及び法第 L712 条 4-1 にいう者が同じ期間内に登録に異議を申し立てる権利への言及がなされる。

第 R717 条 10

変更請求から生じた国内商標の出願は、第 R712 条 9 から第 R712 条 23-1 までの条件に基づいて審査された後、登録され又は拒絶される。

第 R717 条 10-1

変更請求から生じる国内商標出願も、第 R712 条 23-2 に定められている条件において、審査され、かつ、登録又は拒絶される。

第 R717 条 11

法第 L717 条 4 に定められている EU 商標の手續及び主張は、司法組織法第 R211 条 7 に特定されている裁判所に提起される。

第 VIII 章 共通規定

第 I 節

第 R718 条 1

産業財産権庁により与えられる期限は、1 月以上 4 月以内でなければならない。

第 R718 条 2

期間が日で表示される場合は、当該期間の開始事由である行為、事象、決定又は通知が生じた日は算入しない。

期間が月又は年で表示される場合は、当該期間は、最終月又は最終年の、当該期間の開始事由である行為、事象、決定又は通知が生じた日と同じ日に満了する。同じ日が存在しない場合は、当該期間は、その月の末日に満了する。

期間が月及び日で表示される場合は、月及び日の順に算入する。

期間はすべてその末日の夜の 12 時に満了する。

通常において、土曜日、日曜日、祝祭日又は非就業日に満了する期間は、翌就業日まで延期される。

第 R718 条 3

如何なる通知も、以下のとおりなされた場合には、正式に与えられたものとみなされる。

(1) 産業財産権庁に提出された商標登録出願の最後の所有者か又は国内商標登録簿に登録された最後の所有者に対してなされた場合

(2) 法第 L712 条 2-1 に特定されている地方当局及び公共機関に対してなされた場合

(3) 上記自然人又は法人の代理人に対してなされた場合

通知の送付を受ける自然人又は法人が EU 加盟国又は欧州経済領域協定締約国に住所を有していない場合は、通知は、同人が産業財産権庁に対して任命した最後の代理人に宛ててなされた場合に適正になされたものとみなされることになる。

第 R718 条 4

本編において規定された通知は、配達通知付の書留郵便で行われる。

また書留郵便に代えて、産業財産権庁の敷地内における受領証と引換えの名宛人への手交又は産業財産権庁長官が特に郵送の安全を保証するために定めた方法による電子通信によっても、通知を行うことができる。

名宛人の宛先が不明である場合は、当該通知は、これを産業財産権公報に公告することにより行われる。

第 R718 条 5

本編に定められている産業財産権庁における手続に関する通信又は書類は、産業財産権庁長官の決定によって定められる条件において、産業財産権庁の本庁へ提出され又は郵送若しくは電子送信方式で送付される。提出日は、産業財産権庁の本庁における受領日とする。

産業財産権庁長官は、これらの書類の審査及び公告を促進できる方法となる場合には、電子

方式による提出を要請することができる。

産業財産権庁は、申請人に対して、長官の決定によって定められた何らかの適切な手段により、援助を施す。

本編に定められている手続に関する通信又は書類であって、国内商標登録簿に記載されている代理人以外の代理人が第1段落に定められた条件に基づいて産業財産権庁に提出したものは、正式でないものとみなされる。明示の指定がない場合には、この代理人は、開始された手続中に行われる事後通知により、登録簿に記載されている代理人に代替する。

第 II 節 経過規定

第 R718 条 6

商標が、2019 年 12 月 9 日布告 No. 2019-1316 の効力発生日前に、当該効力発生日に先立つ適用される版において、第 R712 条 25 に準拠して早期更新申請の対象となっている場合は、当該商標は、更新されるべき各商標について所定の手数料の納付証明を添付した単一の申立によって、その関連する提出書類と同時に更新することができる。

第 R718 条 7

2019 年 12 月 9 日布告 No. 2019-1316 の効力発生日前に出願された団体証明標章については、同布告から生じる版に先立つ版において、第 R715 条 1 及び第 R715 条 2 に引き続き準拠する。同布告の効力発生日から 1 年間は、当該標章の所有者は、産業財産権庁に対し、国内商標登録簿に次の記載を行うことを請求することができる：「団体証明標章」

同布告の効力発生日前に出願された団体標章については、同布告から生じる版に先立つ版において、第 R715 条 1 及び第 R715 条 2 に引き続き準拠する。同布告の効力発生日から 1 年間は、当該標章の所有者は、産業財産権庁に対し、国内商標登録簿に次の記載を行うことを請求することができる：「団体標章」

第 II 編 地理的表示

第 I 章 一般的な側面

単一節 工業製品及び手工芸品を保護する地理的表示

第 R721 条 1

(I) 承認又は承認された明細書の変更を求める申請及び当該申請に関連するすべての書類は、産業財産権庁長官の決定、法第 L712 条 4 に規定された保護管理組織又は第 R712 条 2 に規定されている条件を満たす代理人によって設定された規約及び条件に従って、電子的手段により、産業財産権庁へ送付される。出願日は、申請が産業財産権庁によって受領された日とする。

(II) 承認申請のファイルは、以下を含んでいなければならない。

- (1) 産業財産権庁長官の決定によって設定された条件で作成された承認申請
- (2) 保護管理組織の名称並びに郵便宛先及び電子メールアドレスと、その代理人のフルネーム
- (3) 法第 L721 条 7 に提示されている情報のすべてを含む地理的表示の草案明細書
- (4) 特に、法第 L721 条 4 の第 3 段落及び法第 L721 条 6(4) に定められている規則からみて、保護管理組織内の事業者の代表を評価するために使用できる情報の要素
- (5) 第 R411 条 17 に定められている納付証明
- (6) 該当する場合は、代理人の代理権

(III) 承認済み明細書の変更を求める申請のファイルは、(II)の(2)、(5)及び(6)に加えて、以下の情報を含んでいなければならない。

- (1) 産業財産権庁長官の決定によって設定された条件で作成された変更申請
- (2) 関係する承認済み地理的表示明細書の変更された要素
- (3) 特に、法第 L721 条 4 の第 3 段落及び法第 L721 条 6(4) に定められている規則からみて、保護管理組織内の事業者の代表を評価するために使用できる情報の要素、ただし、それらの要素が変更されている場合に限る。

(IV) 本条にいう申請の裏付けのうえで提出されるべき証拠書類は、産業財産権庁長官の決定によって特定される。

(V) 申請人と産業財産権庁との間で取り交わされるすべての通信は、電子的手段によって送信される。

第 R721 条 2

(I) 明細書の承認を求める申請の提出先である産業財産権庁は、その提出の受領書を、申請番号を付して、申請人の組織又はその代理人に送付する。

(II) 産業財産権庁は、(I)にいう申請の提出日から 2 月の期間内に、以下について申請人に通知する。

- (1) ファイルが完全なものである場合は、その完全なファイルの受領か
- (2) 又はファイルが不完全なものである場合は、不完全なファイルの受領の何れかについて後者の場合では、欠落した証拠書類を求める要求の通知を伴い、かつ、該当する場合は、第

R721 条 1 にいうファイルの諸要素を完全なものとする情報を求める要求の通知を伴う。申請人は、通知日から 1 月以内に、うえて、要求された書類を提出し、これに従わない場合は申請が認容できないものであると認定され、また、要求された追加的情報を提出しなければならず、これに従わない場合は申請が拒絶される。

これらの書類及び追加情報の受領から 1 月以内に、産業財産権庁は、申請人に対して、完全なファイルの受領を証明する通知を送付する。

(III) (II) に記載した条件において申請人が受領の通知を受けた完全なファイルは、同時に、技術的な基準及び規則並びに情報社会サービスに関する規則の分野における通知手続を設けている 1998 年 6 月 22 日の欧州議会・評議会指令 98/34/CE の規定に準拠する欧州委員会への通知のために、産業財産権担当大臣へ送付される。

(IV) 産業財産権庁は、(II) にいう完全なファイルの通知日から 1 月以内に、明細書の承認を求める申請を産業財産権公報に公告する。

(V) (I)、(II) 及び (IV) の規定は、承認済み明細書の変更を求める申請に適用される。(III) の規定は、法第 L721 条 7 の (1) から (5) まで及び (11) にいう情報に関する変更申請のみに適用される。

第 R721 条 3

(1) 法第 L721 条 3 (2) に定められている明細書の承認を求める申請にかかわる公開調査の開催は、第 R721 条 2 の (IV) にいう公告と同時に、産業財産権庁のウェブサイト上での電子形態並びに産業財産権公報及びフランス共和国の公報において公告される通知を行う。

この推薦は、以下も表示する。

(1) 調査が、公報における推薦の公告日から 2 月の期間の満了時点で、終了することになること

(2) この期間中、草案明細書について、産業財産権庁のウェブサイト上で電子的に諮問することができること

(3) この同一期間中、何人も、産業財産権庁長官の決定によって設定された規約及び条件に従って、意見を提出できること

(II) 公開調査は、承認済み明細書の変更を求める申請について (I) に定められている条件において、編成される。この調査は、変更請求する対象の明細書における情報のみに関するものである。

第 R721 条 4

(I) 産業財産権庁は、第 R721 条 3 (1) に定められた公開調査の開催にかかわる公告と同時に、法第 L721 条 3 (3) に定められた明細書の承認を求める申請に関する諮問を開催する。そのような諮問にかかわる規約及び条件は、産業財産権庁長官の決定によって定められる。諮問は、法第 L721 条 3 (3) にいう自然人又は法人に対する照会日から 2 月の期間の満了時点で、終了する。

法第 L721 条 3 にいう関係業界団体は、企業及び手工芸を代表する国内組織並びに第 R721 条 9 に定められている産業及び手工芸製品の遵守を評価する組織を代表する専門組織である。

(II) 諮問は、承認済み明細書の変更を求める申請について (I) に定められている条件において、編成される。この諮問は、変更請求する対象の明細書における情報のみに関するもので

ある。

第 R721 条 5

(I) 産業財産権庁は、公開調査及び諮問の要約を作成し、その要約は、産業財産権庁によって、当該公開調査及び諮問の結論及び推薦を添えて、諮問の終了から 2 月以内に、申請人に送付される。

申請人には、自身の意見を提出するために、これらの書類の受領から 2 月の期間が与えられる。

申請人は、必要な場合には、同一期間内に、明細書の承認を求める申請の範囲内で明細書の提示内容を改訂する又は明細書の変更を求める申請の範囲内で承認済み明細書の変更内容を改訂する自身の意向を述べることができる。

(II) (I) の最終段落にいう状況において、計画された改訂が法第 L721 条 7 の(1)から(6)までにいう要素に関するものである場合には、補正された明細書の要素のみに限定された新たな調査及び新たな諮問が、産業財産権庁によって編成される。

これらの改訂の受領日から 2 月以内に、当該新たな調査の開催通知が、第 R721 条 3 の(I)にいう型式で公告される。

産業財産権庁は、前段落に定められた新たな公開調査の開催通知の公告と同時に、補正された明細書の諸要素について新たな諮問を開催する。第 R721 条 4(I)第 2 段落及び第 3 段落の規定は、当該新たな諮問に対して適用可能であり、その規約及び条件は産業財産権庁長官の決定により特定される。

産業財産権庁は、新たな公開調査及び新たな諮問の要約を作成し、その要約は、諮問の終了から 2 月以内に、当該調査及び諮問の結論を添えて、申請人へ送付する。

この新たな公開調査及び新たな諮問の後では、申請人は、草案明細書及び承認済み明細書に対する訂正案をもち改訂できなくなる。ただし、所望の改訂が、当初の草案に戻すための目的を伴わないことを条件とする。

(III) (I) にいう公開調査及び諮問の要約は、申請人に対して意見を提出するために与えられた期間の満了時に、産業財産権庁のウェブサイト上に公告される。新たな公開調査及び新たな諮問が(II)に定められた条件において編成されている場合には、それらの要約は、申請人に対して意見を提出するために与えられた期間の満了時に、同ウェブサイト上に公告される。

第 R721 条 6

申請人には、第 R721 条 5(I) の第 2 段落及び(II)の第 4 段落に定められた意見提出期間の満了時から 2 月以内又は 1998 年 6 月 22 日の欧州議会・評議会指令 98/34/CE の第 9 条に定められた延長期間の満了日から 2 月以内に、明細書を承認する若しくはその承認を取り消す決定又は承認済み明細書の変更を承認する若しくは拒絶する決定について、産業財産権庁によって通知される。ただし、第 R721 条 2(III)に定められた移転及び／又はこれらの延長期間の満了日が、意見提出期間の満了日より遅い場合に限る。この 2 月の期間は、申請人に対して通知される説明を付した産業財産権庁長官による決定によって、最長 1 月の期間を延長することができる。

明細書を承認する決定は、通知が与えられる際には、承認番号を伴うものとされる。

第 R721 条 6-1

明白な決定が第 R721 条 6 にいう期間内に下されない場合には、明細書の承認又は変更を求める申請は拒絶されたものとみなされる。

第 R721 条 7

明細書の承認を撤回する決定の前に、産業財産権庁は、正式通知にかかわる報せを、保護管理組織に対して法第 L721 条 9 にいう監査作業又は明細書の遵守を保証する訂正措置の実施を編成することを許容する期間内における同庁の責務を遵守するために、当該組織に送付する。

承認を撤回する決定は、産業財産権庁によって、保護管理組織へ通知される。

第 R721 条 8

法第 L721 条 2 にいう地理的表示に特化したロゴは、産業財産権担当大臣及び手工芸担当大臣の共同によって定められる。事業者が保護管理組織の構成員であり、かつ、製品が地理的表示の承認済み明細書を遵守していることについて示すことを望む場合には、地理的表示の名称及び承認番号を添えたロゴを、製品、その包装又はそのラベルに付することができる。

第 R721 条 9

保護管理組織又は事業者による請求時に法第 L721 条 9 に定められた監査作業を調整する認定組織は、関係当事者から独立した第三者組織である。それらの職員は、遵守を評価する当該組織の責務を実施する際に、同組織の判断の独自性、同組織の公平性及び同組織の誠実性に対して影響を及ぼす可能性がある如何なる活動も実行してはならない。

承認済み明細書の遵守は、明細書を対象とする適格分野に関する認定組織の決定により運用可能と認められた認定申請を提出している検査組織又は証明組織によってのみ、監査を受けることができる。認定は、運用上の容認を支持する決定の場合には、通知日から 1 年以内に得られる。

認定組織は、ウェブサイト上で利用可能な認定された検査組織又は証明組織の更新リストを作成する。これらの組織は、保護管理組織に対して、当該組織の認定状況に対する如何なる変更も直ちに通知しなければならない。

その報告は、認定マーク又は認定に対する文章参照を含んでいなければならない。

第 R721 条 10

(I) 認定検査組織は、監査の完了から 1 月以内に、監査を受けた事業者及び保護管理組織に、監査報告書を送付する。

認定検査組織によって送付された報告書又は当該検査組織に対して注目が集められ、かつ、事業者が明細書を遵守していないことを設定するために使用されるその他の情報に基づいて、保護管理組織は、事業者に対して、特定の期間内に準拠することを求める。事業者は、保護管理組織に対して、その目的のために採る訂正措置について通知しなければならない。法第 L721 条 6(6)に準拠して事業者を除外する前に、保護管理組織は、当該事業者に対して、1 月未満ではあり得ない特定期間内に責務を遵守することを求める又は遵守しない場合

には、除外のリスクについて通知する正式な通知を送付する。

(II) 認定監査組織は、監査の完了から1月以内に、監査を受けた事業者に、監査報告書を送付する。

証明は、重大な不履行が証明組織によって設定された期間内に事業者によって訂正された後に、当該証明組織によってのみ、付与することができる。証明の決定は、事業者に送付される証明書において提示される。証明組織は、証明決定書の写しを保護管理組織に送付する。証明組織は、証明した事業者を監督する。重大な不履行が存在する場合には、証明組織は、事業者に対して、特定期間内に当該不履行を是正する旨の正式通知を送付する。

証明組織は、証明書が変更され又は証明が縮小され、終了され、停止され又は撤回される場合には、その旨を保護管理組織に通知する。証明が付与されないか、終了され、停止され又は撤回される場合には、保護管理組織は、法第L721条6(6)に従って、直ちに事業者を除外する。

(III) 本条の(I)及び(II)並びに該当する場合は、証明組織によって交付される証明書に詳述されている監査報告は、認定マーク又は認定に対する文章参照を含んでいなければならない。

(IV) 事業者によって採られた訂正措置に関して検査組織又は証明組織によって実施された監査結果、証明決定、証明変更及び証明の縮小、終了、停止又は撤回にかかわる情報は、産業財産権庁長官によって設定された期限までに、かつ、同長官によって設定された条件において、保護管理組織により、電子的に送信される。産業財産権庁は、監査報告と、請求され、かつ、適用された訂正措置と合致していることを立証しなければならない。

第 R721 条 11

通知は、以下のとおりなされる場合には、正式に発せられたものとみなされる。

(1) 法第L721条4に定められた地理的表示に関して、保護管理組織又は

(2) (1)にいう法人の代理人の何れかに対してなされる場合

通知の送付を受ける法人がEU加盟国又は欧州経済領域協定締約国に住所を有していない場合は、通知は、同人が産業財産権庁に対して任命した最後の代理人に宛ててなされた場合に適正になされたものとみなされることになる。

第 R721 条 12

第R718条2及び第R718条4に定められている規定は、本節に適用される。

第 II 章 訴訟

第 I 節 民事訴訟手続

第 R722 条 1

法第 L722 条 3 の最終段落に定められ、かつ、本案について民事訴訟又は刑事訴訟を提起するか又は共和国の検察官に対して主張を提出する申請人に付与される期間は、命令の日付から 20 就業日又はより長期となる場合には 31 暦日である。

第 R722 条 2

法第 L722 条 4 にいう記述的又は現実的な留置は、本案について事件を審理するための管轄権を有する裁判所の裁判長によって命令される。

裁判長は、執行官に対して、地理的表示の侵害の発生源、実体及び範囲を設定するために有用な認定をなす権限を付与することができる。

事業秘密が保護されることを保証するために、裁判長は、留置された書類が、商法第 R153 条 1 にいう条件において、仮預託に置かれるべきであることを自動的に命令することができる。

第 R722 条 3

申請人が保証金を設定することを条件として裁判官が留置を行った場合、その保証金は、留置が実施される前に設定されていなければならない。

執行官は、留置の実行に先だって、命令及び該当する場合は、保証金の設定を記録している証書の写しを、留置された又は記載した品目の所有者に対して交付しなければならず、これに従わない場合は無効となるか又は執行官に対する損害賠償請求が生じる。同一の所有者には、留置報告書の写しが与えられなければならない。

第 R722 条 4

法第 L722 条 4 の最終段落に定められ、かつ、本案について提起する申請人に付与される期間は、留置又は記載の日付から 20 就業日又はより長期となる場合には 31 暦日である。

第 R722 条 5

留置報告書からみて、裁判所の裁判長は、主張されている地理的表示の侵害行為の証拠を完全なものとするための何らかの措置を命令することができる。

第 R722 条 6

知的財産法第 L722 条 8 に準拠して地理的表示に関する手続を審理するための排他的な管轄権を有する裁判所の所在地及び管轄区域は、司法組織法第 D211 条 6-1 に添付の表 VI に従って設定される。

第 II 節 留置

第 R722 条 7

第 III 卷の第 III 編第 V 章の 2 は，第 VII 卷の第 II 編第 II 章の 2 に規定されている，地理的表示を侵害する虞のある商品を留置する税関の管理に適用される。

第 VIII 卷 マヨット、サンバルテルミー、サンピエールエミクロン、ウォリス・フツナ諸島、ニューカレドニア並びに南半球及び南極のフランス領に対する特別規定

第 R811 条 1

後記の第 R811 条 3 に定められた適合に従うことを条件として、以下は、ニューカレドニアで適用される。

(1) 第 R133 条 1, 第 R133 条 2(4) 及び第 R135 条 1 から第 R135 条 4 までを除く, 第 I 巻の規定

(2) 第 II 巻の規定

(3) 第 R326 条 1 から第 R326 条 7 までを除く, 第 III 巻の規定

第 R321 条 47 は, 2019 年 12 月 11 日布告 No. 2019-1333 から生じる版において, ウォリス・フツナ諸島で適用される。

(4) 第 R421 条 1 から第 R421 条 12 まで, 第 R422 条 1 から第 R422 条 66 まで, 第 R423 条 1 及び第 R423 条 2 を除く, 第 IV 巻の規定

(5) 第 R522 条 1 及び第 R717 条 11 並びに第 R512 条 2, 第 R512 条 3, 第 R512 条 13, 第 R512 条 15, 第 R513 条 1 及び第 R513 条 2 を除く, 第 V 巻の規定。ただし, 弁理士に関する内容のみに限る。

(6) 第 R612 条 2, 第 R612 条 38, 第 R613 条 25-1 から第 R613 条 25-4 まで, 第 R613 条 46, 第 R613 条 56 及び第 R613 条 58 を除く, 第 VI 巻の規定。ただし, 弁理士に関する内容のみに限る。

第 R411 条 25 は, 2019 年 12 月 11 日布告 No. 2019-1333 から生じる版において, ウォリス・フツナ諸島で適用される。

(7) 第 R712 条 2, 第 R712 条 13, 第 R712 条 14, 第 R712 条 21, 第 R712 条 24, 第 R714 条 4 及び第 R714 条 6 を除く, 第 VII 巻の規定。ただし, 弁理士に関する内容のみに限る。

ただし, 第 R613 条 63 は, 次のとおり読み替える。

第 R613 条 63 2005 年 7 月 26 日法律 No. 2005-842 に先立つ版において, 法第 L612 条 20 に定められた手数料の減額を求める申請は, 書面で, 産業財産権庁長官に提出されなければならない。

申請には, 非課税通知書又はそれと等価な裏付書類を添付しなければならない。申請に関しては, 理由を付した決定により, 決定が下される。当該決定は, 申請人に通知される。

申請が認められた場合は, 申請人は, 非課税通知書又はそれと等価な裏付書類を毎年提出することを条件として, 減額の利益を享受する。

第 R811 条 1-1

後記の第 R811 条 3 に定められた適合に従うことを条件として、以下は、ウォリス・フツナ諸島で適用される。

(1) 第 R133 条 1, 第 R133 条 2(4), 第 R135 条 1 から第 R135 条 4 までを除く, 第 I 巻の規定。第 R136 条 1 は, 2021 年 10 月 20 日布告 No. 2021-1369 から生じる文言により適用される。

第 R122 条 3, 第 R122 条 6, 第 R122 条 7, 第 R122 条 8, 第 R122 条 10, 第 R122 条 11, 第 R122 条 12, 第 R122 条 23 から第 R122 条 32 まで, 第 R134 条 3 から第 R134 条 9 まで, 第

R137 条 1 及び第 R138 条 1 は、2022 年 6 月 23 日布告 No. 2022-928 から生じる文言により適用される。

(2) 2017 年 3 月 15 日布告 No. 2017-338 から生じる版による第 II 巻の規定。

第 R211 条 2 及び第 R211 条 3 は、2022 年 6 月 23 日布告 No. 2022-928 から生じる文言により適用される。

(3) 第 R326-1 条から第 R326-7 条を除く、第 III 巻の規定。

第 R331 条 88, 第 R332 条 1 及び第 R343 条 2 は、2018 年 12 月 11 日布告 No. 2018-1126 から生じる版において適用される。

第 I 編の 2 の規定は、2021 年 4 月 29 日布告 No. 2021-539 から生じる文言により適用される。

第 R323 条 1, 第 R323 条 5, 第 R324 条 1, 第 R331 条 56, 第 R331 条 59, 第 R331 条 60, 第 R331 条 62 及び第 R331 条 74-1 は、2021 年 10 月 20 日布告 No. 2021-1369 から生じる文言により適用される。

第 R331 条 2 から第 R331 条 53 は、2021 年 12 月 27 日布告 No. 2021-1853 から生じる文言により適用される。

第 R321 条 4-1, 第 R321 条 29, 第 R328 条 1 から第 R328 条 8 まで, 第 R329 条 13 から第 R329 条 20 まで, 第 R341 条 2 及び第 R341 条 3 は、2022 年 6 月 23 日布告 No. 2022-928 から生じる文言により適用される。

(4) 下表右欄に記載された版において、同表左欄に掲げる第 IV 巻の規定

適用規定	対応規定
第 R411 条 1	規則 No. 2023-166 : 2023 年 3 月 7 日
第 R411 条 1-1 及び第 411 条 1-2	規則 No. 2007-280 : 2007 年 3 月 1 日
第 R411 条 1-4	規則 No. 2015-595 : 2015 年 6 月 2 日
第 R411 条 2	規則 No. 2004-199 : 2004 年 2 月 25 日
第 R411 条 3	規則 No. 2015-515 : 2015 年 5 月 7 日
第 R411 条 4	規則 No. 2004-199 : 2004 年 2 月 25 日
第 R411 条 5	規則 No. 2007-280 : 2007 年 3 月 1 日
第 R411 条 6	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R411 条 8 及び第 411 条 9	規則 No. 2012-1247 : 2012 年 11 月 7 日
第 R411 条 10 - 第 411 条 13	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R411 条 16	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R411 条 17	規則 No. 2023-166 : 2023 年 3 月 7 日
第 R411 条 18	規則 No. 2023-166 : 2023 年 3 月 7 日
第 R411 条 19	規則 No. 2019-1316 : 2019 年 12 月 9 日
第 R411 条 20 - 第 411 条 43	規則 No. 2019-1316 : 2019 年 12 月 9 日
第 R412 条 15 及び第 412 条 16	規則 No. 2014-731 : 2014 年 6 月 27 日
第 R412 条 17	規則 No. 2012-634 : 2012 年 5 月 3 日
第 R412 条 18 及び第 412 条 19	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 13 日
第 R412 条 20 及び第 412 条 21	規則 No. 2014-731 : 2014 年 6 月 27 日

(5) 第 R522 条 1 並びに第 R512 条 2, 第 R512 条 3, 第 R512 条 13, 第 R512 条 15, 第 R513 条 1 及び第 R513 条 2 を除く, 第 V 巻の規定。ただし, 弁理士に関する内容のみに限る。

第 R521 条 2 及び第 R521 条 5 は, 2018 年 12 月 11 日布告 No. 2018-1126 から生じる版において適用される。

(6) 次の条件に基づいて, 第 R612 条 2, 第 R612 条 38, 第 R613 条 25-1 から第 R613 条 25-4 まで, 第 R613 条 44, 第 R613 条 44-1, 第 R613 条 46, 第 R613 条 56 及び第 R613 条 58 を除く, 第 VI 巻の規定。ただし, 弁理士に関する内容のみに限る。

(a) 下表右欄に記載された文言において, 同表左欄に掲げる第 I 編の規定

適用規定	対応規定
第 R611 条 1 - 第 611 条 11	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R611 条 12	規則 No. 96-857 : 1996 年 10 月 2 日
第 R611 条 13 及び第 611 条 14	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R611 条 14-1	規則 No. 2009-645 : 2009 年 6 月 9 日
第 R611 条 15 - 第 611 条 18	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R611 条 19	規則 No. 2019-966 : 2019 年 9 月 18 日
第 R611 条 20	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R612 条 1	規則 No. 2014-650 : 2014 年 6 月 20 日
第 R612 条 2	規則 No. 2020-225 : 2020 年 3 月 6 日
第 R612 条 3	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R612 条 3-1 及び第 612 条 3-2	規則 No. 2020-15 : 2020 年 1 月 8 日
第 R612 条 4	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R612 条 5	規則 No. 2020-15 : 2020 年 1 月 8 日
第 R612 条 6	規則 No. 2007-280 : 2007 年 3 月 1 日
第 R612 条 7	規則 No. 2014-650 : 2014 年 6 月 20 日
第 R612 条 8 及び第 612 条 9	規則 No. 2008-1472 : 2008 年 12 月 30 日
第 R612 条 10	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R612 条 11	規則 No. 2008-1472 : 2008 年 12 月 30 日
第 R612 条 12 - 第 612 条 14	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R612 条 15	規則 No. 2004-199 : 2004 年 2 月 25 日
第 R612 条 16 及び第 612 条 17	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R612 条 17-1	規則 No. 2007-280 : 2007 年 3 月 1 日
第 R612 条 18 - 第 612 条 20	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R612 条 21	規則 No. 2020-15 : 2020 年 1 月 8 日
第 R612 条 22	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R612 条 24	規則 No. 2020-15 : 2020 年 1 月 8 日
第 R612 条 25	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R612 条 26 - 第 612 条 28	規則 No. 2022-196 : 2022 年 2 月 17 日
第 612 条 29	規則 No. 2020-15 : 2020 年 1 月 8 日

第 R612 条 30	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R612 条 31	規則 No. 2020-15 : 2020 年 1 月 8 日
第 R612 条 32 - 第 612 条 34	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R612 条 35 及び第 612 条 36	規則 No. 2004-199 : 2004 年 2 月 25 日
第 R612 条 37	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R612 条 37-1	規則 No. 2020-15 : 2020 年 1 月 8 日
第 R612 条 38	規則 No. 2007-731 : 2007 年 5 月 7 日
第 R612 条 39 及び第 612 条 39-1	規則 No. 2020-15 : 2020 年 1 月 8 日
第 R612 条 40	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R612 条 41	規則 No. 2004-199 : 2004 年 2 月 25 日
第 R612 条 42 - 第 612 条 44	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R612 条 45	規則 No. 2020-15 : 2020 年 1 月 8 日
第 R612 条 46 - 第 612 条 49	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R612 条 50	規則 No. 2008-1472 : 2008 年 12 月 30 日
第 R612 条 51 及び第 612 条 52	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R612 条 53 - 第 612 条 55	規則 No. 2020-15 : 2020 年 1 月 8 日
第 R612 条 56-1 及び第 612 条 57	規則 No. 2007-280 : 2007 年 3 月 1 日
第 R612 条 58 - 第 612 条 65	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R612 条 66	規則 No. 2004-199 : 2004 年 2 月 25 日
第 R612 条 67 - 第 612 条 70	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R612 条 70-1 及び第 612 条 70-2	規則 No. 2015-1436 : 2015 年 11 月 6 日
第 R612 条 71	規則 No. 2004-199 : 2004 年 2 月 25 日
第 R612 条 72	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R612 条 73 及び第 612 条 73-1	規則 No. 2020-225 : 2020 年 3 月 6 日
第 R612 条 73-2	規則 No. 2015-1436 : 2015 年 11 月 6 日
第 R612 条 73-3	規則 No. 2020-225 : 2020 年 3 月 6 日
第 R612 条 74	規則 No. 2004-199 : 2004 年 2 月 25 日
第 R612 条 75	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R613 条 4 - 第 613 条 9	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R613 条 10	規則 No. 2012-597 : 2012 年 4 月 27 日
第 R613 条 11 - 第 613 条 25	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R613 条 25-1 - 第 613 条 25-3	規則 No. 2008-625 : 2008 年 6 月 27 日
第 R613 条 25-4	規則 No. 2012-597 : 2012 年 4 月 27 日
第 R613 条 26 - 第 613 条 33	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R613 条 34 - 第 613 条 37	規則 No. 2020-15 : 2020 年 1 月 8 日
第 R613 条 38 - 第 613 条 41	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R613 条 42	規則 No. 2022-196 : 2022 年 2 月 17 日
第 R613 条 43	規則 No. 2008-1472 : 2008 年 12 月 30 日
第 R613 条 43-1 - 第 613 条 45	規則 No. 2020-225 : 2020 年 3 月 6 日

第 R613 条 45-1	規則 No. 2015-1436 : 2015 年 11 月 6 日
第 R613 条 45-2	規則 No. 2015-511 : 2015 年 5 月 7 日
第 R613 条 45-3	規則 No. 2020-225 : 2020 年 3 月 6 日
第 R613 条 46	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R613 条 47	規則 No. 2004-199 : 2004 年 2 月 25 日
第 R613 条 48	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R613 条 49 及び第 613 条 49-1	規則 No. 2015-511 : 2015 年 5 月 7 日
第 R613 条 50	規則 No. 2008-1472 : 2008 年 12 月 30 日
第 R613 条 51	規則 No. 2004-199 : 2004 年 2 月 25 日
第 R613 条 52 - 第 613 条 52-2	規則 No. 2015-1436 : 2015 年 11 月 6 日
第 R613 条 53	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R613 条 54	規則 No. 2004-199 : 2004 年 2 月 25 日
第 R613 条 55	規則 No. 2007-731 : 2007 年 5 月 7 日
第 R613 条 56	規則 No. 2004-199 : 2004 年 2 月 25 日
第 R613 条 57	規則 No. 2007-731 : 2007 年 5 月 7 日
第 R613 条 58	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R613 条 58-1 及び第 613 条 58-2	規則 No. 2015-1436 : 2015 年 11 月 6 日
第 R613 条 59 - 第 613 条 62	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R613 条 63	規則 No. 2020-225 : 2020 年 3 月 6 日
第 R614 条 1	規則 No. 2014-650 : 2014 年 6 月 20 日
第 R614 条 4	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R614 条 5	規則 No. 2007-280 : 2007 年 3 月 1 日
第 R614 条 6 及び第 614 条 7	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R614 条 11 - 第 614 条 13	規則 No. 2008-625 : 2008 年 6 月 27 日
第 R614 条 14 - 第 614 条 17	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R614 条 18	規則 No. 2008-625 : 2008 年 6 月 27 日
第 R614 条 19 及び第 614 条 20	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R614 条 21	規則 No. 2014-650 : 2014 年 6 月 20 日
第 R614 条 23	規則 No. 2004-199 : 2004 年 2 月 25 日
第 R614 条 24	規則 No. 2014-650 : 2014 年 6 月 20 日
第 R614 条 25 及び第 614 条 26	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R614 条 27 及び第 614 条 29	規則 No. 2007-280 : 2007 年 3 月 1 日
第 R614 条 31 - 第 614 条 35	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R614 条 36 及び第 614 条 37	規則 No. 2015-427 : 2015 年 4 月 15 日
第 R615 条 1	規則 No. 2014-1550 : 2014 年 12 月 19 日
第 R615 条 2	規則 No. 2019-966 : 2019 年 9 月 18 日
第 R615 条 2-1 及び第 615 条 3	規則 No. 2008-624 : 2008 年 6 月 27 日
第 R615 条 4	規則 No. 2018-1126 : 2018 年 12 月 11 日
第 R615 条 5	規則 No. 2004-199 : 2004 年 2 月 25 日

第 R615 条 6	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R615 条 7	規則 No. 2020-15 : 2020 年 1 月 8 日
第 R615 条 8 - 第 615 条 29	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R615 条 30	規則 No. 96-857 : 1996 年 10 月 2 日
第 R615 条 31	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R616 条 1	規則 No. 2007-280 : 2007 年 3 月 1 日
第 R616 条 2	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R616 条 3	規則 No. 2020-15 : 2020 年 1 月 8 日
第 R617 条 1	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R617 条 2	規則 No. 2008-1472 : 2008 年 12 月 30 日
第 R618 条 1	規則 No. 2004-199 : 2004 年 2 月 25 日
第 R618 条 2	規則 No. 2020-225 : 2020 年 3 月 6 日
第 R618 条 3	規則 No. 2008-1472 : 2008 年 12 月 30 日
第 R618 条 4	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R618 条 5 及び第 618 条 6	規則 No. 2014-650 : 2014 年 6 月 20 日

ただし、第 R613 条 63 は、次のとおり読み替える。

「第 R613 条 63 :

2005 年 7 月 26 日法律 No. 2005-842 に先立つ版において、法第 L612 条 20 に定められた手数料の減額を求める申請は、書面で、産業財産権庁長官に提出されなければならない。

申請には、非課税通知書又はそれと等価な裏付書類を添付しなければならない。申請に関しては、理由を付した決定により、決定が下される。当該決定は、申請人に通知される。

申請が認められた場合は、申請人は、非課税通知書又はそれと等価な裏付書類を毎年提出することを条件として、減額の利益を享受する。」

(b) 第 II 編の規定

第 R623 条 51 及び第 R623 条 53-1 は、2019 年 9 月 18 日布告 No. 2019-966 から生じる版において適用される。

第 R623 条 6 及び第 R623 条 58 は、2019 年 12 月 9 日布告 No. 2019-1316 から生じる版において適用される。

第 R623 条 43, 第 R623 条 45 及び第 R623 条 46 は、2020 年 1 月 8 日布告 No. 2020-15 から生じる版において適用される。

(7) 次の条件に基づいて、第 R712 条 2, 第 R712 条 3, 第 R712 条 13, 第 R712 条 14, 第 R712 条 21, 第 R714 条 4, 第 R714 条 4-1, 第 R714 条 6, 第 R716 条 1 及び第 R716 条 2 を除く、第 VII 卷第 I 編の規定。ただし、弁理士に関する内容のみに限る。

(a) 下表右欄に記載された文言において、同表左欄に掲げる第 I 編の規定

適用規定	対応規定
第 R711 条 1	規則 No. 2019-1316 : 2019 年 12 月 9 日
第 R712 条 1	規則 No. 2014-650 : 2014 年 6 月 20 日
第 R712 条 2 - 第 712 条 3-1	規則 No. 2019-1316 : 2019 年 12 月 9 日

第 R712 条 4	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R712 条 5	規則 No. 2019-1316 : 2019 年 12 月 9 日
第 R712 条 6	規則 No. 2004-199 : 2004 年 2 月 25 日
第 R712 条 7	規則 No. 2007-280 : 2007 年 3 月 1 日
第 R712 条 8	規則 No. 2019-1316 : 2019 年 12 月 9 日
第 R712 条 9	規則 No. 95-385 : 1995 年 4 月 10 日
第 R712 条 10	規則 No. 2019-1316 : 2019 年 12 月 9 日
第 R712 条 11	規則 No. 2004-199 : 2004 年 2 月 25 日
第 R712 条 12 - 第 712 条 19	規則 No. 2019-1316 : 2019 年 12 月 9 日
第 R712 条 20	規則 No. 2004-199 : 2004 年 2 月 25 日
第 R712 条 21	規則 No. 2019-1316 : 2019 年 12 月 9 日
第 R712 条 23	規則 No. 2004-199 : 2004 年 2 月 25 日
第 R712 条 23-1	規則 No. 2015-1436 : 2015 年 11 月 6 日
第 R712 条 23-2	規則 No. 2015-511 : 2015 年 5 月 7 日
第 R712 条 24	規則 No. 2019-1316 : 2019 年 12 月 9 日
第 R712 条 24-1	規則 No. 2015-1436 : 2015 年 11 月 6 日
第 R712 条 24-2	規則 No. 2015-511 : 2015 年 5 月 7 日
第 R712 条 26 - 第 712 条 28-2	規則 No. 2019-1316 : 2019 年 12 月 9 日
第 R714 条 1 - 第 714 条 1-2	規則 No. 2015-1436 : 2015 年 11 月 6 日
第 R714 条 2	規則 No. 2019-1316 : 2019 年 12 月 9 日
第 R714 条 3	規則 No. 2004-199 : 2004 年 2 月 25 日
第 R714 条 4 及び第 714 条 4-1	規則 No. 2019-1316 : 2019 年 12 月 9 日
第 R714 条 5	規則 No. 2004-199 : 2004 年 2 月 25 日
第 R714 条 6	規則 No. 2019-1316 : 2019 年 12 月 9 日
第 R714 条 7	規則 No. 2004-199 : 2004 年 2 月 25 日
第 R714 条 7-1 及び第 714 条 7-2	規則 No. 2019-1316 : 2019 年 12 月 9 日
第 R714 条 8 及び第 714 条 9	規則 No. 2004-199 : 2004 年 2 月 25 日
第 R715 条 1 及び第 715 条 2	規則 No. 2019-1316 : 2019 年 12 月 9 日
第 R716 条 1 - 第 716 条 22	規則 No. 2019-1316 : 2019 年 12 月 9 日
第 R717 条 1	規則 No. 2019-1316 : 2019 年 12 月 9 日
第 R717 条 1-1	規則 No. 2015-1436 : 2015 年 11 月 6 日
第 R717 条 2	規則 No. 2019-1316 : 2019 年 12 月 9 日
第 R717 条 3	規則 No. 2008-1472 : 2008 年 12 月 30 日
第 R717 条 4	規則 No. 2019-1316 : 2019 年 12 月 9 日
第 R717 条 5	規則 No. 2008-1472 : 2008 年 12 月 30 日
第 R717 条 6 及び第 717 条 7	規則 No. 2002-215 : 2002 年 2 月 18 日
第 R717 条 8	規則 No. 2014-650 : 2014 年 6 月 20 日
第 R717 条 9	規則 No. 2019-1316 : 2019 年 12 月 9 日
第 R717 条 10 及び第 R717 条 10-1	規則 No. 2015-1436 : 2015 年 11 月 6 日

第 R717 条 11	規則 No. 2019-1316 : 2019 年 12 月 9 日
第 R718 条 1	規則 No. 2019-1316 : 2019 年 12 月 9 日
第 R718 条 2	規則 No. 2008-1472 : 2008 年 12 月 30 日
第 R718 条 3	規則 No. 2015-595 : 2015 年 6 月 2 日
第 R718 条 4	規則 No. 2004-199 : 2004 年 2 月 25 日
第 R718 条 5 - 第 718 条 7	規則 No. 2019-1316 : 2019 年 12 月 9 日

(b) 第 II 編の規定

第 R722 条 2 及び第 R722 条 5 は、2018 年 12 月 11 日布告 No. 2018-1126 から生じる版において適用される。

第 R811 条 1-2

本章に規定された適合に従うことを条件として、次の規定は、ウォリス・フツナ諸島で適用される。

(1) 下表右欄に記載された版において、同表左欄に掲げる第 IV 巻の規定

適用規定	対応規定
第 D411 条 1-3	規則 No. 2020-119 : 2020 年 2 月 12 日
第 D411 条 19-2	規則 No. 2020-225 : 2020 年 3 月 6 日
第 D412 条 7 - D412 条 13	規則 No. 2014-731 : 2014 年 6 月 27 日

(2) 下表右欄に記載された版において、同表左欄に掲げる第 VII 巻第 I 編の規定

適用規定	対応規定
第 D712 条 29	規則 No. 2015-671 : 2015 年 6 月 15 日
第 D712 条 30	規則 No. 2019-1316 : 2019 年 12 月 9 日

第 R811 条 2

後記の第 R811 条 3 に定められた適合に従うことを条件として、本規則の規定は、第 R133 条 1、第 R133 条 2、第 R326 条 1、第 R326 条 2、第 R522 条 1 及び第 R613 条 25-1 から第 R613 条 25-4 までを除き、マヨットで適用される。

マヨットにおける本規則の適用については、以下の用語の読替がなされる。

- (a) 「地域圏」及び「県」が、「マヨット」と読み替えられること
- (b) 「控訴院」が、「マムーズー控訴部」と読み替えられること

第 R811 条 3

後記の第 R811 条 3 に定められた適合に従うことを条件として、以下は、南半球及び南極のフランス領で適用される。

(1) 第 R133 条 1、第 R133 条 2(4)及び第 R135 条 1 から第 R135 条 4 を除く、第 I 巻の規定。第 R136 条 1 は、2021 年 10 月 20 日布告 No. 2021-1369 から生じる文言において適用され

る。

(2) 第 II 巻の規定。

(3) 第 R326 条 1 から第 R326 条 7 までを除く、第 III 巻の規定。

第 R323 条 1, 第 R323 条 5, 第 R324 条 1, 第 R331 条 32-1, 第 R331 条 56, 第 R331 条 59, 第 R331 条 60, 第 R331 条 62 及び第 R331 条 74(2)は, 2021 年 10 月 20 日布告 No. 2021-1369 から生じる文言において適用される。

(4) 第 R421 条 1 から第 R421 条 12 まで, 第 R422 条 1 から 第 R422 条 66 まで, 第 R423 条 1 及び第 R423 条 2 を除く, 第 IV 巻の規定。

(5) 第 R522 条 1 及び第 R512 条 2, 第 R512 条 3, 第 R512 条 13, 第 R512 条 15, 第 R513 条 1 及び第 R513 条 2 を除く, 第 V 巻の規定。ただし, 弁理士に関する内容のみに限る。

(6) 第 R612 条 2, 第 R612 条 38, 第 R613 条 25-1 から第 R613 条 25-4 まで, 第 R613 条 44, 第 R613 条 44-1, 第 R613 条 46, 第 R613 条 56 及び第 R613 条 58 を除く, 第 VI 巻の規定。ただし, 弁理士に関する内容のみに限る。

ただし, 南半球及び南極のフランス領における適用については, 法第 L613 条 63 は, 次のとおり読み替える。

「第 R613 条 63 2005 年 7 月 26 日法律 No. 2005-842 に先立つ版において, 法第 L612 条 20 に定められた手数料の減額を求める申請は, 書面で, 産業財産権庁長官に提出されなければならない。

申請には, 非課税通知書又はそれと等価な裏付書類を添付しなければならない。申請に関しては, 理由を付した決定により, 決定が下される。当該決定は, 申請人に通知される。

申請が認められた場合は, 申請人は, 非課税通知書又はそれと等価な裏付書類を毎年提出することを条件として, 減額の利益を享受する。」

第 R612-26 から第 R612-28 まで及び第 R613-42 条は, 2022 年 2 月 17 日の政令 No. 2022-196 に基づく文言で適用される。

(7) 第 R717 条 11 並びに第 R712 条 2, 第 R712 条 3, 第 R712 条 13, 第 R712 条 14, 第 R712 条 21, 第 R714 条 4, 第 R714 条 4-1, 第 R714 条 6, 第 R716 条 1 及び第 R716 条 2 を除く, 第 VII 巻の規定。ただし, 弁理士に関する内容のみに限る。

第 R811 条 4

海外領域における本規則及び本規則により適用される規定の適用については, 以下の用語の読替がなされる。

- － 「高等裁判所」が, 「裁判所」と読み替えられること
- － 「地域圏」が, 「領域」と読み替えられ, また, マヨットに関して, 「県の地方当局」と読み替えられること
- － 「控訴院」が, 「上級控訴院」と読み替えられ, また, マヨットに関して, 「警視」が, 「司法警察官」と読み替えられること
- － 「商事裁判所」が, マヨットに関して「商事事件における管轄権を有する裁判所」と読み替えられ, また, ニューカレドニア, フランス領ポリネシア及びウォリス・フツナ諸島の領域に関して「合同商事裁判所」と読み替えられること

海外準県への本規則の適用については, 関税法に関する言及が, 同じ目的で, これらの準県に適用される関税法に関する言及と読み替えられる。